

ISSN0549-365X

日本経済政策学会編

日本の社会経済システム
— 21世紀に向けての展望 —

日本経済政策学会年報XLII

1994



日本経済政策学会編
勁草書房発売

日本経済政策学会編

日本の社会経済システム

— 21世紀に向けての展望 —

日本経済政策学会年報XLII

1994



日本経済政策学会編

勁草書房発売

本年度共通論題

『日本の社会経済システム——二一世紀に向けての展望——』

日本経済政策学会は第五十回全国大会を、平成五年五月二九日（土）、三十日（日）の二日間にわたって、慶應義塾大学湘南藤沢キャンパスで開催した。

第五十回大会の共通論題は、記念すべき大会にふさわしいものである必要があった。このため、本大会の共通論題と報告内容の設定については、とりわけ慎重かつ真剣な検討が行われた。そこで、本会の共通認識は、日本経済政策学会が第五十回大会を迎える現在は、国際的な経済体制の変貌とあいまって、過去半世紀の日本の社会経済システムが大きく変化を遂げようとしている時期であるというものであった。また、来るべき二一世紀へ向けての政策的諸課題への展望と指針を明らかにすることが日本経済政策学会に課せられた使命であるといふことも本学会員に共通した認識であったと考えられる。

検討の結果採択された共通論題、『日本の社会経済システム——二一世紀に向けての展望——』の下に、重要でかつ包括的なサブ・テーマとして以下の三テーマが設定された。

(一) 「マクロ経済システムの展望—分配問題を中心とした」

(二) 「ミクロ経済システムの構築」

(三) 「新しい社会経済システムの構築」

プログラム委員会としては、各報告にはそれぞれの問題について現時点での望み得る最適の報告者を得られたものと確信している。

共通論題に関する問題提起および三報告の内容については、植草益副会長による要約が掲載されているので、これをご覧いただきたい。報告全文は、学会の五十年を記念して刊行される論文集に収録される予定である。

また、準共通論題としては特にテーマを設定せず、自由論題報告として寄せられたものから共通論題と深く関連する報告を選択する方針をとったが、三報告に限定された共通論題報告を補う役割を持つ内容の報告が数多く行われた。

なお、自由論題については、今大会では例年に増して多くの報告希望が寄せられ充実したものとなつた。本年報は、結果

として準共通論題および自由論題報告を中心に編集されているが、多くの報告が大会の共通論題の範囲にふさわしいもので
あつたことを報告しておきたい。
今大会の共通論題に込められた問題意識や諸課題は次年度の第五十一回大会でも引き続き議論される予定である。今大会の
成果を踏まえ、より充実した内容のものとなることを期待したい。

一九九四年三月

第五十回全国大会プログラム委員会

目 次

本年度共通論題『日本の社会経済システム——二十一世紀に向けての展望——』

第五十回全国大会共通論題プログラム委員会 1

〈共通論題〉

共通論題報告の要約

総括

〈準共通論題〉

現代社会の変容と個人および家庭への経済政策

寄付活動に基づく準公共財・サービス供給

—民間非営利セクターの育成と利他主義—

経済政策レジームのシフトと消費者行動

新しい企業システム

日本型フレキシビリティの構造

—日本型フレキシビリティの未来に向けて—

日本の政治経済の宗教的基礎

植木博 19
野尻武敏 16
加藤寛之 7

植草益 7

鈴木博 19

山田太門 24

羽森茂之 33

首藤信彦 36

十名直喜 41

植松忠博 46

〈自由論題〉

- アメリカの環境政策における取引の利用 新澤秀則 51
 最適環境制御における環境保全投資問題 岩谷禎久 56
 環境費用の内部化とこれからの環境管理の方向 西嶋洋一 61
 —低硫黄化対策の事例に学ぶ—

環境税のパブリック・アクセプタンス 横山彰 65

水資源開発プロジェクトの環境サステイナビリティ条件 仲上健一 69

通産省が二一世紀に向けて模索する「新産業政策」 川北隆雄 74

大型店舗と中小店舗群の競争構造の計量分析 細野助博 79

アメリカにおける略奪的価格設定の規制について 小川敏明 84

航空輸送業国内主要三社の費用構造 衣笠達夫 88

短期金融市場の国際化と残存規制問題 今野昌信 92

旧東ドイツ国営企業の民営化政策 大西健夫 95

モダン・オーストリアンの市場プロセス。アプローチ 中村秀一 99

—「カタラクシー的効率性」の概念をめぐって— 塚原康博 108

年金政策と年金意識 ——ヴィネット調査による年金給付関数の推計— 塚原康博 108

高齢者家計における遺産行動の実証分析 駒村康平 112

高齢化社会と年金財政 松丹本羽安春司喜 117

—年金ジャンル別の計量予測(再吟味的シミュレーション)— 権丈善一 121

日本の医療供給政策と看護労働力 田村貞雄 126

地域主権的中央制御の経済政策システム 中西克彦 131

—日本型地域包括医療システムをモデルとして— 木下武人 135

産業政策として見た私立大学政策 柳川隆 142

政策国際化と技術移転 前川俊一 150

公的研究投資と技術革新 馬場正弘 138

イノベーションと特許ライセンス制度の経済厚生分析 柳川隆 142

職業別労働市場と内部労働市場 村上由紀子 146

情報処理技術者のケース 坂本忠次 155

通常の所得税の存在を考慮した土地譲渡所得税の効果 前川俊一 150

高速交通体系としての架橋の経済効果 柳川隆 142

—瀬戸大橋架橋と事前・事後評価の必要性— 伊藤幸雄 159

日本経済における中央・地域政府階層的財政構造下での最適安定化政策 伊藤幸雄 159

〈書評〉

村上泰亮著『反古典の政治経済学—上・下』.....新野幸次郎.....168

水野朝夫著『日本の失業行動』.....兼清弘之.....170

赤澤昭三著『経済政策と公企業』.....遠山嘉博.....172

西村嵩夫著『中国経済研究』.....施昭雄.....174

学会記事Summaryiv176

学会紹介（英文）.....

〈共通論題〉

共通論題報告の要約

はじめに

例年の日本経済政策学会年報においては、共通論題について各報告者の報告および予定討論者のコメントが年報の冒頭に掲載されるが、本年はその要約のみを掲載することになった。これは次の理由による。本年の大会は五〇周年記念大会となつたので、その記念行事として、本年および来年の大会の共通論題報告に加えて、準共通論題および自由論題の報告のなかから優秀論文を選定して、本刊刊行することになった。そこで、本との重複を避けて、本年の共通論題についてはプログラム・ミッティーの植草が各報告を要約し、それを掲載することになったのである。

本年の共通論題は、「日本の社会経済システム——二一世紀に向けての展望——」であつて、報告題目、報告者および予定討論者は

左記の通りである。
一、日本の社会経済システム 報告者 植草 益 （東京大学）
——問題提起——
二、マクロ絏済システムの展望

——分配問題を中心とした——

植草 益

（東京大学）

——分配問題を中心とした——

島田晴雄

（慶應義塾大学）

報告者 島田晴雄

（慶應義塾大学）

三、ミクロ経済システムの展望

報告者 尾上久雄

（滋賀大学）

討論者 尾上久雄

（滋賀大学）

四、新しい社会経済システムの構築

報告者 新庄浩二

（神戸大学）

討論者 鶴田俊正

（神戸大学）

——日本のシステムと政策体系——

報告者 正村公宏

（専修大学）

討論者 新野幸次郎

（神戸大学）

一 植草益「日本の社会経済

システム——問題提起——」

植草報告は、日本経済政策学会五〇周年記念大会において「日本の社会経済システム——二一世紀に向けての展望——」を共通論題として選んだ理由をまず述べ、さらに共通論題における報告や討論が全体的に統一・体系化されたために、社会経済システムという用

語の意味内容とこの主題に向けて研究されるべき主要テーマを解説した報告である。

日本の社会経済システムはいま大きく変化しようとしている。それは、科学技術の発達とその高度利用、国民所得の高度化、経済の国際化、国民意識の多様化などの国内的要因ばかりでなく、国際的にみても日本自身が大国として西欧諸国、東南アジア諸国、その他多くの国々に大きな影響をもつて至り、さらにソ連、東欧諸国の崩壊、ECの成立などの経済体制が変化するという背景によつている。このような背景のなかで最近では「生産者優位から消費者優位へ」、「直接規制からルール型規制へ」、「企業中心社会から脱企業社会へ」、「閉鎖的組織から開放的組織へ」、「環境重視の社会経済システムへ」、「自民党一党支配政治から政権交代可能な複数政党政治へ」、「対米追随外交から世界を指導する理念をもった外交へ」など、日本の社会・経済・政治システムの転換の必要性や必然性を主張する論調が多い。はたしてそれらがどれだけの妥当性をもち、また先見性や変革の構想力をもっているかは必ずしも明らかではないが、日本の社会・経済・政治システムの変化を示唆する内容をもつてすることは確かである。そこで日本経済政策学会としては、経済ばかりでなく社会、政治をも含めて、社会経済システム全体の変化の方向を二一世紀に向けて展望することが不可欠と考え、共通論題として「日本の社会経済システム——二一世紀に向けての展望——」を選んだのである。

ここでシステムとは、システム工学や社会システム論を援用して、 N 個の要素が有機的に組み合わされた仕組み」と定義し、社会経

済システム全体について今後の方針を展望している。より具体的な内容は以下の通りである。

二 島田晴雄「マクロ経済システムの展望——分配問題を中心にして——」

島田報告は、日本の経済社会の主要なメガトレンドの変化の方向を明らかにし、これを踏まえてマクロ経済システムの機能と成果、その問題点と政策対応のあり方などについて論じたものである。二一世紀に向けての展望を得るために、マクロ経済システムを投資・消費システム、分配システム、金融システム、財政システム、对外経済システムなどを包括するものとしてとらえて、幅広い考察を加えている。

日本の経済社会の変化を特徴づけるメガトレンドとして、(1)人口・労働力の変化、(2)経済成長・生産性の変化、(3)生産重視から生活重視への変化、(4)フローからストックへのウェイトの変化、(5)貿易から対外直接投資への変化を挙げ、これらの変化の過程と今後の方針について概ね以下のように分析している。

(1) 人口・労働力の変化。出生率の低下が人口構造の急速な高齢化と労働力（若年労働力）の減少をもたらすことが予測されるが、こうした変化について、「人口と労働力の面で、これまで数十年間の日本経済を支えた環境条件がほとんど正反対に変わることを意味している」としている。

(2) 経済成長・生産性の変化。労働力の減少、高齢化に伴う貯蓄

率の低下、地球環境保全の必要性、技術革新による生産性向上の相対的低落などが予測されるところから、将来においては年率2%程度の緩慢な成長に落ち着くものと見通している。

(3) 生産重視から生活重視への変化。これまで数十年間、資源分配の重点も政策の重点も生産力を強化することに注がれ、その結果、日本の工業生産力は強化され、国際競争力もめざましく強化されるという成果を実現したが、今後は「生活を豊かにする」という方向に資源配分も政策上の努力もより向けられてゆく必然性が大きいように思われる」という。その理由として、国内的には工業生産力の強化に比べて生活内容の充実が相対的に立ち遅れていることが、多くの人々にとって強く感じられるようになってきている点、国際的にもこれまでの生産力の拡大戦略を追求することが困難になってきている点が挙げられている。こうした認識から、「国内ならびに国際的な要請に応える新たな戦略の基本は生活インフラならびに生活内容の充実であろう」との見解を示している。

(4) フローからストックへの変化。経済成長の過程は、企業や家計における資産蓄積が進展する過程でもあつた。これまでの経済成長の成果として、物的資産、金融資産、土地資産、人的資本などの資産が企業や家計に蓄積された結果、これらの資産のストックをいかに適切に活用するかが、企業や家計の行動、国の政策立案の上で課題となつてきている点が指摘されている。この点に関して「国の経済政策の次元ではストックの活用と管理については総合的な政策の思想も枠組みもそして手段も整備されているとはいひ難い」とし、ストックの適切な活用と管理はこれから最重要的な政策課題になる

との認識を示している。

(5) 貿易から対外直接投資への変化。日本の輸出主導による経済発展については「見事な成功を収めたもの」と評価するとともに、それは基本的な戦略としての歴史的役割を終えたとする。輸出に代わる対外直接投資の進展は不可避であると同時に望ましい展開であるという。すなわち、対外直接投資は、国内生産における制約の強まりや国際共存上の要請に応えるものであるほか、その収益が将来日本に還元されるという長期的なメリットが期待できるものであると評価している。後者の点について、「海外からの収益還元は、高齢化の進展する日本の経済社会が依存し得る有力な収入源であり日本本の長期戦略としてきわめて重要な意義を持つものといえる」としている。

このようなメガトレンンドの変化の下で、日本のマクロ経済システムがどのように機能し、いかなる成果を挙げてきたか、またどのような問題があり、これに政策的にいかに対応すべきかなどの点が、「マクロ経済システムと日本の課題」において考察されている。考察は、(1)開発経済戦略とマクロ経済システム (2)成功のアイロニー・経済大国と生活小国との矛盾、(3)高齢化とストックの活用、の三つのサブテーマに即して展開されているが、その要旨は概ね以下の通りである。

(1) 開発経済戦略とマクロ経済システム。第二次大戦後の日本の経済戦略は、「開発経済戦略」であり、そのマクロ経済システムは、「生産インフラの充実をつうじて輸出競争力を強め、一方でペイの拡大をはかりながら、他方では二重経済構造を活用して完全雇用を

(2) 成功のアイロニー・経済大国と生活小国との矛盾。日本の開発経済戦略に即したマクロ経済システムは、先進国へ移行するにつれて国内的にも対外的にも「矛盾もしくは課題を生むことになった」という。国内的には、国民の実質生活内容が名目所得の上昇に見合って改善されないと、いう矛盾であり、対外的には構造的な貿易不均衡が定着するという問題であるとする。これらの矛盾、課題への対応策として、国内市場の対外的開放、規制と保護の緩和、国内消費財・サービス産業の合理化・近代化による生産性の向上といった点が強調されている。とくに生活の豊かさを実現するための課題について、(1)労働時間の短縮、(2)生計費の引き下げ（消費財・サービス価格の引き下げ）、(3)住宅・土地問題の改善、の必要性とその具体的な政策的対応のあり方を考察している。

(3) 高齢化とストックの活用。高齢化とストック化が同時に進行する日本の経済社会の構造的変化について次のような考察が加えられている。すなわち、高齢化、成長の鈍化、海外投資の重要性の増大などの変化が進展するなかで、(1)長期的な財政戦略、(2)高齢化に對処するストックの活用戦略、(3)創造的技術開発力を高めるための戦略、(4)国際社会における受容を確保するための戦略が求められているという。(1)では、将来の高齢化社会に備えた人的資本や社会資本の充実・整備に財政資源を優先的に投入することが重要であるとしている。(2)については、土地資産の価値をフロー化して高齢化の社会的、私的費用の負担に充当するメカニズムの整備などの必要性が指摘されている。また(3)については、創造的付加価値の高い商品を創り出せる人材、企業システム、社会基盤の整備の必要性を挙げ

実現し、しかも結果として所得分配の平準化を達成するという発展志向型の経済戦略としては見事に成功したシステムであったたといふことができよう」との総括的評価を加えている。

「開発経済戦略」の下で輸出主導型の経済成長が選択されたが、その過程で重要な役割を果したものとして、(1)「傾斜生産方式」およびこれに引き続く基幹産業での合理化・近代化計画、(2)欧米先進技術の導入の支援、(3)オーバーローン方式による戦略的産業セクターへの低利融資、(4)財政投融資による産業インフラの整備・拡充、(5)小額貯蓄非課税制度などの貯蓄優遇政策、(6)企業の資本蓄積を促進する雇用と賃金の制度（長期雇用、年功賃金制）などが挙げられている。

また日本の開発経済戦略の特徴として、第一に、国内の完全雇用を維持しながら、輸出産業の生産性の向上に成功している点、第二に、所得の平等な分配と最低生活水準の大幅な引上げを実現している点を指摘している。第一の点に関しては、「一方における輸出志向の貿易財セクターと他方における家族経営など小零細企業の多い非貿易財セクターとのいわば相互補完的な二重経済構造の働きによるところが大きい」という。また第二の点については、労働力不足に伴う限界労働力層の賃金の上昇による所得の標準化のほか、第二次大戦後の一連の制度改革（農地改革、教育制度改革など）、春闇方式による賃金決定の慣行などが所得の平準化に寄与したとされている。さらに、中央集権化された地方行政制度が全国の生活インフラの平準化、均質化をもたらし、社会保障制度の整備は国民生活の最低水準を引き上げる上で寄与したとしている。

新庄報告は、二一世紀に向けた展望の下に日本型経済システムを消費者重視の方向に改築していくことが、現在の最も重要な政策課題であるとの認識に立って、日本経済の制度や慣行の特徴と実態を明らかにするとともに、その成果の評価に基づき、制度面での改善の方向を考察したものである。まず、(A) 生産活動主体に関する全体的な構図を示した上で、次に(B) 企業システム、(C) 市場システム（産業内における企業間競争）、(D) 規制システム（政府と企業との関係のあり方）について考察を展開している。

(A) 生産活動主体に関して、(1) 営利部門と非営利部門の別、(2) 経済活動の種類別、(3) 経営組織・規模の別にその基本的動向を概観している。(1)では、非営利部門（政府サービス生産者、対家計民間非営利団体）のGDPに占める比重は、日本の場合、欧米諸国に比べてかなり低いと指摘している。(2)では、一九七〇～九〇年の産業別の活動の動向が分析されているが、製造業、卸・小売業、金融・保険業では量的拡大が主であったのに対し、建設業、サービス業、政府サービス生産者では量的拡大よりも価格上昇効果が大きいという傾向を示している。また、(3)では、日本の経営が実践されているのは、一〇〇人以上の規模の企業であるとの仮定に基づき、従業者全体のどの程度が日本の経営に関わっているかを推定している。こ

れによれば、日本の経営の恩恵に与っているものは、従業者全体の三割程度であるという。

(B) 企業システムについては、(1)雇用関係、(2)対株主・銀行関係、(3)下請・系列関係に分けて、その特徴、問題点、改善の方策を考察している。

(1) 雇用関係。雇用調整の速度、従業員の採用、教育・訓練などの面に見られる日本の企業システムの特徴を指摘した上で、その問題点として次の点を挙げている。(1)長期安定的に雇用を維持するため、従業員の採用は、平時の仕事量に対し抑制的に行なわれる傾向があり、これが長時間労働の常態化と繁忙期における過労労働者への依存をもたらす。(2)内部昇進制は長期にわたる横並び競争の形をとることから、いわゆる会社人間を生み出している。(3)年功賃金システムは、定年時給の退職金制度と相俟つて雇用交渉などにおける従業員の立場を弱める。(4)交際費・従業員用社宅、その他の社用経費支出は、大企業雇用者のみがその恩恵に与る一方、一般消費者の生活が犠牲にされる。

(2) 対株主・銀行関係。日本の企業の株式保有構造の特徴として、大部分の株式が法人によって保有されている点、大企業間では相互に株式の持合いが行なわれている点が指摘されている。また、外部資金調達の面では銀行からの借入れに依存し、経営者の行動に対する監視はメインバンクがその立場を活かして行なうことが期待されている点を挙げ、こうした株式持合いとメインバンク制が成長志向型経営を支えるものであったとしている。その問題点としては次のような点があるという。すなわち、①株式持合いのため、株価の形

年の物価指数による物価動向を見ると、日本は西ドイツと並んでアメリカや工業国平均に比べ価格の相対的な安定化を実現してきたと評価できるという。日本の物価動向の特徴は、卸売物価や輸出価格のような工業製品価格の上昇率が低いのに対し、消費者物価上昇率が相対的に高いという点にあると指摘している。このように工業製品価格のパフォーマンスが良好である背景には、「他の工業国に比べると、一般に市場に参加する企業数が多く、上位企業の間でも一層のシェア拡大を目指して品質・価格の両面で激しい競争が展開される」という独特的の市場環境が作用していると考えられる」という。

(1) 製造業のクロスセクション分析による考察。日本の製造業七七種目を対象に、①国内卸売価格変化率と市場集中度などの市場構造要因との関係、②産業利潤率（価格一費用マージン）と市場構造要因などの関係、がクロスセクション分析により分析されている。

①の分析では、コスト変化要因（単位当たり労働費用と原材料費用）、ハーフィンダール指数、広告支出比率、研究開発支出比率、流通経路の長さ（総需要額に占める卸売マージンの比率）、輸出比率、輸入比率、を説明変数とし、卸売価格変化率を説明変数とする回帰分析が試みられている。また、②の分析では、ハーフィンダール指数、広告支出比率、研究開発支出比率、流通経路の長さ（総需要額に占める卸売と小売のマージン比率）、輸出比率、輸入比率、実質生産高の成長倍率、有形固定資産回転率を説明変数とし、価格一費用マージンを被説明変数とした回帰分析が試みられている。これらの計量分析の結果から、「日本市場の価格調整メカニズムには寡

成が至められやすい。(2)経営に対する株主の発言の場が限られていて、経営に対するチェック機能が十分に働くかない。(3)メインバンクも、実際には企業の救済、再建の過程で重要な役割を果すケースが多く、必ずしも経営の監視機能を十分果していとはいえない。

(3) 下請・系列関係。下請系列化に伴う問題点について次の点を挙げている。(1)親企業と下請企業とは対等など取引関係ではなく、下請企業に外注した方がコストが安いという状況の背後には、規模間の労働条件の明らかな格差が存在している。(2)長期継続的な系列取引は新規参入に対する参入障壁を形成し、市場を閉鎖的・排他的なものにする。このような下請・系列関係に見られる問題点の改善策として、次のような対策を挙げている。(1)に関しては、独禁法の厳格な運用による公正な競争ルールの確立、労働時間の短縮など労働条件の整備、労働移動の円滑化が必要な対策であるといふ。また、(2)に関しては、独禁法の運用による対応があるとしながらも、「事業者相互で自主的判断に基づき取引が継続的に行なわれているのであれば、独禁法上何ら問題にならない」とし、「競争政策それ自体が系列取引の実態に与える影響は極めて限られる」との見解を示している。

(C) 市場システムに関する問題。個々の市場において企業間競争の結果、価格や産業の利潤率で見た市場成果が満足すべきものとなつていいか否かという観点からの考察が行なわれている。考察は、(1)価格パフォーマンスの国際比較、(2)製造業のクロスセクション分析に基づき展開されている。

(2) 価格パフォーマンスの国際比較からの考察。一九七〇～九〇占による市場支配や流通機構の非効率性といった問題が含まれている」という結論が導かれている。そして、これに対する政策的対応として、「大企業の価格支配（例えば、価格のヤミカルテルやそれに類似の行為、談合入札など）に対する独禁法の適用強化、より透明で競争的な流通システムへ向けての改革が不可欠である」としている。

(D) 規制システムについては、参入および価格に対する直接規制（経済的規制）を問題としてとり上げ、考察を加えている。直接規制が、自然独占性を根拠とする公益事業規制などのような何らかの理論的根拠が主張できる業種以外にも、農業、製造業、建築業、サービス、卸・小売業など、多様な分野に及んでいる点、また、個別分野ごとの事業法に基づく規制以外にも、「行政指導」という形の政府の規制、関与がある多くの業種でステイグラーの主張する「捕獲説」が当てはまるという。すなわち「業界と官庁と族議員の三位一体となった利益団体が各業界ごとに形成される」との見解を示している。

こうした現状への対応策として、「行政手続法」の制定が必要であるとした上で、より根本的には中央集権タテ型官僚機構の組織改革や政治資金規制、選挙制度の改革といった基本的枠組みの見直しが不可欠であると主張している。

なお、規制緩和の効果に関して、鉄道運賃（JR）、航空運賃、通話料、たばこ代の年平均上昇率が、三公社の民営化と規制緩和の後に顕著な低下傾向を示していることを指摘している。また規制システムに係る今後の課題として、電気・ガスなどの公益事業の分野

でも可能な限り、参入や料金の自由化・弾力化を進めることができることが望ましいとし、さらに、「二一世紀へ向けて日本の社会経済システムを展望するとき、規制システムの再点検とその改善策の検討は最優先して取り組むべき課題である」と結んでいる。

四 正村公宏「新しい社会経済システムの構築——日本のシステムと政策体系——」

正村報告は、「どのような社会経済システムが選択されるべきか」という「古くて新しい問題」を歴史的に概観した上で、現代の経済システム論に課された課題を明らかにし、その基本的な視点から日本の経済システムを評価し、二一世紀を展望した日本の経済システムの改革の方向を論じたものである。社会経済システムのあり方をめぐる議論の歴史的展開の過程を跡づけるとともに、経済・社会・政治の「連鎖」を重視するスタンスに立った考察が展開されている。

社会経済システムの選択の問題に関する歴史的概観においては、(1)一八世紀後半から一九世紀前半にかけてのイギリスの経済学者の議論（古典派経済理論）、(2)市場の機能に対する疑問・批判に基づく市場の廃絶と集権的経済管理の議論（社会主義論）、(3)一九三〇年代以降の「市場機構の長所を活かし短所をおさえる試み」の進展（混合経済への移行）、(4)一九八〇年代末に始まる東欧、ソ連の経済体制の崩壊（「マルクス主義および共産主義の決定的敗北」）といったトピックスにおいて考察が行なわれている。その結論は、資本主義か社会主義かという二者択一型の議論は確実に意味を失ったこと、二一世紀に向けて地球と人類が直面しつつある新しい一連の問題に

論は意味がないこと、(2)日本の社会経済システムが、産業の効率と革新、国際競争力の強化と経済の成長という点で目覚ましい成功を収めたこと、(3)日本の経済的成功には、政治的・社会的な制度体系の整備や、近代的・市民的な行動規範の確立と普及といった非経済的な要素（適切な社会的ルールと社会的モラルの確立）が寄与していることを指摘した上で、日本の経済的成功に比較して、日本人の生活が十分に充実しているとはいえない点、を問題点として挙げている。すなわち、(1)日本人の生活時間の配分の貧弱さの問題、(2)日本人の生活空間に関する蓄積の貧弱さの問題、(3)安心感と公平感を十分に保証し得る制度・政策の体系が用意されていないという問題である。こうした問題への対応が不十分であり、相対的に安定した安心感のある充実した「成熟社会」へと円滑に移行する保証は何もない」と断じている。

このような日本の経済システムの改革の方向に関して、当面の課題は「現在の活力を将来の日本の経済と生活の基盤整備のために、また望ましい国際秩序の構築のために、有効に活用できるようにする」ということである」とし、そのための日本の政治と行政のシステムがうまく機能していないといふ。日本の政治と行政がアクションを起こしたのは、歴史的に見ても「強力な外圧が加えられた場合か、経済システムの致命的欠陥が深刻な犠牲を生み出したために転換の必要があまりにも明らかになつた場合に限られる」という。この点で現状は、個々の産業と結びついている中央の有力な行政機関の存在そのものが、行政改革を阻害し、新時代への積極的対応を不可能にしていると見ていく。そして、「基本的に政治を変える以外に

対して、経済システムの改革があらためて課題とされなければならぬこと、であるといえよう。

現代における経済システム論に課されている課題について、以上の歴史的概観を踏まえて次の点が挙げられている。すなわち、(1)資本主義か社会主義かの議論と同様に、「市場か計画」といった議論も意味を失っていること、(2)個々の国や地域の歴史的・文化的基盤の上に築かれている非市場的諸制度の特質の違いが、諸経済システム間の差異を生み出す要因になっていることを指摘した上で、基本的課題として、(7)二一世紀の社会経済システムの選択に関する一般的な判断基準を確立すること、(8)社会経済システムの個別性に関する認識を具体的に整理すること、(9)社会経済システム論を地球規模の諸課題を明確に意識して展開すること、を挙げている。このうちの(7)については、これまでのフローの効率に限定したスタンスを改め、超長期の展望における経済の再生産の条件を視野に入れた議論が必要であるとしている。また(8)については、諸地域・国家の具体性・個別性への十分な着眼を含む社会経済システム論の必要性が主張されている。さらに(9)については、社会経済システム論を先進諸国の経済や先進諸国との国際関係の分析といった限定された視野の下で展開するのではなく十分であり、開発と低開発をめぐる諸問題、地球規模の環境破壊をめぐる諸問題などを取り込むことが必要であるとの見解が示されている。

日本の経済システムに関する評価の点では、「産業主義」の過剰な成功という観点から考察が加えられている。ここでは、(1)日本の経済システムが欧米のそれと比べて「特異」であるか否かという議究の方向が示唆されている。

おわりに

島田晴雄氏、新庄浩二氏および正村公宏氏の報告に対し、尾上久雄氏、鶴田俊正氏および新野幸次郎氏からそれぞれコメントがあり、これに報告者が答弁した後に、会場からもコメントがあり、これに報告者が答弁した。最後に、共通論題座長の加藤寛氏（慶應義塾大学）から総括コメントがあった。紙数の制約から、ここでは討論内容を要約する余裕はない。コメント内容は、五〇周年記念事業の一環としての本のなかに集録される予定であり、またそれに対する報告者の答弁内容は、報告論文のなかで言及するという例年の年報にならって、集録されるはずである。今年度の報告内容は、五〇周年記念大会にふさわしく充実しており、また討論も活発であったという評価が多数の会員から寄せられた。

総括

総括 I

加藤 寛

加藤
（慶應義塾大学）
野尻 武敏
（大阪学院大学）

政策学会の格好のテーマといってよ。

「日本の社会経済システム」という共通論題は経済学の分野のみならず、経済学・政治学・社会学などの分野でも、以下論議されているテーマである。それは、ソ連共産主義の崩壊に端を発し、東西ドイツの統一そしてボスニア・ヘルツェゴビナに象徴される民族運動、その一方で米ソの指導力の喪失。イスラエルとPLOの和解などは、明らかに二十世紀の終末を予言させるものである。そこには、世界の激変に対応するシステムが問われている。世界に拡大する不況と失業、そして世界通貨の不安は新しいシステムを求めている。

こうした世界の変化の中で、日本のシステムは何故世界に注目されるのだろうか。その実態をつきとめ、それが世界に適応できるシステムなのだろうかを考えてみたい。三年間にわたってこのテーマをとりあげた理由はまさにここにある。このテーマは、経済学・社会学・政治学・経営学などあらゆる側面をもっているが故に、経済

まず植草氏は、「システムを一組の制度によって構成されたもの」と定義することから出発し、構成要素の内部関係としてだけではなく、その循環・変化的分析を「開いたシステム」としてとらえている。これはまことに的確な考え方であって、システムは一般均衡の静態状態ではなく、外からの変化にいかに適応し安定させていくかというプロセスである。

報告者の三氏ともさうした認識を明確に示していた。植草氏の表現をかりれば「民間企業による市場機関領域と官僚による公的規制」とがバランスよく形成されてきたシステム」という日本型システムを三氏がそれぞれのテーマから論じた。島田報告は、日本システムの転換を貯蓄奨励・消費抑制・投資刺激・輸出志向といった日本経済の成長政策のこれまでの成功を認めながらもシステムの転換を指摘したことは正しい。しかし高齢化への対応・生活優先・創造的技術への転換は必要なことだが、それを実現するプロセスへの政策論を論じて欲しかった。願望だけが目的は達成できないからである。

新庄報告は、ミクロ分析を中心に、輸出競争力の背景としての雇

用・金融・系列面からの論証にたち、業界と官庁と族議員の三位一体の利益優先が消費者や海外事業者を不利にしていると結論。新庄氏は、そのシステムを変化させるものとしてルールの明確化をあげ、規制緩和の充分進展していない分野への競争原理導入を求め、規制と競争とのベストミックスを重要な課題とする。その点では政策実現プロセスへのくいこみを示した報告であった。

しかし、正村報告のいうように、ことはそう簡単ではない。「行政の仕組みを根底から変革しなければ、広義の経済システムの成果の致命的な偏り（成長と生活との格差）が是正されないまま日本の経済と社会は停滞混亂の時代を迎えることになるだろう。行政のしきみを変えるためには、政治の仕組みを変えなければならない。」これがいまおこっている、政治改革をスローガンにした五十五年体制の崩壊であるのかもしれない。とすればその新政権がどのような支持者と手を組み、改革ができるのだろうか。むしろ未熟な新政府を官僚がその情報と事務能力で牛耳るのはないだろうか。その官僚制の強化こそさらに追及すべき問題である。

総括 II

野尻 武敏

(1) 大転換の時代である。この時期に本学会が第五十回の大会を迎える、「二一世紀にむけて」共通論題に「日本の社会経済システム」の展望を取り上げたことの意義は大きい。

(2) 今回は、植草、島田、新庄、正村各会員によって、システム

論的接近の方法、日本経済のマクロならびにミクロの動向と方位、社会経済体制の転換方向等が論じられたが、視角や強調点に違いはあるが、共通の認識もいくつも示された。第一に、日本型システムはこれまで有効に機能しえたが、今日、根本的な転換を迫られていること、第二に、その場合なりに生産中心から生活中心へのシステム変換が必要であり、同時に人口の高齢化、自然破壊の進行、国際環境の激変、これらへの対策がますます重要なこと、第三に、そこで学問的にはできるだけ包括的な社会経済システムの構築が求められること、などである。

(3) ところで、社会経済システム論にあっては、新しい展開においてもやはり制度的側面が重要になる。そして、理論は現実的であろうとすればそれだけ多様な現実規定因を包摂するものとなるざるをえない。となると、新しいシステム論も、その範型はアングロサクソン圏よりむしろドイツ語圏に、例えばゾムバルト・シュピトホフの体制論（Systemlehre）などに求められるのではないか。また、こうして多元的・包摂的なシステム論が目指されるとなると、体系化原理として社会経済の理念自体も問い合わせねばなるまい。そしてこの作業はまた、転換の時代の社会経済の方向づけにも不可欠になるはずである。このような場合には、歴史動向の把握とともに原点への回帰も欠かせなくなるはずだからである。

(4) 個別には、残された問題として以下のようないふしが挙げられる。(1) 植草システム論に即して見るならば、第一に家族あるいは家庭のシステム、第二に教育・宗教などの精神システム、第三に政治・

法律わけても政治システム、の分析である。

② このほかにも、今日、社会経済システムに関連して重要と思われるものがいくつがある。第一にフォーマル・インフォーマルな中間組織システム（各種組合やボランティアのシステム）、第二に世界政治経済システム（ことにグローバルおよびリージョナルシステム）、第三に自然生態システム、などである。

〈準共通論題〉

現代社会の変容と個人および家庭への経済政策*

鈴木 博

（北海学園北見大学）

一 問題の所在

従来の経済政策は産業経済社会を中心とするマクロ的政策に主眼を置いてきたが、産業経済社会の進展や高度化及び変容によって、今や個人・家庭に配慮したきめ細かなミクロ的政策がマクロ的政策と共に求められている。

社会変容の第一は英國を嚆矢とする産業革命により産業経済を構成する企業が家庭で営まれていたものから、企業と家庭が一部、自営業などの例外を除いて分離され、生産手段を持つ資本家と労働力を持つ労働者との組織化された産業経済社会が形成された。今日までの株式会社制度の発展やその経済政策等から、一部の全資本支配オーナー経営企業を除いて、誰でも上場・店頭登録株式等を所有でき、特定の生産手段を持つ資本家は存在しなくなつたが、経営者・管理者及び労働者という新たな階層を形成するに至つた。資本家が存在しないといふことは誰もが肯、株式を購入でき、国民所得の上昇により企業の設立が可能となり経営する事が出来るようになつたことによる。階層形成は組織において必要不可欠であり、うまく機能

する反面、産業経済や企業組織制度の発展から、労働者階級の昇進機会増大に伴い管理者になる機会が多く附与されたが、全労働者に附与された訳ではない。殆どの労働者は昇進機会を逸したりボスト不足等により低位か或いは無位の職位として生涯を閉じる。第二は、生産労働と家事労働が分離されるまでは家事労働者も家内企業労働に参加する機会があり、数値的には把握されないが、家事労働も生産労働と併存する労働として直視された。両労働が完全に分離されに至り、家事労働は生産労働と同等価値、あるいは生産労働を補佐する重要な労働であるにもかかわらず、対比して軽視してきた。両労働が現在も分離されていない企業（自営業）の家事労働も労働者家庭労働と同様に数値化されていない為に生産の労働、その一部として認められない。家事労働を生産労働の一部として含める必要性は人間・個人重視の社会において、家事労働を社会的に認知すること、また家事労働が経済学の中で生産労働として含めるべきと指摘しつつも実際に数値化されない為具体的理論として形成されないことによる。達成手段は経済政策が最適である。第三は産業経済社会の高度化・複雑化と共に、働く者の意識変革により常

用労働者に加えてフリーター・アルバイトと称する非常用労働者が増加する傾向にある。また、自立する家族達が増加し、今日、主婦の就業は五〇%以上を占める。第四は日本の場合、これまで終身雇用制や年功序列制・年功序列賃金制を中心を占め、その制度が働く全員の豊かな生活を保障するものであるとされた。だが、バブル経済崩壊や売上減少などの経営不振等による事業主都合の解雇が増加している。この強制的解雇は戦後の日本に類例を見ない。雇用慣行変化は同一職場を選択出来なくなりつた。第五は第四とも関連し、日本国内に諸国企業が進出して合理主義的雇用方式が導入された。日本企業も同方式・契約を導入しつつある。終身雇用制度は歴史的には英國などでも採用されており日本特有のもので無いが、家庭制度の雇用慣行が徐々に崩壊する兆しにある。本変化は過去にも一部採られたことがあるが、今日、大幅なものである。その原因是、国内需要の減少、円高、経営費用増加、等であり過去にもあったが、事実、円高は一ドル三六〇円から一〇五円前後へと加速度的に進み貿易による利益が生み出せない状況にあり、また国内需要者である人口も一八歳人口が一九九二年度の二〇五万人をピークに減少し、同二〇〇〇年度に一五一万人、同二〇〇六年度に一二四万三千〇〇人へと毎年五万人程度ずつ遞減し高齢化社会を迎え、日本の総人口も減少することを事業体も予知している事である。同時に需要セクターの家計は耐久消費財や消費財の普及が進み経済低成長やバブル経済崩壊時には購買意欲が大幅に落ち込む事にある。売上数量・金額減少、円高、事業内容の再構築等の対策として企業は配置転換や関連企業への出向等により改善を計つたが、対策を講じられない企

業や成長が見込めないと意思決定を下した企業は大なる費用項目である給与・賃金・賞与等の受給者の労働者や管理者を強制的に退職・解雇させる方策を探る。経営の危機は弱者の労働者を直撃するが、管理者にも及びダブルの余剰労働者を生み出す。第六は五変容外のすべてを包含し、個人の価値観の多様化に伴って個人の生き方を求める社会風潮が大きくなっている。本変化は消費購買変化をもたらしている。従来の単純な拡大再生産・流通・販売等の通常施策のみでは適合できなくなつており、社会変容に対応したマクロ的経済政策と共にミクロ的経済政策が採られることが肝要である。従来のマクロに新たなミクロを加えた複合経済政策が緊急の課題である。

II 問題解決の経済政策と家庭企業の設立

第一、第二の変容について、家事労働は現実社会においても生産労働あるいはその一部として把握しない。本労働を数値化して社会で認知し、家事労働の社会的地位向上を達成し、経済学にも指摘のみではなく、一学問分野として組み込む事が課題となる。その問題解決には具現化を達成する手段としての経済政策の援護が不可欠である。経済学では、GNP統計専門家が家事労働を無視して来たため、数値として具現化されなく、結果として生産労働とは認められない。対価（報酬）を受領する事なく行う労働であるからである。家族の為の炊事・洗濯等家事一切の付加価値は、GNPの中の財貨やサービスのようには国民総生産の費用や経済純福祉の便益に計上されない。家事労働の経済学の取り扱いはGNPからMEWやNEW（経済純福祉）の概念への把握として分析されたにすぎない。「物

的な財貨やサービスにいだわぬ……反省、GNPを経済的福祉の指標とみなす……反省……GNPの数字に手を加えて、……(NEW)における成長の指標を得る作業を始める」とか「やがて」(一) より、はなりつた。先駆的研究はウイリアム・ヘード、ハウゼン・シームス・トーリンによく。“Is Growth Obsolete?” in Fiftieth Anniversary Colloquium V (e) であり、一人人が Measure of Economic Welfare (MEW) へと付けたものなホール・ヤムソン (Paul A. Samuelson) が Net Economic Welfare (NEW) と呼び換えた。本論の要約は「GNPに対する我々の補正は次の三つの一般的な範疇に分けることができる」とし、GNP支出項目を消費と投資と中間財とに分類しなおすこと、消費者資本のサービスへのプラス処理はされない。家事労働のGNPへの数値加算は賃幣的価値を正確に推計し加算する必要がある。家事労働には家庭差があり、かかる内容や量などに個人差・家庭差が大きいため家庭内の労働やサービスを具体的かつ客観的で公正な方法により、どのように推計し加算するかである。本問題の具体的な解決策は、例えば、学校教育支出・その他教育支出や就業者の健康支出では支払額に応じて計算が可能であり、他の計数不可の家事労働には公認されている生命保険金の算出係数の援用で評価することもある。また、同様の係数を新たに作り出すことも可能である。さらに、専業家事労働の場合一人一率月額八万円、子供がいる場合には一人当たり一率月額

四万円を加算することなどが考えられる。夫婦共に有職の場合は各人に一人月額四万円などと評価して加算することもできる。家事労働の評価額をGNPに加算して、生産労働の一部とするには会計処理を実現させる体现の家庭企業の設立と集計・GNP加算処理政策と加算処理技術開発が求められる。加えて、家庭企業への社会経済的政策は例えば、①各家庭における所得をホールしたものを家庭企業の所得とし、課税済の所得は二重課税を避ける為に無税扱いし家事労働者に政策決定額分を支払う形にしてGNPに加算したり、②現在の給与・賃金・その他手当や扶養手当と同様な項目を新たに設定し家事労働手当などとして支給して集計し、GNPに加算する方法も可能である。個人を生活者としてみれば、すべての個人にとって家事労働は不可欠であるが、現実は、現生産単位である事業所にて労働する者は家庭に帰つて来た時に、家事労働専業者のように家事労働をしないため、生産単位部門で労働する者と家事労働専業者との二者に關しては区別して、家事労働専業者分のみをGNPに加算すべきである。従つてすべての個人について家事労働分を算定しなければならないとの考え方も存在しようが、やはり配偶者を持たない個人を含めた専業家事労働者と夫婦両者有職者の家事労働に限定すべきであろう。いかなる範囲に限定するかは政策決定者の範囲の問題である。家庭企業の設立と家事労働分の貨幣的価値計測とGNPへの加算は家事労働者の社会的地位の向上と認知およびGNP加算を通じた経済学の一層の発展に寄与するものである。そこに経済政策が貢献する意義を持つ。家庭企業の設立は従来の企業設立と區別すべきものである。例えば、家庭で営む

自営業の場合に、自営業の企業労働と家事労働との二つが併存する場合があるからである。家庭企業の設立にあたっては、家事労働専業者を「社長」等として位置付け、社会に大きく貢献しているといふ体制作りが必要である。自営業者の場合は苦労も多い反面、経営に直接、携わる事ができ、社会に貢献している実感を得られるのに對し、家事専業者は実感を直接に得られなくその工夫が必要である。

チャンスさえあれば自己の企業を設立したい願望を持つ人が多い今日、家庭企業の設立によって、僅かとはいえた精神的豊かさを実感できよう。同時に、本格的企业設立をする場合に、その経験が強い味方となる。家事専業者への配慮は小児扱いするものではなく、本労働に対し社会的地位を付与し経済学の一學問としての確立を目的とする。現実社会においても主婦などの社会参加が活発になり、さらに拡大する気運にある。個人世帯を含める世帯毎の計数処理を行い、従来の区市町村と税務署単位との会計、税務処理が適当である。家庭企業に対する従来企業と管轄官庁の姿勢は用語のリストラと係る細微な配慮と対策である。例えば、扶養手当は受給者の付属物の印象が強いので、「家族生活振興金」等とする事や、失業者への失業手当は「労働発展手当」等とする案である。現実に失業を経験した者に勤労意欲の持続的な高揚を持たせる事により心理面で、從来の他企業への再就職をする時にも容易となり、家庭企業はその受け皿となる。

II 物的金銭的経済政策と共に個人・家庭重視の経済政策への転換

四 雇用問題と家庭企業設立の意義

第四、第五の変容について、労働者家庭の主たる所得は給与・賃金とその他諸手当から構成されるが、その所得源泉先の都合により解雇される例が戦後、類例を見ない程増加している。同時に、合理主義的雇用契約締結も増加し、雇用慣行も急変している。本傾向は大都市のみではなく地方都市にも波及している⁽⁴⁾。日本全体の事例——労働省の平成五年一月七日までの調査によれば、「解雇などの雇用調整が進み集中かつ大量離職者が急増しパート打切りなどが進んだ。前年十一月に三〇人以上の大量離職者を出した事業所は全国で三七箇所、離職者は二、二九二人、前年同月比二・八倍、離職者数比三・七倍。人手不足の深刻な同二年比で両者とも一〇倍以上」増加。〔〕地方都市事例——①北海道の同解雇割合は同三年十月と同四年同月の比（単位%）⁽⁵⁾建設〇・一、一二・七、製造六・六、一〇・四と大きくなり、その他の同一二・三、八・五以外は全業種で増加、②山形県の解雇者数は同四年四月から十一月末の八三三人、前年度同月までの比二八七人増加。日本全体も地方都市でも解雇問題は顕在化拡大している。第六の変容を含めてその経済政策と受け皿の家庭企業の設立が求められる。

五 結 語

家庭生活は本来、貨幣評価・支配従属の無い人間生活領域であるべきであるが、社会の諸種変容、特に事業主都合の解雇、終身雇用制が崩壊しつつある社会変容下では自己防衛の生活が求められ、そ

第三の変容について、本来、家庭生活は貨幣的価値計測を求めるのが最善であるが、現実には「家計」が存在し、事業主・雇用主の都合による解雇も急増しているため家庭の価値計測を求め、経済学にも加える必要がある。プライベートな生活や家族関係に立ち入らない範囲で、個人・家庭を家庭企業を中心とした資本理論に組み入れる必要もある。本必要性は人間重視・人間主体から生じる。学校教育費や健康支出は家庭企業の資本・労働資本という観点からは投資の一つであり、すべてを現在の消費とするのは誤りである。家庭の家計支出は従来の取り扱いでは消費であるが、現実には高学歴者ほど高給与・高賃金を受け取り、公認される生命保険金支払係数も高学歴・健康に高ボーナントを附与している。どの部分を人間資本への投資とするかは、「教育支出は塾での勉強や習い事などを含める全教育支出」、「健康支出は離職するまでの全健康支出」等の支出項目を加える案が考えられる。前者は親が子を生み育て、成長させ社会に送り出し、親の所得とはならないが、子本人が社会貢献をして所得を得る。後者は、健康支出後の病気は別にして、健康維持は医療費支出を減少させ健康であればその分、所得を増加させる。前者は支出者と所得者の世代間ギャップが「消費」と「投資」問題を複雑化させると。

の手段の家庭企業の設立と運営が待ち望まれる。

- (1) Paul A. Samuelson, *Economics*, Tenth Edition McGraw-Hill 1976, p. 195.
 - (2) National Bureau of Economic Research, Columbia University Press, New York, 1972.
 - (3) "Is Growth Obsolete?", in *Fiftieth Anniversary Colloquium V*, p. 5. 発行所は(2) 同。
 - (4) 日本の労働省の諸雇用調査を分析した。地方都市の具体的な事例は著者本人の *Field study*。
 - (5) 資格喪失に対する事業主都合解雇の割合「短時間を含む一般、北海道職業安定課ノイバーレタ一九九二年十一月二十五日」。
- (追記)
- 本論文は日本経済政策学会第五〇回大会（一九九三年五月二十九日から三十日）の筆者の報告（五月三十日）に基づいている。予定討論者の小柴徹修教授（東北学院大学）から有益なコメントと質問を頂いた。記して感謝する。
- * 学会発表時のタイトル「社会変革と人間主体の経済政策」を標記のように変更する。

寄付活動に基づく準公共財・サービス供給

—民間非営利セクターの育成と利他主義—

山田 太門

（慶應義塾大学）

はじめに

一九六〇年代から一九八〇年代にかけて、先進資本主義諸国においては、市場経済をベースに政府の経済政策による福祉国家実現に向けての試行錯誤がくりかえされてきたと言えよう。それらの背後には常に、程度の差こそあれ、一方において市場経済の活力への期待と、他方において政府の財政・金融などの調整手段への信頼があった。これをシステムという言葉で言いさえれば、社会が市場システムと政治・行政システムの二つの異なるシステムによって構成され、それらの相互関係によって社会が運営されるという考え方である。市場を形成する民間セクターは自利心による競争原理で営まれ、政策を担当する政府セクターでは主として民主主義の原理によつて公共の利益が追求される。

この理念の異なる二つのシステムは、本来たがいに補完しあうはずであった。つまり市場の競争の過程で生ずる歪みや経済的弱者は、福祉政策によってある程度救済されるし、また福祉国家建設の財源は市場経済の成長によってはじめて調達可能である。したがつて既存の社会システムにおいては前記二つのセクターの調和あるバランスの重視されるのである。事実我が国でも高度経済成長の余力をえて、

産業重視から福祉重視への政策転換はある程度順調に進められた。ところが先進諸国の中にそれまで有効とされたケインズ的マクロ政策が限界をみせると政府セクターの拡大に対する警戒感が広がり、それがNPOのものも懷疑の対象となるに至つた。それを反映して各國でサプライ・サイドに重点を置いた経済政策がとられ、民間セクターの活力の向上が図られたが、これとても政府セクターの財政安定化を保障するものではなかつた。

我が国の場合、民間セクターの成長余力についても、政府セクターの財政収支にしても今ただちに危機的状態にあるわけではないが、二一世紀の前半には高度な高齢化社会の到来が確実視されているから、今まで以上に政府セクターに依存して国民の福祉を確保しようとするべきだ。民間セクターにおけるいわゆる国民負担率は臨界的水準を超え、長期的には成長能力を低下させ、やがては停滞経済に零落することも考えられる。したがつて政府セクターの機能の一部を代替する何らかのセクターを確立する必要がでてくる。これが民間非営利セクターの可能性が問われる一つの背景である。

また他方では、我が国の経済は先進諸外国と比べて比較的優れた

成果をあげているものの、国民の豊かさの実感が薄いという指摘がなされ、社会経済の構造的な改革の必要が唱えられている。これは我が国の資本主義市場経済が成熟するにつれ、国民の生活のニーズが多様化する一方、市場も政府もその需要に対応できていないという現状が原因となっている。これらはいわゆる生活関連のインフラ・ストラクチャから文化・芸術活動のサポートに至るまで、幅広い分野に発生するニーズであり、財・サービスの分類でいえば、市場で供給される私的財と、政府が供給する公共財・サービスの丁度中間に属する準公共財・サービスに対する需要である。これらをどういったような供給主体に任せるべきかという問題が生じてくる。これも民間非営利セクター育成を検討する理由の一つである。

1 民間非営利組織（NPO）の問題点

ここで本稿で寄付活動の対象としてとりあげる民間非営利組織（以下NPO）もしくはそれによる公益活動を簡単に定義し、それにともなう問題点ならびに若干の政策に触れておこう。NPOによる公益活動とは、民間経済主体の費用負担による、非営利的経済行為（利益分配の禁止）であり、主として公共の利益に役立つ（公益性）行為のことである。この定義によれば、非営利的ではあるが公営企業による公益事業（パブリック・ユーティリティ）の問題は含まれない。ここでは純粹に民間主体によって費用負担されるものに限定される。

民間による公益的非営利活動は我が国では公益法人によって行われるのであるが、民法第三四条による公益法人、あるいはその他の

公益団体であつても、一部は特定の利益集団の利害の調整のために設立されたものもあり、それらの活動が内容的に十分な公益性をもつか疑わしいケースのあることがしばしば問題とされる。これは税制上の優遇制度のある公益法人や特定公益増進法人等の認可の問題と関係しており、我が国のNPOの特徴として、政府セクターからの独立性の弱い、官民協調型のNPOが多く設立される原因となつてゐる（¹）。したがつてこの問題を克服し、NPOの公益性を重視するためには、現行の各主務官庁によるNPOの認可制度から、特定の政府機関による一律的な公益性審査の方式への転換が望まれている。

またもう一つのNPOの問題は、一般の民間企業との不公正な競争関係の問題である。これはNPOが税制面で受ける優遇政策から起因するもので、明らかにNPOは民間企業より有利な競争条件にあるといえる。しかし、NPOの公益活動には定義的に公益性の外郭性があるわけで、その分だけ政府が優遇することはむしろ正当化される。問題はこの有利な競争関係によって、NPOの内部効率性が劣化する可能性があることであり、その意味でNPOも普通の企業と同様に効率性の追求が問われねばならない。この点はNPOに雇用されるスタッフにいかにして効率化の誘因を与えるかによって克服されるはずである。そのためには、NPOを取巻く民間企業（おそらく資金援助者）や政府機関がNPOのスタッフによる公益活動を正しく評価し、それに応じた社会的評価や、より良い雇用機会の提供などができるような体制づくりが必要である。

II 民間公益活動の理論的基礎

B. A. Weisbrod 等によつて指摘された、民間による公益活動が正当化される理論的根拠を列挙すると次のようである。

- (1) 政府の失敗による準公共財・サービスの不完全な供給。これは情報コストの存在および情報の遍在による供給の歪みである。
- (2) 民主主義に内在する不完全性。つまり多数決ルールは中位投票者を選好を選択するから、このルールによる政府のサービス供給は投票者に不満を生じさせる。
- (3) 庫公共財・サービス需要の多様化が著しいにもかかわらず便益と無関係な課税がなされていること。
- (4) 上述の要因から一般に次のような因果関係が導かれる。すなわち、公共財需要の多様化→政府の失敗・民主主義の不完全性→政府による準公共財供給に対する不満の増大→
- (5) 過小供給と感ずる人々→自発的な費用負担による民間公益活動→自己の満足する供給水準
- (6) 過大供給と感ずる人々→(5)の活動により政府支出が減少→同時に税負担の低下→自己の満足する政府水準

このように民間公益活動は政府による供給を補完する役割を果たすとされ、そのかぎりでは競合関係（クラウディング・アウトの可能性）は少ないよう見えるが、費用負担の面では一方は租税（政府供給）と他方は公益的寄付（民間供給）であるため、個人の選好においてはどちらの経済システムを選ぶか、すなわち一方はあくまで政府の供給能力を向上させて需要の多様化に対応するか、他方は

府セクターと民間セクターとの間にあって少しでも両セクターの機能を代替してゆくためには、一方でNPOの形成を促進させ（そのための政策の若干は既に述べた）、他方で活動の資金源としての公益的寄付金の拡大が必要である。それはまた非営利セクターの健全な育成に不可欠な、個人レベルでの公益活動の活性化に結び付く要因である。個人の参加のない企業だけの公益活動であれば、変動しやすい企業収益に依存する公益活動は景気の波によって中断し永続性が弱いと思われる。そこで以下では個人も含めた公益的寄付行為の分析を行うこととする。

公益的寄付活動の原理としては次の三つの誘因が考えられる。

- (1) 社会的強制力、すなわち宗教や慣習
- (2) 長期的な自己利益のための投資行動
- (3) 利他主義

ここで新しい非営利システムへの鍵をにぎっているのは利他主義である。民間部門を形成する市場システムも、政府部門である政治システムも基礎にあるのは、自己の利益や自己の選好を最大限に發揮しようとする個人の存在である。そこで民間非営利セクターといふ新しいシステムもミクロの個人ベースから形成しようとなれば、その基本的原理は利他主義にならざるをえない。ところが利他主義は長い間、経済学の分析の範囲外におかれてきた。しかし経済学が人間の科学である以上、個人の心理の中にある利他主義的な要素を避け通ることはできない。むしろある程度利他主義的な個人を前提にする方が自然であろう。

これに對して企業の行動に利他主義的前提をおくことは難しい。

政府の供給は基本的公共サービスとどめ民間公益活動に多様化した準公共財サービスを任せるかの選択の問題が生ずるのである。

III 公益活動の構造と寄付行為

民間の公益活動の構造は、公益活動の発信者、すなわち活動のための資金の提供者である個人や企業と、それらの資金的支援をうけて実際に公益サービスを受益者に供給するNPOとに分かれる。この関係から個人にとって最も重要な公益活動は、慈善的寄付行為に代表される資金的支援活動であることがわかる。もちろん企業にとっても寄付行為は公益活動の重要な一環の一つである。個人の場合も企業の場合も実物的な公益活動の供給者になることができる。個人がそうする場合はボランティア活動とよばれる。我が国でのボランティア活動が未発達であることはよく指摘されるが、その理由としては、地域性の強い準公共財・サービスについて日本ではまだ地方政府の同質的供給に頼ることができるし、住民もそれで満足できていたこと。また、日本では個人が地域に帰属するという意識より、雇用される企業への帰属意識が強いことから、個人として地域に貢献する誘因が小さくなっていることなどが考えられる。また、企業が実物的公益活動を行う場合には、営利的動機を排除する必要があるとされているから、実際の供給を第三者のNPOに任せて自らは資金援助のみを行いう方法がとられやすい。これらの意味で、慈善的寄付活動は民間公益活動の非常に重要な部分を占めているのである。

以上の観点から、我が国において非営利セクターを成長させ、政

四 我が国の寄付活動と対米比較

なぜならば企業は必ずしも利潤最大化でなくとも、あくまで自己の利潤を追求する主体として定義される組織であるからである。この点、企業では個人に比べて行動の目的に利他的要素を直接置きにくい。たとえ企業が利他的行動をとるとしても、それは前記(2)のように長期的自己利益と結び付ける方が整合的であろう。おそらく企業とは個人より合目的的な集団（組織）であるからであると思われる。

ここに実際の公益的寄付活動の実体をマクロ的な資料で見てみよう。以下の表1は一九八九年度の日米の公益寄付金の規模および配分比を示したものである。

項目	日本	米国
総額 (億円)	1,000	1,000
内訳 (%)	個人 60%、企業 30%、団体 10%	個人 40%、企業 30%、団体 30%
対個人寄付額 (億円)	600	400
対企業寄付額 (億円)	300	300
対団体寄付額 (億円)	100	300

ここから二つの事実、すなわち、(1)総額において日本はアメリカの三〇分の一以下であること。(2)寄付活動への貢献度が日本では九対一で法人が優位にあるが、アメリカではちょうど逆比率で個人が優位にあることが明らかとなる。つまり、日本では個人の利他主義的行動が寄付行動に現れず、企業の社会的責任や長期的利益確保等の誘因による寄付活動が支配的である。この日本の企業の寄付活動も、内訳で見ると、必ずしも内容の公益性が問われない一般寄付金が法人合計の約六三%を占めることから、しばしば公益活動の消極性が問題視される。

そこで、一九九〇年度について行われた経団連の調査による資料との比較を行つた表2を見てみよう。表2の第一行は経団連による、約二五〇社についてのアンケート調査から一社平均の社会貢献活動

このように、アメリカAAFRCによるGiving U.S.A.の一元的な資料に比べて、日本の資料は税務統計の側から見た場合と、活動主体である企業の側から見た場合で齟齬が生ずることが問題であり、国税庁データのみでは企業の貢献を内容的に過少評価する危険があることがわかる。

五 個人の寄付活動と利他主義

今日、利他主義の背景については経済思想史的に様々な説明がなされるが、ここでの分析上の興味は、主体的利他主義と客観的利他主義の区別にある。

主体的な利他主義とは、いわゆるカント的動機にもとづく善なる行為に近く、人が他人もしくは社会に対し積極的に貢献することを喜びとすることがある。個人の効用関数の中には本人の行動変数として他人への貢献が入っていないなければならない。この点で行動主義的な概念である。それに対して、客観的な利他主義の方は、人は自らの経済状態のみならず、他人や社会の経済状態にも関心をもつ場合をさす。このタイプの人はある場合に、自らの利益を犠牲にして他人のために尽くそうとする。その場合とは他人もしくは社会の客観的な経済状態に依存する。したがって個人の効用関数のなかには他人の経済状態が変数として入るのである。

なお、いずれの利他主義的効用関数も前述の変数以外は普通の経済変数で構成され、自分が消費する私的財、公共財（準公共財も含む）であり、これらの関数型は選好がいかに多様化しようとも、利他の要素（前述の変数）が入ってくることから独立であり影響さ

表1 寄付活動の日米比較（1989年度）

	日本	アメリカ
個人	425億円（9.1%）	1,030億ドル（89.8%） (133,900億円)
法人	4,223億円（90.8%） 指定寄付 特定公益増進法人 666 "	117億ドル（10.2%） (15,210億円)
合計	4,648億円	1,147億ドル (149,110億円)

表2 大企業一社平均寄付金支出額（1990年度）

経団連データ（254社）	4.38億円（自主事業含む）
" (253社)	3.66億円（社外への寄付）
国税庁データ（688社）	2.94億円

（注）ただし国税庁データは1989年度。

これら利他主義と公益的寄付行為との関係みると、二つの問題があると思われる。一つは政府の側から民間公益活動に等しい公共サービスの供給のための課税がある場合に生ずると思われる民間寄付行為のクラウディング・アウトの問題である。またもう一つは、利他的個人の側のいわゆるサマリタン・ディレンマの問題である。いまこれらを順に検討してみよう。

六 利他主義と寄付行為のクラウディング・アウト

B. A. Abrams ら M. D. Schmitz の定式化をもとにこの問題を整理しなおすと以下のようになる。すなわち、いわゆる利他主義においても、個人の効用関数の無差別曲線は、たて軸にその個人の可処分所得を、横軸に寄付金額をとれば、図1の U_1U_1 のように描ける。それに対してこの個人が直面する予算線は、この個人の稼得した所得を示す M 点からの傾き -1 の直線 MN である。したがってこの段階で個人の自発的な寄付金額を求めれば、どのような利他主義でも同一の行動（図の P 点）になる。

ところが政府がこの個人に所得課税をし、その財源から公益サービスを行うとき、この個人がいかなる利他主義をしめすかによって個人の行動は変化する。まず、主体的利他主義の場合には寄付金・所得平面上の無差別曲線群は不变のままである。¹⁾ のときこの個人の予算線は所得課税の分だけ左下にシフトする ($M'N'$)。したがって左下の新しい均衡点 Q で無差別曲線 $U'_1U'_1$ は $M'N'$ と接するだ

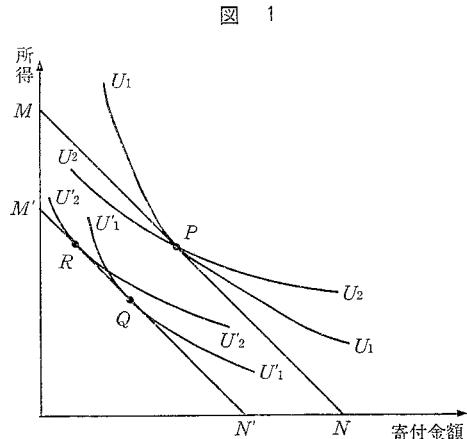


図 1

る。この変化は所得効果に相当する。寄付行為の所得弾力性に依存して通常は寄付金額はかなり減少するだろう。次に客観的利他主義の場合には、予算線が左下にシフトすることには変りはないが、合理的個人は政府部門からの移転的公益サービス供給をみとめると、自己の寄付金増加1単位当たりの限界効用を減少させるだろう。これは初期均衡点における寄付金・所得の限界代替率を低下させ、無差別曲線 $U'_2U'_2$ は全体に傾きを緩める。したがって新しい均衡点 R は先の主体的利他主義の場合よりも左上方に位置するはずである。これが政府が民間公益活動を代替するクラウディング・アウトである。

このタイプの利他主義では、政府部門の移転的支出や準公共財的サービス支出の増大とともに、その個人の寄付行為の所得に対する限界代替率は低下しつづけ、限界代替率が0になると均衡点はたて軸上の点M'になり、この個人の寄付行為は消滅する。これが政府セクターによる一〇〇%のクラウディング・アウトのケースである。

我が国における個人の寄付行為の水準が所得の増大にもかかわらず低水準にあることは、一方における所得税負担率の上昇と、他方における政府セクターの中の移転的支出の増加傾向に一つの理由があると考えることができる。民間が欲求する準公共財的サービスを政府が供給するのであれば、社会全体の厚生には何の問題も生じないようだ見えるが、政府セクターの拡大と財政の膨脹は国民の租税負担率を高めるから、政府の財政政策の伸縮性を低める可能性が大きい。また政府セクターにすべての準公共財・サービスを任せていことは、財政支出の硬直性を増し政府セクターの効率性を低下させるから資源配分上望ましくないだろう。

今、Yを課税前所得、Cを寄付金額、tを所得税率とするとき、課税後所得は

$$(Y - C)(1-t) = (1-t)Y - C + tC \quad (1)$$

$$= (1-t)Y - (1-t)C \quad (2)$$

(1)式の意味は寄付金控除を受ける個人は寄付金額と所得税率に比例した補助金を受けることを示している。よって(2)式のように個人の替率の低下にあわせて個人の予算線の傾きを緩くすることが必要である。これが寄付金控除とよばれる所得減税の方法である。

今、Yを課税前所得、Cを寄付金額、tを所得税率とするとき、課

予想される場合に、利他主義者でも寄付をさしひかえることを意味する。いまある利他主義者が価値財的なサービスの提供を（支援しよう）考えているとしよう。サマリタン・ディレンマには二つのケースがある。一つは、寄付金を受け取った受益者が非価値財的な消費に支出してしまう場合、またもう一つは寄付金が受益者に伝達されない場合である。後者は寄付行為の発信者と受益者の間に契約の失敗がある場合で、このような危険を緩和する方法として、NPOの仲介が正当化されている⁽²⁾。

それに対して前者のケースは、実際にその事態が起つてからでは解決できないが、現実には寄付をする側の単なる推測にすぎない場合が問題である。例えば芸術家に対するメセナ活動などについて、寄付をする側が自分の行為に懷疑的になり、寄付活動を消極化させてしまう場合などである。このように多少のリスクを伴う寄付活動は当事者がその行為の結果のみを重視する場合には、縮小均衡のようになり、公益寄付活動水準は低下してしまう。この種のディレンマは、寄付行為を行う個人の利他主義が主体的利他主義であれば回避できる。なぜなら主体的利他主義は寄付行為の結果に依存するのではなく、寄付行為そのものから効用を得るからである。しかしこの場合でも、社会的な効率性の観点から、行われた公益寄付金額が行為者の目的に沿って有効に利用されることが監視する必要があることは言うまでもない。

結語

我が国において民間非営利セクターを確立する戦略として、企業の公益活動に依存すべきか、個人の公益活動から出発すべきかは議論の分かれることである。しかし本稿ではあえて個人の行動からミクロ的分析を加え、一国の社会システムの中に新しいセクターを加えて変革するためには、利他主義的個人の必要性を検討した。その場合、政府が寄付活動の重要性を認識し、個人に対する寄付金控除制度の拡充と、他方における民間非営利組織（NPO）の正しい評価と速やかな認可制度が同時に必要であることがわかった。しかし市場経済で育まれた自利心と、我が国の急速な近代化の歴史の中で生まれた政府への依存という二つの伝統的な性向に比べて、個人の利他心をどのように育成し、確立していくかは今後の大きな課題であるといわざるをえない。

(1) 文献[5]の石村耕治氏の指摘参照。

(2) この問題を最初に指摘したのは文献[3]のH. B. Hansmanである。

* 本稿は日本経済政策学会第五回大会での報告論文を加筆修正したものである。座長の柏崎利之輔教授（早稲田大学）討論者の大岩雄次郎教授（東京国際大学）はじめ多くの御意見を頂いた諸兄、ならびに注意深く本稿を読まれ適切なコメントを寄せられた本誌レフヨリの方々に心から感謝いたします。なお本研究は財団法人三菱清明会からの研究助成を受けたものであり、ここに記して深く感謝の意を表する次第である。

予算線はちょうど所得税率の分だけ傾きを緩めることになる。この制度は寄付行為のクラウディング・アウトを少なくするのに有効であるが次ののような分配上の公正の問題点が指摘されている。

- (1) 累進的補助金制度（高所得者に有利）である。
- (2) 寄付金控除は申告納税しなければならない。
- (3) 税額の減収分は全国民の負担になる点。

実際には、日本の個人の寄付金控除制度は、所得の二五%（一円超）という限度額や、一般寄付金が認められないなど、企業に対する損金算入制度に比べて消極的である。このような現状の理由は行政が寄付行為活動の効率性よりも、この制度の分配上の公正の問題点を重視しているためと思われる。しかしながらこの制度を効率的に利用すること、すなわち総額としてより多くの寄付金額を実現することを目標にするならば、むしろ(1)の累進的補助金になるという性質は肯定的な要因となる。つまり、所得が高い程、予算線の傾きが小さいから、所得の高い個人からより多くの寄付金額を効率的に集めることができるということである。これはより大きい非利セクターをできるだけ早く育成する目的には合致している。

七 サマリタン・ディレンマの問題

- [¹] Abrams, B. A. and Schmitz, M. D., "The Crowding-Out Effect of Governmental Transfers on Private Charitable Contribution," in *Economics of Nonprofit Institutions*, 1986.
- [²] Giving USA '90, The AAFCR Trust for Philanthropy, 1990.
- [³] Hansman, H. B., "The Role of Nonprofit Enterprise," in *Economics of Nonprofit Institutions*, Oxford U. Press, 1986.
- [⁴] Weisbrod, B. A., "Toward a Theory of Voluntary Nonprofit Sector in a Three-Sector Economy," in *Economics of Nonprofit Institutions*, Oxford U. Press, 1986.
- [⁵] 国税廳『年間個人・法人の税金収支統計』朝日大外園収取編
扶養課監修 一九九〇年。
- [⁶] 『公益法人』vol. 20, No. 11, 公益法人協会 一九九一年。
- [⁷] 『公益法人』vol. 22, No. 5, 公益法人協会 一九九三年。
- [⁸] 古川光昭『財政過疎——利益集團の財政論』成文堂 一九九二年。

経済政策レジームのシナリオ消費者行動*

羽森茂之
〈関西学院大学〉

日本において一九七〇年代から一九八〇年代への政策レジームの移行は大きな意味合いを持つところ。それは従来の規制指向型の政策から市場指向型の政策への転換であった。このような政策レジームの変化は消費関数や貨幣需要関数等、人々の行動関数の変化を引き起し、その結果として乗数等、政策的に重要な経済指標の値に何らかの影響をもたらしたものと思われる。つまり、政策レジームの変化があつた場合、旧来の政策レジームのもとで推定されたペントマークターニ基づいて計算された乗数等を用いて政策的なシナリオへとおむねなり得た misleading の結果をもたらしかねないのである。

この問題についてLucas(1976)は、「消費関係、貿易需要関数等の行動関数のペントマークターニーは政策レジームに依存する policy-dependent な変数であるため、それらを推定しても余り意味がない」として知られる。しかし、このことは underlying parameter と呼ばれる経済の基礎的諸変数(生産関数の形状や効用関数の形状を規定するペントマークターニー)を推定するが、あるある」という主張を行つた。これに「Lucas Critique」が政策レジームの変化によるかかわり本題に該当するためのやうにかが政策レジームの変化によるかかわり本題に該当するためのやうにか

以下では、依然として未解決の問題である。そこで本報告では、上

述の日本における政策レジームの移行が消費者の選好ペントマークターニーに与える影響について検証を行う。

II 基本モデル

以下で扱う基本モデルは次の通りである。

$$\begin{aligned} \max_{t=0}^{\theta} & E_0 \beta^t u(c_t) \\ \text{s.t.} & q_t Q_{t+1} + c_t = (q_t + d_t) Q_t + y_t \\ & u(c_t) = \frac{c_t^{1-r}-1}{1-r} \quad r > 0 \end{aligned}$$

E_0 : 条件付き期待値,

β : 主觀的割引率 ($0 < \beta < 1$),

r : 相對的危険回避率 ($r > 0$),

$u(\cdot)$: 効用関数,

q_t : t 期における資産価格,

Q_t : t 期における資産保有量,

d_t : t 期における配当,

y_t : t 期における非資産所得,

c_t : t 期における消費。

（）から、代表的家計は予算制約の下で、累時点間にわたる効用最大化を達成するよう消費と資産保有額との選択する。

）の問題の一端の条件は次のよろなオイラー一方程式で示される。

$$E_t \left[\beta \left(\frac{c_{t+1}}{c_t} \right)^{-r} R_{t+1} \right] = 1$$

ただし、 R_{t+1} ：資産収益率。

III 檢証結果

表1よりのオイラー一方程式を Hansen (1982) が考案した一般化積率法 (GMM) によって推定した結果を示したものである。推定期間は、（i）全体部分、（ii）前半部分（一九七〇年代）、及び（iii）後半部分（一九八〇年代）の三つが成立しない。ソルド推定すべく、ラメーターは主観的翻訳率 (α_2) と相対的危険回避度 (r) である。また推定のための操作変数としては次のよろなものを用いた。

$$[1, c_t/c_{t-1}, c_{t-1}/c_{t-2}, R_t, R_{t-1}] \quad \text{for Nlag=1}$$

表1より明らかなるべく、各推定期間に沿って各パラメーターは符号条件を満たしていない。また、モデルの検定結果については各推定期間に沿ってモチルは棄却でない。特に、一九七〇年代において一九八〇年代において検定の p -value が大きくなっていること、注目されね。

また、表2は Ghysels and Hall (1990a, b) に基いて選好ペラメーターに關する構造変化の検定結果を示したものである。）の p -value

表1 GMM推定結果

Nlag	β	SE(β)	r	SE(r)	χ^2	p -value	DF
1971.01-1892.12 (標本数 228)							
1	0.989	0.003	0.082	0.511	3.655	0.056	1.2
2	0.990	0.003	0.294	0.393	4.628	0.201	2.0
1971.01-1979.12 (標本数 108)							
1	0.994	0.005	0.751	1.168	5.044	0.025	1.0
2	0.996	0.005	1.508	0.849	6.244	0.100	3.0
1980.01-1989.12 (標本数 120)							
1	0.986	0.004	0.196	0.463	0.068	0.795	1.0
2	0.985	0.004	0.086	0.361	0.458	0.928	3.0

表2 構造変化の検定結果

Nlag	PRN	p -value	DF
1	2.624	0.453	3.3
2	6.953	0.224	5.0

* 報告によれば、各回廊動態分析の柳川隆先生より承認を得た。

＊ 著者に感謝を贈る。また、感謝いたしました。

- 参考文献
- Ghysels, E. and A. Hall, "Are Consumption based Intertemporal Capital Asset Pricing Model Structural?", *Journal of Econometrics* 45(1990a), pp. 121-139.
 - Ghysels, E. and A. Hall, "A Test for Structural Stability of Euler Equations Parameters Estimated via the Generalized Method of Moments Estimator," *International Economic Review* 31 (1990b), pp. 355-364
 - Hansen, L. P., "Large Sample Properties of Generalized Method of Moments Estimators," *Econometrica* 50 (1982), pp. 1029-1053.
 - Lucas, R. E. Jr., "Econometric Policy Evaluation: A Critique," in K. Brunner, ed., *The Phillips Curve and Labor Market*, Carnegie-Rochester Conference Series on Public Economics 1 (North Holland) (1976), pp. 19-46.

新しい企業システム

首藤信彦

（東海大学）

一 日本企業の病理現象

一般的に、戦後の日本企業の経営システムは終身雇用、年功序列、企業内労働組合、温情主義の四要素に集約され表現されてきた。これら四要素を有機的に組み合わせた経営システムは「日本の経営」と呼ばれ、当初においては、当時のアメリカ近代経営学の視点から、その前近代性や閉鎖性が批判されたものの、一九七〇年代以降、主として製鉄、自動車や家電・エレクトロニクスなどの輸出産業の隆盛から、その生み出す高い効率が国際的にも賞賛されてきた。しかし、最近では、日本の経営は、日本の産業社会の閉鎖性を生み出す元凶として日本特殊論者（リビジョニスト）に批判され、さらに現実にもさまざまな病理現象が顕在化するに至った。

経営のグローバル化とそれに伴う国内システムの国際化、バイオテクノロジーの発達、エレクトロニクス機器の生産現場や事務作業への大量導入など、生産システムや組織の管理システムに決定的な影響を与えるような革新技術の登場と普及、そして女性の職場進出や人口高齢化などの社会変化、このような急激な環境変化によって、旧来の日本企業の特性は急速に失われつつある。そしてバブル経済崩壊後の構造不況により、日本の経営の中核要素であつたはずの終

身雇用も、その効用が否定され、再雇用の可能性の少ない中高年に早期退社を迫る形での雇用調整が社会問題となりつつある。さらに企業内犯罪やスキヤンダルなどの腐敗が多発し、そして従業員の過労死などの病理現象が表面化するようになつた。

要するに、日本の経営システムは特定な環境条件の下でのみ成功するシステムであり、その環境が変化すれば企業の効率も従業員個人の福祉も保証するものではない。企業組織を環境におけるオープンシステムとして把握するのが現代経営学の常識であるが、日本の経営は、それを取り巻く環境に依存する一方で、しかもそれを絶え間無く内部化してきたシステムなのである。問題は、多様な外部環境要素が急激に変容しているにもかかわらず、企業システムがそれへの対応に遅れていることに他ならない。

また、こうした日本企業の状況を、上記四要素だけでは十分に説明する事は出来ない。そこには、一見目だたなくとも、日本企業の行動を方向付ける要素が多数存在しているはずである。そこで、まず日本企業に真に独特なシステムとはなにか、日本の経営システムを構成する部品全体を再度検証してみる必要がある。その結果、日本企業に特徴的なものは単に上記四要素だけではなく、また追加的に言われるシェア指向、メインバンク制や官庁依存体質などだけで

もなく、本社の首都集中、極端な成長指向、大組織指向、ライン偏重、輸出偏重、土地への執着、政治や行政との連携など、さまざま企業行動における独特な性向が浮かび上がつてくる。その中でも、今日の病理現象に直結した要素を探してみよう。

二 外部環境の内部化

何よりも、日本企業の持つているアウタルキー指向が指摘されなければならない。日本企業は閉鎖体系的性格が強いが、外部環境とのオープン・チャネルが存在しないわけではない。それどころか、企業は環境から多くの経営資源を吸収している。従つて問題は、企業と環境との間の資源移動の方向性すなわち、企業側が一方的に環境資源を採取しながら、外部環境には企業の保有する資源を放出しないことにある。企業は巨大な内部経営資源や内部労働市場をかかえ、さらには外部環境を際限なく内部化しようとする。その結果が系列取引であり、行政との連携であり、多数の業界団体の形成、そして同業者間の談合に他ならない。

こうした日本企業の性向が、その成長過程において、財務諸表に表現されない多様な無形資産を形成し、景気変動や急激な環境変化に対し危機管理機能をはたしたことは否めない。また、内部組織が効率的かつ健康的に機能する限りにおいて、それが企業成長と国際競争力の向上に極めて有効であったことも事実であろう。しかし、同時にそれがまた、企業と社会やコミュニティとの関係をぎわめて限定的かつ一方的なものにしてしまつたのである。企業城下町と言われるよう、特定企業と地域社会との相互依存関係が成立してい

三 従業員＝個人の過剰把握

日本企業システムの特質の一つは、人間資源の完全把握にある。現状では、本来、個人、家庭そしてコミュニティに属すべき人格が、企業に吸収され、管理されていると言わざるを得ない。ある意味において、欧米企業とは比較にならない高いパフォーマンスを示す日本企業の秘密がここにある。欧米企業と日本企業の企業行動における差異は、一八世紀末ヨーロッパの職業軍人により構成されるプロシャ軍と、フランス革命後の、徵兵制に基づく安価で高いモラールを持った兵士による国民軍との差に近い。

内部労働市場と頻繁な配置転換、OJTを中心とする企業内教育システム、人間心理と個人情報を把握した上で昇進・給与規定、

明確でない職務規定、労働契約の欠如、長時間労働、給与体系にビルトインされている残業、退社後の接待、日曜のゴルフなどが、

いかに企業による人間資源の完全把握に寄与しているかを参考すべきである。本来、従業員一人はその労働の一部を企業に売り、その対価として給料を得る労働者にすぎないのだが、結果的に、その労働者が経営マインドを持つことが求められ、労働者として本来予定されていない役割を企業内で演じている。QC活動や自主研究開発など個人の自発性に基づく業務活動が推奨され、労働者が経営努力をすることが求められている。しかし、まさにこのことが、そうした活動が開発された五〇年代のアメリカにおいて、労働組合の反発を招き、導入が実現しなかったという歴史的事実を振り返る必要がある。

たしかに、日本は異なった時代背景の中で、そうした活動を受け入れ、大成功を収めた。しかし、労働者の経営努力の成果は、はたして十分に個人に報酬として与えられたであろうか。企業が業績をのばす一方で、個人生活が真の豊かさとゆとりを享受できないところに、過労死や単身赴任後遺症などの病理現象の原因がある。

重要なことは、個人を過度に拘束している企業が、個人を解放し、社会と家庭における役割を發揮させることである。その意味で、結果的に個人を企業に拘束することに役立っている。さまざまなフレンジ・ベネフィットを縮小し、そして、企業が手厚いフレンジ・ベネフィットを従業員に供与することを奨励している課税システムを変更すべきであろう。企業は個人の趣味、家庭そして人生計画を拘束してはならない。

う。紙面の制約から詳細説明は別な機会にゆずるとして、ここでは企業憲法について簡単に触れたい。

五 企業憲法

経営環境が急激に変容し、市場が不安定化・不安全化し、冷戦後体制において国際市場が市場統合と言ふ名のアロック化の方向を示し、経済の政治化が進行するような状況では、企業は多様な価値観に向きあされ、またそのような個別の価値観を強く主張する市場や社会に対し、自己の判断基準を明確に提示し、行動することが求められる。例えば、食品や医薬品の製造企業は遺伝子組み替えや動物実験に関し、企業としての哲学や方針を明確に示さなければならない。同様に環境問題への取り組みや、兵器に組み込まれる可能性のある製品の製造、製品のリサイクル、女性・高齢者、マイノリティやハンドicapを抱えた人々の雇用、地域への責任に関し、企業の態度を明示しなければならない。すでにCETAの“Shopping for a Better World”では、このような項目が製品および製造評価の対象となつている。

わひだ、企業活動が広域化し、海外における企業活動で利益を得ている企業は、地球規模での問題に関し、たとえ自社の市場や製品とは直接に関係が無くとも、責任を認め、問題の解決に尽力する」とが求められるであろう。

このような傾向において、企業にとって最大の問題は、決して追加的な費用の支払ではない。それは、多様な価値観の衝突に他ならない。特定の集團にとって好ましい価値判断と企業としての意思決

束してはならない。

四 新しい日本企業を求めて

こうした日本企業システムの特殊性は、日本経済が閉鎖システムを維持し、無限の経済成長をとげることが可能と皆が確信していた時期には、極めて高い効率を生み出すことが出来た。しかしながら、環境が激変し、基礎条件が変容しつつある現在、かつて効率を生みだした企業システムは病理現象を顕在化させていた。今こそ日本は、地球規模で起こっている環境変化に適合的な新しい企業理念、組織、そして経営システムを作り出して行かなければならない。

緊急の課題としては、以下の十項目を報告者は提案している。

- (1)企業の独立自尊とセルフディフェンス
- (2)企業の地球責任
- (3)職能の専門化、従業員の個性化
- (4)企業内個人と企業内資産の解放
- (5)企業責任と個人責任の明確化
- (6)新たな企業目標の構築（利益やシェア、企業規模など）
- (7)株主・従業員そして社会への利益三分主義
- (8)経営の品質管理
- (9)企業自己評価と改革委員会
- (10)企業憲法の制定

これらのいずれもが、日本企業をこれまで作り支えてきた基本システムの根本的な変更を意味し、現実の対応は容易ではない。また提案の内容自体にも疑問を感じられる研究者や実務家も多いであろう。

定は、別な集團に致命的な被害をもたらし、複数の集團にとって好ましからざるものかも知れない。地球の環境保全のために良い選択が、特定地域に大きな打撃を与える、特定のコミュニティの生活水準の向上を停滞させるかもしれない。

多様な価値観の錯綜する現代世界では、これまでのよう、場当たり的な対応では、もはやまされないであろう。特定集團からの批判に対し、たとえ一時的には言い逃れても、別な場では、まったく逆の意思決定をすれば、現代情報社会では、その矛盾はたちまち明らかになり、関係集團だけでなく、国際社会全体の評価を下げることがある。

重要なことは、世界の多様な価値観の中から、出来る限り普遍性のある価値観に基づいて、企業としての行動指針を定め、それを企業憲法（constitutional rule）として明文化し、公示することである。それがされば、ある「場」で企業の意思決定に対し、社会から強い反発を受けても、企業としては、なぜそぞした意思決定をとつたかを、多くの人が納得する形で提示することが可能になる。

日本企業においても、社是・社訓のように、ある種の企業規範が明文化されている企業がある。しかし、その内容のほとんどは、創業者の精神訓話の範疇を超えるものではない。しかも、それは單に象徴として奉つておるだけで、現実の企業行動とはかけ離れたものである。「浮利を追わざ」という住友家の家訓が、バブル経済期にはまったく無視され、住友銀行はじめ多くの住友グループの系列企業が株や不動産の投機に走ったのは、そのような家訓を組織の末端まで徹底し、守つていいというという意思と教育に欠けていたためであ

る。

今後は、このような精神訓話ではなく、具体性を持った、企業行動および経営者と従業員のガイドラインとなる企業憲法を制定し、それを公開し、企業はそれに従って行動することが必要となるであろう。現代社会における企業は、単なる利益追求の閉鎖体系を持つた集団ではなく、社会システムの一翼を担う責任を持った組織なのである。

(付記)

本報告には討論者の大森達也先生（聖学院大学）より、日本企業の経営システムおよび企業間関係につき、経営文化的側面から貴重なコメントをいただいた、記して深謝したい。

日本型フレキシビリティの構造

——日本型フレキシビリズムの未来に向けて——

十 名直喜
〈名古屋学院大学〉

一 はじめに

世界市場に比類のないダイナミックな高度成長を実現し、石油危機や円高といった種々も環境変化にも柔軟かつ機敏に対応してきた日本の社会経済システム。このシステムは、他面では、長時間労働や過労死等の弊害をともなう企業中心社会を生み出し異常な地価の高騰などによる富の偏在、政・官・財にまたがる底無しの癪着、国際摩擦の深刻化などをもたらした。そして、そこからの脱出を困難にするなど、システムの硬直性が目立つに至っている。

この対照的な日本社会の構図、構造については、内外の注目を集め、精力的な研究が進められてきた。特に、日本の企業社会や生産システムに焦点をあてた研究が注目されているのも最近の特徴である。しかしながら、それらの全体像と本質を構造的、巨視的に把握することについては、これまでに種々のアプローチがみられるが必ずしも成功しているわけではない。その光の側面のみクローズアップすることにこだわって全体像を捉えきれない、あるいは陰の側面を強調するあまり積極的な要素との整合性ある分析がうまくできなかつたり、あるいは現象の説明にとどまる、といった限界を少なか

らず引きずつてきているのではないか。

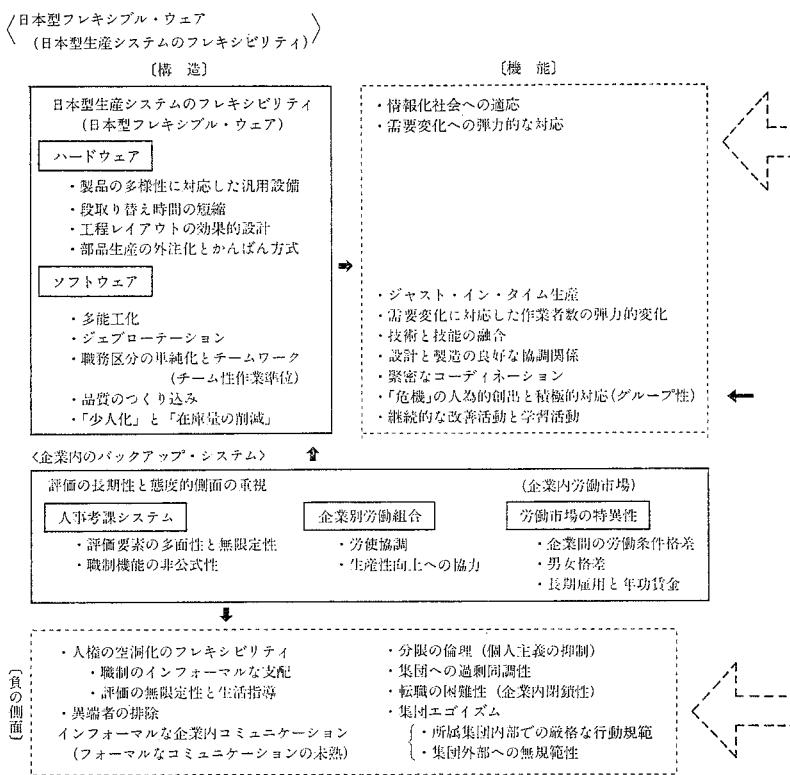
本稿においては、これまでの日本型システムをめぐる分析や議論をふまえつつ、独自のキーワードとして「日本型フレキシビリティ」概念を提起し、この視角から（日本の社会経済システムの核心をなす）企業社会と高密度労働システムの構造と本質を掘り出そうとするものである。

二 日本型フレキシビリティ論の基本的視角

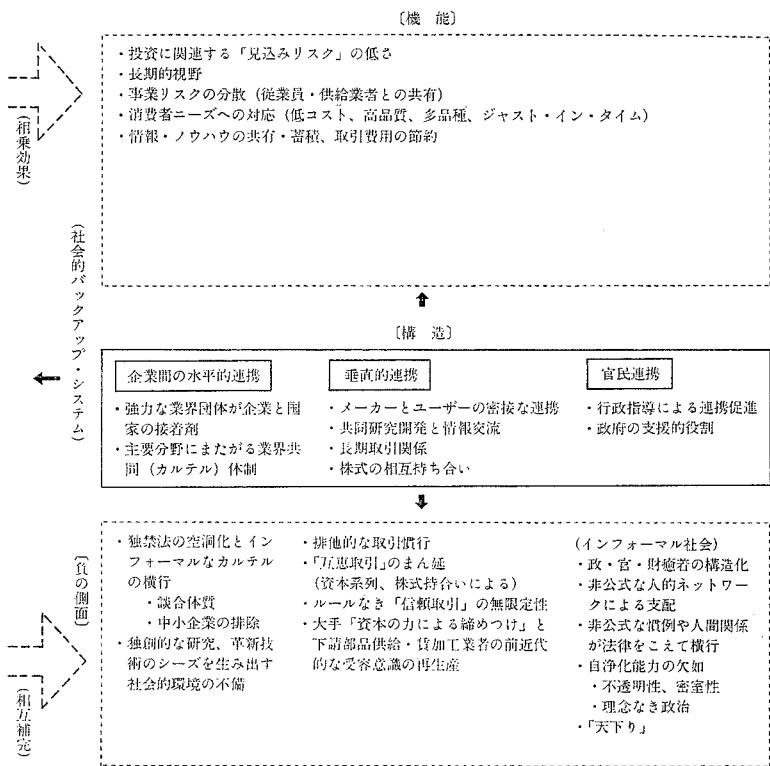
「フレキシビリティ」「フレキシブル」という表現は、日本の生産システムの分析やボストン・フォーディズム論等においてよく見られ、またこれをキーワードにみなす論者が少なくない。

元来、「フレキシビリティ」概念は、高度情報化社会への移行に伴い浮上してきたものである。マイクロ・エレクトロニクス技術の発達による制御機能の分離、弾力化を基礎にして、生産過程および消費過程における情報の迅速なフィードバックによるフレキシブルな制御が技術的、社会的に可能になつていている。こうした歴史的な構造的変化のことで、生産や労働において、「フレキシビリティ」機能をいかに実現させ得るかが、現代社会への適応力と競争力を左右

図1 日本型フレキシビリティ



の構造と機能



レキシビリティとしても機能する、という日本型生産システムに特徴的な二つの側面をふまえた視点である。

「日本型フレキシビリティ」は、日本社会に特有な大資本主導の労資関係（および企業間関係）の下で、従来の伝統的かつ後進的な基盤の上に編み出された分散型の、ネットワーク支配型システム——階層別に編成された生産管理システム——を基礎としており、そこに情報技術が自由自在に導入され、技術的基礎を確立するとともに、企業内外のインフォーマルな関係と結合したところに、基本的な特徴がある。

また「日本型フレキシビリティ」は、企業システムにとどまらず、政治・経済構造の全般に及ぶ「インフォーマル性」と結合しており、いわゆる「インフォーマルなフレキシビリティ」がコアの一つになっている。「インフォーマルなフレキシビリティ」は、いわゆる「前近代性の構造」にもその足場を置いている。

労働分野における職務区分の曖昧性は、企業間関係における契約関係の曖昧性と表裏の関係にあり、両者は日本型生産システムに特

する重大な要素となるに至っている。しかも、情報技術や情報化社会は、経営システムとともに、経済構造や政治形態、さらには人間の価値観、ライフスタイルなどにおける根本的な変革を促しているのである。

しかし、日本型生産システムに見る「フレキシビリティ」は情報技術によって技術的に基礎づけられ、また労働者の向上欲求や自発性を引き出しながらも、他面では労働者の人権や人格への限らない侵害を伴うという負の「フレキシビリティ」と重層的に結合して、「日本型」ともいわれる特質を生み出している。

私は、「フレキシビリティ」を情報技術や「フォーマル・ストラクチャ」だけでなく「インフォーマル・ストラクチャ」をも媒介にしたものとして理解し、その日本型結合の特質に注目して、「日本型フレキシビリティ」概念として取り上げる。

「日本型フレキシビリティ」とは、労働組織や仕事の仕方などにみる労働のフレキシビリティ（弹性性、適応性、柔軟性）の側面と、それを生み出す職務や契約関係などの曖昧性やインフォーマル性が大資本による支配のフ

微的な曖昧性の基本的な柱となつてゐる。職務区分の曖昧性は、職務要素の弱さを意味し、それはまた人的要素への深い依存につながつてゐる。したがつて、職務要素や人事評価には全人格的でエセーショナルな要素や職制の要素が入りやすい。

企業情報や専門能力・熟練などの社会的な評価基準が曖昧で確立しておらず、企業や行政の情報公開が遅れている企業社会においては、種々のリスクの事前チェックを困難ならしめるとともに、(責任や権限の曖昧性といふ土壤の上に)発生したリスクを事後的かつインフォーマルに吸収する装置を発達させている。それは、まさに「インフォーマルなフレキシビリティ」に他ならず、日本型インフォーマル性の核心をなしてゐる。

この「インフォーマルなフレキシビリティ」は、「タテ」方向の人間関係と情報の流れに基づくダイナミズム、フレキシビリティという特色をもつ。その反面、この「タテのネットワーク」は、属人で論理やルールに弱く、個人が集団の中に埋没しやすく個人の権利や創造性が抑圧される傾向が強いために、その機能と適用範囲が限定されるをえず、「前近代的」な関係が再生産される土壤となつてゐる。しかも、「運動方向が『ヨコ』に働くメカニズムが不在」であるために、全体を調整する機能が決定的に弱いという、リジディティを持つてゐる。

III 日本国型フレキシビリティの構造と変革課題

「日本型フレキシビリティ」概念を軸にして、日本型システムの全体像を次のように捉えることができる(図1)。まず、日本型フレ

今日では、日本型システムがはるむりジティの側面をいかに克服し、国際的な普遍性をもつ「フレキシビリティ」として再生するかという課題が、そのプレゼンスの巨大さに伴つて急浮上してきており、国際的に共存・共生をはかつてく上で、どうしても越えねばならぬハードルとなつてゐるのである。そのためには、日本型システムを支えるインフォーマルな諸関係、その排他的で没論理的な「タテのネットワーク」に民主主義的なメスをいれ、個人の自由・尊厳と社会的自立に開かれた、より公正かつ明示的・論理的なシステムに変えていかねばならない。日本型フレキシビリズムを、二一世紀にふさわしい先駆的な英知と理念を内包したシステムとして再生する鍵はそこにあるといえよう。

参考文献

- 十名直喜『日本型フレキシビリティの構造——企業社会と高密度労働システム——』法律文化社、一九九三年。
中根千枝『タテ社会の人間関係——単一社会の理論——』講談社、一九六七年。
熊沢誠『日本の経営の暗黙』筑摩書房、一九八九年。
K. V. ワルフソン『日本／權力構造の謎』(Karel van Wolferen, *The Enigma of Japanese Power*) 篠原勝訳、早川書店、一九九〇年。
島田晴雄『ユーモラントの経営学——アメリカのなかの日本企業』一九八八年、他。

キシビリティの基礎となる生産システムをハードウェアとソフトウェアの有機的体系として把握し、それを「日本型フレキシブルウェア」と規定する。「日本型フレキシブルウェア」は、狭義の生産過程に焦点を合わせたものであるが、これを支える企業内システムとして、三つの主要な柱がある。すなわち、人事考課システム、企業内労働市場、企業別労働組合がそれである。

また、「フレキシビリティ」は、狭義の生産過程における日本型フレキシブルウェアおよびそれを支える企業内システムだけでなく、企業間さらには地域や国家など社会・経済にまたがる社会的メカニズムによつても支えられ、補強されている。それは、企業間の水平的および垂直的連携、さらには国家と産業界の連携にまたがつてゐる。これらを全体として包括した歴史的・政治的ブロックの単位について、「日本型フレキシビリズム」と規定する。

「日本型フレキシビリズム」を貫通する「フレキシビリティ」は、日本型インフォーマル性と不可分に結合しているゆえに、国際的にも特異な「インフォーマルなフレキシビリティ」機能を持つており、その存在が大きくなり影響力が増せば増すほど、その不透明で非論理かつ排他的構造ゆえに、国際摩擦を激しくし国際的孤立の危機を深めると、いう負の側面を背負つてゐる。しかも、権利や責任の所在が不明確で全体の舵取りを欠き自己改造能力が弱いといふ、まさに構造的な「リジディティ」をはらんでゐるのである。すなわち、部分的あるいは戦術的、小局的な「フレキシビリティ」と全体的には戦略的、大局的な「リジディティ」というあい矛盾した二つの特質をあわせ持つたシステムに他ならない。

日本の政治経済の宗教的基礎

植松忠博
（神戸大学）

一 報告の目的

現在の日本の政治経済のシステムは、表面上は西洋システムに類似しているようだ、内容的に異なっている側面も多い（例えれば日本的經營の労務管理、政治家の料亭密談など）。これには、①現時点における政府の政策や国民の選択、②日本の経済発展の歴史的な縛り、③日本の宗教、社会慣習の影響、という三つの種類の原因が考えられるであろう。この報告では、第三の宗教、社会慣習の側面に焦点を当てて、日本の政治経済システムの特徴を捉え、それをとおして、これまで経済学が見逃していた問題点を明らかにしたい。

二 日本人の宗教

まず、日本の宗教の特徴を捉えることから始めよう。

日本には古宗教としての原始神道があつたが、六世紀以降、儒教と仏教が伝来し、しだいに神道と儒教、仏教の「習合」つまり宗教的融合がおこなわれるようになった。仏教は、阿弥陀信仰の普及、彼岸会・于蘭盆会の法事、仏壇の設置などをとおして、儒教も、易姓革命の放棄、同姓不婚・異姓不養の規律の緩和などをとおして、それぞれ日本社会のなかに定着してきた。

忠誠心の育成が推進されたことが、とくに注目される。
第二次大戦における敗北後、天皇崇拜、國家神道などが破棄され、国民の宗教意識はふたたび「神儒仏の三教合一」に戻り、江戸時代と類似の正月行事、盆・彼岸会行事、祖先崇拜（葬式と年忌を中心とした仏教信仰）、御利益を求める神社仏閣への参拝、呪術を中心とした新興宗教への依存などがおこなわれている。それらが、西洋の宗教と異なることはいうまでもない。

三 宗教からみた日本の経済システムの特徴

それは、こうした日本の宗教意識が日本の政治、経済に与えた影響を、どう考えるべきか。まず、経済についてみていく。

日本の経済の一つの特徴は、生産組織が「家業」として統けられてきたことである。近世の農家、商家、職人を源流として、近代の農業、企業組織も、「家業」原理を保持してきた。
例えば、農家では、家督を継承した家長を中心にして、家族が、家屋・田畠・家畜などの家産を持ち、家計を立て、家業に励んで、家名を上げることに努力した。

企業の場合も同様であって、大商家（後の財閥）は、家系の存続を基本にし、同族が一体となって、祖先の作った家憲（家訓）に則り、有形・無形の家産を守り、家名を汚さぬよう、家業の発展を心がけた。財閥は長らく株式会社化を忌避したのであり、財閥系の企業は、株式会社形態をとっていても、「家業」意識を脱却できなかつたであろう。これが大正期の「温情主義」「経営家族主義」を生み、戦後の「日本の経営」を発展させてきた原理である。

近世になると、儒教（朱子学）が幕府の官学となり、各藩も儒教の教育を奨励した。同時に、寺院と神社は幕府公認の施設となつた。武士は儒教で学問を修得し、五倫（父子の親、君臣の義、夫婦の別、長幼の序、朋友の信）や五常（仁、義、礼、智、信）を基礎とする儒教倫理に従つた生活を送つた。一方、庶民は、仏教（寺参り）、儒教（祖先崇拜）、神道（氏神信仰）にもとづいた生活をおくり、その意識は「神儒仏の三教合一」的であり、現世利益的な生活を送つたと推測される。
明治になつて西洋文明とキリスト教が流入し、西欧の科学技術と社会制度が普及するようになると、一部の政治家、思想家の間から日本精神の危機が叫ばれ、その結果、儒教と国家神道をミックスした国民思想の形成と国民教育の普及が推進された。
これが明治一五年の「軍人勅諭」、明治二二年の「帝国憲法」、明治二三年の「教育勅諭」、明治三年の「明治民法」の制定であり、この後、これらの勅諭、勅語、法律の精神に則り、国家の發展を目的として、天皇を頂点とし、國家・企業・家庭に至るピラミッド状の社会組織を活用する思想教化がおこなわれた。その場合、軍人勅諭、教育勅語、修身の教科書などのなかに、近世の五倫、五常の思想が繼承されただけでなく、中国ではみられない、天皇と国家への絶対

日本企業のこうした組織原理が、西洋にみられる、營利を目的とした合目的的な団体としての会社組織のそれと、性格を異にするものであることは明かであろう。

日本の経済のもう一つの特徴は、従業員の勤労意欲と企業忠誠心である。ごく常識的に考えて、世界の中で日本人だけが勤勉であつたり企業忠誠的であつたりする筈はない。そこには、勤勉と忠誠心を育くむ動機づけがあつた筈である。

例えば明治初年に、三井や三菱のような大商家とその系列会社に就職した、士族出身の学卒エリートは、「専しい商売人」になるに際して、それが日本の發展に貢献できる道だという、合理的な理由づけが必要としたのであり、その論理が正当化されるかぎり、彼らは、先祖が將軍や藩主に対して絶対忠誠を尽くしたように、主家に對して忠勤を励んだのである。しかも、江戸時代の武士が一種の官僚であつたように、明治期の士族出身のエリートも、（民間企業であれ、政府であれ）同じ官僚の意識で活躍してきたのである。

これに對して、農民の子孫であった職工や女工の場合は、士族出身者とは違つた動機で、工場で勤勉に労働したと考えられる。
一つの理由は、教育勅語や修身の教科書が教えた「奉公」の概念である。勤勉に働くことで收入を得、親元に送金することは「孝」であり、よい製品を作り、サービスを提供して人々の暮らしを良くしたり、國の輸出を増加したりすることは「忠」である。こうして私益が公益に通ずれば、働くことに張り合いかが出ることが期待される。それが彼らの勤勉の基礎にあつたと考えられる。修身の教科書に経済の項目が意外に多いことも、注目したい。

もう一つの理由は、経営者が従業員を労働者とは扱わず、家族の一員とみなして働かせたことである。後発資本主義国ゆえに、賃金や労働時間において劣悪な労働条件であったにも拘らず、日本の経営者は、よりよい従業員を確保し、定着させるために、従業員に、寄宿舎、社宅、病院、労災保険などを供給し、熟練労働者に対する終身雇用、年功賃金の制度を導入しあげた。これが、従業員の間に会社帰属意識を育てたことは、十分推測できる。

ところで、日本経済を考える場合には、戦前と戦後の相違を認識しておかなければならない。一つには、戦前には少数の富裕地主と多数の零細農家、少数の大商人＝財閥と多数の中小企業、少数の学卒職員と多数の小学校出の職工・店員という、いわゆる「二重構造」があり、経済成長の構造的な障害となっていた。二つには、戦前を通じてほぼ一〇年に一回づつの戦争があり、それが遂に十五年戦争に拡大したという事情があった。これらの事情のために、物的、人的経済資源のかなりの部分が戦争のために失なわれ、経済の健全な成長は阻まれていた。

それに対して戦後は、戦後改革を通じて、戦争の放棄、農地改革、財閥解体、教育制度の改革、男女の平等などが実施され、経済成長に対する「構造的な障害」が撤去された。しかも、労働者についてみれば、戦前の国民教育を受け、工場労働への勤労意欲、社会の発展・公益への奉仕の念を保持している世代が、その主力であった。彼らが、民主的で平和な経済環境のもとで、会社という疑似家族組織を通じて、自己の家族の幸福の増進と日本社会の発展のために、懸命に働いたことが、一九五〇年代から七〇年代初めにかけて、高

度成長をもたらしたと考えることができる。

四 宗教からみた日本の政治システムの特徴

他方、日本の宗教意識が日本の政治に与えた影響は、経済に与えたそれとは異なっていた。

まず日本では、徳川二六〇年間に、儒教を原理とする「德治主義の王道政治」の思想（有徳の将軍や藩主を君と仰いで、家臣が、無教養な万民のために、その幸福を実現する政治）が確立していた、という事実がある。しかも、明治維新が、下層階級による革命ではなく、武士の間の政権交代に終わったために、近世と近代の間に政治思想の断絶は起こらなかった。

明治の政治家がこの王道政治の思想の持ち主であったことは、これまでほんんど指摘されなかつたけれど、重要な論点であり、そのことは、大久保利通、伊藤博文、山県有朋などの正統派の政治家だけでなく、板垣退助、大隈重信などのような「反主流」派政治家の伝記を読んでも、明らかである。彼らは天皇を君主と仰ぎ、自らを臣下とみなし、国民に代わって、国家の発展と一般国民の安寧を實現する政権をめざしたのである。しかも、当時は政治家と政府官僚との出自は同一（つまり士族）であるから、官僚もまた、天皇親政を理想として、自己の生涯を捧げたといえよう。

ところが、これら第一世代の思想と行動は、近代日本の政治家の手本となり、後に、桂太郎、原敬などの第二世代政治家や、昭和維新を唱えた軍人にも継承されていった。官僚は次第に、士族に代わって東京帝国大学のような高等教育機関から供給されるようになつた。

のようみえた。しかし、政治の本流は保守政治であり、しかも保守党内部の政治は、依然として料亭を会議場とする密室政治であった。政治家の理想はイギリス・アメリカ型の政策論争ではなく、戦前日本型の「王道政治」であった。これに、官僚と財界が加わって、戦後日本特有の「政・官・財の癒着政治」が続けられてきた。國民もまた、選舉時の投票以外に、ほとんど主権を發揮しようとしたかった（その典型が高学歴のサラリーマン）。日本の経済は一流だが政治は三流と評されるゆえんである。

五 日本の政治、経済システムの変革期

一九八〇年代末のバブル経済の発生と、九〇年代初めのその崩壊によって、戦後の日本の政治経済システムは、大きな転換点を迎える上級会議になるほど、秘密性が高かつた。つまり政治は雲の上でおこなわれたのである。

第三に、こうした密室政治は、非論理的な妥協と駆引きによって推進された。帝国議会成立期の超然内閣時代だけでなく、大正期の二大政党制の時代においても、政治家は政策を争ったのではなく、石橋湛山の言葉を借りれば「弱権を争つた」。なぜなら、国民に安寧を与えるためには、まず自分が権力の座につかなければならなかつたから、政策論争は迂回的にみえたのである。

戦前と戦後の相違についていえば、経済と違って、政治の分野では、戦前と戦後の相違は小さい。たしかに戦後改革の結果、男女とも普通選挙権が実現し、戦争犯罪人が追放され、共産党、社会党が公然と結成され、労働運動が盛んになって、民主政治が実現したか

西洋型の政治経済システムが、ただちに現れるとは予想しがたい。なぜなら、日本人のもの価値観と、日本の宗教的・社会慣習の基礎が、西洋のそれとは異なるからである。日本の現実を踏まえて、国民が主導権を握つて、新しいシステムを構築しなければならないというのが、報告者の意見である。

植松忠博「日本資本主義の志義的構造」、関口大等『国際協力論集』創刊号、一九九三年(中國翻訳協会)。

T. Uematsu, "WAKON YOSAI: The Ideology of Japanese Economic Development," *Kobe University Economic Review* 39, 1993.

(付記)

本報告に対しても、予託討論者の植村利男先生(世紀亞大学)から、非常に懇切丁寧な質問とコメントをいただいた。また、トヨアの藤井直先生(富士短期大学)からも、貴重ない教示をいただいた。心より厚くお礼申し上げます。

△自由論題△

アメリカの環境政策における取引の利用

新澤秀則
(神戸商科大学)

I 序

本研究の目的は、アメリカで進められている排出権取引プログラムやその他の取引を用いた環境政策プログラムが、そもそもいかなるものであるか、どのような過程を経て導入されたか、特に、なぜ排出基準などの命令的規制(command and control)ではなく、なぜ税ではなかったか、争点は何であったか、初期配分をどのように行ったか、どのような成果があったか、などを整理することである。また、ほぼ同時期に形成された日本の大気汚染および水質汚濁防止政策との比較も行う。

II 排出権取引プログラム

一九八六年に最終的な規則が発表された排出権取引(Emissions Trading)プログラムは、新規排出源についてのオフセット、改造排出源についてのネットティング、既存排出源についてのバブル、さらにそれらに共通したバンキングで構成され、一九七〇年代に、それぞれが個別に導入され、一酸化炭素、二酸化硫黄、微粒子、窒素

酸化物、揮発性有機物質に適用されている。排出権取引プログラムは、すでにあった命令的規制の体系をインクリメンタルにリフォームするこことによって形成されてきた点が他のプログラムとは異なる。

ひとつの排出源に複数の排出ポイントがある場合、排出基準は個別の排出ポイントごとに課される。しかし、その基準の組み合わせが、しばしば非効率的であるために、個々の排出ポイントに対する排出基準の合計を越えないという条件のもとで、各排出ポイントの排出量の調整を認め、排出ポイント全体としての排出削減費用を小さくできるようにする政策をバルという。

環境基準が未達成の地域に、新規に排出源が立地しようとする場合や既存の排出源が改造しようとする場合、それによつて新しく増加する排出量に対して1以上の一定の比率で既存の排出源の排出量を減らす費用を、新規の排出源や改造する排出源が既存の排出源からクレジットを買うことによって負担すれば、その新規の立地や改造を認めることをオフセットといふ。連邦環境保護庁が、環境基準を期限までに達成しない地域に対して、Clean Air Actにもとづいて、大規模な固定排出源の建設を禁止するという制裁を行い、地域

経済の成長が妨げられたのが、オフセット導入の直接の契機であった。オフセットの導入によって、地域経済の成長それ 자체を制約することなく、環境を保全することが可能になったのである。

既存の排出源が施設を改造して排出が増える場合、厳しい排出基準が課され、モデルによる排出の環境影響評価などの新規排出源審査が義務づけられる。ネットティングとは、既存の排出源が施設を改造して排出が増える場合でも、同一の排出源のなかの他の排出ポートの排出を削減して、その排出源全体としての排出量が大きく増えなければ、それらを免除することをいう。ネットティング導入の背景には、改造された排出源に対する厳しい排出基準が、古い施設を使い続ける動機をつくりだしているかもしれないという問題意識があつた。また、新規排出源審査による建設認可の遅れをまぬがれらることが、ネットティングを行う一番の動機になっているという見方もある。

クレジットは、既存の排出源に對して無料で配分され、そのことがプログラムの導入に対する抵抗を緩和したと考えられる。オフセントはもとより、バブルもネットティングも、環境基準達成のための計画のもとで、環境基準未達成の地域にも導入されている。

連邦環境保護庁が認可したバブル以外の、州レベルで監督されている取引の実績に関するデータは整理されていない。しかし、推計などをもとに、排出権取引プログラムが、環境基準を達成するための費用をかなり減らしたと判断されている。オフセットは厳しい排出基準を回避できないので、費用節約にはならないが、環境基準達成地域に立地すればオフセットを要求されないにもかかわらず、わ

ざわざオフセットを行つて環境基準未達成地域に立地しようとするのは、そのほうが利益が大きいと企業が判断するからにはかならない。

異なる敷地間、異なる企業間で行われる取引を外部取引という。ネットティングは定義によってすべて内部取引であるが、バブルの外部取引は二例だけで、オフセットでも内部取引の方が多い。その原因は、外部取引の取引費用、すなわち、クレジットの売り手や買い手を当事者が見つけるための費用や、離れた排出源どうしで取引をする場合に要求されるモーティングなどの取引の認可の手続きに要する費用が大きいからであると考えられている。

日本の水質汚濁防止法や大気汚染防止法の総量規制基準（一日の排出量）は、事業場から排出される負荷量の合計に対する基準であるから、現場での運用のしかたにもよるが、事業場内のバブルを認めていることになる。ただし、個々の排出（水）口に課される排出（水）基準（最大濃度）が免除されるわけではない。

オフセットに相当する政策は日本ではなく、新規の排出源が立地する場合、既存の排出源よりも厳しい総量規制基準を課すけれども、地域としての総排出量は増えてしまう。一方で、対象区域は狭いものの、大規模な工場の新增設を規制した工場制限法が環境規制に先んじて施行され、今日まで存続しているという状況が示すように、産業立地の分散が必要な政策課題としてあつたのも日本の特徴である。

三 ガソリンに含まれる鉛の削減プログラム

一九七三年から一九八六年にかけて実施された、ガソリンに含まれる鉛の削減プログラムでは、鉛の濃度についての規制値が、もともと一・一〇 g/gallon であったのが、一九八五年七月一日から〇・五〇 g/gallon、一九八六年一月一日から〇・一〇 g/gallon に強化された。

石油精製所は新しいものほど高い技術が使われており、また、小規模な精製業者が新しい規制値を達成するのが困難であると考えられたため、一九八二年から、ガソリンに鉛を加える権利を全国の精製業者間で取引することを認めた。もある精製業者が、一ガロンのガソリンに基準より少い鉛を加えるなら、その差の量の権利を売ることができる。もある精製業者が基準で認められるよりも多くの鉛を一ガロンのガソリンに加えたいなら、その超過分に等しい権利を他の精製業者から買わなければならない。

石油精製業者の規模別のガソリンの鉛濃度を基準値と比較することで、基準値を上回る鉛をガソリンに加えたことが確認されている。

一九八五年以前は、権利の生み出された四半期内に使われなかつた権利、あるいは売られなかつた権利は消失した。しかし、一九八五年に規制値が強化され、また、その一年間のみ、バンキングが導入され、一九八七年まで、バンキングされたクレジットを取りして、小規模な精製業者が大規模な精製業者から権利を買つて、基準値を上回る鉛をガソリンに加えたことが確認されている。

厳しくなったときに、その差の権利を他の精製業者に売るか、あるいは、自らその基準をこえた濃度の鉛を含むガソリンを生産することができる。

バンキングが認められた一九八五年の第一第二・四半期には、濃度が基準値より小さく、すなわちデポジットが行われ、一九八六年から一九八七年は、濃度が基準値より大きく、すなわち権利を引き出したことが確認されている。権利の価格は、バンキング導入前は、一セント／グラムであったのに、バンキング導入後は、二・五セントにあがつた。バンキングのみによる費用節約額は、一〇〇%の割引率を使用し、一九八五年を基準とした場合、二億二六〇〇万ドルのぼると推計された。さらに、もしバンキングが導入されなかつたら、スケジュールどおりに基準を達成することはできなかつたであろうと言われている。

このプログラムの成功の決定的要因として、石油精製の原材料や生産物の確立された市場が存在したことが指摘されている。

このプログラムはガソリンの生産段階の取引であつて、他のプログラムのように汚染物質の排出段階の取引ではない。

四 BOD 排水許可証の取引

ウィスコンシン州議会は、一九八一年に、BOD 排水許可証の取引を認め、フォックス河に適用した。フォックス河下流の三五 km は、一〇 の紙パルプ工場と四つの下水処理場の排水が流入している。モデルによって、排出許可証を取引することによって、溶存酸素六・二 ppm を達成するための費用が、年間六八〇万ドル減ると推

計されたが、これまでの取引の実績として、排水処理施設の運転をやめた製紙工場とその工場の排水を受け入れはじめた下水処理場の取引が一件あるだけである。その原因として、最も重要なのは、次の点である。河川の場合、下流の工場から上流の工場に排水許可証が取引されると、その間の河川水質が悪化してしまう。そこで、流域の排出源は、立地点によって、クラスターに分けられ、同一クラスター内の取引のみを認めた。しかし、各クラスターには、六か七の企業しかなく、取引主体の数として少なすぎたのである。その他、州レベルで導入されたの制度の問題や、連邦の Clean Water Act の規定が阻害要因となつたこと、市営の下水道が取引主体であるなど、紙ペルプ産業の費用構造や寡占的市場構造などが、原因として指摘されている。

五 酸性雨プログラム

都市規模の局地的大気汚染の解決策のひとつとして、煙突を高くて汚染物質の接地濃度を希釈する方法が採用されていた。しかしその結果、酸性雨の原因物質が長距離輸送され、州をこえて被害をもたらした。そこで、地域的な大気環境を保全するため、補完的なプログラムが必要となり、一九九〇年の Clean Air Act の改正にとどまない、酸性雨対策として、全米の発電所を対象に、「酸化硫黄(SO₂)の排出権取引が導入された。このプログラムでは、二〇〇四年までに、SO₂ の排出量を、一九八〇年の排出量にくぐり一〇〇〇万トン減らし、年間八九〇万トンの排出量とする。

アメリカでは、古い発電所には緩い SO₂ 排出基準が、新しい発電

所には厳しい排出基準が課されている。したがって、現時点で、各発電ユニットの SO₂ 削減の限界費用には差がある。その場合、限界費用が比較的小さな発電ユニットで多く削減すれば、全体としての排出削減費用を小さくすることができる。また、近い将来更新されるであろう古い発電ユニットに脱硫装置を取り付けるのは効率的である。目標を達成するためには、すべての発電ユニットが脱硫を行なう必要はない。しかし、特定の発電所に負担を押しつけるのは困難である。このようなときには、税か排出権取引が政策手段として効率的である。

税の問題点は、税が実施されると、発電所が、SO₂ の排出を削減するための費用だけでなく、排出に対し課される税も支払わなくてはならないということである。その点、排出権の初期配分を無償で行なう排出権取引によれば、発電所の費用負担はかなり軽くなると予想された。

六 初期配分

どの取引プログラムでも、権利の初期配分でオークションは行わず、無償で配分している。もしオークションを行えば、排出源の費用負担は大きくなり、プログラムの導入自体が難しくなったであろう。総排出量を減らさなければならぬ場合に、初期配分の時点での排出源から減らすかが問題となる。酸性雨プログラムでは、排出率の大きな発電ユニットに実績より少なく初期配分し、排出率の小さな発電ユニットに対して一二〇%の初期配分を行つた。すなわち、排出削減の実績に配慮したのである。二で述べた排出権取引

ログラムでは、ベースライン排出量を決め、ベースラインと実排出量の差が取引の対象となる。

(注) 同様な研究は、熊谷（一九九一、一九九二）によって行われて いる。

参考文献

- 熊谷彰矩「排出権・市場に関する若干の現状」、『青山経済論集』第四 I巻第三号、一九九一年。
熊谷彰矩「HAPシミング・トレーディングに関する若干の考察」、『青山経済論集』第四三巻第四号、一九九二年。
新澤秀則『アメリカにおける排出権取引プログラムの導入と成果』、研究資料 No.134、神戸商科大学経済研究所、一九九一年一一月。
新澤秀則「アメリカの環境政策における取引」、『神戸商科大学研究年報』第三三号、神戸商科大学経済研究所、一九九三年三月。

（謝辞）

神里公先生（東洋大学）は、丁寧なコメントをいただいたいんじに感謝します。

最適環境制御における環境保全投資問題

井口 谷 権久
〈佐野女子短期大学〉

1 はじめに

ある地域での環境保護政策が、他の地域の環境改善に貢献する環境の外部性を生むことがある。環境保全の視点からリサイクル問題を考える場合、経済的採算性が高い場合には、製品の供給・排出・回収・再利用という一つの完結したシステムが考えられる。しかし、回収から再利用と越境型拡散という経路をとる採算性の難しさ、リサイクル問題を環境保全という視点から考える場合には、地域内処理と地域間処理を考慮したシステムを考える必要がある。

本稿では、環境保全投資の地域間最適配分問題を、各期の現在価値に割り引かれた各地域の環境保全投資の流列の合計を政策期間内に最大化する、最適環境制御問題として分析する。分析では、政策計画期間と、異なる地域の環境条件や汚染物質の減少性あるいは残留性に影響を与える自然浄化作用のような環境要因を考慮した定式化を行う。このモデル分析が、地域内処理と地域間処理を考慮した環境保全を考える上で、政策的意を与えると考える。しかし、環境保全投資に関する問題

企業は、異なる立地条件の二つの地域の工場に環境設備投資を行

る。この環境設備投資による汚染処理から生じる環境評価を、環境保全投資と環境設備投資に再投資すると仮定する。環境評価とは、環境設備投資による汚染物質処理と環境保全投資による効果を貨幣タームで評価したもので、地域の工場で汚染物質排除処理を行うことで、課徴金、汚染物質排出税などを支払わずに済んだ資金あるいは政策補助金等のストックを意味する。この環境投資行動の説因としては、政府の環境政策の指導などが想定できる。

二つの地域の環境設備投資ストックを K_i 、企業の排出汚染物質の自然浄化や工場の立地条件を示す地域の環境要因を a_i で示す。ただし、 i は地域を示し、 $i=1, 2$ とする。各地域の工場が行う汚染物質処理効果の貨幣タームによる環境評価を、環境設備投資ストックと環境要因の関数で表し、 $E_i(t) = a_i K_i(t)$ と特定化する。企業の環境設備投資は環境設備投資ストックの変化に等しいので、 $K_i(t) = s_i E_i(t)$ と表せる。ただし、 s_i は、環境評価の環境資金ストックのうち、環境設備投資として再投資される投資支出率とする。二つの地域へ投資可能な t 期の環境設備投資総額は、各地域の環境投資資本ストックで表せるので、環境評価の環境資金ストック分のうち環境保全投資として再投資される投資支出率を c_i とする。現財価値に割り引かれた環境保全投資の流列の合計は、次式で表さ

れる。

$$(1-1) \quad \int_0^T e^{-\delta t} [c_1 a_1 K_1(t) + c_2 a_2 K_2(t)] dt$$

政策計画期間は、 $0 \leq t \leq T$ である。環境資金ストックを環境保全投資へ再投資すると仮定するので、環境保全投資へ投資支出率 c_i は、 $c_i = (1 - s_i)$ となる。 t 期の地域 i の環境設備投資配分ベーターを $\beta_i(t)$ と示す。地域 i のそれは $1 - \beta_i(t)$ と表される。この配分ベーター $\beta_i(t)$ は、境界条件 $0 \leq \beta_i(t) \leq 1$ を課す。企業の各地域の環境設備投資は、環境設備投資支出率 s_i を用いる。

$$(1-2) \quad I_i(t) = \dot{K}_i(t) = \beta_i(s_1 a_1 K_1(t) + s_2 a_2 K_2(t))$$

$$(1-3) \quad \dot{I}_i(t) = \ddot{K}_i(t) = (1 - \beta_i)[s_1 a_1 K_1(t) + s_2 a_2 K_2(t)]$$

したがって、地域間の環境投資配分問題、つまり環境保全投資の流列の最大化問題(1-1)は、環境設備投資資金を生み出す環境評価を最大化する、環境設備投資配分ベーター $\beta_i(t)$ 決定の問題として、再定式化される。制約条件は、(1-2)、(1-3)、(1-4)の境界条件である。

$$(1-4) \quad \text{Maximize} \int_0^T e^{-\delta t} [(1 - s_1) a_1 K_1(t) + (1 - s_2) a_2 K_2(t)] dt$$

$$\text{ただし } K_1(0) = K_{10}, K_2(0) = K_{20}$$

$$K_1(t) = (1 - \beta_i)(s_1 a_1 E_1(t) + s_2 a_2 E_2(t))$$

初期値、 $\beta_i(t)$ は開端変数、 $K_1(t), K_2(t)$ は状態変数を示す。
最適環境投資制御問題(1-4)の現在価値が表されたく「」と記す。

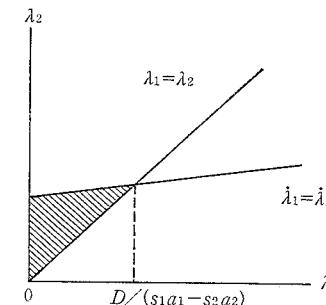
仮定(1-7)の動態を調べるために、Dの条件吟味を行ふ。ただし、 δ は常に正である。また、0から1の範囲内の値をとる。

(i) $D=0$ の場合

$\lambda_1 - \lambda_2 < 0$ のときには、(1-6)より、 $\beta = 0$ かつ $\lambda_1 < \lambda_2$ となる。

$\lambda_2 - \lambda_1 > 0$ のときには、(1-6)より、 $\beta = 1$ かつ $\lambda_1 > \lambda_2$ となる。

図 1 (i)の場合の実行可能性領域



$\lambda_1 - \lambda_2 > 0$ の横断性条件を満たさないため、 λ_1 の可能性はない。ただし、 $\lambda_1 - \lambda_2 > 0$ なら、政策期間内において、 $\beta=1$ となる。

(ii) $D < 0$ の場合
(i)と同様、 $\lambda_1 - \lambda_2 < 0$ のときには条件と矛盾し、 λ_1 の可能性はない。政策期間内では $\lambda_1 - \lambda_2 > 0$ やから $\beta=1$ となる。

(iii) $D > 0$ やかく $\lambda_1 - \lambda_2 \leq 0$ の場合
(1-6) と (1-7) から $\lambda_1 - \lambda_2 = 0$ の場合

$$(1-8) \quad \lambda_2 = \frac{\delta}{s_1a_1 - s_2a_2 + \delta} \lambda_1 + \frac{D}{s_1a_1 - s_2a_2 + \delta}$$

$\dot{\lambda}_1 - \dot{\lambda}_2 = 0 \Leftrightarrow s_1a_1 - s_2a_2 > 0$ かつ $\lambda_1 = \lambda_2$ の軌跡が正となる。図 1 と (1-8) の場合が示され、 $\lambda_1 < \lambda_2$ の横断性条件より $\lambda_1 > \lambda_2$ を満たす実行可能性

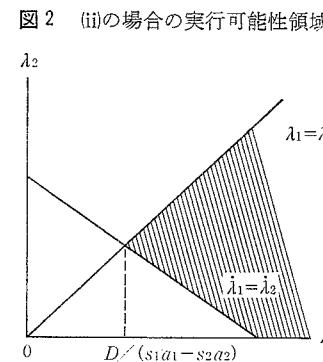
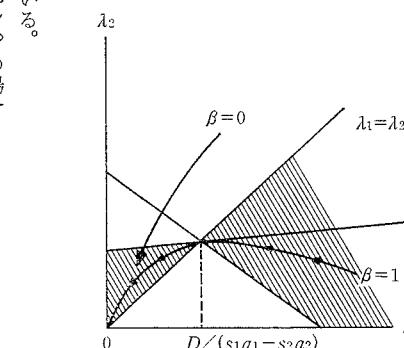


図 2 (ii)の場合の実行可能性領域

図 3 $D > 0$ と $\lambda_1 > \lambda_2$ の場合の実行可能性領域

性が重要な問題となる。分析から、 $\beta=1$ のままで地域 1 から $\beta=0$ のままで地域 2 に対する投資の地域間の配分切り替えの可能性はあるが、逆に $\beta=0$ のままで地域 2 から $\beta=1$ のままで地域 1 に対する投資の地域間の配分切り替えの起こる可能性がないことがわかる。

最適な投資の地域間切り替え時点¹⁰は、軌跡が四五度線を横切る時点で、終端条件 $\lambda_2(T)=0$ と (1-5) の必要条件より $\beta=0$ 領域の λ_2 との二階の非同次線形微分方程式を解いて求められる。

(1-11) $t^* = T - \frac{1}{s_2a_2 - \delta} \ln \left\{ \frac{(s_1a_2 - \delta)}{(1-s_2)a_2} \frac{s_1a_1 - s_2a_2}{s_1a_1 - s_2a_2} \right\}$

t^* の右辺が正なら¹¹、 $t=t^*$ の時点や $\beta=1$ から $\beta=0$ への投資の地域間の配分切り替えが起る。しかし、右辺が負になる値をベーターターがもたらす場合以前に地域間の投資配分切り替えが起る¹²ため特べりある。

環境保全投資の地域調整分では、投資の地域間の切り替えの可能性が斜線部で示されている。

領域が斜線部で示されることは、
図 1～3 の $D > 0$ の場合

参考文献

- [1] Beavis, B., "Optimal Pollution in the Presence of Adjustment Cost," *Journal of Environmental Economics and Management*, Vol. 3, 1976, pp.53-65.
- [2] Harford, J. D., "Adjustment Costs and Optimal Waste Treatment," *Journal of Environmental Economics and Management*, Vol. 3, 1976, pp. 215-225.
- [3] Intriligator, M. D., "Regional Allocation of Investment: Comment," *Quarterly Journal of Economics*, Vol. 78, 1964, pp. 659-662.
- [4] 抽稿「環境基準と最適環境汚染物質規制問題」日本経済論壇、*新編「民謡能力と国際競争」*日本経済政策研究会編著 XXXV, 1987, pp.157-161.
- [5] Kamien, M. I. and Schwartz, N. L., *Dynamic Optimization*, North-Holland, 1981.
- [6] Miller, R. E., *Dynamic Optimization and Economic Application*, McGraw-Hill, 1979.
- [7] Rahman, M. A., "Regional Allocation of Investment," *Quarterly Journal of Economics*, Vol. 77, 1963, pp. 26-39.

[∞] Rahman, M.A., "Regional Allocation of Investment: The Continuous Version," *Quarterly Journal of Economics*, Vol.80, 1966, pp.159-160.

(付記)

論者の同志社大学郡薦孝先生から貴重なコメントをいただいた。プロアーチより筑波大学河野博忠先生、筑波大学安田八十五先生、やるに電源開発樹下明先生、千代田化工建物西嶋洋一先生から有益な助言をいただいた。記して謝意を表したい。

環境費用の内部化とこれから環境管理の方向

—低硫黄化対策の事例に学ぶ—

西嶋洋一
千代田化工建設(株)

が出来た。

すなわち、経営的には環境費用の内部化に成功し、環境問題をネガティブなものからポジティブな要素に展開する環境管理努力がなされた。

日本の産業界の公害対策、環境保全に携わったエンジニアリング企業での経験をもとに、環境費用の内部化がその典型的なかたちで実現された日本の低硫黄化対策を事例として所見を述べる。日本では大気中に排出される硫黄分は、その被害が最もひどかった昭和四十年代の約三〇〇万トンから最近は三〇万トンと大幅に減少させることに成功した。約二〇年の短期間で低硫黄化対策を継続的に実施し、日本としてはその目的はすでに達成出来ている。しかし、世界的には、各国、各地域で深刻な酸性雨問題に直面しており、今後解決すべき環境問題の一つである。日本が政府の主導のもとに技術開発とエンジニアリングを主体として低硫黄化対策を講じて極めて深刻な硫黄酸化物による公害問題を解決した経験は、今後の地球規模に広がる同様の公害問題解決に活かしていくべき貴重な経験といえる。公害問題解決と共に、石油危機を引き金として主として技術努力による省エネルギー、省資源、省力化を併せて達成できた。環境費用の增加分はこれらの技術的努力によって相当部分吸収すること

が出来た。

低硫黄化対策は重質油直接脱硫、間接脱硫、排煙脱硫、軽油深度脱硫等の技術等を採用して原油、石炭、その他の鉱物資源等から硫黄分を分離して公害の原因を除去するものである。筆者ら属する千代田化工建設(株)では上記のそれぞれの技術の開発、あるいは導入技術により設計建設の実績を積み、日本のこれら低硫黄化装置の概略半分は当社の手掛けたものである。

II 内部化実現における特徴点

第一に低硫黄化対策は、一つには排出された亜硫酸ガスを処理する排煙脱硫装置であり、それらは排出後の処理という意味で END OF PIPE TECHNOLOGY と称する。次に生産過程で汚染物質を精製除去する重質油直接脱硫、間接脱硫、軽油深度脱硫等の CLEAN-ER PRODUCTION TECHNOLOGY の双方の組み合わせで実施してくる。

第二に、日本では低硫黄化対策装置の建設のために膨大な費用を投入して、短期間にそれらの装置類をほぼ万遍なく行き渡らせた。これは世界に類例を見ない。現在も大型石炭専焼火力発電所の排煙脱硫装置、軽油の深度脱硫装置の新設、既設装置のスクラップアンドビルトの投資は活発に行われている。

第三に、日本の低硫黄化対策の実現は、OECDが打ち出した「汚染者負担の原則」(POLLUTERS PAY PRINCIPLE) 所謂「3Pの原則」に従っている。この原則は環境費用は汚染者が支払うべきであると規定している。この原則が日本の低硫黄化対策では完全に守られた。

「汚染者負担の原則」とは汚染者はその汚染対策費用をコストの内部に含め、それを消費者が購入段階で支払うという原則である。

第四に、内部化の実態の検証の為に、低硫黄化が実現した製品の価格、あるいは低硫黄化のために要した費用のうちに占める環境費用を定量的に数値化して示すことが出来る。電気料金や石油脱硫費用、排煙脱硫費用が消費者の段階での購入価格のうちに占める環境費用は5%前後であることは、今後の環境の質の向上の為の費用の限界との手当てのあり方を示唆するものとして注目に値する。これらの定量的分析は、化学経済誌九三年三月号掲載の柳岡洋氏の論文「環境技術の経済性について」に詳しいので参照されたい。

第五に、日本の低硫黄化政策は規制による手段が主体であった。

経済的手段は採用していない。環境規制をクリアするために、産業界は技術の開発とエンジニアリングに重点をおいた。これらを実現

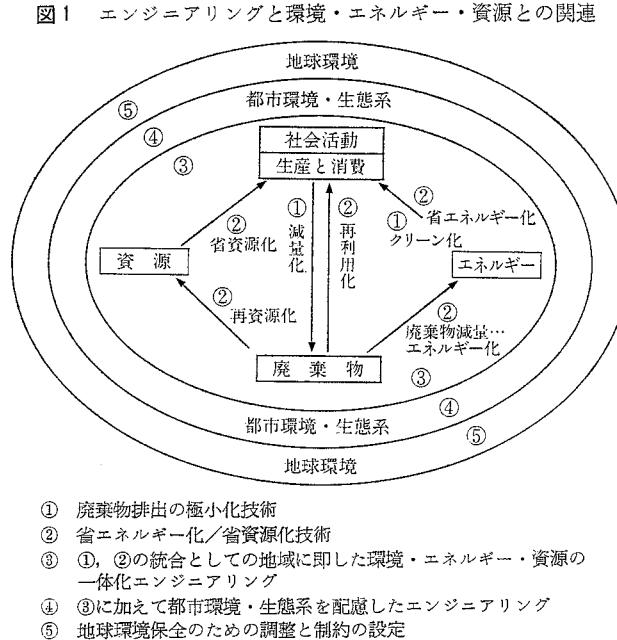
していくために巨額の資金を投入したが、これらは環境技術のみならず、生産技術、要素技術の進歩と相俟つて環境費用の増加を吸収することに貢献し、環境費用の内部化が実現した。

三 技術を主体とした環境費用内部化の定式化

環境費用の内部化の実現した特徴点を低硫黄化対策に実例を取り上げたが、これらを更に一般化すれば環境政策、技術開発、経済成長、企業の環境管理努力等、それぞれ異なる要素が内部化に向けて同時に成立し、環境費用を製造費用と製品価格の中に取り込むメカニズムが成り立ったことにその成功の鍵があった。日本の低硫黄化対策が成功したのは、当事者の努力によって環境費用の内部化が成立する条件が成立したことにある。環境政策立案としての政府、生産者としての企業努力に留まらず、地方政府、地域社会等の力が結集できたところにある。

環境費用の内部化は環境の質の向上すると同時に、経済的に言えば「費用と便益」が見合うことである。企業経営という立場に立て、環境費用支出の増加に見合う便益が成り立った。すなわち、(1)環境の質の改善を実践し、(2)環境改善による社会的な評価を得、同時に(3)企業収益を確保することである。環境への支出を行っても、その費用増加を技術努力と経営努力によって吸収努力をすることにあらといえよう。これらを定式化すれば下記のとおりである。

また上記を地球環境を考慮にいれた環境保全のあり方を、環境エネルギー、資源と技術、エンジニアリングとのかかわりとしてイメージ化して表わすと図1の通りである。



- ① 廃棄物排出の極小化技術
- ② 省エネルギー化／省資源化技術
- ③ ①, ②の統合としての地域に即した環境・エネルギー・資源の一体化エンジニアリング
- ④ ③に加えて都市環境・生態系を配慮したエンジニアリング
- ⑤ 地球環境保全のための調整と制約の設定

しかし、環境費用の内部化方式が常に成り立つとは言いたい。低硫黄化の場合はそれが成り立つたが、成り立たない場合は、環境要因は依然として外部要因に留まり、環境改善に至る対象として成り立たない。

環境費用の内部化の方式

$$\begin{aligned}
 & (\text{製造費} + \text{環境費}) \times (1 - \text{技術努力}) \\
 & + \text{管理費} (1 - \text{環境管理努力}) = \text{総費用} \\
 & (\text{総費用} + \text{市場利益}) \times (1 - \text{営業努力}) = \text{価格} \\
 & \text{技術努力} \\
 & \quad \parallel \text{技術開発} + \text{エンジニアリング} (\text{創意工夫}) + \text{市場開拓} \\
 & \text{環境費用} + \text{市場利益} = \text{価格}
 \end{aligned}$$

環境を内部要素として取り込まない場合

$$\text{製造費} + \text{環境費} + \text{管理費} = \text{総費用}$$

四 環境費用内部化の今後の課題

産業公害改善の社会的由由

日本の低硫黄化対策に代表される産業公害、環境対策は、(1)汚染物に起因する悲惨な公害病の克服、(2)人口と産業立地が集中する限られた環境容量の拡大、(3)技術を重視する社会風土、(4)産業界・官界、学界の所謂産官学の協調などの日本特有の社会、歴史、文化の

風土のもとで、取り組みがなされ、それをかなりの程度達成させることが出来た。環境管理努力は環境改善のためには重要であるが、同時に技術的な努力と裏付けが必要であり、またそこから得られる便益が環境改善の重要な要素であるとの認識は明らかである。

環境費用内部化と費用負担方式の提起

環境費用の内部化は、比較的実施の容易な範囲から順次その適用範囲を拡大していくものと考える。都市環境の改善、固体廃棄物の処理等への範囲の拡大がその流れであろう。その現われとして例えば「都市ごみ処理費用の有料化」が最近の全国市長会で話題となっている。廃棄物学会の報告では、現状ではごみ処理にかかる環境処理費用は内訳が明らかにされる仕組みにはなっていないという。単に行政サービスとしてではなく環境問題の費用と便益との関係から、費用の内訳を明らかにし、負担の方策を提示して前向きに取り組む方向を示唆している。定式化で述べた技術的努力、環境管理努力の余地があるとの見方であろう。技術的手段に加え、必要に応じて環境関係者の範囲の拡大に対応して、処理費用の徴収という政策手段の併用を提起している。

五 企業の環境マネージメントの重要性

第一回「ISOTC 207 環境管理に関する国際会議」が国際標準化機構（ISO）主催によりカナダトロントで今年六月に開催された。日本では「環境に優しい企業行動」あるいは「ボランタリープラン」として推進されており、自主的な環境企業経営方針策定とその実行と

いう方向に向けて着実に進んでいる。この会議を契機として各国とも環境管理の実施に向けて世界的な合意でスタートした。今後は世界的な潮流のなかで環境管理監査の作成が進んでいく。これらの動きに進展は、日本の産業界が主体となって推進してきた技術による費用の内部化の方向が、その基盤として重要性が益々高まるものと考える。

環境税のパブリック・アクセプタンス

横山 韶
〈中央大学〉

一 はじめに

いま地球環境の保全や地球温暖化防止の必要性がいわれ、環境保全对策に必要な資金の財源調達手段として、また温暖化の原因となる二酸化炭素の排出を抑制するためのピグー的課税手段として、環境税の導入が議論されている。¹⁾しかし、Buchanan and Vanberg (1988) などの公私選択論の分析が指摘しているように、一般的に、環境汚染原因となる生産活動をしている産業界、さらに官僚機構や政治家達は、環境汚染を減少させる政策手段としては環境税より直接的な環境規制や補助金といった政策手段を選好する傾向がある。環境税は、いかなる働きかけや条件のもとで、利害関係者を含め広く国民一般から受け入れられるのか。こうした環境税のパブリック・アクセプタンス (PA : Public Acceptance) を考察することが、本報告の目的である。

1) パブリック・アクセプタンス(PA)とは何か
PAとは、直訳すれば「国民一般の受容」であり、よく社会的受容と訳される原子力発電の是非をめぐり使われている言葉である。

いまの人社会において、提案者グループAが、ある政策ないしプロジェクトXを推進しようとする。Xの採択に関する正式な集合的意志決定は、社会の一部の人々 m 人 ($m \leq n$) から成る議会のメンバーMの単純多数決でなされるとする。Xが正式決定され実施された時の各人の期待純便益を $U(X)$ とする。社会の全構成員（全体集合S）は、① $U_p(X)$ が正の賛成グループP(the pros)、② $U_c(X)$ が負の反対グループC(the cons)、③ $U_i(X)$ の符号不定の浮動グループI(the indifferent)に分裂される。Xが実施された時の個人iの期待純便益は、

$$U_j(X) = NB_j + \epsilon_j NB_m \quad (1)$$

で表せると仮定する。ここで、 NB_j はiの個人純便益で、

$$NB_j = \beta_j - \gamma_j \quad (2)$$

で表す。記号は、 β_j = 便益、 γ_j = 費用、 ϵ_j = 他人志向尺度 ($\epsilon_j \geq 0$) で、下添字のjは個人jの変数を示す。そして、 NB_m は社会の支配的純便益で、意見表明した者の個人純便益の中位値 (いま中位意見表明者の個人純便益) と仮定する。ここで意見表明者は、公聴会や集会等に出席したり意見広告を出したりして、声 (Voice) をあげ自らの意見を公に表明する者と定義しておこう。

そして、(1)式右辺の第二項は、他人志向が強い程、その個人の期

待純便益が社会の支配的純便益に振れる」と示している。 $\epsilon=0$ の人は、自律型の人間で自分の価値判断に確信をもっている。

提案者グループAの人々は、 $\epsilon=0$ や $NB \gg 0$ （個人純便益が極めて大きい「正値」）であると仮定する。当然、グループAの人々は、賛成グループ $P \{p \in S | U_p(X) > 0\}$ の部分集合である。集合 P から集合 A に属する人々を除いて得られる差集合 $P-A$ は、穏健賛成派である。また他方、反対グループ $C \{c \in S | U_c(X) < 0\}$ の一部は、 $\epsilon=0$ や $NB \ll 0$ の強硬反対派である。強硬反対派以外の反対グループが穏健反対派である。賛成グループでも反対グループでもない残りの人々は、浮動グループ $I \{i \in S - (P \cup C)\}$ に属する。この浮動グループは、 $NB=0$ の人と、自分の NB の値が判らないゆえに符号が確定できない人々から成る。しかも $N(\cdot)$ で各グループの人数を示すと、 $N(P) + N(C) + N(I) = n$ である。

さて、グループAはX推進運動 Z_A を行い、逆にCの一部の強硬反対派グループはX反対運動 Z_C をしていることより、このうちの Z_A がAのPA獲得活動であり、①反対グループの人数 $N(C)$ の減少、②X反対運動 Z_C の減少、ないし賛成グループの人数 $N(P)$ の増大によって、Aは議会でのX実施の採択 $N(M \cap P) / m > 1/2$ の達成を目指している、と想定する。

まず、 $N(C)$ を一人減少させるには、強硬反対派以外のCに屬する者に働きかけて、 ϵ を引き上げるか、 ϵ を引き下げるかする。次に強硬反対派の Z_C 活動を減らすために、補償金 ϵ NB_c の損害額を補填するが、 $NB_m > 0$ のとき彼等に $\epsilon > 0$ となるような働きをする。また、浮動グループIにも同じ働きかけをして $N(P)$ を増大させる。

$\{b \in P | NB_b > 0\} \cup NB_c \{c \in C | NB_c < -\theta\}$ のなかでの中位値の NB が、 NB_m である。

意見表明費用は、提案者グループAの Z_A 活動や強硬反対派の Z_C 活動にかかる費用の一部であるし、穏健賛成派や穏健反対派にもかかる費用である。換言すれば、穏健賛成派や穏健反対派の中には、自らの費用負担で意見表明する者とそうでない者とがいる。しかもグループAが、 Z_A 活動として穏健反対派の人々に対し彼等の意見表明費用を $\theta_a (\geq 0)$ だけ引き上げる活動をとる。NB_c { $c \in C | NB_c < -(\theta + \theta_a)$ } の人しか反対の意見表明をしなくなれる。これは、他の事情にして等しい限り、確實に NB_m を引き上げることになる。

NB_m =社会の支配的純便益は、中位意見表明者の個人純便益でなく、アベロミによって形成される世論のXに関する純便益とも考えられる。いずれにせよ、この NB_m を正の値にすることがPA活動として重要なのである。

III 環境税のパブリック・アクセプタノペ

さて、ある提案者グループAが、二酸化炭素等の温室効果ガスの排出を抑制するために、ピグー的課税として化石燃料を課税ベースとする環境税Xを推進しようとしているとする。まず第一に、環境税Xを推進するためのPA獲得活動としてなされるのは、なぜいま環境税なのかの意義付けを明確にし、Xを争点ないし議案にするための取り組みである。

第二には、X実施の便益 ϵ に関する説得である。環境税Xは、地球温暖化の被害を減少させるという期待便益の他にも、いろいろな

ところ、「N(C)を一人減少させないには、うまくすれば中位意見表明者の NB_m を嵩上げして、 $NB_m > 0$ のときには $N(C)$ を減少させたり $N(P)$ を増大させる副次効果をもつ可能性もある。

①を嵩上げるために、①X実施の社会的意義、正当性や公共性を説得したり、②X実施と抱き合わせの補助金を出すことなどがなされる。 ϵ を引き下げるために、①X実施の費用負担を一部の者に負わせず全員に広く薄く分割するか、②将来世代に転嫁するか、③受益者のみに負担させるなど、の工夫がなされる。こうした働きかけにおいては、過去のデータや最新の科学的知見などを専門家の意見とともに情報提供する。

現実に少なくとも短期的にはXに直接関係のない大多数の人々つまり国民一般は、浮動グループIを形成し、X実施がもたらす NB について情報獲得インセンティブがなく、Downs(1960)のいう「合理的無知（情報欠如）」である。したがって、(1)式右辺は0の近傍である。このグループに対しても、X実施によって社会の支配的純便益があたらされる ($NB_m > 0$) のだから、それを支持することで社会に貢献である、といった働きかけがAのX推進活動の大好きな部分になる。この働きかけが成功するとIの(1)式は、

$$U_i(X) = \epsilon_i NB_m (\epsilon > 0) \quad (3)$$

となり、国民一般がXの実施を受容する」と意味する。

もし、 ϵ や NB_m を考えてみる。単純化のために、すべての人の意見表明費用は一定で $\theta (\epsilon > 0)$ で、 $|NB_j| < \theta$ の個人 j は沈黙するとの仮定する。浮動グループAの人々は、 $NB_i < 0$ の近傍であるから、沈黙し意見表明しない。したがって、意見表明された NB_p

便益をもたらす。例えば、外部費用を内部化することに付随してもたられる税収がある。この税収は、所得税等の減税や財政赤字補填などの財源に充てることができる。環境税は、外部費用を上回る税率でなければ、死重ロス（超過負担）はない。死重ロスのある税収を死重ロスのない税収に振り替えることは、個人に所得税減税といふ目的みえる便益をもたらすだけでなく、社会に死重ロスの減少による資源配分効率の改善といふ目的みえない便益ももたらす。

さらに、環境税Xの導入が日本の国際的貢献の証左となり国際的発言力を高めて国際的評価を得るならば、日本企業の国際市場での活動にプラスにもなる。あるいは、環境税Xの導入で環境汚染防止・予防の技術開発予算が拡充でき、それが将来の環境技術立国日本へのつながる可能性が高いならば、環境税Xの便益の知覚も高まりその結果 ϵ の値が高くなる。

第三は、X実施の費用 ϵ についての取り組みで、環境税Xの環境保全の政策手段における比較優位性にも係わる。政策目標達成する上で他の手段よりも効果的かどうかばかりでなく、この手段が他の手段と比べ利害関係者の同意が得やすいかどうかも考慮される。

環境税Xが化石燃料の供給者に課税されるとすれば、この産業界は、たゞま中間需要者ないし最終需要者に租税負担を転嫁できたとしても、そうした課税によって（需要や供給の価格彈性に依存するにせよ）取引数量や生産者余剰が減少すると予想する。そして、将来的に自分達の市場を奪う恐れのある代替物を自分達の税金でなげてねばならないのかという感情になるのも自然である。もし直接規制ならば、その市場への新規参入者を抑制できる、後発の競

争者に対しては汚染防止装置等の設置に係わる追加的費用を負わせることもある。また租税支出であれ直接支出であれ補助金政策ならば、彼等の私的利益を何ら損なわないからである。官僚機構や政治家達にとっても、結果として産業に有利となる直接規制や補助金政策は、官僚の行政権限や予算権限を天下り先を拡大させるし政治家により多くの政治資金や票をもたらすので、課税よりも望ましい政策手段となる。したがって、我が国はじめ議会制民主主義国の多くや、環境保全対策として今まで公害税や環境税という明示的な政策手段はあまり採られず、直接受ける環境規制や租税特別措置による政策規制が中心となってきた。

環境税Xについて、実質的な納税者である消費者の同意ばかりしか法的な納税義務者である産業の同意を得る必要もある。供給者に賦課される従量税に関する標準的な部分均衡分析で考えれば、化石燃料消費を一定量削減する場合に、その供給の価格彈力性が大きいほど、環境税の課税による生産者余剰の減少は小さい。その収取から汚染防止施設への補助金の名目で生産者余剰の減少分を補償すること(への減少)で産業の受容を得るとするならば、供給の価格彈力性が高いほど補償額は少なく済む。そこで、供給の価格彈力性が高いほど、社会が負担するP.A費用は低くなる。

四 む す び

環境税は、いかなる働きかけや条件のもとで、広く国民一般から受け入れられるのか。提案者グループは、環境税の意義を、反対グループや浮動グループの人々に説得する。そして強硬反対派に対し

ては、環境税実施による損失を何らかの形で補償して反対運動を押さえ、穏健反対派には彼等から反対意見表明が出ないようペブリック・アクセプタンス活動をすることになる。

わが国においても、こうした環境税のペブリック・アクセプタンスを設計するなどが、環境税推進派にとって重要なとなる。

(謝辞)

本報告には、討論者の寺西俊一先生(一橋大学)より大変貴重なコメントを頂きました。また本報告論文の作成過程で石弘光先生(一橋大学)、宇田川璋仁先生(明海大学)、古田精司先生(慶應義塾大学)、大村達弥先生(慶應義塾大学)、奥井克美氏(通商政策学院大学)から貴重ない示唆を頂きました。ここに感謝申し上げます。

水資源開発プロジェクトの環境サステナビリティ条件

仲上 健
〈立命館大学〉

一 事業採用基準としての 費用便益分析法への反省

「環境と開発に関する国連会議(UNESCO)」(一九九一年六月、リオ・デ・ジャネイロ)の主要委員会における淡水資源のモンタクトグループでは、地球環境保全と水資源環境の持続可能な開発について熱心な検討作業が行われた。その成果はアション21の第一八章「淡水資源の質と供給の保護・水資源の開発・管理及び利用への総合的アプローチ」として採択された。地球規模の気候変動が予測されている中で新たな深刻な事態を引き起こすことが憂慮されている水資源環境問題において、「地球上のすべての人々に対し」、良好な質の水の十分な供給の確保」という目標は、有史以来の人類共通の課題である。さらに、人類に必要な水需要を供給するための水資源開発事業に対し、総合的な環境・社会配慮が求められ、水資源開発に対する反省概念として流域経営という思想が定着しつつある。すなわち、水資源開発の環境サステナビリティをどのように実現するかが、『地球経営』の視点として不可欠になりつつあるのである。

一九三六年のアメリカ合衆国の洪水調節法のなかに、費用便益分析法の考え方方が法文化され、公共事業採用基準となつた。事業採用基準の問題点として、①機会費用の無視、②二次利益の過大視、③割引率の低い推定、④第一次利益の過大視等があげられてきた。WRC(The US Water Resources Council)は、この傾向に対し、一九七三年、国民経済発展、地域経済発展、環境質の向上、社会福祉の向上の四つの基準を設定した(1)。水資源開発計画にかかる環境・社会的影響評価の研究はアメリカにおいて進み、アメリカ国内の水資源開発計画がもたらした生活の質への影響が、生活の質と社会福祉の充実という観点で論じられるようになった(2)。この基準設定により、客観的基準である費用便益分析法と環境・社会配慮が制度的に結びつき、新たな開発指標の体系化の試みが行われた(3)。WRCにより、創設されたガイドラインにしたがって、公式的なSWB(Social Well-Being)指標を、より高度に完成するための作業が展開されつつある。WRCは、一九八三年には、これらの指標を集大成する方向で、評価の体系化をまとめるところに、連邦政府に

より代替プランがつぎの四つの検討基準によつて査定される」とを明確にした。

完全性・計画された効果の実現を確実にするための必要な投資および活動の提供

・特定の問題を軽減し、一方では特定の機会を実現する保障

効率性・国の環境保護と矛盾なく、特定の問題を軽減し、一方では特定の機会実現のための最もコスト効果のあるプラン策定

受け入れ可能性・関連機関および住民からの容認および公共政策へ適合性のあるプランの策定

水資源開発事業をめぐる水源地域の住民意識は、都市化・情報化の進展により、近年急激に変化してきており、上下流間の社会的緊張関係は一九七〇年代に入つて、一層厳しいものになつてゐる。その解決の方法として、計画的技法（環境アセスメント）、制度的方策（水源地域対策基金等）が活用されている。とくに、米国環境政策のものでは、環境影響報告書（EIS）は、環境の質に関する評議会（CEQ）に提出され、一般に公表されている。とくに、CEQでは、「資源」という概念を広くとらえ、活動によって損失や破壊を余儀なくされた自然および文化資源をも含んでゐる。水資源開発計画の理念は、このような背景のもとに、経済成長の目的を実現するための手段、すなわち、合目的的、効率第一主義から総合的、環境・社会配慮への重視と転換していつたのである。WRCの提起した四つの検討基準に水資源開発事業が適合するためには、水資源開発計画の計画対象領域のみならず計画対象要素も拡大するとともに、流域管理計画における经营理念を実現するための方策が必要となつ

境と開発に関する国連会議（一九九二年六月）が位置づけられる。この間、発展途上国における河川流域開発を多数の局面でとらえた水資源開発計画に関する国際会議が開催された。「マルデルプラタ行動計画」を受けて、一九八〇年一月の国連総会において、一九八一年（一九九〇年）は「国際水道と衛生の一〇ヶ年」と決定され、水道の普及、衛生サービスの向上が図られた。九〇年代における行動計画の指針として「安全な水と衛生に関する世界協議」（一九九〇年九月、ニューヨーク）において宣言が行われている。UNCEDに先立つて、「ダブリン会議」では、二一世紀に向けて持続的に開発を行つて行くための、水資源の適正な評価、開発・管理等についての総括的な討議が行われた。その成果は「水と持続的な開発に関するダブリン宣言」、「ダブリン会議報告書」は、UNCEDに提出され、アジェンダ21に取り入れられた。

ダブリン会議において勧告された四つの原則（1・水資源の基本的性格、2・水政策決定への参加、3・女性の中心的役割、4・水の経済的な財としての認識）は、水資源開発計画の環境・社会配慮を開拓する上での基本的フレームとなる。さらに、アジェンダ21の第一八章『淡水資源の質および供給の保護』は、水資源の開発、管理および利用に対する総合的アプローチのフレームを示したものである。水と環境をめぐる国際的潮流は、水資源の価値がより体系化されるとともに、新たな社会経済システムにおける経済財としての認識が高まりつつあることを示している。

たのである。

二 水と環境をめぐる国際的潮流⁽⁴⁾

国連人間環境会議（一九七二年六月、ストックホルム）において採択された人間環境宣言の第二原則「天然資源の保護」においては、「大気、水、大地、動植物及び特に自然の生態系の代表的なものを含む地球上の天然資源は、現在及び将来の世代のために、注意深い計画と管理により十分に保護しなければならない。」と表明された。

社会経済発展に不可欠な要素である水資源の計画と管理をどのようなフレームで行うかについての本格的な国際会議として、『国連水会議』（一九七七年三月、マルデルプラタ）が開催された。その成果である「マルデルプラタ行動計画」は、次の八項目で構成されており、アジェンダ21の第一八章の原型をなすものといえよう。

- | | | | | | | | |
|----------------------|-------------------|---------------------------|---------------------------|-------------------------------|---------------------|-------------------|-------------------|
| H | G | F | E | D | C | B | A |
| 国際協力（財源、開発途上国への技術協力） | 水資源の評価（水資源データの収集） | 水の利用と効率性（利用の効率改善、制度、需要予測） | 環境、保護及び汚染防止（開発の環境配慮、汚染防止） | 政策、計画及び管理（国家水政策、国民の参加、適正技術開発） | 情報提供、教育訓練（人材養成、水調査） | 地域協力（水資源開発、水資源管理） | 自然災害（洪水管理、かんばつ対策） |
- 国連水会議において採択された、「マルデルプラタ行動計画」は、今日の水政策のガイドラインとして重要な役割をもつてゐる。この行動計画の発展型として、「ダブリン会議（一九九二年一月）」、「環

三 UNEP の EMINWA プログラムの課題と現状

EMINWA (Environmentally Sound Management of Inland Water) プログラムは、一九八六年に、UNEP（環境計画）により提唱された。その目的は、流域スケールでの水資源の計画および管理にこの総合的アプローチを導入し、水システムにおける持続可能な開発を促進するものである⁽⁵⁾。

EMINWA プログラムの目的は次の五つである。

- (1) 政府が水システムに対して環境を配慮した水管計画を開発・改善・実行することを援助し、この方式が他の地域で利用できることを実証する。
- (2) 本プログラム（水供給・衛生施設を含む）を発展途上国において実行するために、エキスパートを訓練し、訓練ネットワークを確立する。
- (3) 環境に配慮した水システムの管理に対して、原則マニュアルやガイドラインを準備する。
- (4) 水システムに対する世界的な本格的な環境アセスメント法を作成する。
- (5) 本計画の成果と活動をマスメディアに報道し、環境に配慮した水開発への公的関心を増大する。

EMINWA プログラムが期待する成果は、(1)水資源開発の統合的環境評価の方法論のガイドライン、(2)越境する水資源の事故的汚染の予防と管理の行動コード、(3)湖沼管理のガイドライン、(4)大國際河

川の管理に関する意思決定シチュエーションである。これらの成果の到達点と課題として、UNCRD/ILEC/UNEP「プロジェクトによる運営」がある。

② プロジェクトの環境

サステナビリティ条件(～)

総合的水資源計画（ICWIE資料・水と環境の国際会議・国連開発技術協力局）の第二章の「11・11」持続可能性の問題」において、水資源開発事業における持続可能性の重要性が論じられており、ICWIE・UNCED 水資源委員会（1992）⁶ 本報告や土壤保証を提供しておる Bamberger, Cheema (Bamberger, Cheema, 1990) は、事業の計画・実施にともなう持続可能性の軽視の結果次に示す問題点が発生やすいと指摘している。

- ・保全プロジェクトの上昇と、インフラストラクチャの急速な劣化
- ・事業利益の持続期間とノベルの低下
- ・サービスの質的劣化
- ・ある種の団体が事業利益を獲得できなくなる
- ・長期にわたる制度的開発目標の軽視
- ①) のような考え方を基本として、開発プロジェクトにおける持続可能性チェックリスト（A・サービスの提供と利益の生産の継続、B・物理的インフラストラクチャの保全、C・組織の長期的能力、D・政治的援助）が提案されており⁷、

地球環境保全を実現する概念であるサステナブル・アーキロバックス（持続可能な開発）の概念は、生命圈の保全（地域）と共に

る健康の維持、人類の永続的生存の保障、生物多様性的保全、活動基盤の保障（環境資源の健全な利用、社会的費用效益のバランス、廃棄物管理）、社会システムの発展（社会的意図決定による公正の保障、国際関係の秩序）として整理できる。水資源開発計画を、持続可能な開発という概念でとらえた場合、水資源開発のプロジェクトのサステナビリティの条件として次の三点が考えられる。

①) プロジェクトの環境・社会影響範囲を流域的・国家的・地域的に拡大する。

②) プロジェクトによる環境・社会影響範囲をより広域的に考慮する。
③) プロジェクトに環境・社会配慮を組入れる。

③) プロジェクトに関する世代間の利害を調和する融資条件・政策決定方式を設定する。

プロジェクトの実施決定に関する判断に社会的意思決定システムを導入し、その成果に対する国際的な公正原理を導入する。水資源開発計画が総合的な流域管理計画へと転換するなかで、プロジェクト自身は、いわゆるサステナビリティの条件を組み込むことが必要である。そのためには、プロジェクト・サイクルにおける評議会（生命圈の保全）が、持続可能性指標の体系化が求められる。

(1) Federal Register, Vol.36, No.245, "Water Resources Council" 1971.12.21.

- (a) Andrews, Wade H., et al. (eds), *The Social Well-Being and Quality of Life Dimension in Water Resources Planning and Development*, Proceedings of Conference, July 10-12, Logan, Utah, 1973.
- (b) Fitzsimmons, Stephen J., Stuart, Lorrie I., and Wolff, Peter C., *Social Assessment Manual: A Guide to the Preparation of the Social Well-Being Account for Planning Water Resource Project*, Boulder, Colorado: Westview Press, 1977.
- (c) ICWE・UNCED 水資源委員会『111 地球の水と環境——水と環境のための国際会議』、大蔵出版社、一九九一年。
- (d) Mostafa K. Tolba, "EMINWA and sustainable water development," *Water Resources Development*, Vol.4, No.2, June 1988.
- (e) 岩手農大・大井敏矩「水資源開発事業の構造、社会問題——岩手県議会による政策対応の国際比較——」、国際公共政策研究会講演会「一九九一年十一月。
- (f) World Bank, "Environmental Assessment Sourcebook," *World Bank Technical Paper*, Number 139, 1992,

(付録)

本稿は、日本経済政策学会第五回大会での筆者の報告と並びて加筆修正したものである。報告に対しても貴重なコメントを頂いた討論者の碓氷尊先生（慶應義塾大学）、およびトロアーモン樹下明先生（電源開発）、島崎美代子（日本福祉大学）、座長の藤井隆先生（慶應義塾大学）へおもべかく質問を頂いた。記して謝意を表す。

通産省が二一世紀に向けて模索する「新産業政策」

川北 隆雄

（東京新聞経済部）

「日本株式会社の参謀本部」を自任する通産省が今、自らと日本経済に対して深刻な危機感を抱いている。それは、産業政策を駆使して自らが育て上げてきたと自負する日本の産業界が「複合不況」の中であえいでいるだけではなく、不況脱出後の新たなリーディング産業の姿が見えにくいからだ。現在の日本経済の状況では通産省のレーベンデールとも言える産業政策の有効性がほとんど期待できないように見える。これは、産業政策、およびその前提となっていた社会・経済システムそのものが戦後半世紀近くを経て「制度疲労」を起こしてきたためというのが、多くの識者の指摘であり、通産官僚自身もそう自覚しているようだ。こうした閉塞状況を開拓しようと通産省が進めているのが、産業政策の再構築であり社会・経済システムの見直しである。本報告では、通産省がこれまで進めてきた産業政策を分析しながら、現在の再検討の作業の実態を紹介し、産業政策の再構築が可能かどうかを展開してみたい。

一 特振法の挫折とその意義

戦後の石炭と鉄の「傾斜生産」（これは通産省が発足する以前に

東芝）など十三社が入るほど、規模は巨大化していた。しかし、当時の通産省幹部は、日本企業の規模はまだ過小であり、「過当競争」を続けており、このまま貿易・資本の自由化を進めれば欧米、とりわけ米国企業に国際競争で敗退してしまうと考えたのである。新産業体制とは、産業界、金融界、政府による「懇談」の場を設けて、人為的な産業構造の調整を行おうとしたものだ。具体的には、日本開発銀行の融資誘導機能を活用した「体制金融」や、各種の減税措置によって国際競争に耐え得る企業の体質強化や企業合併を目指した。そして、特振法案は、①政府、産業界、金融界からなる三者「懇談会」が各個別産業についての振興基準を作る、②当初は自動車、特殊鋼、石油化学の三業種を指定、その後は他の業種を政令で指定する——というものだった。通産省がこれまで、機械工業振興臨時措置法などの個別産業立法で展開してきた産業政策をより包括的、体系的に進めようとしたのだ。きわめて単純化すれば、官民協調によって企業規模を巨大化し、欧米との競争に備えようということである。当時、通産省企業局企業第一課長を務め、新産業体制論の理論的支柱となつた兩角良彦氏（後に事務次官）は、その根拠を米国の「混合経済」のフランス版である「協調経済」（économie consortée）に求めている。

一方、企業規模の拡大を目指す理由については、明確な理由は述べていない。経済の発展、技術革新を図らうとすれば、企業規模の拡大が必要なのは自明の理であるとの認識からだつと推測される。こうした考え方は、技術進歩をもたらすための基礎的研究・開発には膨大な資金と人材が必要となるため、技術革新は大企業によって

のみ推進されるとの仮説を提唱したJ・A・シニンペーターの経済思想⁽²⁾に影響されていたとみられる。また、官僚統制の必然性については、制度学派の流れを汲み、テクノストラクチャー論を唱え、「大企業体制」と国家との不可分の結びつきを指摘したJ・K・ガルブレイスの理論⁽³⁾に影響されていたとみられる。通産省産業政策局産業構造課長を務めた並木信義氏は「静態的完全競争論」や「修正レッセフェール論」を否定するために、ションペーターとガルブレイスの論議を援用している⁽⁴⁾。最近、棚橋祐治前事務次官は不況克服のためにションペーターの言う「創造的破壊」に期待すると言ふ発言をしている。

もし、特振法案が通れば、通産省は自由化によって失う権限よりも、特振法案が通れば、通産省は自由化によって失う権限よりはるかに大きな権限を獲得できるはずだった。しかし、金融界とその監督官庁である大蔵省や公正取引委員会は反対し、肝心の産業界も「官僚統制」を嫌つて協力しなかつた。このため、同法案は「スボンサーなき法案」となり、審議未了で廃案になつた。その後、さらに二回提案されたものの、日の目を見ることはなかつたのである。ただ、特振法案そのものは流產したもの、それが目指したものには形を変えて、ある程度実現した。例えば、合成纖維、石油化学、紙・ペルブ、フェロアロイ（合金鉄）などの業界で官民協調の懇談会が作られ、設備調整などについての話し合いが持たれた。その他

船所、三菱三重工（新三菱重工業、三菱日本重工業、三菱造船）、

東洋紡績と吳羽紡績などの大型合併が相次ぎ、その動きの頂点とし

て七〇年四月に八幡製鉄と富士製鉄の合併で新日本製鉄が成立した。

III 「ハフートな産業政策」への転換

貿易・資本の自由化によって次第に許認可などの法的権限を失い、また、特振法による法的権限獲得に失敗した通産省は、それをカバーするため行政指導を駆使し始めた。行政指導とは、個別・具体的な法律に基づくではなく、各省庁設置法（通産省の場合は通産省設置法）で認められた各省庁の所掌事務の範囲内で、行政の相手方の同意を得て誘導し、一定の行政目的を実現する手段である。「非権力的」で、「任意的」な行政手段であると通産省は主張する。

チャーマーズ・ジョンソンによる「通産省が確立した慣行を法律以外の手段を用いて継続するもの」([5]ふれられ、通産省の専売特許のように見なされていた)。

一方、高度成長の終焉、兩次にわたる石油ショックを経て、徹底した合理化を図った日本の産業界は体質強化に成功し、資本、人材、技術の面で内部蓄積を一層推し進めた。このため、従来のような補助金、政策減税、政策金融のような資金面でのインセンティブだけでは、産業界は通産省の望むような方向にはなかなか進まなくなってきた。産業政策は政策手段の面での変容を迫られたのである。こうして、石油ショック以降の産業政策は、資金面でのインセンティブを重視した「ハードな産業政策」よりは、情報提供による民間企業の誘導を中心とした「ハフートな産業政策」に重心を移してきたの

である([6])。

「」のハフートな産業政策の中心となるのがいわゆる「ビジョン行政」だ。ビジョン行政そのものは以前からあったが、ハードな産業政策の効用が減退してきたのに比べて、その重要度が増してきた。ビジョンとは、一九六〇年代の「重化学工業化」、七〇年代の「知識集約化」、八〇年代の「創造的知識集約化」、九〇年代の「ゆとりと豊かさ」といった十年ごとの通商産業政策ビジョンのような中長期のビジョンだけではなく、個別産業や個別問題ごとの比較的短期の指針も含まれる。ビジョンを形成する場が各種の諮問機関であり、特に産業政策の場合は通産相の諸問機関の産業構造審議会が中心だ。

IV 九〇年代ビジョンの混迷

産業構造審議会が一九九〇年七月に発表した「九〇年代の通商産業政策のあり方」（九〇年代ビジョン）と題した答申は「我々は今、歴史の大きなうねりの中にいる。そして、来るべき二十一世紀の世界像を模索している」と書き出している。同ビジョンは、九〇年代における通産省の政策、理念を集約的に表現した「憲法」である。それが、この書き出しに見られるようにある種の迷いといらだちを表現している。同ビジョンが打ち出した政策目標は、①国際社会への貢献と自己革新の推進、②国民生活のゆとりと豊かさ、③長期的な経済発展基盤の確保——の三点である。スローガンが三つに分かれているうえ、表現が抽象的で、一読しただけでは何を目指しているのかよく分からぬ。六〇、七〇、八〇年代のビジョンは、通産省がどんな産業構造を将来像として描いていたか、すぐに分かる内容

だったので比べて大違いである。

同じジョンの中心を成すのは、②の「国民生活のゆとりと豊かさ」だ。「ゆとりと豊かさ」という言葉は、一九八五年のプラザ合意以降の円高に伴う日本経済の構造調整を提唱した「前川リポート」以来、多くの政府関係の各種の報告書のキーワードにすらなっており、決して耳新しい言葉ではない。しかし、それが産業界の代弁者たる通産省のスローガンになっている点が奇妙に響いた。ここでは、従来の「産業」や「企業」の視点に代わって「生活」と「消費者」の視点が重視されている。そして、内外価格差の是正、流通産業の効率化、労働時間の短縮（年間一千八百労働時間の実現）、公園や下水道など生活関連社会資本の充実、東京一極集中の是正、土地問題への取り組みなどを提言している。これらは、同じジョンが発表される一週間前に決着した日米構造協議で、米国側が日本に求めたことばかりだ。構造協議が始まる前から審議していた点ばかりだと通産省は主張するが、同協議の影響は無視できない。そして、それ以上に、そのようなビジョンを打ち出さざるを得ない経済・社会の環境変化があつたからである。

五 新しい産業政策への展望

だが、九〇年代ビジョンは理想こそ高いものの、明確な指針が欠けていたのは事実であり、産業界は困惑していた。しかも、過去に例のない不況に襲われ、自動車、コンピュータ、半導体、家電などのリーディング産業が深刻な業績不振に陥つたのである。通産官僚たちは、こうした現状に深刻な危機感を抱き、産業政策の再構築

参考文献

[1] 伊藤元重・清野一治・奥野正寛・鈴村興太郎（1988）『産業政策の経済分析』（東京大書出版）

[2] Joseph A. Schumpeter (1942), "Capitalism, Socialism and Democracy" (Harper & Brothers Publishers).

[3] John K. Galbraith (1967), "The New Industrial State" (Houghton Mifflin Company).

[4] 並木信義（1973）『企業間競争と政府介入』（日本経済新聞社、慈原三代平・馬場正雄編『産業政策』所収）。

[5] Chalmers Johnson (1982), "MITI and the Japanese Miracle: The Growth of Industrial Policy, 1925-1975" (Stanford University Press).

[6] 横草益(1955)、『石油危機以降』(東京大学出版会、小宮隆太郎・

奥野正寛・鈴木興太郎編『日本の産業政策』所収)。

ロメハム (千葉商科大学教授 影山 優一)

産業政策の理論的拠り所は、これまで十分には明らかにされていない。過去における実績から判断すると、産業における規制秩序の尊重、新規参入の禁止、競争制限などを柱とする政策が推進されたものと判断される。そうした政策の根拠は、あえていえば、大規模生産の利益を説く、ショムペーターの癡想にあるとみられる。我が国通産省による行政指導の理論的根拠の一つをショムペーターの仮説に求めて、その社会的役割を評価したところに川北氏による報告の功績がある。多くの理論を整理統合して、我が国産業政策の理論的体系付けが今後一層進められるべきである。

大型店舗と中小店舗群の競争構造の計量分析

細野助博

〈中央大學〉

はじめに

この実証研究は以下のことを経年的比較を通じて明らかにする。

(1) 大型店舗の規模の経済性の有無

(2) 店舗効率を高める要因の強弱

(3) 大型店舗 vs 中小店舗の競争、大型店舗 vs 大型店舗の競争、中

小店舗 vs 中小店舗の競争の特性

そして、改正された大規模店舗法をめぐって展開されるであろう今後の空間的競争と、そこで新たに起ころべる保護政策のあり方について論じる。

一 分析モデル

基本的な分析フレームは、KUMENTA型の両対数式の生産関数を利用した。被説明変数は、売場面積当たり売上高(時価)である。通常売場効率と呼ばれている。また分散の不均一性を避けるために、説明変数も行政面積当たり、商圈面積当たりに変換を施すとともに、データ群を幾つかの地域特性で分割して比較する工夫をした。

次に、各商業集積地が単一の複合商品XやYを販売しているという仮定で消費者の効用最大化からの商業集積地の選択問題を解き、

円形の单一商圈の推計値 R を求めた。変数 Q は行政区域の売上高合計、 $X(r)$ は r 地点での X 財の消費量、 $P(r)$ は r 地点での価格と移動費用の和、 E は平均課税対象所得、 S は平均貯蓄率である。 π は円周率でラスのパラメータである。

$$Q = 2\pi \int_{r=0}^R P_s(r) X(r) r dr, R \approx \sqrt{\frac{2Q}{\pi(1-s)E}}$$

$)$ の近似式かい、()内数字で標準偏差を表すと、商圈の半径は単位キロ米として、昭和五十四年で 9.98(± 1.9)、昭和五十七年で 9.91(± 1.9)、昭和六十年で 10.07(± 1.9)、昭和六十三年で 9.09(± 1.9)が計算できた。この近似値が現実とどれくらい乖離しているか検討する術はないが、通産省の定めた店舗面積三万平米の商業集積で想定される「主たる商圈」の半径一〇キロ米から判断して若干過小推定である。というのは全データ平均で、大型店舗面積合計は四・六万平米から五・五万平米で推移しているから、消費者の合理的行動を仮定した極めて単純な第一次接近では、ある程度しかたない結果かもしれない。また大規模店舗間で店舗規模から独立に、店舗数で均等に商圈が分割されると仮定する。中小店舗も、分割された商圈に均等に分布すると仮定する。もちろん、商店街といふ歴史的に形成された商業集積は均等分布というよりは、負の二項分布の

ような凝集分布を形成している可能性が高いのだが、この分析では、独立に同規模店舗同士、異規模店舗同士が商圏を均等に分割する形で、競争を開拓していると仮定している。ただし、推定された弾力性の符合条件がマイナスならば、この仮定が成り立つが、プラスならば、逆に集積の効果を上げる形で店舗が存在していると仮定した方がよい。

つぎに、商圏内に存在する乗用車台数は、消費者の移動の機会費用を削減する効果を持つ、したがって、魅力的商業施設に対しても商圏内の需要を増大させる効果も持つと同時に、そうでない商業施設しか提供しえない地域には、厳しい商圏間競争を活発化させる効果も持つ。つまり、推定される弾力性の符合条件がプラスかマイナスかは、商圏の特性によろう。しかし、データとして選択された地域は、百貨店や全国的な量販店が立地しているところであるから、全国平均からして集客力は高い地域と考えてよからう。

なお、データ対象地域を選定するために大型店舗としては、三越、

高島屋、丸井、大丸、阪急、東急、松坂屋、

丸井、ダイエー、イトーヨーカドー、西友、ジャスコの各店舗を対象にした。また、データ収集は、各年度の『経済要覧』『商業統計表』『日本アルマナック』『日経流通会社年鑑』を利用した。

二 分析結果

貨店を核として六千平米以上の自前で集客力のある大型店舗なら規模の経済を享受でき、他との競争では「規模に起因する優位性」を維持できる。

(B) 商圏の購買ポテンシャルの推定結果

売上高が必要と供給の一一致現象であるとするとき、それは供給者側の思惑と需要者側の思惑との偶然的一致現象である場合が多い。たまたま来店した消費者はその場で商品と値段から購買を決定する。決定に先立つて、彼はあらかじめ供給者との十分なコミュニケーションがあるわけではない。消費者の頭に描かれたイメージは（買いたい場合には複数の）店舗内での探索と学習を通じて変化する。他方供給者側も同様である。あらかじめ仕入れて陳列してある商品が、来客者の購買意欲を一〇〇%満たしているとは思わないし、期待もしていない。とすれば、両者の思惑の一致は確率的現象と考えてよい。また、消費者はモデルのところでも仮定したように、移動費用の軽減を他方では期待しているため、立地地域の人口密度の増加は、取引高を増加させると期待できる。おしなべて高い人口密度を求めた立地戦略は、成功の確率は高いといえよう。人口が効外へ移動しているとき、流出し始めた既存の商業集積地域から出ようとしない商店街の中古店舗が多いが、人口密度の高さと人口増加率の高さにもつと着目した立地戦略をとるべきだ。特に、モータリゼーションの進展で、勤務地と住居が少しでも地価の安い地域に移りつつあるとき、事業機会を求めて立地先を移動する戦略を選択肢に加える大胆さと、それを支援する政策が望まれる。

(A) 規模の経済性や本源的投入要素の生産性の推定結果

店舗規模によって分類されたデータ群について検討すると、六千平米以上の大型店舗では立地によらず規模の経済性が發揮される傾向がある。特に都心立地型大型店舗では規模に関して収益過減傾向が観察される。とすれば、店舗規模について巨艦型か中規模型かの二極分化の傾向が明確になってくる。また、人口密度が高い地域の店舗はそうではない地域の店舗よりも弹性値は低下傾向にある。

つぎに売場面積当たり従業員数が、売場効率に与える効果を検討する。これは大型店舗のデータ群に対してのみ説明変数とした。まず、量販店の弹性値は一般に低く、百貨店の弹性値は高い。とくに人口密度の高い地域に立地する百貨店は、昭和六十三年にそれまで高かった弹性値が急激な落ち込みを見せた。ところが、人口密度が低い効外店舗の百貨店の弹性値は安定して高い。また量販店については、人口密度の高い地域では弹性値の低下傾向が見られるし、人口密度の低い効外店では弹性値は低いままである。以上の実証結果から、規模の経済性は立地と業態と店舗規模によって一律に論じることはできないことがわかる。規模の経済性が競争力の強弱と結びつくとすれば、人口二〇万人以上の都市及びその周辺に立地し、百

(C) 商圏内競争構造の推定結果

今回の主たる実証目的は、規模間競争（あるいは業態間競争）と

規模内競争の分離と比較である。大型店舗と中小店舗とでデータを分離し、モデルで計算した商圏面積合計をそれぞれ分子にする。これは各店舗が商圏内の潜在的顧客を同レベルの能力で取り合うという図式を考えたからである。しかも、大型店舗と中小店舗を別々に分子にとり込んだことは、競争の結果発生する売場効率の低下に対する、計算された商圏内で大型店舗面積合計と、中小店舗面積合計のいずれの弹性値が大きいかを比較するためである。興味深いのは、理論的商圏当たり中小店舗の面積合計の弹性値と、大型店舗の面積合計の弹性値の比較と経年的変化である。まず、弹性値はいずれもマイナスである。したがって各店舗は競争していると考えてよい。中小店舗の売場効率に対して、中小店舗同士の面積合計の弹性値が、大型店舗の面積合計の弹性値よりも二倍くらい高い。大型店舗の増床のマイナス効果は上昇してきているが、「中小店舗vs中小店舗」の競争図式が大きいことは強調すべきだ。これは、中小店舗の過剰という認識には一直線につながらないかもしれないが、「中小店舗の廃業を極力遅らせる」保護政策は、意欲的な中小店舗の活力を殺すことになるのではないか。空間競争で展開される大型店舗で構成される「寡占核」と、中小店舗で構成される「競争的周縁」の競争図式が、次第に定着しだしている。大型店舗はまた中小店舗と直接ぶつかり、潜在的顧客の取り合いとなるが、経年的には、その傾

向が次第に薄れつつあり、中小店舗は競争相手としての地位から脱落しつつあるといえる。以上の点から、地域における業態の多様化と競争の活性化を図る政策が必要とされている。次に、立地域の人口密度と店舗規模が六千平米未満か以上かで、分類したデータからの推定結果を見る。効外型で六千平米未満の大型店舗が、同種の大

型店舗の新規立地や増床でプラスの効果を享受するようになつてき

た。あるいはもと消極的な言い回しをすれば、すくなくともマイナス効果を受けなくなつてきつあるといえる。いふかえゆべ、自前では作り出せない集積の効果を、同規模以上店舗の立地によつて增强してもらうケースが増えているのかもしれない。また、店舗規模が六千平米を越える店舗では、大型店舗同志の競争で売場効率が低下する傾向がある事は注目に値する。これは、店舗規模の経済性すでに述べた事ではあるが、特に人口稠密地域に立地する大型店舗が六千平米を越える店舗では、効外に立地する場合には、弹性値が経年的に大きく変化するため傾向をつかみきれない。また人口稠密地域で大型店舗に蚕食される中小店舗、商店街の姿がここにある。他方、郊外型店舗では店舗規模が六千平米を越すか越さないかに関係なく、マイナス傾向にある。限られた人口と、閉じられた空間としての商圏を、大中小店舗が入り乱れて競争している図式である。裏返せば、先に見たように人口稠密地域で大型店舗に蚕食される中小店舗、商店街の姿がここにある。

次に、店舗忠実度を上昇させたり、低下させたりする要因である、乗用車での移動力は、多くの商店街での購買率を年々低下させ、五〇%未満の市町村が半数近くになる県も存在する。また、百貨店が保護していくに適わない。中小店舗の保護には別の政策が必要であろう。

参考文献

- [¹] 稲崎晶輔(1992)『ふたたねやのトキベツ大店法』日本実業出版社
- [²] Torii, A. (1992) "On the Thickness of the Japanese Retail Market,"『横浜経済誌』Vol. 13, No. 3.
- [³] Zellner, A., et al. (1966) "Specification and Estimation of Cobb-Douglas Production Function Models," *Econometrica*, Vol. 34, No. 4.
- [⁴] Kmenta, J. (1967) "On Estimation of the CES Production Function," *International Economic Review*, Vol. 8, No. 2.
- [⁵] 稲崎晶輔(1993)「流通政策」[黒川・大知・黒谷編「トキベツトクセイ」] 現代経済政策』有斐閣。

ら量販店の順で、大型店舗への消費者の店舗忠実度も「確実に」低下している。大型店舗での競争は、狭い商圏内での追加店舗の競争効果よりも、消費者の移動力の増大による競争効果の方が「絶対値でも」大きくなつてしまつある。

おわりに

以上の実証結果から、次のような政策課題が導かれよう。

(1) 中小店舗は、その店舗規模と立地場所を人口の流れに沿つて再検討すべきだ、もしある手段を取らない店舗は、いたずらに保護すべきではない。中小店舗の最大の競争相手は、過剰過密の中小店舗である。(2) 大型店舗はいわれるほどの規模の経済性を享受しているわけではない。六千平米以上でないと規模の経済性は統計的には明確にされない。出店規制の境界面積を三千平米(政令都市で六千平米)にする根拠はどこにもない。まして、第一種大型店舗の規制などどのような政策的意味があるのか。(3) 中小店舗が厳しい競争に対処してゆくためには、その取り扱う商品やサービスの再検討が必要だろう。消費者に供与する選択の多様性こそ今求められているものである。そのためには、中小店舗に対する売上げ情報などの安価な提供が必要である。(4) 中小店舗間の競争は厳しい。他方、対大型店舗への対抗力は年々衰微しつつある。また大型店舗同志の競争は、中小店舗を巻き込んで展開されているが、そのブランュ要因は消費者の主たる移動手段である乗用車である。着実に店舗忠実度を低下させて、競争を促進しつつある。その点では、もうひとつの種の競争が円滑に進むように、駐車場の完備のための資金的充実や用地

(謝辞)
鳥居昭夫先生(横浜国大)の貴重なコメントに感謝します。費用条件からの接近の重要性について示唆を頂いた。

アメリカにおける略奪的価格設定の規制について

小川敏明
新潟中央短期大学

本報告では、わが国の不当廉売の規制の参考とするために、アメリカにおける略奪的価格設定に対する規制の実態を紹介し、問題点を明らかにする。

一 略奪的価格設定に対する規制の実態

略奪的価格設定とは、売手が低価格を設定することによって、競争者を市場から排除し、市場を独占した後に、価格を引き上げ、損失を回収し、さらに独占利潤を獲得する意図をもつ行為であると考えられてきた(1)。この行為は、独占または独占の企団を禁止するシャーマン法二条のうち独占の企団の一類型に該当するとして禁止されてきた。

略奪的価格設定の規制の実態は、経済構造の変化に伴い、その規制に対する考え方方が変化し、三つの時期に分けられる。第一期は、違法性判断基準に略奪的意図を重視した時期(シャーマン法制定當時から一九七五年にアリーダとターナーが原価を判断基準に採用すること)を提案した学説を発表するまでの時期)、第二期は、判断基準に原価を重視した時期(アリーダとターナーが学説を発表してから、一九八六年に松下事件判決において回収基準が採用されるまでの時

期)、第三期は判断基準に回収基準を重視した時期(一九八六年以降現在までの時期)である。

第一期

この時期は、略奪的価格設定によって市場が独占されるという恐怖心が強く、規制を厳しくしようという意図が働いていたと思われる。したがって、そのような意図を反映させて、違法性判断基準に略奪的意図を重視する判決が出されていた。裁判所は、略奪的意図を直接的証拠として、被告が原告(競争相手)に対して「市場から追い出していく」という発言によって、さらに状況証拠として、価格の激しい引き下げや原価割れ販売によって立証していた。この時期の代表的な判決に、ニタ・バイ事件判決がある。

しかし、意図を重視する考え方方は、第一に意図の立証が主観的要件に依拠すること、第二は意図を裏付ける状況証拠として用いられた原価が、原価割れ販売とか破壊的競争という曖昧な概念によって考えられてきたという批判が出されたようになった。このような訴訟上の問題から、より客観的な判断基準が求められるようになった。

第二期

この時期は、略奪的価格設定によって市場が独占されるという恐怖心が弱くなり、規制を緩和しようという意図が働くようになつた。

と思われる。例えば、アリーダとターナーは、略奪的価格設定が成功するためには、第一に略奪者が競争者を市場から追い出すまでに被る損失に耐えられるだけ十分な資力を持っていていることと、第二に略奪者が競争者を市場から追い出した後に、損失を回収し、さらに独占利潤を獲得するまで市場を独占し続けることができるほど市場の参入障壁が高いことの二つの条件が必要であるが、この二つの条件を満たすケースはほとんどないと主張した(2)。

このように訴訟上の問題と略奪的価格設定の規制に対する考え方方が変化したという二つの理由から、アリーダとターナーは、より客観的な判断基準として平均可変費用より低い価格設定を違法とすべきであるという考え方を提案した。

彼らは、平均可変費用より低い価格を違法とした理由を、次のように説明する。企業は利潤最大化に基づいて、限界費用の高さに価格を設定する。したがって、限界費用以上の高さに価格を設定することによって、競争者が市場から排除される場合には、反トラスト法はそのような競争者を保護するものではない。これに対して、もしもある企業が限界費用より低い価格を設定するならば、その行為が経済効率に基づくものではなく、略奪的価格設定であるとみなすべきである。ところが、限界費用は実際には利用不可能であるので、その代替物として平均可変費用を判断基準として用いるべきである。その理由は、適切な範囲の生産水準においては平均可変費用が限界費用に一致すると説明する。その後彼らの考え方を採用した判決が多く出されたようになつた。代表的な判決に、ハンソン事件判決、ジャニッヂ兄弟社事件判決、カリフォルニア・コンピューター社事

件判決がある。

しかし、アリーダとターナーの考え方には、次のような問題がある。最大の問題は、彼らが略奪的価格設定が成功する必要条件として競争者を市場から排除できる資金力が豊富であることと参入障壁が高いことであると説明しながら、それを判断基準に採用しなかつたことである。したがって、略奪的価格設定の違法性の要件として二つの条件をあげるべきであった。

第二の問題は、彼らが限界費用の代替物として平均可変費用を判断基準として採用する提案をしたが、その理由が明らかではないことである。限界費用は、平均総費用の最低点と平均可変費用の最低点と交わるが、彼らがなぜ平均可変費用を判断基準として採用するのか理由が明らかではない。

第三の問題は、限界費用であれ、平均総費用であれ、平均可変費用であれ、どのような原価を判断基準として採用しても、原価割れ販売が正当化される場合があることである。例えば、企業が新規参入する場合、製品が陳腐化した場合、産業が停滞した場合には、原価割れ販売が正当化される。

第四の問題は、どのような原価を判断基準として採用しても、本来企業会計上原価を算定することがむずかしいという問題である。例えば、広告費と研究開発費を費用とするのか、資産とするのか、結合生産物の場合、費用をどのように配分するのかという問題があると説明される(3)。

第五の問題は、どのような原価を判断基準として採用しても、被告が原価割れ販売を行なっていることを立証することが非常にむづ

かしいことである。これは、アメリカにおいては、被告が原価割れ販売を行なっていることを原告が立証しなければならないという制度に基づく。現実に、製造原価であれ、仕入原価であれ、第三者である原告が被告の原価を知ることはかなりむずかしいと考えられる。このように原価を判断基準とする考え方には多くの問題があることがわかったが、最大の問題はアリーダとターナーが主張した略奪的価格設定の成功する条件を判断基準に採用しなかつたことである。この点を考慮して提案されたのが回収基準である。

第三期

この時期には、回収基準という考え方方に立った判決がなされるようになつた。この考え方には、次のように説明される。すなわち、略奪的価格設定とは、廃棄によつて競争者を市場から排除し、市場を独占した後に独占価格を設定し、損失を回収し、さらに独占利潤を獲得する意図をもつ行為であると定義されてきたのであるから、市場を独占できないこと、参入障壁が低いことの二つの条件がみたされている場合には、略奪的価格設定が成功しないと考え、この場合には反トラスト法が介入すべきではないという考え方である。したがつて、略奪的価格設定の違法性の要件は、被告が市場力をもつていいことと参入障壁が高いことであると説明される。この回収基準に立つて出された代表的な判決に、松下事件判決⁽⁴⁾とローズ・ヨーカー事件判決⁽⁵⁾がある。

前者は、アメリカでテレビを販売していた日本の家電メーカーと日系企業二社が、共謀によって略奪的価格設定を行なつたとして提訴された事件である。最高裁の判決は、略奪的価格設定を競争的

題点を紹介してきたが、略奪の意図及び価格と原価の関係から違法性を明らかにする方法は、規制を厳しくするという問題点と、違法性を明らかにするためには多くの技術的な問題点があり、また回収基準から違法性を明らかにする方法が確立されていないといふ問題点がある。しかし報告者は、現在においては回収基準から違法性を明らかにする方法が有力であると考える。それは、この考え方方が競争を促進すると思われるからである。同時に、わが国の不当廃棄に対する規制の参考となるであろう。これまで、不当廃棄に該当した事件は、中部読売新聞社事件とマルエフ・ハローマート事件があつたが、これらの事件に対する規制が競争者の保護とともにかく原価割れ販売を違法とするという考え方方立つて行なわれており、この点に問題があつた。今後、消費者の利益を保護するためには、廃棄を行なう企業が将来市場を独占し、価格を引き上げるなどができないと判断できる場合には、廃棄を規制すべきではないと報告者は考える。

れるため、原価の算定においてそれほど問題はないと考えられる。

これに対して結合生産物の費用の配分の問題は、企業会計上共通費配賦の問題と性質が同じであり、原価の算定においてむずかしい問題がある。

わが国のように、被申立人が公正取引委員会が原価についての資料を提出し、公正取引委員会が原価の算定を行なう制度を採用している場合でさえ、企業会計上適正な原価を算定することは非常にむずかしい問題がある。例えば、中部読売新聞社事件において、中部読売新聞社が独禁法違反の回避を意図して原価を引き下げる会計処理を行なつたかといふかといふ企業会計上非常にむずかしい問題がある（報告者は、この問題について一九九一年日本会計研究学会において報告した）。

(4) Matsushita Electric Industrial Co., Ltd., et al., v. Zenith Radio Corporation et al., 475 U.S. 574 (1986).

(5) 註(4)を覗く。

報告に当たり座長の滋賀大学越後和典先生と討論者の八千代国際大学佐々木實雄先生より貴重なコメントをいただきしたことに対しても深く感謝します。

(1) Philip Areeda and Donald F. Turner, *Antitrust Law: An Analysis of Antitrust Principles and Their Application*, Vol. III (1978), p. 150.

(2) *Ibid.*, p. 151.

(3) A. A. Poultry Farms, Inc., et al., v. Rose Acre Farms, Inc., 881 F.2d 1396, 1400. ただし、企業会計上、通常広告費や販売費及び一般管理費として計上され、また研究開発費は支出時に繰延資産として計上し、その後数年間にわたって費用として計上す

水準よりも低い価格を設定することによって現在獲得できる利潤を犠牲にして、市場を独占した後に、その犠牲にした利潤（損失）を回収し、さらに独占的利潤を獲得することを意図する行為であると定義し、実際には市場の参入障壁が高くなる限り、新規参入が起こる可能性があるから、市場を独占することはむずかしく、さらにもしも独占したとしても独占的利潤を維持し続けることは一層むずかしいと説明し、被告の行為が略奪的価格設定に該当しないとした。後者は、アメリカで卵の製造と卵事業を行なつていたローズ・ヨーカー社が、略奪的価格設定を行なつたとして提訴された事件である。第二審は、反トラスト法が競争者の利益を保護するものではなく、消費者の利益を保護するものであること、低価格設定が後に損失を回収する可能性がなく、競争価格が維持されるならば、それは消費者の利益となると説明し、被告の行為が略奪的価格設定に該当しないとした。

それでは、回収基準による違法性の要件である市場力と参入障壁は、どのように評価されるのであるか。まず、市場力とは、利潤を減少させることなく価格を引き上げることのできる力を指すが、これまで判例は市場力を市場シェアで評価することが多かつた。ただし、判例も学説も、どの程度の市場シェアが市場力をもつて考えらるかについて、明確な考え方を確立していない。また、参入障壁の評価方法についても、明確な考え方が確立されていない。

II 結論

以上、アメリカにおける略奪的価格設定に対する規制の実態と問

航空輸送業国内主要三社の費用構造

笠 達夫
(大阪産業大学)

1 はじめに

わが国の航空輸送業は一九八五年十一月に規制緩和された。もちろん自由な市場競争が認められたわけではなく、航空輸送市場が政府規制下におかれていることに変わりがない。わが国の航空輸送業には從来から規模の経済性が存在するところであった。では一九八五年暮れの規制緩和の後、これら主要三社の費用構造はどう変化してきているのだろうか。これを検討するためには本稿では国内主要三社の費用構造から規模の経済性をもくべるといふことだ。

II セグメント分析

(1) ハーフル

Well behaved たす生産関数に反対の費用関数を仮定する。

$$\text{費用関数 } C = C(p_1, \dots, p_m, Y)$$

ただし C : 総費用, p_i : 第 i 生産要素の価格 ($i=1, \dots, n$),

Y : 生産量

\wedge ∞ の規模 economies は次のようにならに定義される。

$$1/k = \partial \ln C / \partial \ln Y$$

\wedge ∞ $1/k$ を用いて規模の経済性の存在を調べる。やなわら

効tronキロ」と「飛行距離」の二つに分けた。

III 総費用関数(対数線形)の推定結果

(1) 生産量と「有効tronキロ」を用いた場合

まず生産量を「有効tronキロ」に一本化して一九七七—一九九〇年の一四年間の総費用関数の推定を行ない、規模の経済性の有無を検討した。事前の CHOW テストの結果、JAS の企業構造が異なる結果が出ていたので企業ダミー D22 を入れた。表 1 の(1)—(4) 式の LFF の係数は t -テストの結果(()内)の t -値とは別に t -テストを行なった。以下同じ)、1%有意で t より小さくなることがわかった。すなわち三社全体でみると規模の経済性が存在している。表 1 の(1) 式の年度ダミー D3 を見ると各企業は規制緩和のひき総費用を上昇させていることがわかる。(規制緩和後の年度ダミーを一九八五—一九九〇年の間にいれるぐあかについてテストをした結果、一九八七—一九九〇年の間があることあることがわかった。) また JAS の企業ダミー D22 を除くと JAS が生産量(「有効tronキロ」)のわりには総費用が小さくなっている、コハーブフォーマンスがよじるがわかった。

年度ダミー(一九八七—一九九〇年) D3 は定数項ダミーであり、各社は明らかに「有効tronキロ」以外の「何か」に総費用をもたらすんでいるようである。ハーフルの定数項ダミーではなく総費用 LTC に関する係数ダミー D33 を使用した。結果は表 1 の(2)式である。これをみると各社は総費用の伸びのうち 30% が「有効tronキロ」とは異なる、地上施設・情報ネットワーク等という形の航空輸送に直接

$$1/k < 1$$

であれば規模の経済性が存在するといふことだ。ロバ・ダグラス型の費用関数を考えると A を定数として以下のようく表すことができる。

$$\ln C = A + (1/k) \times \ln Y \quad (A \text{ は定数})$$

(2) データと分析の手順

① 日本航空・全日空・日本エアシステムの一九七七—一九九〇年度の一四年間の年間データを用い、「航空統計要覧」の各年度版及び各社の有価証券報告書からとした。各社の実質化に当たっては卸売物価指標を用いて一九八〇年価格に基準化した。

② 各社の「営業総費用」を「人件費」「航空油費」「 t やの他」

にわけた。「 t やの他」の中には「航空機材減価償却費」「整備費」「運行施設利用費」「一般管理販売費」「代理店手数料」「航空保険費」等が含まれる。

③ 各社の生産量として「有効tronキロ」を用いた。また、「有効tronキロ」は「距離」と「機材の大きさ」の両方を含んでおり、特に「機材の大きさ」は平均費用の低下に寄与する部分が大きいと考えられる。そこで次に「機材の大きさ」を「飛行距離あたりの有効tronキロ」として捉え、「有効tronキロ」を「飛行距離あたりの有効

関係しないものに費やしていることになる。

次に規制緩和の影響が出ていないと思われる(一九七七—一九八六年)に期間を限定して推定した(表 1 の③)。(3)式と(1)、(2)式を比較すると LFF の係数は(3)式より(1)、(2)式の方が小さく、規制緩和のひき総費用が増加しているように見える。そこで規制緩和前後の規制の経済性の大きさを比較するために、(3)式とまつたく同じ変数を用いて定期間(一九七七—一九九〇年)を推定してみた(表 1 の④)。D22 の t -値が悪いが LFF の係数の比較ができる。LFF の係数は前述のようだ。 t より有意で t より小さく。(3)、(4)両式の LFF の係数を比較すると、 t -テストの結果、5% 有意で(4)式の方が大きく、規制緩和のひき総費用の経済性が低下していることがわかった。

(2) 生産量を二つに分けた場合

「有効tronキロ」を「飛行距離あたりの有効tronキロ」と「飛行距離」の二つに分けて総費用関数の推定を行ない、規模の経済性を再度テストした(表 2 の(5)—(7))。年度(定数項)ダミー D3、年度(係数)ダミー D33、企業ダミー D22 はそれぞれ表 1 の(1)—(4)式とほぼ同じ大きさである。(5)、(5)式の LKZ の係数は t -テストの結果、5% 有意で t より小さく、また LDI の係数は 1% 有意で t より小さく、それぞれ規模の経済性があることがわかった。次に規制緩和の影響が出ていないと思われる(一九七七—一九八六年)に期間を限定して推定した(表 2 の(6))。LKZ の係数および LDI の係数は t -テストの結果、1% 有意で t より小さく、それぞれ規模の経

表1 単一生産物の場合(被説明変数 LTC)

	LFF	D3	D33	D22	定数項	決定係数	F-値
(1)	0.61680	0.12856		-0.29159	3.3005	0.9922	1728.440
(-90)	(25.273*)	(9.4352*)		(-5.4668*)	(15.919*)		
(2)	0.61737		0.029662	-0.27896	3.2925	0.9919	1543.417
(-90)	(24.854*)		(9.2031*)	(-5.1837*)	(15.615*)		
(3)	0.65579			-0.21383	2.9697	0.9964	4024.141
(-86)	(34.474*)			(-4.9373*)	(18.320*)		
(4)	0.71547			-0.098187	2.5246	0.9744	782.355
(-90)	(17.978*)			(-1.1049)	(7.3500*)		

((-90) は(1997-1990) の推定期間を示す。(-86) は(1997-1986) の推定期間を示す。

推定値の下の()内は t-値を示す。両側検定 *: 1%有意(以下同じ)

(LTC: 総費用, LFF: 有効トンキロ, D3: 年度ダミー(1987-1990), D33: LTCに関する係数ダミー, D22: 企業ダミー(JAS の企業構造が異なる。なお各変数は自然対数化した。))

表2 複数生産物の場合(被説明変数 LTC)

	LKZ	LDI	D3	D33	D22	定数項	決定係数	F-値
(5)	0.83182	0.38901	0.11498		-0.26621	-4.7557	0.9934	1542.534
(-90)	(10.590*)	(4.6962*)	(8.5972*)		(-5.3532*)	(-9.0576*)		
(5)'	0.85646	0.36171		0.026492	-0.25412	-4.6916	0.9935	1553.359
(-90)	(11.201*)	(4.4471*)		(8.7239*)	(-5.2241*)	(-8.9926*)		
(6)	0.69128	0.61110			-0.21439	-5.9298	0.9963	2607.940
(-86)	(9.3323*)	(6.6331*)			(-4.8789*)	(-11.006*)		
(7)	1.1391	0.22224			-0.087953	-5.9290	0.9807	696.216
(-90)	(9.5331*)	(1.6153)			(-1.1390)	(-6.8450*)		

(LTC: 総費用, LKZ: 飛行距離当りの有効トンキロ, LDI: 飛行距離, D3: 年度ダミー(1987-1990), D33: LTCに関する係数ダミー, D22: 企業ダミー(JAS の企業構造が異なる。なお各変数は自然対数化した。))

式の LDI の係数は(6)式のそれよりも小さくなっている。この結果から「飛行距離あたりの有効トンキロ」でみた機材の大きさは、規模の経済性がなくなりつづあるといつてよいであろう。逆に LDI の係数は激しく低下しており規模の経済性は飛行距離に集約されつつあることがわかる。

(6)式と同じ変数で全期間を推定するまでもないが、念のために(6)式とまったく同じ変数で全期間を推定したものが表2の(7)式である。あまりよい推定式とはいえないが(7)式の LKZ の係数はやはり(6)式のそれよりも大きく、機材の大きさでみた規模の経済性はなくなりつづあるといえよう。

E まとめ

これらの結果から得られる知見は以下のとおりである。

I 航空輸送業の国内主要三社の費用構造をみると、日本エアシステムは日本航空・全日空に

比べて生産量(「有効トンキロ」)の割合には総

- 費用が小かる。すなわちコストパフォーマンスが良い。
- II 三社の費用構造をみると規模の経済性がある。しかし規制緩和の後、生産量(「有効トンキロ」)にくらべて総費用が増加する傾向があり、規模の経済性は低下している。
- III 産出量として「有効トンキロ」を二つに分けた「飛行距離あたりの有効トンキロ」と「飛行距離」を用いた場合、「飛行距離」は規模の経済性が増加するが、「飛行距離あたりの有効トンキロ」すなわち機材の大きさは規模の経済性が低下する。
- IV 三社は規制緩和の後、「有効トンキロ」による航空輸送に直接関係しない分野に総費用の伸びのやうの一・六一三・〇%を費やしている。

参考文献

- [1] Brown, R., W. Caves and L. Christensen (1978) "Modeling the Structure of Cost and Production in Multiproduct Firms," *Southern Economic Journal*, Vol. 46, July, pp. 256-273.
- [2] Gilligan, T. W. and M. L. Smirlock (1984) "An Empirical Study of Joint Production and Scale Economies in Commercial Banking," *Journal of Banking and Finance*, Vol. 8, pp. 67-77.
- [3] 増井健一、山口弘隆(1990)『航路輸送』異洋書院。
- [4] 高橋豊(1985)「わが國航空運業の費用分析」『運輸と経済』第45巻第9号、六七一六頁。

短期金融市場の国際化と残存規制問題

今野 重信

（函館大学）

一 問題の所在

一九八〇年十二月の新外為法をはじめとして、日本の金融自由化はさまざまの政策措置で進められてきた。その一方で日米経済構造協議やGATT・ウルグアイ・ラウンドなどでは、金融取引に限らず日本市場の閉鎖性とともに取引の公平性や意志決定過程の透明性の欠如などが、国際取引の障害として、あるいは外国企業を不利化する敵対的行為として指摘されてきた。しままでの日本の金融自由化は、新外為法を別にすれば、いうした批判に正しく應えてきたであらうか。

GATT・ウルグアイ・ラウンドではサービス貿易交渉の対象をどの範囲までとするかは大きな争点ではあるが、金融取引をも含むすべてのサービスを適用範囲とするヨーロッパ・カバレッジが趨勢である。各国は産業政策上様々な国内規制を設けてきたが、それが外国企業に対する差別の機能を持つ場合市場アクセス問題、内国民待遇問題として取り上げられるだけでなく、今後施行されるであろう諸規制についても外国企業に対する差別のための手段を意図しない客観的な公平性が要求されている。

以上のよきな批判や要求の背景には、名田GNP出110の取引規

模を持ち、英國の三三・八%、米国の二九%に次いで大きく旧西ドイツの一七・三%を上回っており、また日本の金融業は全産業に対しても産出額で三・四%、付加価値で四・九%の比率を占めている市場の大ささが指摘できよう。加えて、とかく喧伝されてきた市場の閉鎖性や国内規制の厳しさなど、行政に対する批判も挙げられよう。たとえば、八七年七月に自由化に向けて行動計画が策定されるまで主な短期市場の創設は、MMCは八五年三月、FB市場は八五年五月、円建B.A.市場が八五年六月、TB市場は八六年二月、CP市場が八七年十一月と続いている。しかし、従来短期金融市場の国際化として考えられてきた新しい金融商品の販売、およびその発行条件の緩和などの金融市場の量的自由化を問題とするのではなく、取引行動に対する直接規制として、(有担保)ローン市場における有担保原則や公定歩合に粘着した金利規制を短期金融市場の残存規制とみなし、それらが同市場における市場参加者の間に差別的に及ぼす影響を検討する事が本報告の目的である。

II モデル

短期金融市場の資産と取引主体を表1のよう分類する。

金融市场の資産体系は、 H をハイペーパードマネー、 k を預金準備

	中央銀行J	民間銀行B	民間非銀行N	利子率
				0 r_{BL} r_{CA} r_o r_D r_L 0

$$\begin{aligned} \frac{d\phi}{dW_N} &= -\frac{1}{A}(A_{13}A_{22}A_{41}A_{35} \\ &\quad - A_{15}(A_{22}A_{41}A_{33} \\ &\quad - A_{22}A_{31}A_{43}) ? \end{aligned} \quad (8)$$

$$\begin{aligned} H &= kD_N(r_o(r_{CA}, \varepsilon\phi), r_D, r_L, W_N) \\ &\quad + C_N(r_o(r_{CA}, \varepsilon\phi), r_D, r_L, W_N) \\ CA_J + BL_J + (1-k)D_N(r_o(r_{CA}, \varepsilon\phi), r_D, r_L, W_N) &= 0 \quad (1) \\ - O_B(r_{CA}, r_o(r_{CA}, \varepsilon\phi), r_L) &= 0 \quad (2) \\ - L_B(r_{CA}, r_o(r_{CA}, \varepsilon\phi), r_L) &= 0 \quad (3) \\ O_J + O_B(r_{CA}, r_o(r_{CA}, \varepsilon\phi), r_L) &= 0 \quad (4) \\ - O_N(r_o(r_{CA}, \varepsilon\phi), r_D, r_L, W_N) &= 0 \quad (5) \\ L_B(r_{CA}, r_o(r_{CA}, \varepsilon\phi), r_L) &= 0 \quad (6) \\ - LN(r_o(r_{CA}, \varepsilon\phi), r_D, r_L, W_N) &= 0 \quad (7) \end{aligned}$$

ただし、 $\phi = \phi(C_A, O)$ は国内で営業活動を行う外国銀行（民間銀行の一部）のみが、ノール市場、オープン市場取引で負担するコストであり、 ε ($0 < \varepsilon < 1$) はそのコストの削減を促す残存規制撤廃などの自由化措置を内容とする外生変数である。

上記の体系を全微分する。

$$\begin{vmatrix} A_{11} & A_{12} & A_{13} & A_{14} & \left| dr_{CA} \right| \\ A_{21} & A_{22} & A_{23} & A_{24} & \left| dr_D \right| \\ A_{31} & 0 & A_{33} & A_{34} & \left| dr_L \right| \\ A_{41} & 0 & A_{43} & A_{44} & \left| d\phi \right| \end{vmatrix} = \begin{vmatrix} -A_{15}dW_N + dH \\ -dCA_J - dB_{LJ} \\ A_{35}dW_N - dO_J \\ 0 \end{vmatrix} \quad (5)$$

右辺 $A > 0$ は計算上の確立される。式の細則

$$\begin{aligned} \frac{d\phi}{dH} &= -\frac{1}{A}(-A_{22}A_{31}A_{43} + A_{22}A_{41}A_{33}) < 0 \quad (6) \\ \frac{d\phi}{dO_J} &= -\frac{1}{A}(A_{41}A_{33}A_{22}) < 0 \quad (7) \end{aligned}$$

以上の分析は、短期金融市場における有担保原則や金利規制の残存が、同市場でのハイペーパードマネーの増減などの金融政策を通じて、市場参加者の間に差別的に作用するだけではなく、政策当局に対

しても過度の負担をもたらす可能性を示唆している。ここから政策的意味合いを読みとるとすれば、 \circ を○に近づける有担保原則の見直し、中央銀行のインバウンド市場よりオープン市場を介した市場介入政策および同市場の育成が上げられよう。

一九八六年九月、ウルグアイのブンタ・デル・エスタで開催された閣僚会議において、新ラウンドの交渉開始が宣言されて以来六年が経過しようとしている。ケネディ・ラウンドまでは関税交渉が中心であったが、東京ラウンドからはそれに加えて、非関税障壁も取り上げられるようになった。本ラウンドの特徴は、モノに関する交渉グループ(GNG)とサービスに関する交渉グループ(GNS)とを分離して、サービス貿易を交渉課題としてはっきりと位置づけ、関税率や品目に関する議題とともに、各国の関税制度や市場の在り方にまで踏み込んで議論がなされている点が挙げられよう。金融業は電気通信事業や建設・エンジニアリングと並んで、サービス貿易交渉の中心議題をなしている。各国は産業政策上様々な国内規制を設けてきたが、それぞれに歴史を背負った金融制度とサービス貿易に関する一般協定との間の不整合をいかに調整するかが問われている。具体的には、市場アクセスや内国民待遇を制限する留保条件、それらの原則から適用を除外する例外条件について、合理性、客觀性が問われている。また、政策等の意志決定過程における透明性はどう確保するかも重要となる。GATT交渉は、世界的規模での金融システムの統合化を意味する。各国それぞれのシステムの在り方が、すなわち歴史性がGATTの理念をどのように具体化するかが、問われているといえよう。

(付記)

横浜市立大学名誉教授原司郎先生より貴重なコメント、資料を頂戴しました。記して感謝申し上げます。また、コメントに対してもお答えできなかつたところは、後日回答を試みようと存じます。

旧東ドイツ国営企業の民営化政策

一 ドイツ再統一と民営化

一九八九年十一月九日のベルリンの壁崩壊により東西ドイツの国境が開放され、先ず人間の移動の自由が実現し、旧東ドイツ市民の西への大量流出が出現した。政治的不安定性とともに崩壊しつつある国内経済と生産性格差に基づく所得格差が流出の原因であった。当初緩やかな国家連合を想定していた両独首脳は九〇年二月には早急な国家統一へと方針を転換した。国家統一の方法としては、旧西ドイツの憲法である基本法第三条に基づき西ドイツであるドイツ連邦共和国に加入するため、中央集権国家である旧東ドイツに州制度を復活させることとなり、そのための信認が三月十八日の旧東ドイツ総選挙で与えられた。

旧西ドイツの国家体制への加入は、旧西ドイツの制度を無条件に受容することを意味しているので、従来の中央統制計画経済体制の放棄と私有財産制に基づく市場経済体制への移行が即刻実施されねばならなかつた。それゆえ、総選挙に先立つ三月一日、旧東ドイツ政府は閣議決定により国営企業をすべて資本会社に改組する転換法を制定している。そして、三月十五日には信託公社設立定款が承認され、公社が資本会社化される国営企業の一〇〇パーセント持ち株

会社となり、民営化事業母体となることとされた。

両独国家統一条約は十月三日に発効するが、それに先立つ七月一日に経済・通貨・社会同盟が発足するため、旧東ドイツでの国有企業民営化措置を法的に整備しておく必要があり、六月十七日に信託公社法が制定されている(1)。信託公社方式での民営化方針は、このように旧東ドイツ政府時代に決定されたものであった。同法は、両独国家統一後連邦法として認定され、信託公社は公法上の団体となり、その所轄官庁は連邦大蔵省である。

二 民営化方法論議

大 西 健 夫

(早稲田大学)

信託公社の運営は通貨同盟発足とともに旧西ドイツ側の責任となる。再統一を迎えての国民的熱狂のもとで、また旧東ドイツを実質的に吸収したことから、既に破綻しつつあった旧東ドイツ経済の再建が、人的にも資金的にも西側が全般的に負担することとしたのである。経済再建の中心課題は、東の経済を統一ドイツ市場で存続可能な水準に引き上げることであり、しかも統一ドイツがそのままEC市場に組み込まれたことから再建のための経過的な猶予期間を設定することが許されなかつた。旧東ドイツでの国営企業の民営化と西側市場レベルに向けての企業再建が同時進行的に進められねばなら

なかつた。吸收した西側にとっても、旧東ドイツ経済の再建は統一ドイツ経済の死命を制する要因でもあつた。それゆえ、旧東ドイツ

国営企業民営化は、他の社会主义国での民営化とは異なつた状況のもとで進められたのであるし、市場経済体制にある西側諸国での個別国営企業民営化とも異なる性格のものである。

旧東ドイツ時代の信託公社方式を引き継いでのドイツの民営化政策は、生産手段の私有化に留まることができず、むしろ価格競争力のある企業の創出に主眼が置かれることとなる。連邦主義構造を持つドイツにおいて、各種独立経済諮問機関が経済政策決定に果たす役割が大きい(2)。こうした機関の一つである連邦經濟省学術顧問委員会は、九一年二月の報告で市場経済体制への移行手段としての旧東ドイツ国営企業民営化方法論をドイツでの現状に照らして以下のように展開している(3)。

民営化を基本的には国営企業所有権の私有化であるとし、民営化を企業売却を伴う場合と売却を伴わない場合に区別する。売却を伴わない民営化論の根拠として、社会主義体制下での国営企業は人民所有の性質を持ち、民営化にあたり本質的に国民ないし従業員に還元すべきであるとの主張があることを認める。この論拠は、社会主義体制の下で国有化された土地やその他の生産手段所有権の回復を主張する人々によつても用いられている。この件に関する両独国家統一条約の決定は、四九年の旧東ドイツ国家発足以前に占領軍によって接收された権利についてのみ所有権回復を認めていた。企業民営化との関連では、株式を国民ないし従業員に還元するとともに一部を市場で売却し、その資金を企業再建にあてるとする論理に発展

る信託公社は地域経済政策や国家的産業政策などの観点を考慮すべきでないとしている。しかし、市場経済における企業買収の論理は多様であり、競争企業の出現を阻止するために形式的に買収し、その後これを廃棄する場合や單なる下請け工場としてしまう場合もある。こうした戦略は国内の西ドイツ企業によつて採られる可能性が高いので、企業売却は国際入札とすべきであると提言する。

後に論じるように、売却を通じての民営化は信託公社によつても基本方針として採られているところであるが、そこでは所有権の私有化に重点がおかれてゐるのではなく、企業再建を市場経済ベースで進めることが主眼とされている。そして、公的機関である信託公社が、公的資金による企業再建という負担を可能な限り減少すべきであるとの合意が見られてゐるのでもあつた。こうした基本方針の形成に学術顧問委員会に代表されるような論議が西側政策担当者の間で受け入れられていたのであるし、学術顧問委員会以上に連邦政府の財政・経済政策に影響を持つ経済諮問委員会（五賢人会）も同様の立場に立つてゐる。経済諮問委員会九二年度年次報告は、信託公社による民営化実績を積極的に評価したうえで、次のような指摘をしている(4)。

まだ売却が進んでいない民営化企業を信託公社の責任で再建すべきであるとの主張に対して、これは信託公社を永続的な持ち株会社とする危険を含むものであり、その費用は国家補助金となるのであるから民営化本来の理念に反するとする。また、入札で買収者が現れないのはその企業に市場価値がないのであり、再建の可能性がないからであるとする。しかし、こうした不良企業を抱え込んでいる

する。

学術顧問委員会の見解は、民営化は所有権の私有化を意味するのは言うまでもないが、同時に民営化企業が自由市場で存続できるだけの体力を持つものとならない限りその目的は達成されないと立場に立つ。それゆえ、所有権を国民ないし従業員に還元することのみを目的とする民営化は企業再建を保証するものでなく、また、こうした形での民営化は再建期間を長期化させるとしている。特に、一挙に西側の市場経済体制に組み込まれ、国際競争に曝されることになる民営化企業を早急に再建することが統一ドイツ経済の死命を制するとの観点から、生産性の劣る旧営業企業の再建と民営化が同時になさるべきであるとする。

学術顧問委員会の基本的立場は、それゆえ、売却を通じての民営化と企業再建である。そして、株式売却と企業売却を区別し、資本社会化した国営企業株式の公募売却を否定する。これは、民営化企業の株式市場上場は条件を整えるのに時間がかかり、この間の投資及び運転資金の調達を國家財政が負担することは統一ドイツの連邦主義構造からして制度的に不可能であるし、また、一般株主による株式所有は企業再建に保証を与えるものではないとの観点からである。具体的な売却方法としては、企業再建計画と従業員の雇用保証を条件として他企業に買収させる方式を提案している。企業売却が市場経済ベースで行われるならば、買収企業は経営の採算性を買収の第一基準とするのであるから、買収企業が買収企業の再建に責任を持たざるをえないからである。それゆえ、企業売却は市場経済レベルでなされるのが原則であり、一〇〇パーセント持ち株会社であ

地域にとつては民営化と別の問題となるのであるから、地域政策的対応が必要であることを認める。社会主義中央統制計画経済体制のもとで形成された旧東ドイツでの産業立地は、地域的モノカルチャーを生み出してきた。バランスのとれた地域経済構造へと改革していくのは新生の旧東ドイツ諸州の課題であるから、連邦主義構造における州のイニシアチブ發揮が問われる段階に達していると言う。政策主体としての州政府が市場経済において一つの競争単位として機能すべきことを提言しているのであり、民営化が進まない企業は州政府の地域政策と雇用政策の枠内で処理すること、そして、この時点で信託公社の役割は終了すべきであるとする。

信託公社法に公社の存続期限は明記されていないが、旧東ドイツ経済再建のために設立された「ドイツ統一基金」も五年間を前提としているのであり、信託公社も一九九四年末には業務見直しを迎えることとなつてゐる。

三 信託公社による民営化

信託公社の目的は、信託公社法前文にあるように、国営企業（人所有資産）の民営化、民営化された企業の競争力強化と雇用の確保、国有不動産の効率的活用にある。公社の業務は、国有企业の経営状態を審査し、市場経済原則のもとで経営存続が不可能と判断した企業を閉鎖し、必要な場合に経営再建の指導・援助を行い、自立可能な企業を民営化（売却）することである。

当初の計画では、資本会社化した企業の売却収入で閉鎖企業ならびに再建企業の必要経費を調達することができるとしてゐた。国営

企業の資本会社化にあたり、同法は九〇年十月三十一日を期限として各企業は会社定款、資本金額、不動産資産一覧、開始貸借表、過年度決算報告、投資・再建計画を提出することを定め、これをもとに信託公社が閉鎖、再建、売却の決定を下すこととしている。

信託公社が営業を開始するのは通貨同盟発足後の七月九日であり、初代総裁に旧西ドイツの連邦鉄道総裁であったゴーレンケが就任したが、旧体制の人々が依然として要職を占めていた公社組織の運営不効率を不満として辞任している。後任のローウェーダは、かつて鉄鋼会社ヘッショの再建に業績を挙げた人物であるが、再建のために進めた強力な合理化政策が反感をかい暗殺された。現総裁のブロイエル女史は、西のニーダーザクセン州経済相の経験を持ち、再建投資よりも可能な限り早急な売却を方針としている。

九〇年七月一日現在で信託公社が所轄したのは、旧西ドイツの計画経済体制の中核となっていた総合企業であるコンビナート三二〇社、企業数で約八〇〇〇社、従業員総数約六〇〇万人であり、農地と山林を含む不動産は約五九〇万ヘクタールと旧東ドイツ国土の五分の一に及んでいる。コンビナートは株式会社、その他は有限会社とするなどとしたが、コンビナートはその後業務内容に応じて企業分割されたので、九三年三月末現在の所轄企業数は一二一八九二社となっている。同期での民営化実績をみると、閉鎖企業一一五七九社、未民営化企業一、一七三社であり、民営化企業のうち一〇〇社がM&B(O) (Management Buy Out) であった。民営化、すなわち、企業売却にあたり公社は入札価格とともに今後五年間の投資計画を中心とする経営戸頭と雇用計画の提出を求めている。

（注）参考文献による。参考文献は本文の最後に記載する。

モダン・オーストリアンの市場プロセス・アプローチ

——「カタラクシー的効率性」の概念をめぐる——

田 村 秀 一
（千葉経済大学短期大学部）

「経済理論と経済政策に関する現在の論争の多くは、共通の社会的経済問題の性質についての誤解に端を発している。」[Hayek(1949), p. 78.]

「あるシステムの成功度は、一定期間のうちに社会において独立的に

行われる無数の諸個人の意志決定、計画および行動を、そのシステムが調整する能力によって測られるべきである。」[Kirzner(1973), p. 218.]

はじめに

社会主義システムが崩壊した今日、日本型システムを含めた多様な資本主義システム間の優位性の比較という問題に新たな関心が注がれている。だがそうした比較においては、相変わらず従来からの「社会的厚生」(social welfare) なしは「社会的効率性」(social efficiency) へこむた基準が用いられてくる。システムの成功度を測るのに、はたしてそうした基準によるのみで十分であろうか。とりわけ市場システムにかんして、効率とか厚生といった概念はどのような意味を持つのだろうか。この点で、モダン・オーストリアンが主流派厚生経済学の方法を批判して採用する「市場プロセス・アプローチ」は、「厚生」概念を再考するうえで極めて重要な視点を提

これに基づく買収企業の公約投資総額は一七四億マルクである。これに対して、公社は費用をすべて連邦政府保証で資本市場から調達しているのであるが、その総額は九四年末までに二、五〇〇億マルクにのぼると推計されている。

売却の実例として、九二年七月二十三日に公社とTEDコンソーシアムとの間に交わされた化学総合コンビナート・ロイナ社の売却契約を以下紹介する。一九一六年創設の化学会社ロイナ社は、旧東ドイツ時代に一般化学とともに石油精製と石化部門を充実させていた。

すべての業務部門を一括して売却するなどが困難であると判断した公社は上記三部門を分割して売却する。具体的には、民間のコンサルタント会社である McKinsey 社が分割計画を立て、コンデンの Goldmann Sachs 社が売却の仲介をしている。

売却されたのは石油精製部門であり、フランスの石油精製・販売会社 Elf 西ドイツの鉄鋼会社 Thyssen ガソリンスタンド向け商品小売り会社 DSBK がコンソーシアムを組んで購入している。売却価格は公表されていないが、コンソーシアムは九六年までに六〇億マルクの投資と六、七〇〇人の雇用を保証している⁽¹⁾。

(1) Gesetz zur Privatisierung und Reorganisation des volks-

eigenen Vermögens vom 17. Juni 1990.

(2) 柏崎編『経済政策の形成過程』、文庫堂、一九九〇年、111-112頁。

(3) Wiss. Beirat beim BMWI, Probleme der Privatisierung in den neuen Bundesländern vom 16.2.1991.

(4) Sachverständigenrat: Jahresgutachten 1991/92.

(5) 信託公社資料。

POGEの虚構性

オーネード・タクスな厚生経済学においては、市場経済が効率性と厚生を達成するという場合、常に「完全競争」という理想的(虚構的)市場条件に照らして論じられてきたことは周知のとおりである。市場價格が限界費用と一致していれば市場は「効率的」(efficient)と見なされるが、もし乖離していれば市場は「失敗」していると思われる。それを矯正するための公共政策が正当化されてきたわけである。「外部性」(externality)にかんする判断にもやはりこのような基準が用いられてきた。シグーによれば、外部効果は「私的限界純生産物」と「社会的限界純生産物」との乖離によつて生ずる[Pigou (1932), pp. 172-203.]。そして、市場活動が生み出すポジティブな外

部効果と不ガティヴな外部効果の最適解は「完全競争的一般均衡」(Perfect Competitive General Equilibrium——略してPCGE)の下で得られる(Cordato (1992))。しかるにピグー的パラダイムである。このパラダイムにおいては、PCGEの条件を欠き、私的コストと社会的コストとの一致が達成されない(つまり市場の失敗の場合には、是正策として、課税(ピグー税)と補助金によって私的限界費用と社会的限界費用の均等化をはかるとするわけである)。

しかし問題は、このPCGEは現実の経済世界とは異なるきわめて特殊な種類の均衡条件を仮定してのことである。モダン・オーストリアン・エコノミストたちは、この概念は本質的に欠陥をもつており、したがって現実世界の公共政策を導く基準としては不適切であるとして、この学派の指導者ミーゼスやハイクから受け継がれた方法論的個人主義、主觀主義、プロセスの強調、知識の不完全性といった方法論を駆使しながら、こうした新古典派的(ピグー的)厚生パラダイムの虚構性に対して根柢的な批判を展開し、それにかわるオルタナティヴな厚生基準を提示しようとするのである〔越後(1985)、中村(1992)〕。

時間の経過と市場プロセス

—end-state vs. open-ended process—

一方、市場プロセス・トプローチとも称されるかれらの方法の特徴は、とりわけ市場のプロセスとしての性格を強調する点にある。かれらがプロセスを強調する第一の理由としては、現実世界における時間の経過という問題がある。スタンダードな厚生経済学の仮定では

は、選好・機会費用・相対的希少性・技術などの市場データはさしあたり不变であるとされ、こうした条件の下ではじめてPCGEは安定するかたちになっている。そこで想定されている世界は「いまのところ静的(タイムレス)な世界、すなわち終局状態(end-state)である。しかし、われわれが直面している現実の世界においては、時間の経過とともに市場条件や人びとの知識が常に変化しており、従ってコストや選好も絶えず変化している。つまり、市場プロセスは本質的にオープン・エンドであり、そこでは変化に対する調整が不斷に行われ、決して終局状態には達しないのである(Horwitz (1992), p. 63.)」。

パレート・オブティマムは、現実の世界がタイムレスでない限り、現実の市場プロセスのパフォーマンスを測る基準たりえない。仮に一時にせよパレート最適な市場成果が認められたとしても、それは時間の経過とともに直ちに過去のものとなってしまうのである。「完全競争の理論は、もしごくての競争的活動が止むならば存在するであろうような状態ないしは均衡条件を分析している。それは、競争的活動の近似ではなく、その否定である」しかし、「眞に経済的な問題とはすべて、時間の経過とそれについて起こる知識やデータの変化の故に生ずるのである」それゆえ、「経済学は変化に対する適応のプロセスを分析しなければならない」であろう(O'Driscoll and Rizzo (1985), pp. 97-98.)。

主觀的価値理論——主觀的費用概念の重要性—— そして、時間の問題とともにかれらが重視するのは、費用や便益

の主觀的性格である。現実の市場条件の変化は常に諸個人間での資源の移動を意味する。その際、厚生経済学において厚生基準としてのペレート最適性を満たしているかどうかを判断するためには、分析者は、諸個人間(interpersonal)の限界費用と限界便益との比較を行わなければならない。(しかる)の変化が時間の経過を通じて起こる以上、この比較は時間間(intertemporal)でも行わなければならぬ。しかし、これは実際には不可能である。なぜなら、費用・便益は本来、主觀的に体験されるものだからである。今日の公共選択学派の指導者ギャナンがかねてよりLSEとオーストラリア学派の費用概念の重要性を指摘してきた理由もこの点にある。「コスト」とは、意志決定者があるものよりも他のもう一つのものを選択する際に犠牲にし、あるいは放棄するものである。したがってコストは、かれが選択そのものの結果として捨てなければならないことを予想するところの享受や効用についての、かれ自身の評価のうちにある。〔……〕コストは主觀的なものである。それは、意思決定者ないしは選択者のマインドのうちにのみ存在する。〔……〕コストは選択者がいつの間にか自分の選択によって得るものではない。といふのも、主觀的な心的経験を直接に観察し得る方法は存在しないからである」〔Buchanan (1973), pp. 14-15.〕。

ところで、今日経済学のなかある領域で広く用いられるようになつた「機会費用」の概念も、実はこの主觀的費用概念に由来している。「選択は機会費用によつて動機づけられるが、これは本質的に主觀的なものである。結局のところ、外部の觀察者によるいかなる効率測定も、全面的に他の人びとの価値尺度に対するその觀察者の

評価に基いて行われなければならない。したがつて、外部の觀察者としてのエコノミストは、選択に影響を与えるコストと便益の主觀的性質のゆえに、他の意思決定者の非効率性を測定したり識別することができない」(Pasour, Jr. (1988), p. 121.)。

費用概念のこうした主觀的性格は、外部性にかんする伝統的な厚生経済学の解決方法を疑問に付するといつになる。つまり、外部性に関連する社会的費用・便益計算とその集計は不可能だといふことである。したがつて、ピグー的なフレームワークにおける課税・補助金的解決はきわめて不確かなものとなる。補正的課税の大きさを推定するためには、その額が意思決定者以外の人びとが意思決定の結果として被る外部的コストと等しくなるように、その外部的コストに何らかの客觀的な測定がなされなければならないわけであるが、しかし「分析者はもつともらしい推定を行ひ得る基準を何もついていない」のである(Buchanan (1969), pp. 71-72.)。外部性は常に主觀的に体験されるのである。したがつて、private cost (benefit) \rightarrow social cost (benefit) への乖離を発生させると、従来の外部性的特徴づけを必然的に疑問に付すこととなる。そしてまた、あらゆるコスト(ペネフィット)は本質的にPrivateなものだとすれば、それを「社会的」(social)と形容するにはやややもミスリーディングだといふことになる。

知識の問題——Knowledge vs. Data——

III 知識と調整の問題
このよぶなコスト(ペネフィット)の主觀的性格と関連してから

に重要な点は、ハイヨクによって提示された「分散された知識」(dispersed knowledge)の概念である。つまり、スタンダードな厚生経済学において均衡解を求めるうとするときに必要とされる情報は、その性質上、個々の市場参加者の間で分散的に所有されていふことである。「経済計算が出发点とするデータは、社会全体について、その含意を解明すべき一人の人間の知性に対して与えられるということは決してないのであり、またそのように与えられることは不可能である。合理的経済秩序の問題のもつ独特的性格はおもしき、われわれが利用しなければならない諸状況についての知識は集中された、あるいは統合された形態では決して存在せず、むしろすぐれた個々別々の個人が所有する不完全で、しばしば互いに矛盾する知識の分散された諸断片としてのみ存在する、という事実によって決定される」〔Hayek (1949), p. 77〕。

人間の知識のうちには二種類の知識、すなわち通常データと称されるトーティキヨーレイトされた知識とMichael Polanyiが「暗黙の知識」(ficit knowledge)とか「トーティキヨーレイトされない知識」(inarticulate knowledge)と呼ぶのがあり、実は經濟的生産に実践的に必要とされる知識の多くは後者の知識に属し、言わば現場的に諸個人の間で分散的に所有されているのである〔Lavoie (1985), p. 59〕。したがって、ハイヨクにとって社会の経済問題とは、単に与えられた資源をいかに配分するかという問題にあるのではなく、むしろ「社会のどの成員に対しても、それぞれの個人だけがその相対的重要性を知っている諸目的のために、かれらに知られている資源の最良の利用をいかにして保証するか、という問題にある」のや

ある〔Hayek (1949), pp. 77-78〕。そして、この諸個人の間に分散する知識を諸個人がより良く利用できるようにならじれば、市場プロセスの仕事なのである。

市場プロセスのメリット

スタンダードな課税・補助金政策が真に効率性を達成し得るためには、分析者は現実の市場自体の中でも起きている市場条件の変化に関する正確な情報をつかまなければならないが、しかしこんな单一の知性や権威も、現実の市場プロセスの中に埋め込まれている情報を正確に手に入れる事はできない。市場プロセスのメリットは、中央集権的な方法では決して集めることも伝達することもできないような新しい情報を常に明るみに出すことにあるのである。もし、中央集権的な仕方で情報収集が可能だとしたら、現実の市場は必要ないことになる。「もしわれわれがその情報を独立に確かめらる事ができるならば、当の制度やプロセスは余計なものになるだらう」〔O'Driscoll and Rizzo (1985), p. 110〕。かつての社会主義經濟計算論においてマーゼスとハイヨクによってなされた「効率的な資源分配に必要な情報はいかなる中央の権威によっても知る事ができない」という主張は、社会主義計画經濟の批判であると同時に、まさしくオーネンドックスな厚生経済学批判にもなっているのである。つまり問題は、はたして効率的な非市場的資源分配は可能なのかということであるが、結局両者ともこの可能性を認めており、したがって市場機能の否定に行き着くことになるのである。

「調整問題」ヒントの経済問題

かくして、社会の経済問題といふものがあらためて定義し直すならば、それは知識の断片化から必然的に生ずる経済諸活動の「不調整」(discoordination)をいかにして克服するかという問題である。モダン・オーストリアンたちは、ハイヨクが提起した経済問題をこうした「調整問題」(coordination problem)として受け継いで行へ〔Kirzner (1963), pp. 33-44, O'Driscoll (1977)〕。そして、こうした「配分問題」かの「調整問題」への転換には必然的に、そいや前提である経済主体の概念の転換が伴つてゐる。市場プロセス・アプローチが前提とする「個人」は、新古典派的な効用最大化プローブ、ワーカー（個人の効率は所与の限界代替率の均等化によって達成される）によって表現される個人ではない。「個人」とは、手段・目的的、システム・ワークにおいて、市場条件の変化に応じて、時間を通じて不斷に意思決定を繰り返す個人である。こうした個人にとっての効率性は、選択されたその人の行為やその手段が、達成が望まれる目的にかなつているかどうかによつて判断される。「重要な点は、プランを立てる際に、諸個人は一連の目標を念頭に置く」ということである。この一連の目標について、かれらは首尾一貫した、効率的な行為の仕方を追求するのである〔Kirzner (1963), p. 34〕。

したがつてもし、こうした個人を前提として Social efficiency というものを考えるとすれば、それは Individual efficiency かの直接引き出されなければならないことになる。経済システムの効率性は、そのシステムが、諸個人がそれぞれの目標を追求するうえで、かれらのプランを調整する程度によつて判断されなければならない

のである〔Ibid., p. 36〕。市場プロセスが新しい情報を明るみに出すにつれて、市場参加者たちのプランはより緊密に調整され、social efficiency はより改善される」といふのである。したがつて、あるシステムの成功度は、そのシステムが個々の成員の意志決定の「調整」をいかに促進してゆるかによつて評価することが可能である〔Kirzner (1973), pp. 216-217〕。

かくしてモダン・オーストリアンが強調する市場システムの特性は、新古典派的な均衡状態でもボストークインジアン的な不均衡過程でもなく、トーティキヨーレイトされない暗黙知の状態で広く社会のうちに分散している諸知識が企業家の競争を通じて発見され、諸個人の意思決定および目的追求活動が不斷に、interpersonally かつ intrapersonally 調整されてゆくダイナミックな「調整プロセス」である。

四 オルタナティヴな社会的厚生概念

としての「カタラクシーの効率性」

HΠノミーとカタラクシー

では、市場システムの効率性をこのような調整能力という観点からとふれた場合、それは従来の効率性概念との異なる点で異なるのだろうか。この点で重要なのは、ハイヨクによって提起された「HΠノミー」と「カタラクシー」という二つの秩序概念の区別である。結論を先取りして言えば、従来の効率性概念が組織的に特有のエコノミーに対応した概念であるのに対して、かれらが提起する新たな効率性概念は市場本来の性質であるカタラクシーに対応した概

念だということである。「エコノミーとは、[……]語の厳密な意味においては、それによって所与の一連の諸手段が、競合する諸目的のあいだにそれぞれの重要性の程度に応じて、統一的な計画にしたがって配分されるような諸活動の一つの複合体から成るものである。

市場秩序「カタラクシー」は、そのような单一の目的秩序に貢献するものではない。一般に社会経済とか国民経済と呼ばれているものは、「この意味では、単一のエコノミーではなく、多くの交差する諸々のエコノミーのネットワークである」〔Hayek (1976), pp. 107-8.〕。人びとは往々にして、自由な交換に基づくカタラクシーの成果であるはずのものを、それとは別のエコノミーの観点から、特定の諸目的のハイアラーキーに照らして、それぞれの目的の達成度という形で評価してしまう。「カタラクシーを言葉の厳密な意味におけるエコノミーとみなす誤った解釈は、しばしば、そこから引き出される利益を、所与の目的秩序の充足度によって評価するようにならべ」〔Ibid.〕。ハイエクによれば、このようなエコノミーとカタラクシーとの混同こそが、社会的効率性概念を混乱させ、ひいては公共政策そのものを誤った方向に導いてきたのである。「具体的目的にかんする共通の尺度なしには合理的な政策はありえない」という信念は、しかしながら、カタラクシーをエコノミー・プロパーと解釈していることを意味し、この理由からそれはミスリードィングである」〔Ibid., p. 114.〕。したがって、市場の成果について特定の目的にかかる共通の尺度から効率性を評価するあり方はエコノミーに特有の観点であって、カタラクシーの観点からすればそのようななかたちで効率性を評価することはできないし、カタラクシーに即した公共政

策はそもそもそぞうした特定の市場成果の達成を目指すことはできないのである。

エコノミー的効率性とカタラクシー的効率性

従来の社会的効率性概念における社会的費用・便益分析はある共通の価値尺度を含んでいる。つまり、個々の市場参加者たちの意思決定や目的は「社会的純便益の最大化」という单一の目的に照らして比較され、ランクづけられる。しかしハイエクの議論からすれば、それはまったくミステリー・ディングであり、エコノミーとカタラクシーとを混同したものだということになる。したがって、この社会的効率生ないし社会的効率性概念そのものを、市場秩序本来の性質を定義するカタラクシーの観点からあらためて定義し直す必要がある。一方の家計や企業などの組織にとっての効率性を「エコノミー的効率性」と呼ぶとすれば、他方の市場システムにとっての効率性は「カタラクシー的効率性」と呼ぶべきであろう。「社会システムについての効率性とは、それをもつてそのシステムが、その個々の成員が各々の目的を達成する」ことを可能にするような効率性を意味する」〔Kirzner (1963), p. 35.〕。だとすれば、一方のエコノミー的効率性は、手段目的フレームワークにおいて、達成が望まれる個々の目的に対する採用された手段の適合性の程度によって判断されるが、これに対してカタラクシー的効率性は、そのシステムが各々の個人や組織のエコノミー的効率性を促進する程度によって判断される」とにならう〔Cordato (1992), p. 62.〕。

理想的な市場成果 vs. 理想的な制度環境

「」のようなカタラクシー的効率性の観点からのシステム分析は、必然的に制度的環境 (institutional setting) に焦点を当てるなどとなる。カタラクシーにおいて個々人が自分自身の目的を追求する

基本的方法は交換プロセスを通じることであり、各人の目的追求において、市場交換は双方にとってペネフィカルで個人間のコントラクトを最小にする方法を提供する。したがってカタラクシー的効率性は、この交換プロセスが各人の目的達成を促進する程度に依存する。スタンダードな厚生経済学では、社会的効率性は理想的な市場成果によって定義されてきたが、カタラクシー的効率性のベースペクティヴからすれば、社会的効率性は特定の市場成果によって測られるのではなく、市場システムを有効に作用させる制度的環境によって測られるのである。この効率性は、とりわけ法体系が諸個人の物的・知的所有権をどれだけ明確に定義し、厳密に強化しているか、そしてそれをもつて諸個人が自分自身の目的をどれだけ継続的に追求できるかに依存する。法体系が諸個人の計画調整 (plan coordination) を妨げたり、情報の発見・分散・使用を妨げているとすれば、そのシステムは常に社会的に非効率的ということになる〔Armstrong (1992)〕。

このようないかたする、エコノミストと経済政策分析者の役割は次のように定義されることになる。「エコノミストの役割は、交換プロセスを通じた個々の諸目的の追求を最もよく促進する（法的その他の）制度的環境を識別すること、すなわちプライス・メカニズムをして最も有利な交換の可能性を明るみに出しめ、それを

容易にせしめるような諸制度を識別する」とある。経済政策分析者の役割は、公共政策の企画の問題点と利点とを、こうした効率性基準に照らして識別する」とある〔Cordato (1992), p. 64.〕。

「市場の失敗」から「制度の失敗」へ

かくして、システム分析の強調点は、「市場の失敗」の概念から「制度の失敗」 (institution failure) の概念へとシフトすることになる〔Cordato (1992), p. 88.〕。これは従来の「政府の失敗」の概念とは異なる。なぜなら、政府の失敗とは、そもそも社会的限界費用と社会的限界便益との不一致によって判断される、政府介入の効果に対する新古典派の厚生基準による評価だからである。こうした制度の失敗の観点からすると、完全競争下の企業ペフォーマンスと比較して打ち立てられてきた伝統的な産業組織論に基づく規制政策、独占禁止(反トラスト)政策などの競争制限的な政策は、根本的に転換されなければならないことになる〔Armentano (1992), (1982)〕。

五 むすびに

さて、以上見てきたように、モダン・オーストリアンによるこれまでの厚生経済学批判はきわめてラディカルかつ重要な批判である。そしてまた、市場の拡大とともに一層グローバル化し複雑化する今日の経済システムを考察するうえで、市場プロセスの本質に基づいたかれらのアプローチはますますその重要性を増していくであろう。しかしながら、現実の公共政策への影響力という点では弱いものでしかなかったことも事実である。その理由の一つは、かれら

の理論が批判として強力であったが、ホルタナ所说的「厚生」基準をしっかりと提示でやだかいた点にあらへ。しかし、今後、本稿の後半において取り上げた「ホルタクシーア的効率性」といった新しい厚生基準がやがて乗り上げ、それを核とした新しい厚生経済学を確立するに至るべく、これまで法体系を中心とした制度的環境の再検討といった面で、より大きな影響力をもつ得るようになるであらへ。

ホルタクシーア的効率性の基準がふくらむならば、従来の反独占政策の領域における政府規制の多くは社会的に非効率でありながらも、規制によって既得権益を得て、それが部分から大きな抑制があるやあらうが、しかし市場システムを情報の発見と計画調整を促進める真に効率的で進化的なプロセスとして機能をもつたならば、どのような基準からの制度の改革が是非とも必要であるであらへ。

(謝辞)

本論文は、日本経済政策学会第50回大会での報告に基づいています。本報告に対し大変貴重なコメントと激励を賜り、また、予定討論者の越後和典教授（卸業産業経営大学）はじめ感謝申上いたします。

参考文献

- [1] Armentano, Dominick T. (1992). "Foreword: Property Rights, Efficiency, and Social Welfare," in Cordato, *Welfare Economics and Externalities in an Open Ended* well.
- [2] Armentano, Dominick T. (1992). *Is Left? Cambridge, Mass.: Ballinger Publishing Co.*
- [3] O'Driscoll, Jr., Gerald P. (1977). *Economics as a Coordination Problem: The Contributions of Friedrich A. Hayek*, Kansas City: Sheed Andrews and McMeel.
- [4] O'Driscoll, Jr., Gerald P. and Rizzo, Mario J. (1985). *The Economics of Time and Ignorance*, Oxford: Basil Blackwell.
- [5] Passour, Jr., E. C. (1988). "Economic Efficiency and Public Policy," in Block, Walter and Rockwell, Jr., Llewellyn H., eds., *Man, Economy, and Liberty: Essays in Honor of Murray N. Rothbard*, Auburn, Alabama : The Ludwig Mieses Institute.
- [6] Pigou, A. C. (1932). *The Economics of Welfare*, Fourth edition, London : Macmillan.
- [7] Shand, Alexander H. (1990). *Free Market Morality: The political economy of the Austrian school*, London / New York : Routledge.

Universe: A Modern Austrian Perspective, Boston: Kluwer Academic Publishers.

[8] Buchanan, James M. (1969). *Cost and Choice: An Inquiry in Economic Theory*, Chicago/London: The University of Chicago Press.

[9] Buchanan, James M. (1973). "Introduction: L. S. E. Cost Theory in Retrospect," in Buchanan and Thirlby, eds., *L. S. E. Essays on Cost*, New York/London: New York University Press.

[10] Cordato, Roy E. (1992), *Welfare Economics and Externalities in an Open Ended Universe: A Modern Austrian Perspective*, Boston : Kluwer Academic Publishers.

[11] 越後和典 (1985)『競争主義——競争組織構築批判』『新潮社』

[12] Hayek, F. A. (1949). *Individualism and Economic Order*, London: Routledge and Kegan Paul.

[13] Hayek, F. A. (1976). *Law, Legislation and Liberty*, vol. 2, The Mirage of Social Justice, Chicago: The University of Chicago Press.

[14] Horwitz, Steven (1992). *Monetary Evolution, Free Banking, and Economic Order*, Boulder: Westview Press.

[15] Kirzner, Israel M. (1933). *Market Theory and the Price System*, Princeton: D. Van Nostrand Co., Inc.

[16] Kirzner, Israel M. (1973). *Competition and Entrepreneurship*, Chicago: The University of Chicago Press.

[17] Lavoie, Don (1985). *National Economic Planning: What*

年金政策と年金意識

— ヴィネット調査による年金給付関数の推計 —

塚原康博
(明治大学短期大学)

I 地論

現代および将来の日本は、高齢化社会といふ言葉によつて特徴づけられる。高齢化社会における国の政策のうち、とりわけ重要なのが、公的な老齢年金政策であり、「国民生活基礎調査」によると、高齢者世帯のほとんどが、公的年金・恩給を受給しており、公的年金・恩給を受給している世帯の半数近くが、公的年金・恩給のみで生活している。このように、公的年金は、老後の生活保障において重要な役割をはたしているが、これまで、実際の年金制度の利用者である年金受給者や年金加入者が、どのような年金制度を望ましいと考えているのかを明らかにした研究はなされてこなかつた。そこで、われわれは、社会保障研究所のプロジェクトにおいて、ヴィネット調査を使い、一般国民がどのような年金給付額を適正と考えているのかの推計を行つた。この分析によつて、一般国民が適正と考えている年金給付の姿が数量的に明らかになつたので、本報告や、その成果の一部を紹介することにしたい。ヴィネット調査の特徴は、架空の制約条件の下で、個々の調査対象者に各人が適正と考えるうな意思決定をやらせるところにあるので、今回の年金を対象

とした調査は、実験ミクロ経済学の応用例と考える事ができる。また、そこから得られた推計結果は、年金給付の社会的評価関数とみなすことができる。

II ヴィネット調査の概要

ヴィネット調査とは、調査対象者に架空の制約条件をみせ、その制約条件の下で、ある解が適正かどうかを判断させる手法であり、架空の制約条件と解が記入されたカードをヴィネットと呼ぶ。ヴィネット調査は、Jasso が所得分配の公正を判定するためを使用した手法であるが、われわれはこの手法を年金給付額の適正度を判定するためを使用した。ヴィネット調査を年金給付額の研究に応用するに当たり、年金受給の世帯ペターンとして、独身男性、寡婦、共稼ぎ夫婦、片稼ぎ夫婦の四つのペターンを想定し、退職前の職業としてサラリーマンを想定した。ヴィネットに含める制約条件として、どれだけ年金制度に年金保険料を支払つたかという負担(貢献)の要因と老後の生活のためにどれだけの年金給付がいるかという必要の要因が考えられるが、負担の要因を示す制約条件として、現役時代の平均月収(年金保険料)を取り上げ、必要な要因を示す制約条件

件として、持ち家の有無、子による扶養の有無を取り上げた。各世帯ペターンの現役時代の月取扱、標準報酬月額の最低額(八万円)と最高額(五三万円)の範囲内からの選び、年金保険料は、選択された月取扱と調査時点の制度を前提に算出した。年金受給額は、各世帯ペターンごとにヴィネットの条件の下で調査時点の制度から算出される給付額の平均値の〇・四倍から一・六倍の範囲内から選択した。子による扶養と持ち家は、あるかないかのいずれかであり、ある場合は1、ない場合は0の値を割り当てる。これらの変数の値はランダムに決め、無相関になるようになつた。このようにして調査で使用するヴィネットを確定したが、調査は、一九九一年の四月四日から五月七日にかけて、二段抽出法で選んだ東京都在住の四三一人の成人男女を対象に行つた。調査対象者には、四つの年金受給世帯ペターンについて、それぞれ四枚のヴィネット、合計一六枚のヴィネットをみてもらい、そこに記入されている制約条件の下で、そこに記入されている年金受給額が適正かどうかを七段階で評価してもらつた。年金受給額が非常に多いときは+3、かなり多いときは+2、少し多いときは+1、やや多いときは0、少し少ないときは-1、かなり少ないときは-2、非常に少ないときは-3を記入していく。

III 適正な年金給付額の推計

ルのようにして得られたヴィネットをデータとして使用し、図の年金受給世帯ペターンごとに以降のよつた回帰式を推定した。

(1) 独身男性

1

$$E = C + a_1 Y + a_2 H + a_3 B + e_1 \quad (1)$$

ただし、 E = 年金給付が適正かどうかの評価 (+3 から -3 まで)
の七段階評価)、 C = 定数項、 Y = 現役時代の平均標準報酬月額、
 H = 持ち家のダミー変数(持ち家ありなら1、なしなら0)、 B
= 年金給付月額、 e = 誤差項である。

(2) 寡婦

$$E = C + a_1 Y + a_2 S + a_3 H + a_4 B + e_2 \quad (2)$$

ただし、 Y = 亡夫の現役時代の平均標準報酬月額、 S = 十二ヶ月扶養のダミー変数(子による扶養ありなら1、なしなら0)である。

(3) 共稼ぎ夫婦

$$E = C + a_1 Y + a_2 W + a_3 S + a_4 H + a_5 B + e_3 \quad (3)$$

ただし、 Y = 夫の現役時代の平均標準報酬月額、 W = 妻の現役時代の平均標準報酬月額である。

(4) 片稼ぎ夫婦

$$E = C + a_1 Y + a_2 S + a_3 H + a_4 B + e_4 \quad (4)$$

推定結果は表1に示されている。表1から、いずれの回帰式も、 R^2 が四〇%前後の値を示しているので、年金給付額の適正度の判定において、これらの回帰式がかなりの説明力をもつことがわかる。推定された回帰係数は、すべて予想どおりの符号であり、すべての係数が五%水準で有意である。

ルの推定結果を利用して、適正な年金給付額を決定する式を求めてみよう。前節で述べたとおり、年金額が適正であると判断される場合、 $E = 0$ となつてゐなければならない。そんで、(1)式か

表1 回帰係数の推定値

式 変数	(1) 独身男性	(2) 寡婦	(3) 共稼ぎ夫婦	(4) 片稼ぎ夫婦
C 定数項	-2.700994 (0.103235)	-3.253600 (0.120087)	-2.562491 (0.129792)	-2.752087 (0.123804)
Y (夫の)所得	-0.00000259523 (0.0000018428)	-0.00000185073 (0.0000020818)	-0.00000144104 (0.0000020884)	-0.00000257522 (0.0000021587)
W 妻の所得	—	—	-0.00000100318 (0.0000021485)	—
S 子による扶養	—	0.261532 (0.059157)	0.147547 (0.058382)	0.123162 (0.059828)
H 持ち家	0.205610 (0.057502)	0.365469 (0.058387)	0.445855 (0.058727)	0.330842 (0.060311)
B 年金給付額	0.0000178476 (0.00000057401)	0.0000201924 (0.00000068293)	0.0000105316 (0.0000002921)	0.000014095 (0.00000045698)
R ²	0.407	0.375	0.471	0.428

(注) カッコ内は標準誤差である。

(3)式と(4)式のSの回帰係数は5%水準で有意であり、他の回帰係数は1%水準で有意である。

表2 適正な年金給付額決定式の各変数の係数

ヴィネット調査 受給世帯のパターン 変数	(1) 独身男性	(2) 寡婦	(3) 共稼ぎ夫婦	(4) 片稼ぎ夫婦
定数項 C	151,336.53	161,129.93	243,314.50	195,252.71
(夫の)所得 Y	0.14541	0.09165	0.13683	0.18270
妻の所得 W	—	—	0.09525	—
子の扶養 S	—	12,952.00	14,009.93	8,737.99
持ち家 H	11,520.31	18,099.33	42,334.97	23,472.29
基礎年金額	139,816.22	130,078.60	186,969.60	163,042.43

現行制度(調査時点での制度)

受給世帯のパターン 変数	(1) 独身男性	(2) 寡婦	(3) 共稼ぎ夫婦	(4) 片稼ぎ夫婦
定数項 C	58,500	58,500	117,000	117,000
(夫の)所得 Y	0.3162	0.23715	0.3162	0.3162
妻の所得 W	—	—	0.3162	—
子の扶養 S	—	0	0	0
持ち家 H	0	0	0	0
基礎年金額	58,500	58,500	117,000	117,000

(注) 表の係数は絶対値で示してある。

(4)式までの推定式に $E = 0$ を代入して、年金給付額 B について解くと、適正な年金給付額を推定する式が導出される。例として、年金受給者が、独身男性の受け取る年金給付額として、どのくらいの金額が望ましいと考えているのかを示す式を導出してみると以下のようになる。

$$B = \frac{2.700994}{0.0000178476} + \frac{0.00000259523}{0.0000178476} Y - \frac{0.205610}{0.0000178476} H$$

この式の右辺の各変数に適当な数値を代入してやれば、その変数の数値の条件の下での適正な年金給付額が求められる。独身男性以外の年金受給世帯パターンについても同様の式が求められる。このようにして、表1の推定値から適正な年金給付額を決定する式を求め、そのときの各変数の係数を示したが表2である。表2には、参考のために、現行制度による年金給付額決定式の係数も示してある。表2の定数項(単位は円)は、従前所得の大小に左右されない年金部分を示している。ただし、ヴィネット調査では、子による扶養や持ち家のない場合に、0のダミー変数を割り当てているので、子による扶養や持ち家のない場合が基本的なケースとなり、子による扶養や持ち家のある場合には、定数項から子による扶養の年金評価分や持ち家の年金評価分が差し引かることになる。所得の係数は、所得比例の年金部分として、従前所得のどのくらいの割合が給付されるべきかを示しており、子による扶養と持ち家の係数は、それぞれ子による扶養と持ち家があることに対する年金評価分(単位は円)を示している。表2の下の部分に示したのが基礎年金額(単位は円)であり、従前所得の大小、子による扶養の有無、持ち(単位は円)である。

家の有無に左右されない最低限の年金給付額である。基礎年金額は、定数項から子による扶養の年金評価分と持ち家の年金評価分を差引いたものである。定量的な結果は、表2に示されているので、定性的な結論を述べると以下のようにになる。すなわち、調査対象者は、四つの年金受給世帯パターンのいずれにおいても、現行制度に比べ、基礎年金額を増やし、所得比例年金の所得比例度を下げることが望ましいと考えている。それゆえ、年金給付のあり方としては、現行制度よりも、低所得者への再分配を強めた年金制度を望んでいることがわかる。さらに、子による扶養の有無や持ち家の有無のような要因については、現行の年金給付において考慮されていないが、ヴィネット調査によると、子による扶養や持ち家が想定されるすべての年金受給世帯パターンにおいて、子による扶養の有無と持ち家の有無を年金給付額に反映させるべきだという結果が得られた。年金制度の設計において、年金利用者の意見を取り入れることが望ましい立場に立つならば、これらの分析結果は参考資料として役立つことができるであろう。

* なお、ヴィネット調査により包括的な研究成果については、『季刊社会保障研究』第二八卷第一号の掲載論文を参照されたい。

(謝辞)
社会保障研究所の実施した老齢年金の意識調査において、年金総合研究センターより研究助成を頂いた。また、日本経済政策学会での報告において、座長の藤田至孝先生(西京大学)、討論者の丸尾直美先生(慶應義塾大学)はじめ、フロアの多くの先生方が貴重なコメントを頂戴した。ここに深く感謝申し上げたい。

高齢者家計における遺産行動の実証分析

駒 村 康 平
〈社会保障研究所〉

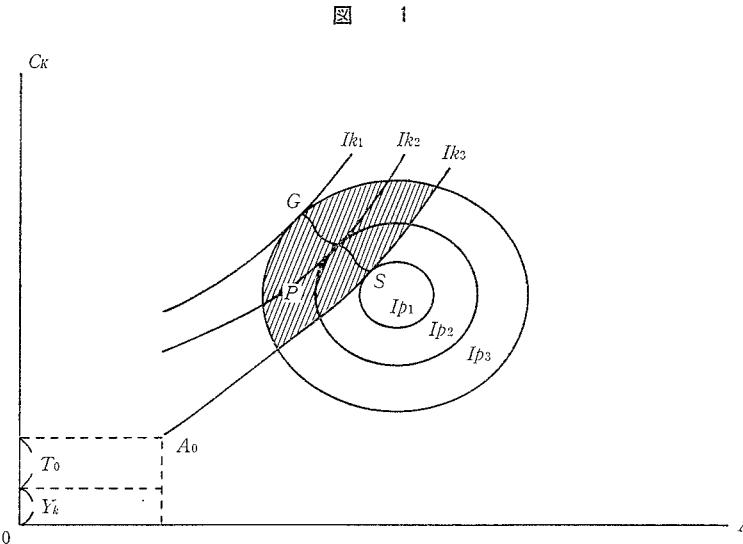
1 問題意識

高齢化の進展やいわゆる経済のストック化により、日本経済における遺産の役割が重要になりつつある。地価上昇等により膨脹した資産格差が次の世代にわたる間、不平等の世代間移転を引き起こす可能性が高い。また、家族内においても遺産の膨脹や高齢化は様々な影響をもつ。遺産の額が大きくなり、子供の数が少ない経済においては、相続の有無が各個人の経済的な可能性を大きく左右すると考えられる。したがって、家族内における遺産配分の問題は重要な経済問題になりつつある。さらに、この家族内の遺産配分の決定は、高齢者の生活環境、扶養、高齢者・若年者の資産形成行動に影響を与える。日本においては資料の制約から直接に遺産動機やその発生・配分プロセスに遡った研究は十分に行われていない。本論文では、「遺産は子供の扶養の提供にたいする親の見返りとして発生する」という交換的遺産行動モデルに基づいて実証分析を行った。

II 理論モデル

理論モデルの概要を説明する。

(1) 親子の効用関数



P 点で子供の提供する扶養(ATTENTION)水準や親の子供への移転が決定される。点 P はペレート最適を達成しておらず、斜線で示すように交渉によって双方の効用を改善できる集合が存在する。交渉によりペレート最適が達成される点は、親と子の無差別曲線の傾きが等しくなる点の組合せを示した図1の曲線 $G-S$ 上に位置することができる。⁽¹⁾それは結局は以下の最適化問題の解になる。

$$\text{MAX } U_p = U_p(C_p, A, U_k(C_k, A))$$

$$S.T. \quad I_k = U_k(C_k, 0)$$

$C_p = T + Y_p$ (ただし)、 I_k : 子供の留保効用水準。

(3) 利他的領域と利己的領域

親子の扶養と資産移転(遺産)の組み合わせの均衡点を巡って、子供の留保効用水準の制約が有効な領域とそうでない領域に分割でき、前者を利他主義領域(点 P)、後者を利己主義領域(曲線 $G-S$)と区別する。この理論モデルの均衡点から、子供の資産水準と親の資産水準の関数である遺産供給・扶養需要関数が導出できる。遺産関数は親から子供に対する資産の移転を示し、扶養需要関数は親が移転の見返りに子供に要求するサービス・扶養の需要を示している。もし、遺産供給・扶養需要が利他的な領域において行われれば、各関数のパラメータの符号は次のようになる。⁽²⁾⁽³⁾

遺産供給関数 $S = S(y_k(-), y_p(+))$

扶養需要関数 $D = D(y_k(\pm), y_p(\pm))$

一方、もし、利己的な領域ならば、各関数のパラメーターの符号は次のようになる。

- (1) 子供の効用関数 子供は、(A)自分自身の消費額からの負の効用、(B)親への扶養(ATTENTION)の供給水準からの正の効用、子供(K)の効用関数
- (2) $U_k = U_k(C_k, A)$

ただし、 A : 子供から親に提供された扶養(ATTENTION)水準、 U_k : 子供の効用関数、 C_k : 子供の消費水準、 $C_k = Y_k + T$, Y_k : 子供の所得、 T : 親から子供への移転。従って、子供の消費とATTENTIONの無差別曲線は図1のようになる。 I_{k1}, I_{k2}, I_{k3} は各水準の効用を示す子供の無差別曲線。

(2) 親の効用関数 親は、(A)自分自身の消費から正の効用、(B)子供から提供された扶養(ATTENTION)の水準からは正の効用(ただし、一定水準で飽和)、負の効用に転じる。(C)子供の効用水準から正の効用を得る。 I_p, I_{p2}, I_{p3} は親の無差別曲線。

親(p)の効用関数

$$U_p = U_p(C_p, A, U_k(C_k, A))$$

ただし、 U_p : 親の効用水準、 C_p : 親の消費水準、 Y_p : 親の所得・資源水準

(2) 親子の戦略的行動

この両者の無差別曲線を一つの図にプロットしたのが図1である。

$$\begin{aligned} \text{遺産供給関数} & S = S(y_k(\pm), y_p(+)) \\ \text{扶養需要関数} & D = D(y_k(-), y_p(+)) \end{aligned}$$

II 推計分析

以上の遺産供給関数、扶養需要関数を現実の個人データを用いて

推計する。データは総務省が平成二年に実施した「老後の資産に関する調査」を使用した。

(1) 推定したモデル

理論モデルに適合する変数をデータから選択した。本論文では日本の三世代同居の実態も考慮し、同居を扶養の代理変数とした。遺

表1 プロビット式の推計

	1式	2式	3式
定年	-0.41(1.1)	-0.59(1.57)*	-0.48(1.2)
学年	-0.73(0.71)	-0.72(0.17)	0.21(0.5)
相続	-0.50(2.5)***	-0.51(2.6)***	
経験	0.23(1.8)**	0.22(1.8)**	
子供	0.90(2.4)***	0.90(2.4)***	
所持	-0.30(0.5)	-0.20(0.4)	-0.25(0.48)
金融	0.50(0.44)	0.68(2.7)***	-0.14(0.12)
不動	0.23(1.6)**	0.23(1.6)**	0.6(1.9)**
性	-0.62(3.7)***	-0.67(3.9)***	0.18(1.8)**
配偶者	0.25(0.14)	0.38(0.21)	-0.63(3.8)***
息子			0.12(0.79)
サンプル数	490	490	490
的中率	71%	70%	69%
対数尤度	-284	-282	-289
尤度指數	0.163	0.169	0.148

***=1%水準で有意 **=5%水準で有意 *= 10% 水準で有意

表2 遺産動機プロビット推計

	1式	2式	3式
定年	0.78(2.1)**	0.25(2.0)**	0.72(2.0)**
学年	-0.47(0.12)	-0.14(0.36)	-0.99(0.26)
相続	-0.89(-0.5)	-0.80(-0.46)	
経験	-0.55(4.35)***	-0.56(4.4)***	
子供	0.48(1.2)	0.49(1.2)	
所持	-0.33(0.7)	-0.25(0.5)	-0.42(0.88)
金融	0.84(0.8)	0.45(2.5)***	0.74(0.7)
不動	0.27(1.9)**	0.28(2.0)**	0.46(2.5)***
性	-0.36(2.2)**	-0.36(2.2)**	0.23(1.6)**
配偶者	-0.36(2.2)**	-0.35(2.1)**	-0.33(2.1)**
息子			-0.29(1.9)**
サンプル数	490	490	490
的中率	62%	65%	62%
対数尤度	-310	-310	-310
尤度指數	0.1	0.1	0.08

***=1%水準で有意 **=5%水準で有意 *= 10% 水準で有意

産の代理変数としては遺産動機を選択し、親の遺産可能資産・個人属性との間の分析を行った。説明変数には、(1)子供の留保効用水準(子供の数)、(2)親の資産水準、(3)その他個人属性を使用した。また、扶養需要関数・遺産供給関数とともに被説明変数が二者択一であるため、それぞれ同居プロビット式と遺産プロビット式に変換して推計を行なった。推計結果は表1及び表2となつた。

四 推計結果とインプリケーション

(1) 同居プロビット分析の推計結果

同居プロビット分析より、(A)同居確率は不動産資産と正の関係がある、(B)男性・相続経験ダミー変数と子供の数は同居確率を高める、(C)配偶者ダミー変数は同居確率を下げる。とくに、不動産資産と同居の関係は理論モデルにおける親の資産と扶養(ATTENTION)の関係と理解できる。また、子供の数の増加は一人当たり遺留分の大さを下げるため、子供の留保効用水準を引き下げると考えられる。

(2) 遺産動機プロビット分析の推計結果

遺産動機プロビット分析より、(A)親が遺産動機をもつ確率と資産との間に正の関係がある、(B)男性ダミー変数と子供の数は遺産動機をもつ確率を高める、配偶者ダミー変数、息子ダミー変数と相続経験ダミーは遺産動機をもつ確率を下げる。とくに、不動産資産と遺産動機保有確率の関係は親の資産と遺産額の関係と理解できる。また、子供の数の増加は一人当たりの遺留分の大きさを引き下げるため、子供の留保効用水準を引き下げると考えられる。推計結果のパラメ

ターの符号は交換的遺産動機仮説と一致している。¹⁾このことから、資産—遺産動機—同居の関係についてより直接的に交換遺産行動の存在が確認できた。最後に、本分析では子供の留保効用水準に関する情報が、子供の数と性ということに限定され、子供の所得や資産といった子供の留保効用水準に関する情報が不足しているため利他的遺産動機を棄却出来なかつた点が残された問題である。

五 政策的インプリケーション

—家族内扶養の合理化—

このような家族内の扶養と遺産を巡る私的取引関係を考慮して、今後の高齢化社会の世代間扶養政策を設計する必要がある。親子がすでに遺産—扶養サービスをめぐる交換動機を持つ以上、高齢者の資産活用を含んだこの家族内の私的扶養機能をいかに有効に活用するかといふことが重要な政策問題になる。

* 本論文作成過程及び日本経済政策学会において、慶應大学・島田晴雄、丸尾直美、深谷昌弘、清家篤、権丈善一、駿河台大学・地主重美、西南大学・藤田至孝、大沢真知子の各先生より有益なコメントをいただきました。また、日本経済政策学会において討論者を引き受けたいたいだいたいライフデザイン研究所小野一郎氏および日本労働研究機構堀春彦氏から有益なコメントをいただきました。ここに記してお礼申しあげます。

(1) 戰略的な交渉過程について Bernheim, B., Douglas, Shifer, Andrei and Summers, Lawrence H. (1985) 参照。

(n) JRの国よりトヨタ Bernheim, B., Douglas, Shifter, Andrei and Summers, Lawrence H. (1985) 参照。

(o) 利他的な領域でなへたゝやの条件が成立しない。以下へ

一例の結果は Donald Cox (1987) による。被保険者及

被保険者 Donald Cox (1987) 参照。

参考文献

トヨタトヨタ『年金・年金財政』(1985年)、経済企画省、一九八六年。

石川經夫『所得と富』(1990年)。

鷹村康平「第一六章論述」、鷹田信雄・清家篤編『社会科学』の論説

学』(1987年)。

鷹村洋『高齢化時代の社会経済学』(1991年)。

Becker, Gary S., *A Treatise on the Family*, Harvard Univ., 1981.

Bernheim, B., Douglas, Shifter, Andrei and Summers, Lawrence H., "The Strategic Bequest Motive," *Journal of Political Economy*, v93, 1985.

Donald Cox, "Motive for Private Income Transfer," *Journal of Political Economy*, v95, 1987.

Fumio Ohtake, "Bequest Motive of Aged Household in Japan", Discussion Paper, 1991.

Kotlikoff, Laurence and John N Morris, "Why donot the Elderly live with their Children?" in *Issue in the Economics of Aging*, NBER, 1989.

高齢化社会の年金財政 ——年金ジャンル別の計量予測（再吟味的シミュレーション）——

丹羽春喜
(京都産業大学)
松本安司
(京都産業大学)

わが国における高齢化社会の到来が必至であるという状況を踏まえて、公的年金制度のいわゆる「財政再計算」(五年)と行なわれる)をはじめとして、わが国の年金財政についての将来予測が、すでに、いくつも発表されている。それらによる結論は、おおむね悲観的である。「現行制度が将来にわたって維持された場合、公的年金財政は破綻状況になり、それを避けようとするならば、現役世代の負担は、現在の水準よりもはるかに高く、それがたいへんにかかるをえない」といふこと一致しているようである。

本報告は、上記のような「定説」的な結論を再吟味する」とを主要な目的として、計量的シミュレーション予測の手法で行なった研究作業の結果を示そうとするものである。本研究作業においては、
「労働力人口一人当たり平均実質国民所得額」を説明変数として、公的年金制度における「被保険者一人当たり平均実質保険料額」ならびに「被保険者一人当たり平均実質給付額」を被説明変数とした回帰分析により、「実質保険料関数」および「実質給付額関数」を推定して、それらを用いて各種のシミュレーション予測を行なった(表1

参照)。なお、本研究作業においては、このような関数の推定や、それを用いた予測は、わが国の公的年金制度における三つのジャンル(国民年金、厚生年金、共済年金)のそれれについて行なった(表2参照)。そして、それらのジャンル別の予測結果を合算することによって、わが国の公的年金制度の全体についての予測結果とした。また、このような予測を行なうに当つては、上記の保険料と給付額についての計量的予測だけではなく、さらに、積立金の運用収入や国庫負担金をはじめとする公的年金財政を構成する諸項目についても、最近の諸種の制度的変更(ないしその予定)を織込み、可能な限りプロジェクトな想定を置いて予測を行なつた。本研究作業では、一九八九年度を予測のための基準年度として、わが国「高齢社会化」がピークに達すると考えられる1990年までを予測対象期間とした。

また、本研究作業においては、わが国の経済の予測対象期間における実質成長率(実質国民所得ペース)について、平均年率1%、4%、6%の三つのケースを、また、積立金の実質運用利子率につ

表1 再吟味的シミュレーションに用いた回帰式

記号	Y	(負担側) 各年金制度被保険者一人当たり平均実質保険料 (1985年価格)	円: 対数
		(給付側) 各年金制度受給権者一人当たり平均実質給付額 (1985年価格)	円: 対数
X_1		労働力人口一人当たり平均実質国民所得額 (1985年価格)	円: 対数
X_2		ダミー変数 (制度的変更) 1985年まで0, それ以降は1	
X_3		ダミー変数 (制度的変更) 1984年まで0, それ以降は1	
R^2		決定係数 (自由度修正ずみ)	
R		重相関係数 (自由度修正ずみ)	
DW		ダービン・ワツソン比率	

なお、回帰係数の下に付した丸括弧の数字はt値である。

国民年金 (負担側)	$Y = 1.2048X_1 - 0.0172X_2 - 3.2015$ (5.953) (1.468)	(観察期間 1982~89年)
		$R^2 = 0.9205 R = 0.9594 DW = 1.7578$
(給付側)	$Y = 0.7152X_1 - 0.0237X_2 + 0.7636$ (9.226) (2.773)	(観察期間 1975~89年)
		$R^2 = 0.9586 R = 0.9791 DW = 1.3554$
厚生年金 (負担側)	$Y = 0.9943X_1 + 0.0544X_2 - 1.1753$ (3.690) (2.773)	(観察期間 1982~89年)
		$R^2 = 0.9607 R = 0.9801 DW = 1.7455$
(給付側)	$Y = 1.0248X_1 - 0.8257$ (11.316)	(観察期間 1975~89年)
		$R^2 = 0.9007 R = 0.9491 DW = 0.8610$
共済年金 (負担側)	$Y = 1.3153X_1 + 0.0764X_2 - 3.4665$ (3.841) (3.716)	(観察期間 1982~89年)
		$R^2 = 0.9630 R = 0.9813 DW = 1.9519$
(給付側)	$Y = 0.9402X_1 + 0.0022$ (12.215)	(観察期間 1975~89年)
		$R^2 = 0.9137 R = 0.9559 DW = 0.5068$

じで年利5%、6%、7%の三つのペースを仮定したらえど、そのそれについて下記の四つの代替的シナリオを想定してシミュレーションを行なった。

シナリオ(1) 現行制度が将来にわたって維持されるものとした場合。平成七年度に厚生年金制度および共済年金の年金支給開始年齢が六十五歳に引上げられるものとした場合。平成七年度に共済組合の負担水準が厚生年金制度のそれと一致せしめられるものとした場合。

シナリオ(4) 上記の(2)(3)がともに行なわれると想定した場合。

シナリオ(3) 上記の(2)(3)がともに行なわれると想定した場合。

シナリオ(2) 上記の(2)(3)がともに行なわれると想定した場合。

シナリオ(1)のようないふてのシナリオの結果は、概して言えば、国民年金制度ならびに共済組合の年金制度については、「高齢化」のピークの時期においても、その「年金財政」の運営にはいくつも大きな困難が生じるとは思われないといふ。予測結果になつた。まだ、やのよらな時期における現役世代の負担率の上昇や、経済成

表2 各ジャンル年金制度別財成収支推計結果(シナリオ4)
—実質経済成長率4%, 積立金運用利回り6%を仮定—

(1985年価格: 10億円)

度 年	保険料 収 入	国 庫 負担金 (^{交付金より} の受入)	支 付 金 (^{交付金より} の支入)	運 用 益	そ の 他 取 入	歳 入	合 計	給 付 費 (^{積立金へ} の繰入)	拠出金 (^{積立金へ} の支 出)			歳 出	歳 入 - 歳 出	積立金 残高	
									支 付 金 (^{積立金へ} の支 出)	事務費 等	そ の 他 支 出	合 計			
国民年金															
1989	1,227	1,459	2,859	145	—	5,690	3,479	1,916	115	—	5,509	180	3,708		
2000	2,143	1,548	4,495	734	—	8,921	4,495	2,820	159	—	7,474	1,447	13,681		
2010	3,392	2,073	4,298	1,953	—	11,715	4,298	213	—	8,801	2,914	35,459			
2020	5,548	2,462	1,370	4,382	—	13,762	1,370	6,117	286	—	7,774	5,989	79,014		
厚生年金															
1989	10,025	1,653	1,739	3,742	—	17,159	10,012	3,406	38	—	13,455	3,704	67,099		
2000	16,001	3,185	1,946	5,926	—	27,057	16,799	6,223	52	—	23,074	3,983	102,746		
2010	25,918	5,351	1,851	6,989	—	40,109	30,302	9,736	70	—	40,109	0	116,479		
2020	45,807	8,319	0	6,989	—	61,115	47,467	13,553	94	—	61,115	0	116,479		
共済年金															
1989	1,493	4,233	535	1,572	14,660	22,494	5,317	790	31	15,626	21,763	731	25,272		
2000	2,045	5,973	300	2,361	20,293	30,973	5,477	1,209	43	21,630	28,359	2,614	41,960		
2010	2,324	7,692	270	3,584	27,273	41,142	9,478	1,892	58	29,668	40,496	646	66,374		
2020	4,559	11,804	40	3,647	36,652	56,701	14,925	2,633	78	39,065	56,701	0	60,785		

(注) 国民年金の給付費には、「被出し削減料費」と「無被出し削減料費」を含む。

厚生年金制度は2007年度に、また、共済年金制度は2012年度に貢献が原資化する計算になったため、それ以降の諸年度については、それぞれ、その赤字額を折半して保支料の引上げと給付費の引下げ(引き幅の縮少)でカバーし、収支均衡を維持するものとした。

日本の医療供給政策と看護労働力

一 はじめに

消費者需要の神聖不可侵性という経済学上の約束事を忠実に守り通すわけにもいかず、かといって専門的な生産者の欲求のみを神聖不可侵視することもできないという、思考に足枷を科せられた環境のなかで、昨今では、「看護婦不足の解決は、『国民的合意』を得ている唯一の医療問題」とまでみなされている「看護労働力不足」問題を、ここでは再考してみることにする。

二 医療サービスにたいする二つの分析前提

医療サービスの経済分析をこころみる本稿では、いきの二つの分析前提をおく。

- (1) 社会サービス利用者からみて、ランカスター的な意味での特性が重なりあつた部分をもつ政策領域を、一つの研究対象領域とみなすという理由にもとづき、医療と福祉を統合して対象とする。
- (2) 医療・福祉サービス交換の場を、たとえ市場と呼ばれていても、その市場の分析では、消費者需要の神聖不可侵性を先驗的公準としておかないと。

表3 「被保険者一人平均実質保険料」及び「受給権者一人平均実質給付額」の上昇率と負担率及び給付率の比較（1989→2020年）
(シナリオ4:積立金運用利回りは年6%を想定)

制度	η	①保険料額	②給付額	③労働力人口 一人平均 実質国民所得	④=①/③	⑤=②/③
国民	2%	2.5倍	1.7倍	2.1倍	1.4%→1.6%	7.6%→6.2%
	4%	5.1倍	2.6倍	3.8倍	1.4%→1.9%	7.6%→5.2%
	6%	10.5倍	4.0倍	6.9倍	1.4%→2.1%	7.6%→4.4%
厚生	2%	2.6倍	1.9倍	2.1倍	6.9%→8.5%	20.8%→19.2%
	4%	5.1倍	3.4倍	3.8倍	6.9%→9.2%	20.8%→18.3%
	6%	9.5倍	6.0倍	6.9倍	6.9%→9.4%	20.8%→18.0%
共済	2%	1.4倍	1.2倍	2.1倍	5.3%→3.5%	37.9%→22.3%
	4%	3.4倍	2.0倍	3.8倍	5.3%→4.7%	37.9%→19.5%
	6%	7.3倍	3.2倍	6.9倍	5.3%→5.6%	37.9%→17.5%
全制度総合	2%	2.5倍	1.5倍	2.1倍	4.9%→5.7%	17.0%→12.2%
	4%	5.0倍	2.5倍	3.8倍	4.9%→6.4%	17.0%→11.3%
	6%	9.3倍	4.2倍	6.9倍	4.9%→6.6%	17.9%→10.4%

(注) η は国民所得の実質成長率(平均年率)を示す。

①は、保険料負担率を示す。

⑤は、年金給付率を示す。

なお、国庫負担金は、国民所得の実質成長率4%の場合、1989→2020年で実質3.1倍に増えることになると予測された。

長にともなう実質所得の増加を考慮に入れば、なんら、問題はない。しかし、この場合も、保険料率を因数予測値よりもやや高く引上げ、そして、その年金支給額の上昇率を同じく関数予測値よりも若干低く抑えることにすれば(表3に示したごとく、そのような場合でもプラスの引上げ率は維持しうる)、厚生年金制度の「年金財政」の破綻を避けることは、十分に可能である。このような場合でも、「労働力人口一人当り実質国民所得」との対比での、被保険者一人当たりの保険料負担率は「一〇・三%程度」(一九八九年度の実績では六・九%)、また、受給権者一人当りの実質年金給付額も同じく「一七・〇%」(一九八九年度では二〇・八%)程度と予測されているので、とくに大きな困難があるとは思われない(これらの数字は実質経済成長率4%の場合であるが、成長率についての想定を変更しても、このようなバーセンテージの予測数字はあまり変わらない)。

以上のシミュレーション結果で見たかぎりでは、わが国の公的年金財政の今後については、それほど悲観する必要はなさそうである。

(付記)
予定討論者の深谷昌弘教授からは、きわめて貴重な御教示をいただいた。記してあつく謝意を表したい。

權丈善一

（慶應義塾大學）

第一の分析前提から、看護労働力の経済分析には、つぎの視角が導入される。

- a 看護労働力需要は医療・福祉サービスの派生需要である。
- b 医療・福祉サービスは介護労働力需要をも重層的に派生する。
- c 看護サービスのなかの患者へのサービス、すなわちケア・サービス部分は介護サービスと代替性をもつ。
- d ケア・サービスの供給主体は、キュア施設とケア施設の両方にまたがる。

ここで、この四つの視角を複合すれば、看護労働力の資源配分問題を解くときには、看護サービスと介護サービスという二軸に、これら二つのサービス以外の、他の財・サービスという軸を加えた三軸の中で描かれる、ケア・サービスの生産可能性曲面をもつて考えなくてはならなくなる。

そして、第二の分析前提により、アウトプット市場での消費者需要の神聖不可侵性に支えられた、インプット需要の神聖不可侵性は、医療・福祉サービスのばあいは形骸化することが演繹される。

そこで、これら二つの分析前提のもとで、いわゆる「看護婦不足」という問題の、政治経済学的性格を考えしていくことにしよう。

三 看護職員の推計就業率と看護職員数・病床数

まずは、看護職員（有資格看護労働者）の推計就業率を確認しておく。いくつかの推計就業率のなかでもっとも信頼のおけるのは、「保健・医療福祉マンパワー対策本部」による推計とみなされており、その値は一九九〇年段階で七二%となっている。さらに、この就業率レベルは、いまにはじまつたことではないことも報告されている。つまり、看護職員は移動を繰り返すが、なかなか離職せず、労働条件を引上げても、マクロの供給増加はさほど見込めないのである。そこで、実態に近似するための抽象として、潜在看護職員は存在しないと仮定しよう。

ところで、一九七〇年から一九九〇年までの二〇年間にわたって、病床対就業看護職員弹性値は常に1以上であり、しかも、その散らばりは、病床の変化率と強い逆相関($r=-0.79$)をもつことを確認しておく。

そして、医療機関の経営特性を考慮しつつ看護職員の増員と増床との問題に直面する医療機関の経営環境をモデル化すれば、相互依存的な看護労働市場を背にかかえながら公共の握る政策変数と市中貸出金利などを制約条件にもつ、医療機関の経営計画モデルを構築することがができる。

四 医療機関の経営環境

—『看護婦不足』とネーミングされた医療機関経営難

医療機関の経営計画モデルにもとづき、増床トレンドを牽引して

きた医療法人・個人立病院の増床枚数と、看護職員給与開数を推計し、つぎの結果を得た。

●病床の変化率は市中貸出金利の変化に対応しているのであって、地域医療計画の導入に起因する“駆込み増床”という現象は観察されない。

●看護職員の給与は、医療機関の総収入レベルと医療機関内での分配の問題であり、すぐなくとも過去においては、看護職の給与と前の一九八六年から一九八八年は、経済政策の失敗ゆえに、バブル経済真っ盛りの時期であった。そしてこの時期、低金利政策という市場環境の渦中にあつた医療法人病院と個人病院の病床数は、急増した。その結果、医療法人・個人病院は増床に見合った看護労働力獲得競争に、乗り出した。ところが、有資格看護職員はそのほとんどが就業しているという特殊事情も働いて、医療法人・個人病院の看護労働力獲得競争は、公私を問わず、かつ病院・診療所を問わず、医療機関全体を巻き込んで看護労働力不足感を蔓延させることになる。とともに、医療機関のなかでは看護労働力の節約を中心としたリストラの圧力が、高まっていると推察される。

とはいえ、リストラは当然のごとく企業内労働市場の改革を意味するのであって、この改革は、企業内での職種間の利害衝突を惹起する問題に帰着する。

あつとも、通常の経営体であるならば、収入は消費者需要という神聖不可侵なものに左右されるという見方もできるため、経営体の内部での困難な利害調整にも致し方なしという諦めも生じよう。しかしながら、医療機関にあつては、まずその収入の源となる需要単位当たりの平均価格も、そして費用を構成する看護職員の平均給与を規定するであろう、看護労働市場の規模そのものも政策レベルで決められるのであるから、医療機関のリストラは、いきおい政治問題とならざるをえない性格をもっている。そして、その看護労働力不足の訴えは、政策当局によって、出入国管理法による看護職員特例を設けさせ、看護系学校の定員増、診療法酬における看護料の引上げを組み込んだ、今世紀では残すところ最大ともいわれる診療報酬引上げという、見返りを受けることになる。

ところが、潜在看護職員の存在を見込めない環境のなかでの患者対看護職員数を医療資源配分のパラメータとした。看護料の引上げは、看護職員の偏在している、公と民を比較すれば公的病院、大と中小を比較すれば大規模病院の育成をはかる一方で、民間中小病院の看護労働力不足感を煽りながらも大規模病院への転換の道を絶つ政策、つまり民間中小病院の淘汰をはかる産業政策の展開と軌を

にする。

それゆえ結局、日本の看護労働力不足問題とは、この民間中小病院の存在意義、しかも高齢者の絶対数が多く、ためにパブル経済下で勢いよく私的病院病床が増加した大都市を含む、都市型都道府県における民間中小病院の存在意義を、どのように評価するかという問題に帰着する。

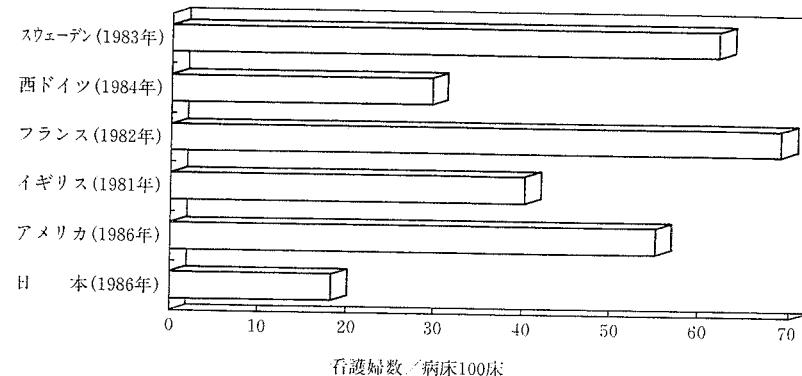
五 おわりに

—『看護労働力不足論議の長期予測

“おわりに”に代えて、マスコミをも動員した看護労働力不足論議は、これからも継続するであろうことを予測しておく。というのでも、昨今の医療供給政策は、医療機関の看護労働力不足感を煽る方向に強く作用しているからである。ゆえに今後も、看護系学校の定員増要請や、一九九二年にはじまつた外国人看護婦の移入を正当とする話題を中心として、ときに、診療報酬引上げ要請の大義に利用されながら、看護労働力不足論議は、続くものと思われる。そしてそこでは、図1病床一〇〇床対正看護婦数の国際比較などが引用され、この論議に信憑性が加味されよう。

ところで、日本の看護労働力不足の状況を説得するさいにしばしば引用される図1では、正看護婦のみを分子に置き、分母には病床数がとられている。これでは、その比率がしだいに低下していくとはいえ、現在でも看護職員の四六%を准看護職員が占める日本の現状にそぐわない。そこで、准看護職員をも分子に加えてみる。またさらに、分母については、病床を人口に置換えてみる。といふ

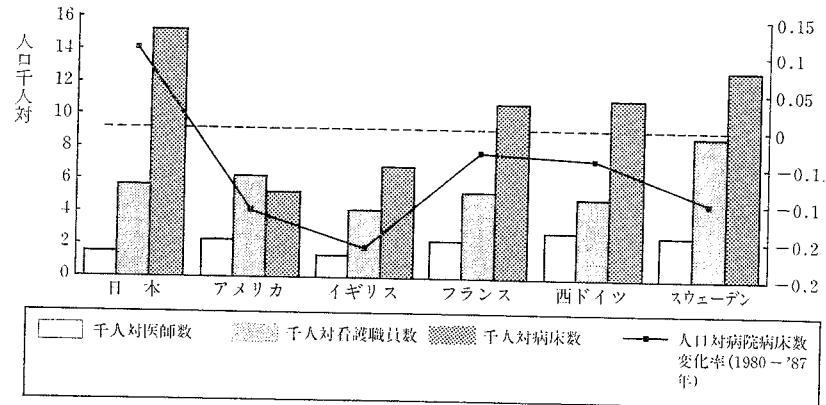
図1 病床100床当たり正看護婦数



(資料) 菅谷・松井・川口(1990)「日本の医療と欧米の医療の比較」厚生統計協会『厚生の指標』pp.8-13.

(注) 菅谷・松井・川口(1990) p.11. における「図7 病床100床当たり医師・看護婦数」より作成。

図2 医師・看護職員数と病床数(各人口千人対)の国際比較(1987年近辺)



(資料) OECD, *Health System in Transition*, Paris, 1990.

(注) 1) 医師数には歯科医師数は含まない。

看護職員数=正看護職員数+准看護職員数

2) 人口対医師・看護職員数

フランス・スウェーデンは1985年次データ。

3) 人口対病院病床数

フランス・アメリカは1986年次データ。

4) 人口対病院病床数変化率

フランス・アメリカは、1980-1986年次を対象とした変化率。

(付記)
本稿は要旨であるゆえなるべく簡潔に記した。当日の報告内容をまとめるとともに、さらに、「大都市を含む都市型都道府県における民間中小病院の存在意義をどのように評価するかという問題」にまでれたものとして、拙稿「医療保障政策の政治経済学～日本の医療供給政策と看護労働力(II)」[『三田商学研究』Vol. 36, No. 5, 1993]を公にするに至っているので、詳細は、その方を参照してもらいたい。
最後に、当田、座長ならびに討論者の労をとってくださり、有益なコメントをしていただいた、亜細亜大学加藤壽延先生、京都大学西村周三先生にたいして心より感謝いたします。

地域主権的中央制御の経済政策システム

——日本型地域包括医療システムをモデルとして——

田村貞雄

（早稲田大学）

一 報告の目的と報告テーマ発想の基盤

インテリジェント社会（知識集約的情報化社会）、高齢化社会、地球化社会の出現により、産業社会を取り巻く環境は激変の様相を示し、地球的規模において新しい経済政策システムの開発が要請されている。この場合、経済政策の目標を本学会四回大会共通論題「経済発展のダイナミズムと福祉基準」でとらえれば、世界福祉の達成ということになるといえよう。世界福祉の達成は地域福祉の実現の集積のうえで行われるということを考えると、地域主権的中央制御の経済政策システムづくりが必要とされる。

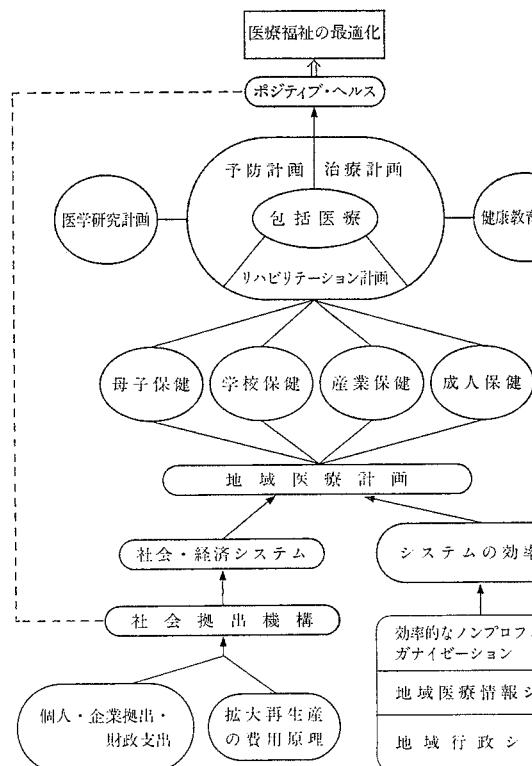
どちらかといえば、中央集権的行政システムと本社中心的企业システムが支配的であった我が国において、地域主権的中央制御の経済政策システムは一見すると無縁のように見えるが、地域福祉を地域健康福祉の達成の内容でとらえると、日本型地域包括医療の実践は、地域主権的中央制御のシステムづくりのもとで、これまで数多くの成果をあげて来たという事実が観察される。われわれの本報告の目的は、この日本型地域包括医療システムの実践をひとつのモデルとして、地域主権的中央制御の経済政策システムのあり方を示す

する」とおかれている。

二 日本国地域包括医療システムの特徴と医療福祉の最適化

われわれは本学会四回大会共通論題「経済発展のダイナミズムと福祉基準」における福祉の内容を日本の地域包括医療の実践を実証的基盤とする医療福祉の内容でとらえた。日本の地域包括医療は家庭を場として、生活を営む地域住民のポジティブ・ヘルス（Positive Health）の達成を目標として、大学卒業後平均七（一〇年）の臨床経験を持つ開業医（家庭医）が中心となりシステム形成を行ない実践するという特色を持つている。このために医療活動と家庭の日常生活活動が有機的に結合し医療の一里継続性と包括性の成果の享受が可能になる。このような家庭に日常生活と密着した包括医療システムの形成に成功した地域社会では、地域住民は日々の暮らしを安心して営めるばかりか、生活の発展の方向までも自らのものとすることができるのである。

図1は大分地域をモデルとした地域包括医療のシステム図である。システムプランと運営は大分市医師会が行ない、目標はポジティブ



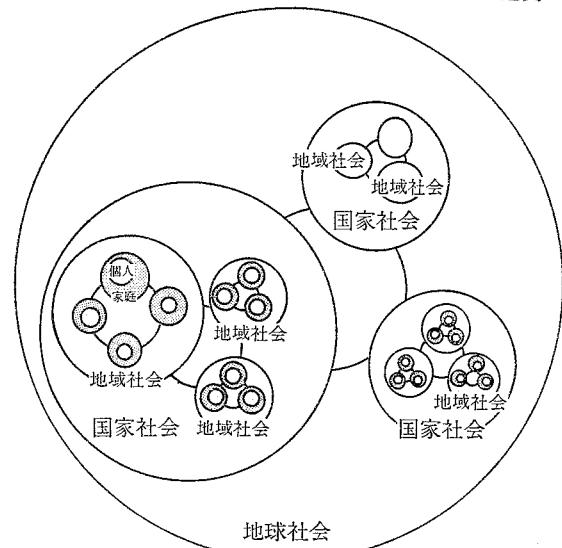
・ヘルスの達成に置かれる。これは医学研究と健康教育と結合した予防・疾病治療、リハビリテーションの包括医療が、生れてから死ぬまでのライフ・サイクルを通して有機的に結合されたシステムづくりのことで技術集積が行なわれていることを意味する。このようなシステムの目標が達成されれば地域住民の医療福祉の最適化が達成されることになる。ここでは地域住民の自己選択で自己努力の日常生活行動の実践が前提とされている。このように医療福祉の最適化は本来的に地域主権システムづくりを特徴としている。ここででは住民主権のもとで、専門家、行政、産業が支援する体制になつていている。

そしてこの地域包括医療システムは日本の全国の各地域に形成され、実践されているのであるが、これらのシステムは県医師会、日本医師会を調整の場として国内がネットワーク化されているばかりでなく、世界医師会活動とのネットワーク化により地球的な規模での広がりを持っているのである。これは武見太郎元日本医師会長が二五年の歳月をかけリーダーシップをとつてつくりあげたものである。

III 地域主権的中央制御の経済システムの基本的特徴

図2は地域的主権的中央制御のグローバル・モデルの解剖図を示している。ここでは個人（ミクロ）が家庭（セミ・マクロ）を場として地域社会・国家社会・地球社会（マクロ）を主権在民のもとで連結しているシステム構成が示されている。このシステムでは、個人が家庭を単位として自己選択で自己努力の行動し、自己満足を実現するのであるが、この自己満足は、ミクロとマクロの自然・環境・生活の連帶性の理解の上で社会的満足も内包しているといふことが仮定されている。

図2 個人、家庭、地域社会、国家社会、地球社会の連関



(注) グローバル経済化が進行中で、EC統合、北米自由貿易協定、将来構想としての環太平洋貿易経済圏などが実現すれば、上図の国家社会は、ブロック経済となり、以下図の順序で下位概念を適用することができる。

IV 地域主権的中央制御の経済システムにおける行動仮説

ここではシステムの自律的安定性のための人間行動仮説が、東洋的文化を基盤として東西融合を実践してきた我が国の歴史的觀察のもとで設定される。ここでは欧米の経済合理的行動の仮説の新しい時代へ向けての見直しを、環境変化に対応する人間行動の生理学的特質（人間適応能力→Adaptability）を基盤として行うことを考えている。この基本シートが図3で示す。

われわれは人間適応能力の基本因子として、a. Entrepreneurship, b. Discipline, c. Sacrifice を考へ、それぞれそれに対応する関係要因を A. Competition, B. Confidence, C. Family Education と考へてみる。この場合 Sacrifice は“東洋のヨリ”

図3 人間適応能力仮説

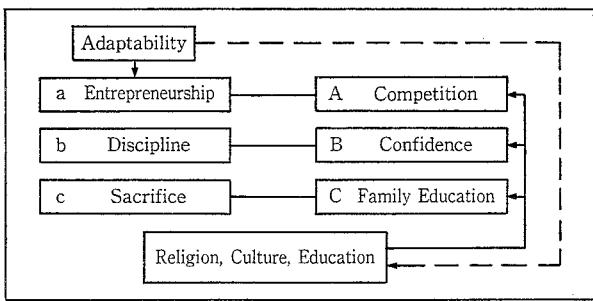
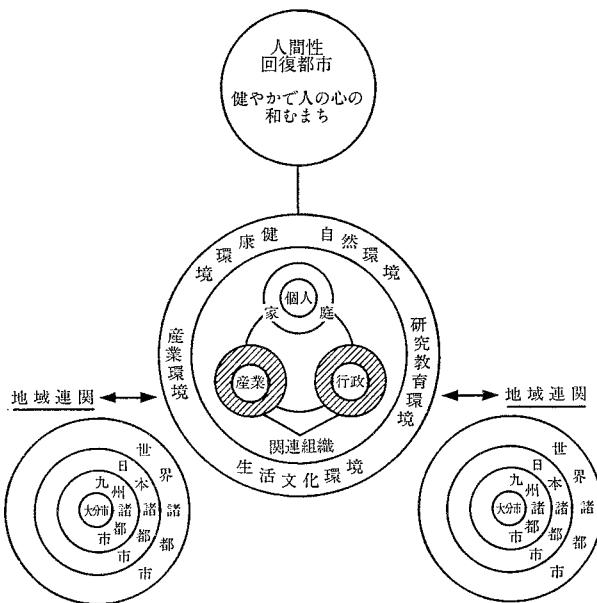


図4 「人間性回復都市べっぷ」の建設と総合科学的まちづくり行政



「ミニズム」の基盤で考へており、これの関係要因として、個人が働きかけ形成する場である家庭における教育を重要なものとして位置づけている。

五 実践例——大分県別府市の総合科学的

まちづくり行政活動に参加して

大分県別府市は『人間性回復都市べっぴ』の標題を掲げて、総合科学的まちづくり行政活動を財団法人生存科学研究所と共同で行っている。この場合、人間性回復都市の目標は地域住民福祉の達成にかかっている。この実現に向けては、地域主権的中央制御の経済政策システムの発想が必要とされる。図4は別府市の実践例の概略を示したものである。

ここでは個人が家庭を基盤として産業、行政と連関してそして世界を含む他の地域とも連関して健やかで人の心の和むまちづくりが実践に移されている。

六 要約と結論

(1) ポジティブ・ヘルス(医療福祉)開発を目標とする日本型地域包括医療の実践はその特性上、地域主権的中央制御のシステムづくりを身上としている。われわれはこのシステムづくりの実践を手本として、ポスト冷戦の世界経済秩序と経済政策のあり方のモデル化が可能ではないかと思いついた。

(2) まずははじめに、日本におけるポジティブ・ヘルス開発の基本型を提示して、そこにおける地域主権で中央制御のシステムづくりが実践に移されている。

産業政策として見た私立大学政策

一 はじめに

私立大学(学校法人)に対するは現在、税制上の優遇措置、経常的経費に関する補助金や低利融資等が行われている。加えて、平成五年度以降は「当面」「大学等の設置及び収容定員増は、原則として抑制すること」とされた(平成三年六月大学設置・学校法人審議会分科会決定)。これは「一八歳人口の動向等高等教育をめぐる諸情勢の変化を踏まえ」たものであり、これによつて今後は原則的に、大学への新規参入は閑ざされることになった。(例外としては、既設大学等の「入学定員の増を伴わない」で「改組転換」する場合等が示されている。)

これらの政策は、全体としてみると、製造業、流通業、運輸業等に対する産業政策と類似の点が多い。すなわち、大学等の新增設の抑制は、産業への参入規制と考えられるし、定員増の抑制は、生産調整に類似している。産業政策の定義を仮に、「市場メカニズムに任せたままで政策的に望ましい状態に到達できない場合……に、望ましい方向に誘導するために、政府が直接的・間接的に産業活動に對して行う各種の政策」(平成四年度経済白書)とすれば、まさにこれに該当することになる。

本稿では、これら私立大学に対する諸施策を、私立大学に対する産業政策としてとらえ、政策目的達成手段としての有効性について考へる。さらに、特に、平成五年度以降の措置(新規参入及び定員増の規制)に焦点をあてて考へる(1)。

二 政策目的と目的達成度の推移

まず、これら政策の目的は何か。教育政策の究極的な目的は「教育の機会均等」の実現にある(憲法第二六条、教育基本法第三条)。したがって、私立大学に対する諸政策も、その目的は、国民の教育の機会均等の実現にあり、それと離れた私立大学産業の産業育成政策自体ではないと考えられる。私立大学への機関補助なども、それがひいては学生のため(学生の負担軽減や、学生への適正な教育サービスの継続的な供給等)につながると考えられて行われているのである。この点で、通常の産業政策が、産業の育成保護自体を目的に含めていたことは根本的に異なるのである。

そこで、私立大学に対する政策の効果は、教育の機会均等への効果を見ることになる。ここでは具体的に、補助金の推移(図1)と補助金の目的達成度の推移を眺めてみる。補助金の目的は具体的には①私立学校の教育条件の維持及び向上、②修学上の経済的負担の軽

の実際を説明した。

(3) そして次に地域主権的中央制御の経済政策システムの構造的恒常性の要点を説明した。

(4) 次に、上記システムの自律性と安定性のための人間行動仮説を、適応力(Adaptability)の内容で説明した。ここでは東西融合の視点を「生理学的哲学」に基づいて説明した。

(5) 最後に、地域主権的中央制御の経済政策の実践例として、大分県別府市の総合科学的まちづくり行政活動を取り上げた。別府市は『人間性回復都市べっぴ』の標題をかかげ、世界に及ぶ視点のもとで、自然環境、健康環境、研究教育環境、生活文化環境、産業環境のバランスのまちづくりを計画している。われわれは別府市の人間性回復を予防医学的に考え、また別府市にある「太陽の家」、九大の生体防御医学研、竹産業を合わせ考えるとポジティブ・ヘルス開発と同じ面で考へることができるということを結論とした。

個々の大学の教育サービスの需給市場を図5で示す。供給側では、各大学は存続のため少くとも平均費用以上に授業料を設定する。図5では、費用曲線 AC と需給曲線 D が交わる点で定員 Q_0 が決定される。一方で、図2の経常支出の推移を見ると、高等教育の費用が年々上昇している。この傾向は、図5の需給曲線 D の右下がりの傾きによって示されている。

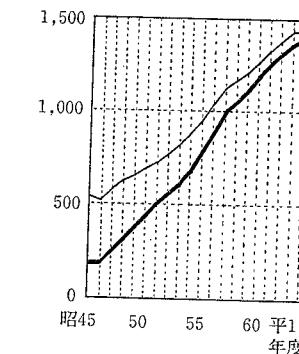
図5 個々の私立大学の教育サービス需給
費用、授業料

減、③私立学校の経営の健全性を高めることである(私立学校振興助成法)。図2~4は各々に関連している。図2では教育条件は向上しているようだが、図3では授業料等が消費者物価を大幅に上回る伸びを示し、それは補助金増減と無関係にも見えること、図4では経営状態は向上していることがわかる。たゞ、私立大学を取り巻く環境には、補助金の他に一歳人口動向、進学率、さらには産業の知識集約化など多くの要因があり、各々の推移を並べて見るだけでなくこれらを総合して考へるには私立大学教育サービスの需給市場を考へて、これに基づいて考へる必要がある。

三 私立大学教育サービスに対する需給市場

個々の大学の教育サービスの需給市場を図5で考へる。供給側では、各大学は存続のため少くとも平均費用以上に授業料を設定する。図5では、費用曲線 AC と需給曲線 D が交わる点で定員 Q_0 が決定される。一方で、図2の経常支出の推移を見ると、高等教育の費用が年々上昇している。この傾向は、図5の需給曲線 D の右下がりの傾きによって示されている。

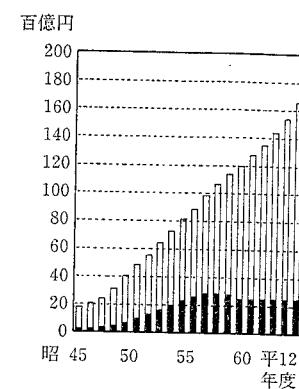
図2 私立大学の学生一人当たり経常的支出の推移



(注) 図2~4いずれも一名目額、一実質額(平成2年基準)

(資料) 文部省「私立学校の財務状況に関する調査報告書」及び「学校基本調査報告書」

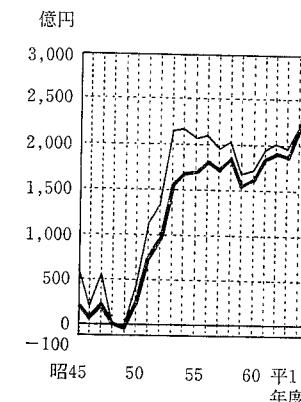
図1 私立大学等の経常的経費と補助金



高さは経常的経費を、■部分は補助金を示す

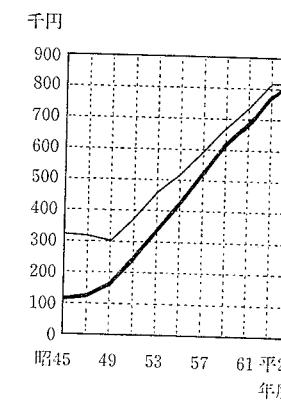
(資料) 日本私学振興財團
「補助金事務必携」

図4 私立大学(大学部門)の経常収支差額推移



(資料) 文部省「私立学校の財務状況に関する調査報告書」

図3 私立大学(昼間部)の学生の〔授業料+その他の学生納付金〕の推移



(資料) 文部省「学生生活調査報告書」

四 新増設抑制の妥当性

さらに問題なのは、平成五年度からの新增設の原則抑制である。この新增設抑制は、すでに見たような審議会決定の文面や、先立つ大学審議会答申を見ると、一八歳人口の減少に伴う大学進学者の減少予測に対応している。これを経済的に考えると、まさに需給調整の観点からの参入規制と考えられ、これまでさまざまな産業政策で唱えられた「過当競争」の発想に基づくものと考えられる。

しかし、数次の行革審のもとで、さまざまな分野の規制緩和の必要性が指摘され、例えば、「規制が必要とされる場合であっても、規制の在り方としては、……安全、資金、能力などの事業主体の要件の確保を中心とした質的規制」であるべきで、「需給調整の視点からの参入規制は行わないこととするべきである」(第二次行革審・公的規制の緩和に関する答申)とされてきた。

この点、大学にはすでに從来から、上記「質的規制」としては、設置基準に教員、校舎等の定めがあり、加えて、参入規制が設けられたことになり、まさに上記の批判が妥当するのではないか。アメリカにおいては、大学の設置、新規参入自体は、極めて簡単に行われ、設置の後に、大学団体によってアカレディーショングが行われ、格付けされ、社会に認められていくとのことである。

大学の新增設規制については、行革審等でもこれまでのところ触れられていないようであるが、検討に値すると思われる(2)。

(1) 教育は人材の完成を目指して行うもので、また私立大学も設置の

国際化と技術移転

一 討論者の言葉

斎藤優教授は、『木下氏の議論の内容は座長の藤井隆教授の雁行形態論新説による方が、より報告者の核心に迫る。技術移転の問題は学界にあっては、魅力ある課題、概念の深化拡大について、流通、消費にまで検討すべきである』とコメント。

二 問題の提起と対象

ここで取り上げる技術移転は、先進国間における技術移転・企業内技術移転である。例証の半導体と乗用車産業は成熟化に達し、輸入した技術も早や供与国に追いついて、ブーメラン効果や経済摩擦を引き起している。

一九八〇年代における日本の半導体・自動車産業の革新的発展と飛躍は、市場を海外に求めての現地生産・現地販売という国際化の形態をとらざるを得なくなつた。

その展開は、①国際分業の推進、②直接投資、③発展途上国への協力、④多国籍企業の活動、⑤産業調整策として推進された。

以上の機能は資本の拡大再生産、資本の増殖運動の展開として、五つの顔と形態・機能を持ち合わせたものとして、それを調整緩和

他、法人の解散などにも制約も多く、経済学の分析にない点もある。また大学では教育の他、研究も重要な目的であるが、本稿では考慮されていない。本原稿では、このような点は認識しつつ、教育サービスとしての観点からとらえてみたものである。

(2) かりに新規参入や定員増を認めるはどうなるのか。費用遞減産業の通例のように、(地域的な)独占になる可能性もある。実際にアメリカでは独占になつてないが、今後の研究課題としている。

(3) 経費名称は「私立学校の財務状況に関する調査報告書」の

支出——(1)消費的支出
(2)資本的支出
①債務償還費
②施設費
③設備費

収入——(1)一般収入
①学生納付金
②手数料
③寄付金
④補助金
⑤資産運用収入
⑥資産売却収入
⑦雑収入
②事業収入
③借入金等収入
金を除き一般寄付金のみ。一部推定)、④、⑤、⑦、(2)
の区分のうち、通常の用例に準じて、次の語を用いた。

経常的支出
(1)のすべてと、(2)の(2)と、(3)の(1)

経常的収入
(1)(1)(ただし施設設備資金を除く)、(2)、(3)(特別寄付

金を除き一般寄付金のみ。一部推定)、④、⑤、(7)、(2)
主な参考文献 (本文、図表中に引用したもの)を除く)

小宮隆太郎他著『日本の産業政策』東京大学出版会、一九八四年。

伊藤元重他著『産業政策の経済分析』東京大学出版会、一九八八年。

(付記)

有益な助言をいただいた、予定等論者の愛知教育大学梅下隆芳先生及び座長の亜細亞大學加藤壽延先生に感謝します。

木下 武人
八村学園大学

するための現地生産や産業調整機能としての技術移転が大きくクローズアップしたのである。そして、先進国間の企業内技術移転には、次の五つの問題が発生することも判明した。例えば車・半導体の海外組立生産で、部品・加工、組立に関する技術移転には、(1)移転上制約を受けるものと受けないものとにわかれ、(2)また完全に技術移転ができた場合の生産効果と、一部移転の生産効果には大きな差異をもたらすことが判明した。(3)また先進国と後進国間の技術移転には、その中味と態様に大きな相違が見られた。(4)現地化、技術移転を行なう場合に、関連部品・関連技術の「随伴移転」・随伴立地の問題が大きく浮上することになった。例えば車の生産組立における膨大なる部品の生産・加工については、日本車のブランド特性の維持上、どうしても現地調達できない技術と物があり、現地へ移転生産するか、あるいは日本より持ち込み輸出する例も輩出した。

以上、こうした観点から、四つの問題について、分析確認を加え、国際化の進展の中で、一九九〇年代末における二十一世紀への両産業の対応の方向を模索して見ることにした。

① 現地適応型タイプの技術

関連企業の国際進出・企業内技術移転で、海外随伴が行なわれる。例えば日本海外進出に対して、主力関連部品企業・池田物産、大和工業、橋本フォーミングは親企業の海外進出に伴なって、英國工場、ニヨー・キャッスルに随伴立地し、その他非系列の専門商社やメーカー、SPタイヤ、日本電装(バッテリー)、日本ラジオ・スター(排気装置)、日本精器(計器センサー)、カルソニック(カーナコン)等は、日本とは対等の水平的進出をなし、関連下請は親資本随伴の「系列進出」、「系列立地」を取ることになる。

② 英国での随伴立地と技術のタイプ

技術移転は同一産業内における関係企業(子会社・下請・協力企業)の随伴進出を誘出し、「随伴立地」を形成する場合がある。
この場合、国内での技術移転も、海外での移転も共通して親資本(メーカー)随伴を発生させる。この場合、海外・外国での技術移転では、とくに随伴の内容と技術の内容に制約規制が加えられる。その結果、随伴する関係企業に、規模的(経営)、技術的(製造加工方法)に変化・変容が見られる。そして、「組織的変容」(organize transfer)すなわち、日本型下請制の変容が見られ、ピラミッド型自動車産業の崩壊が、少しづつ始まる(図2参照)。

四 関連企業の国際進出(海外随伴型)

技術移転に伴なう共通の立地タイプと組織の変容

三 技術移転に伴なう共通の立地タイプと組織の変容

技術移転は同一産業内における関係企業(子会社・下請・協力企業)の随伴進出を誘出し、「随伴立地」を形成する場合がある。

この場合、国内での技術移転も、海外での移転も共通して親資本(メーカー)随伴を発生させる。この場合、海外・外国での技術移転では、とくに随伴の内容と技術の内容に制約規制が加えられる。その結果、随伴する関係企業に、規模的(経営)、技術的(製造加工方法)に変化・変容が見られる。そして、「組織的変容」(organize transfer)すなわち、日本型下請制の変容が見られ、ピラミッド型自動車産業の崩壊が、少しづつ始まる(図2参照)。

四 関連企業の国際進出(海外随伴型)

関連企業の国際進出・企業内技術移転で、海外随伴が行なわれる。例えば日本海外進出に対して、主力関連部品企業・池田物産、大和工業、橋本フォーミングは親企業の海外進出に伴なって、英國工場、ニヨー・キャッスルに随伴立地し、その他非系列の専門商社やメーカー、SPタイヤ、日本電装(バッテリー)、日本ラジオ・スター(排気装置)、日本精器(計器センサー)、カルソニック(カーナコン)等は、日本とは対等の水平的進出をなし、関連下請は親資本随伴の「系列進出」、「系列立地」を取ることになる。

① 現地適応型タイプの技術

米国日産に随伴するサイドミラー生産の市光(株)は、マイクロモーターを日本より持ち込み、鏡は米国企業より現地調達で完成組立を行なっている。

五 I C 生産の技術的分業パターン

図1の技術的分業パターンはI C産業の日本国内における技術移転を示したもので、メーカー資本の拡大展開を描いたものであるが、これが海外においても複合の(A)ウェハー処理組立処理型と、単純(B)組立処理型二類型が採用される。一九九〇年代初の海外移転では、「単純組立処理型」が多く採用された。この技術移転は日米共同の政策として推移した。詳細は拙著『先端技術とこれからの中小企業』を参照下さい。

図1 I C生産の技術的分業パターン

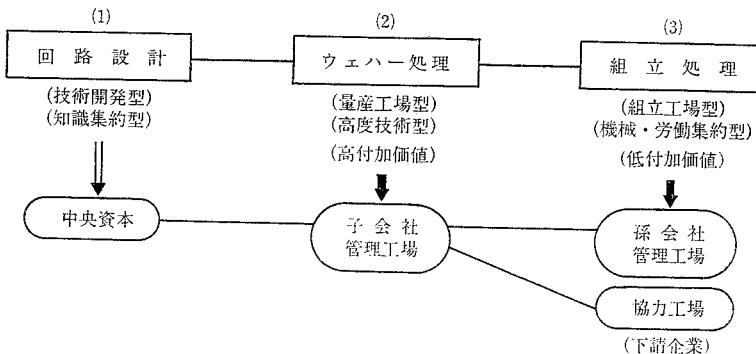
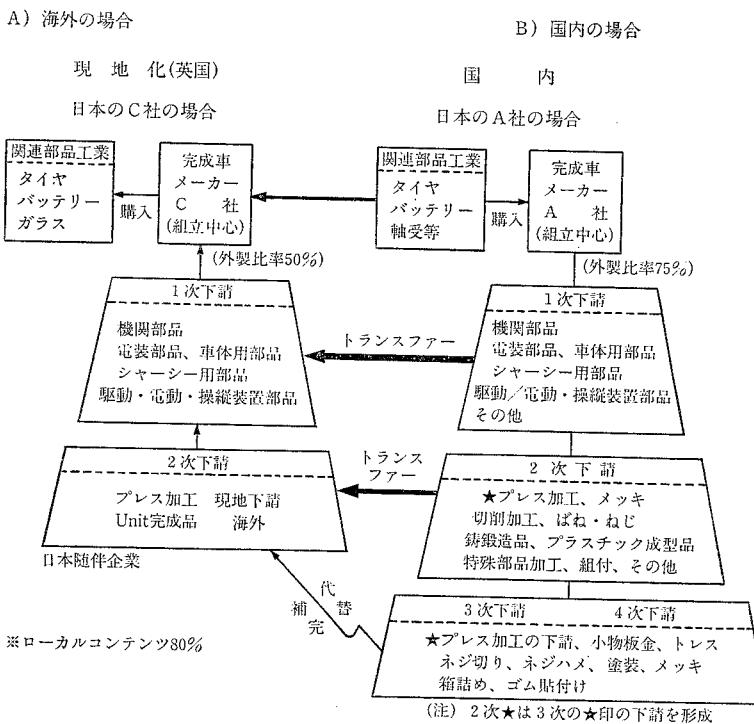


図2 自動車産業の技術移転と組織(下請制)の変容図



(注) 2次★は3次の★印の下請を形成

公的研究投資と技術革新

馬場正弘
(博士前期大学)

技術革新は、一国の生産性上昇や経済成長における重要な要因の一つである。本報告では、この技術革新において政府の研究活動が果たす役割を実証分析によって明らかにする。

Link [5], Tassev [6] などは、政府の研究活動の根拠として、インフラストラクチャーとしての産業の技術的基盤が一種の公共財的性格を持つことをあげている。また、マサチューセッツ工科大学産業生産性調査委員会の報告 (Dertouzos *et al.* [2]) は、米国の生産活動の成果に関する問題の一因は技術政策にあるとして、国公立の研究施設など幅広い技術の基礎の再構築、基礎研究への投資などを提言している。一方、革新の一指標としての特許と大学等における基礎的な研究活動との関係を考察した実証研究には Griliches [4] などがある。以下において、これらの諸研究の分析方法に依拠して行なった日本の技術革新における公的な研究活動の効果に関する実証分析の結果を報告する。

II 政府による研究活動の根拠

Link [5] などによれば、民間企業への研究助成や優遇措置、規

制、製品の発注、公的機関における政府自身の研究活動など、政府の行動は企業の技術革新活動に対する影響を及ぼす。その際、民間部門では十分な研究開発費が支出されない、あるいは研究開発活動の構成が長期的基礎研究よりも短期的なものに偏るという、過小投資の可能性が指摘され、政府の介入の根拠とされている。

しかし、基礎研究の場合も含めて、反対に企業間の研究開発競争による過大投資や重複投資が発生する可能性も指摘され、すべての場合について公共財としての公的供給が求められるわけではない。これに対して Tassev [6] は、様々な研究活動のうちでも特に政府の研究支出が必要とされるケースについて、以下のように整理している。

産業の技術革新には私的な収益性が高いものもあるが、その一方で、産業全体にとってはこれと同様に重要でありながら、発明者自身の手に入る収益が少ない革新もある。後者が「技術的基盤」に該当するもので、彼によればこれは次の二つの部分が含まれる。

①ある産業内の企業が共有する (generic) 技術

②個々の技術の基礎となる産業内で共通の基礎・応用知識を含む

② 特定の産業に属さない「インフラテクノロジー」

…研究開発や生産活動のための基礎的なデータ、実験方法や品質管理などの知識 (①とは異なる科学・工学的原理に基づく) 技術的基盤は民間の個々の革新活動を支援する効果を持つが、これらは特許によって一企業に専有されるよりも産業全体あるいは全産業で利用可能である方が望ましい。ところが、企業が利用可能な研究開発資源は有限であり、また政府の支援があつても企業にとって

投入先に優先順位があることなどのため、こうした基盤的な技術への投資は他に比べて過小となる可能性が大きく、通常の技術に比べると公的関与の必要性は高いと考えられる。政府が直接研究活動を行なう場合、この点がその根拠となりうると彼は論じている。

一方、経済活動全般におけるインフラストラクチャーの役割に関する研究にもこれと共に通する見方がある。例えば Aschauer [1] は、民間部門の生産活動が低成本で効率的に行なわれるよう道路・港湾などの社会資本を整備することで民間部門の生産性は有意に上昇する、という関係を明らかにしている。技術革新についても同様に、政府の研究活動による技術的基盤の整備が民間の革新活動を効率化し、特許などで測った成果の増大に貢献すると考えることができる。

III 定式化の方法

技術進歩はしばしば産出の成長における資本と労働の成長の残余と定義され、実証分析においては生産性の変化という形で測定される。そして、資本ストック K 、労働 L 、利用可能な技術資本ストック T を用いて Q という產出をしていると仮定して、生産関数

$$Q = A F(K, L, T)$$

を持ち、マクロデータによる従来の

結果と整合する。

②大学の基礎的な研究も同様な正の効果を企業の革新に及ぼす、などと結論である。

II 計測結果

Griliches [4] の同様特許出願件数 PA_t を用いた。説明変数について、研究設備等の投入の規模に着目して、民間の研究費として会社等社内使用研究費・有形固定資産購入額 CRI_t が、技術的基礎を形成する公的研究支出として国公営研究機関内部使用研究費・有形固定資産購入額 GRI_t やそのバトル推計値 GRS_t (各々民間投資、政府投資データで実質化) を用いた(1)。計測式は一階の自己回帰変数を含んだ対数線形

$$\log PA_t = \alpha_0 + \alpha_1 \log PA_{t-1} + \alpha_2 t + \alpha_3 \log CRI_t + \alpha_4 \log GRI_t + u_t \quad (4)$$

表2 被説明変数を $\log PG_t$ とした場合

	(2.1)	(2.2)
定数項	8.346(6.086**)	9.218(6.504**)
$\log PG_{t-1}$	-0.257(-1.417)	-0.297(-1.707)
t	-0.006(-0.460)	-0.005(-0.532)
$\log CRD_{t-2}$	0.520(3.136**)	0.425(2.514*)
$\log GRI_{t-3}$	0.279(2.314*)	...
$\log GRS_{t-4}$...	0.234(2.909**)
R^2	0.945	0.950
D.W.比	2.01	2.04
h統計量	-0.23	-1.36
標準誤差	0.078	0.078

各記号の意味は表1と同じ。なお(2.1)式のみ統計量は計算不能なため、誤差項の自己回帰によるダーピングのt統計量を示した。

表1 被説明変数を $\log PA_t$ とした場合

	(1.1)	(1.2)
定数項	6.314(3.724**)	6.698(3.792**)
$\log PA_{t-1}$	0.350(2.129*)	0.320(1.873)
t	0.043(3.049**)	0.044(3.056**)
$\log GRI_t$	0.017(0.270)	0.014(0.216)
$\log GRI_{t-2}$	0.113(2.376*)	...
$\log GRS_{t-2}$...	0.070(2.289*)
R^2	0.990	0.990
D.W.比	2.01	2.02
h統計量	-0.23	-1.36
標準誤差	0.078	0.078

かっこ内はt値(**は1%水準、*は5%水準で有意)、 R^2 は自由度修正決定係数、D.W.比はダーピング比。

〔5〕も考慮して変数を選び、日本のデータを用いて、特許志向的な技術革新成果に対する政府自身の研究活動の効果に関する実証分析を行なった結果を以下に示す。まず、被説明変数については

Griliches [4] と同様特許出願件数 PA_t を用いた。説明変数について、研究設備等の投入の規模に着目して、民間の研究費として会社等社内使用研究費・有形固定資産購入額 CRI_t が、技術的基礎を形成する公的研究支出として国公営研究機関内部使用研究費・有形固定資産購入額 GRI_t やそのバトル推計値 GRS_t (各々民間投資、政府投資データで実質化) を用いた(1)。計測式は一階の自己回帰変数を含んだ対数線形

$\log PA_t = \alpha_0 + \alpha_1 \log PA_{t-1} + \alpha_2 t + \alpha_3 \log CRI_t + \alpha_4 \log GRI_t + u_t \quad (4)$

などと、通常の最小二乗法を一九五七—一九〇年の年次データに適用した。

表1に示した推定結果は公的な機関による研究投資がラグを伴つて特許出願に有意な止の効果を持つことを示し、予想と一致するが、民間の研究投資の効果が明白ではない。一方、革新を出願件数で捉える方法が偏りを持つ可能性を考慮して、会社等社内使用研究費 CRD_t やよび特許登録件数 PG_t を変数として計測を行なったところ、出願に比べてラグが大きいが、公的研究同様民間研究費の係数も有意であった。表2に示したこの推定結果からは、民間で実施される部分が多い特許取得にまで至る革新の生産に対して、民間研究が持つ効果とは別に、成果を得るまでのラグが民間より大きいものの、公的機関の研究投資が形成する技術知識が独立した正の効果を持つことかわかる。すなわち、民間研究費が不變の場合でも、技術的基盤の充実など公的な研究活動によって一国の全般的な技術水準を向上させることが可能である。

なお、以上の長期時系列での計測では、期間中の係数の大まかに一定で構造変化がないことが前提となるが、各計測について逐次チャウテスを行なつたところ、いずれの計測でも有意にならなかった。上記の計測方法と解釈は比較的妥当なものといえよう。

III 結 び

以上は報告の要旨である。政府と民間の研究投資に関する特許件数の弾力性の大小関係が計測毎に異なること、特許に反映されない革新があること、公的機関の特許を除く必要があることなどのため、この結果のみを以て公的研究投資拡大政策の是非は即断できない。だが、民有中心である特許で表される民間の革新成果に対して公的な研究活動が一定の寄与をする(論議ではない)ことは可能である。

(1) ドーカーの出所は特許庁年報、科学技術研究調査報告書および国民経済計算年報。一九五八年以前については、科学技術白書昭和四十二

年版による研究機関基本統計調査の数値の現象列への接続値を参考にした。なお、 GRS_t は一九五五年のフロー値をベースとして減価率を経済白書昭和六十年版が民間の技術知識ベクトルの陳腐化率として仮定した年七点として、 $GRS_t = GRS_{t-1} \times 0.93 + GRI_t$ で計算した。

(2) なお、趨勢的変化を考慮すれば、公的研究投資と民間研究費との間に有意な関係は認められず、両者の独立性は高いと認められる。

主な参考文献

[1] Aschauer, David A., "Is Public Expenditure Productive?"

- (付記)
報告は際して、予定討論者の西田稔先生(関西学院大学)をおはじめ多くの先生方が有益かつ貴重な助言、ご指摘を頂戴しました。本文執筆にあたって、やあるだけの努力をお答えしなおと努力しましたが、なお不十分な点はござりますが今後の課題とやらしく頂戴します。
- [2] Dertouzos, M. L. et al., *Made in America*, 1989. (笠原直也著)
- [3] Griliches, Zvi, "Issues in Assessing the Contribution of Research and Development to Productivity Growth," *Bell Journal of Economics*, Vol. 10, 1979, pp. 92-116.
- [4] —, "Patents: Recent Trends and Puzzles," *Brookings Papers on Economic Activity: Microeconomics*, 1989, pp. 291-319.
- [5] Link, Albert N., *Technological Change and Productivity Growth*, Harwood Academic Publishers, 1987.
- [6] Tassey, Gregory, "Infratechnologies and the Role of Government," *Technological Forecasting and Social Change*, Vol. 21, 1982, pp. 183-180.

イノベーションと特許ライセンス制度の経済厚生分析

柳川 隆

(名古屋学院大学)

一 序論

本稿では、特許ライセンス制度の存在が社会的に望ましいか否かを考察する。特に、ライセンス制度がその特許を生み出すR&D投資に及ぼす影響に着目したい。

もし、その影響を無視すると、ライセンス制度が一般に望ましいことは明らかである。新技術の拡散が早まるうえ独占力が低下するからである。しかし、もしライセンスのR&Dへの影響を考慮すると望ましくないこともありうる。Salant (1984) は、企業間にR&D技術の差がありライセンスに取引費用がかかれば、R&Dに非効率な既存企業が特許を先取りすることがあることを示している。

以下の分析では、企業間のR&D技術は同程度に効率的であるといふ。ライセンス制度が社会的に望ましくなる他の理由を考えようとする。すなわち、確実なイノベーションに対する事後的ライセンス制度の存在は、R&D競争を激化しR&D投資を増大させるため経済厚生を損なう、ということを示したい。

本稿に最も関連する文献として、Katz and Shapiro (1985) がある。モデルの異なる点は、彼らのモデルでは、一つの研究開発企業

(A) および二つの生産企業(B, C)が存在し、Aが研究開発に成功す

るとBまたはCに新技術を売却する。その収入がAの開発インセンティブとなり、ライセンスとはB(またはC)が取得した技術をC(またはB)に使用許可することである。これに対し、本稿のモデルでは、二つの企業が研究開発と生産の両方で競争している。ライセンスとは勝者が敗者に対する新技術の使用を許可することである。彼らのモデルでははつきりした結論は得られず、R&Dインセンティブが、ライセンスがない場合に過剰か過小かわからないうえ、ライセンス制度が企業のR&Dインセンティブと社会的に最適なR&Dインセンティブとの差を小さくするか大きくなるかも不明である。

以下の各節は次のように構成される。第二節においては、第一のモデルとして二段階(R&D、生産)のゲームを行い、企業のR&Dインセンティブを計算して特許取得者を決定する。第三節では、別の二段階(ライセンス、生産)のモデルで、ライセンスが行われるか、また社会的に望ましいかを問題とする。第四節では、三段階(R&D、ライセンス、生産)のゲームに拡張し、ライセンス制度の存在が特許取得企業に影響を与えるか、またライセンス制度は社会的に望ましいかを分析する。

一 ライセンス制度なきイノベーション

本稿のモデルの仮定と記号から始めよう。同質な財を生産する複数市場でクーリー競争が行われ、各企業の費用関数は非対称的で、 $C^i = c_1 q^i$, $C^h = c_2 q^h$ ($c_1 < c_2$) であるとする。利潤関数 $\pi(s, t)$ はある企業が平均費用 c_s の技術をもつ、他企業が c_t の技術を持つときの当該企業の利潤を表し、 $\pi(s)$ はある企業が c_s の技術を持つときの純利潤を表すとする。 $\pi(s, t)$ は s の減少関数、 t の増加関数とする。なお両企業の利潤合計を $P(s, t) = \pi(s, t) + \pi(t, s)$ により表し、 $c_s \leq c_t$ に対して $\pi(s) > P(s, t)$ へ仮定する。

イノベーションによっては、確実なイノベーションを仮定する。イノベーションによらず平均(=限界)費用は $c_2(c_2 < c_1)$ となり、特許は開発者に独占される。R&D競争ゲームは、Vickers (1986) などに用いられたオーケンション・モデルを採用する。むろん、新技術の特許に対し最も大きなインセンティブを持つ企業がR&D競争に勝つ、勝者は敗者のインセンティブに相当する額を研究開発投資として支出する。ライセンスはこの節では考えない。このインセンティブは Preemption Incentive と呼ばれ、 $I^i = W^i - L^i$ で表される。ただし、 W^i は企業 i が特許を獲得した際に得る利潤、 L^i は企業 i が特許を獲得できなかつた際に得る利潤 ($i = h, l$) である。

$I^h > (\wedge) I^h \Leftrightarrow W^h + L^h > (\wedge) W^h + L^l$ の関係が成り立ち、どの企業が特許を取得したときに両企業の利潤合計が大きくなるかを見れば特許取得企業が決まることがわかる。

さて、最後にイノベーションのサイズを次のように定義する。ま

ず、大規模イノベーションとはどちらの企業が特許を得ても独占企業になれるものであり、中規模イノベーションとは、低コスト企業

ヤンスが行われるか否かを考察する。企業Jは c_1 テクノロジーを、

企業Hは c_0 テクノロジーを持つとする。 c_1 テクノロジーのライセンスを考える。ライセンス制度としては排他的ライセンスと非排他的ライセンスの二つを分析する。排他的ライセンスとは特許の権利の認可のことであり、企業Jは c_1 テクノロジーを使えなくなる。これは技術の売買といふことである。一方、非排他的ライセンスは特許権の認可であり、企業Jも c_1 テクノロジーを使える。ライセンスの行われる条件は、単純にライセンスにより利潤合計が増大するといふことである。ライセンス契約の内容としては、ライセンス料は fixed fee で生産量に依存せず、ライセンスにより生ずる利益の α の割合を特許貸与者が得て、 $1-\alpha$ の割合を特許使用者が得るといふことである。

この節では、経済厚生は「社会的余剰 = 消費者余剰 + 利潤」で計算する。消費者余剰の大あれば、独立下で $S(s)$ 、複合下で $S(s, r)$ を表される。ただし、 s および r は企業の技術水準を表す。そして、 $S(2, 2) > S(2, 1) > S(2, 0) > S(2)$ が仮定する。これは線形の需要関数を仮定するといふ成立する。

第1の問題として、まずライセンスが行われるかどうかについて次の11の定理が成立する。

定理II A [Salant (1984)] 排他的ライセンス契約は必ず結ばれる。証明 [Katv and Shapiro (1985)] 非排他的ライセンス契約は、 $P(1, 1) > P(1, 0)$ などばねおおき。(線形の需要関数を仮定すれば技術差が小さい時である。)

次に、ライセンス制度が図せしむらぬかぬかといふは次の定理が得

られる。

定理III A [Katz and Shapiro (1985)] 非排他的ライセンス契約が結ばれると社会的に望ましい。(企業はライセンスにより利潤が増大し、その結果、生産量が増大し価格が低下するので消費者余剰も増大する。)

定理IV B 排他的ライセンスは、 $\pi(1) + S(1) > P(1, 0) + S(1, 0)$ ならば社会的に望ましい。(線形の需要関数を仮定する)初期の技術差が大きいといふである。)

四 ライセンス制度を考慮したノベーション

本節では、前二節を統合したモデルとしての三段階ゲーム ($R \& D$ 、ライセンス契約、生産) を考え、事後のライセンスの $R \& D$ への影響を考察したのち、事後のライセンス制度の存在が社会的に望ましかどうかを分析する。

定理五 A [Salant (1984)] 排他的ライセンスが利用可能ならば、ある一定の規模のノベーションに対する、各企業は同じだけのインセンティブをもつ。(排他的ライセンスが利用可能ならばどの企業が特許を取得しても利潤合計が等しくなるので、両企業は同じだけのインセンティブをもつ。)

定理五 B 非排他的ライセンスが利用可能とする。企業Hが特許を得るのは、小規模ノベーション $\max\{P(2, 2), P(2, 1), P(2, 0)\} = P(2, 1)$ の場合であり、企業Jが特許を得るのは小規模イノベーション

$\max\{P(2, 2), P(2, 1), P(2, 0)\} = P(2, 0)$ の場合

より、中規模ノベーションの場合である。小規模ノベーションで $\max\{P(2, 2), P(2, 1), P(2, 0)\} = P(2, 2)$ の場合、および大規模ノベーションの場合では、各企業は同じだけのインセンティブをもつ。ライセンス制度が社会的に望ましいかについては、その基準として「経済厚生 = 社会的余剰 + R & D 費用」ではかるといふ。また線形の需要関数と $\sigma = 1/2$ を仮定する」といって以下の諸定理を得る。ただし、定理八について、必要十分条件は簡単な形では得られず、十分条件となつている。

定理六 中規模ノベーションが起ることとする。経済厚生はライセンス制度のない場合に最も大きい。非排他的ライセンス制度のある場合に最も大きい。非排他的ライセンス制度のある場合、経済厚生は後者の場合よりも大きくなる。前者の場合よりも小さいかただか等しくなるだけである。

直観的には次のように説明できる。まず、排他的ライセンス制度

が利用可能になると、企業Jのインセンティブは低下し、企業Hのインセンティブは上昇する。特許はなお企業Jの得るところとなるが、ライセンスがないときと同じ大きさの利潤を得るためにより多くのR & D の投資を行わねばならない。ただし、もし企業Hが特許を得たときにライセンスが生じない ($P(2, 1) > P(2, 2)$) ならば、

紙幅の関係上、参考文献及び証明について、拙稿（名古屋大学論集（社会科学編）（1993）377-397）を参照されたい。また、討論者の神隆行先生には貴重なコメントを頂きました。心にお礼申し上げます。

企業のインセンティブは変化しないのやライセンス制度がない場合と変わりはない。

定理七 小規模ノベーションが起るとしよ。非排他的ライセンス制度は、それが実際に生じ、かく、ノベーションの大あがきが小さ過ぎないとときにのみ経済厚生を高める。それ以外では、非排他的ライセンス制度の存在は、経済厚生を低める。

この定理の直観的説明は次のようになされる。ライセンスが実際に生じないならば定理六の場合と同様に、どちらの企業が特許を得てもR & D 費用が増え利潤は減少する。また、特許を得ない企業の利潤及び消費者余剰は不变である。ライセンス制度が利用可能であるにもかかわらず利用されないならば、敗者のR & D インセンティブを高めて勝者のR & D 費用を増やすだけである。だがライセンスが実際に生じるならば他の効果が現れる。消費者余剰は増加し、利潤の変化は不明となる。企業にとって支払うR & D 費用と共に市場で得る利潤合計も増えるからである。

定理八 小規模ノベーションが起るとしよ。ライセンス制度なき場合や非排他的ライセンス制度の可能な場合が、排他的ライセンス制度を認める場合より望ましいための十分条件は、 $P(2, 0) + S(2, 0) > \pi(2) + S(2)$ である。

紙幅の関係上、参考文献及び証明について、拙稿（名古屋大学論集（社会科学編）（1993）377-397）を参照されたい。また、討論者の神隆行先生には貴重なコメントを頂きました。心にお礼申し上げます。

職業別労働市場と内部労働市場

情報処理技術者のケース

村上由紀子

(金沢大学)

一 はじめに

一般に、専門的・技術的職業は、専門的技能を必要とするため他の職業従事者の入職を阻むが、その知識や技能は他企業でも有用であるので、横断的な職業別労働市場を形成しやすいと考えられる。そこで、本論文では専門的・技術的職業の一つである情報処理技術職について、横断的な職業別労働市場が形成されているか考察する。ただし、ここで言う情報処理技術職には、キーパンチャード、オペレーター、プログラマー、システムエンジニア(SE)の各職務が含まれる。

二 情報処理技術者の労働移動

まず、アンケート調査から得られたデータを基に、情報処理技術者の労働移動の状況をとらえてみよう。このアンケート調査は、平成四年七月から八月にかけて、情報サービス業二九社に勤務する一、八三一人の技術者を対象に行つたものである。アンケートの有効回答者四二四人のうち、企業間移動の経験者は一五一人(三五・六%)、その平均移動回数は一・五二回であった。

平成四年版『賃金構造基本統計調査』から標準労働者の割合を求めると、最もその割合が高いと考えられている企業規模一、〇〇〇人以上の卒業男子(産業計、四〇歳未満)でさえ六二・一%であり、言い換えると企業間移動の経験者は三七・八%であり、これに比べると情報処理技術者の企業間移動は少ないくらいである。

ただし、技術者の属性別に企業間移動の有無を調べると、図1、表1、2より明らかのように、低学歴の技術者、三五歳未満の若年者、キーパンチャード、オペレーター、プログラマー、中小企業の技術者に企業間移動が多く見られる。

また、現在情報処理技術者でかつ企業間移動を経験したことのある一四一人の前職と現職を見ると(表3)、前職においても情報処理技術職のいずれかに従事していた人は一〇六人であり、したがって、転入者に視点を置いた同職間移動率は七五・二%と高い。このように、相対的に熟練度の低い技術者は職業を変えずに企業間移動を行っているが、これを指して情報処理技術者の横断的職業別労働市場の形成を唱えることはできないであろう。なぜなら、大企業の技術者、中高年者、SE、プロジェクトリーダー等、相対的に熟練度の高い技術者は企業に定着しており、また、技術者という

図1 回答者の職種別構成と転職経験者の前職における職種別構成

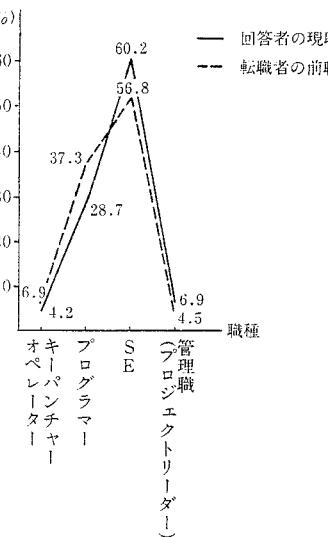


表1 転職経験者の割合

企業規模	学歴		
区分	割合	区分	割合
300人以上	27.8%	大卒	28.3%
300人未満	45.1	専門学校・短大	39.0
100人未満	53.6	高卒	55.7
ただし、「専門学校・短大」には高専卒も含まれる。			

表2 転職経験者の年齢区分別一人年当たりの平均転職回数

年齢	18~19	20~24	25~29	30~34
平均転職回数	0.11	0.10	0.14	0.11
年齢	35~39	40~49	50~59	
平均転職回数	0.05	0.03	0.05	

(注) 例えば、25~29歳の0.14は以下のように計算される。転職経験者146人のうち25~29歳をすでに経験した人82人と現在25~29歳に該当する人48人の合計は130人である。したがって、25~29歳の一人年総数は $2.5 \times 48 + 5 \times 82 = 530$ と計算される。そして、25~29歳の期間に発生した転職件数は72件であり、したがって、 $72 \div 530 = 0.14$ が一人年当たりの平均転職回数となる。

表3 転職者の現職と前職 (単位:人(カッコ内%))

現職	オペレーター	プログラマー	初中級SE	上級SE	管理職 (プロジェクトリーダー)	計
前職						
オペレーター	2(50.0)	2(5.2)	2(3.7)	0(0.0)	1(6.3)	7
プログラマー	0(0.0)	14(40.0)	14(25.9)	8(25.0)	4(25.0)	40
初中級SE	0(0.0)	3(8.6)	22(40.7)	10(31.3)	2(12.5)	37
上級SE	0(0.0)	0(0.0)	1(1.9)	12(37.5)	4(25.0)	17
管理(プロジェクトリーダー)	0(0.0)	1(2.6)	0(0.0)	1(3.1)	3(18.8)	5
その他	2(50.0)	15(42.9)	15(27.8)	1(3.1)	2(12.5)	35
計	4(100.0)	35(100.0)	54(100.0)	32(100.0)	16(100.0)	141

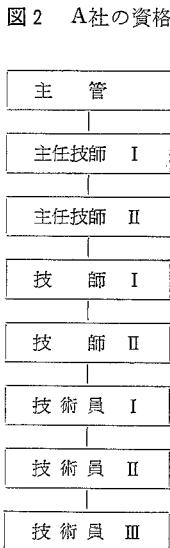
ただし、「オペレーター」にはキーパンチャードも含めている。

人的資源の配分と価格づけが、以下のように企業独自のルールで行われているからである。

三 情報処理技術者と内部労働市場

企業内部で人的資源の配分と価格づけが行われる仕組みを内部労働市場というが、注目すべきは、情報処理技術職と他の職種では内部労働市場における資源配分と価格づけの原則に大差がない点である。一般に、専門的・技術的職業は、能力重視の昇進制度や、技能や職種との結び付きの強い賃金体系が連想されがちであるが、実態は異なる。

例えば、大手ソフトウェア会社の資格は図2のよう規定され、基本給はこの資格で決まる。そして、資格昇格は、技術員Ⅲ→Ⅱ→Ⅰでは自動昇格、技師と主任技師の内部では勤続年数と上司の査定で、また、技術員から技師、技師から主任技師等への名称の変更を伴う昇格では、勤続年数、査定論文、面接筆記試験の総合で決定される。こうして、平均的に三十歳前後で技師となり、小さなプロジェクトのリーダーを勤め、また、四〇歳代で主任技師に昇格し、複数のプロジェクトを統括するマネージャーになる。



月程度のOff-JTでコンピュータ概論とプログラミングを学ぶ。これは一般訓練の性格もあるが、その企業の標準化、技法、ツール等の方法にのっとっているという意味で特殊訓練の性格も帯びている。そして、新入社員研修の後に、プロジェクトチームに編入されOff-JTを受けるが、複数の事業分野を営む企業でも、プロジェクトチームは製品系列や顧客区分ごとに分けられた事業部内で編成され、かつ技術者は一つの事業部に固定されるので、特定の製品分野や顧客に関する専門家として育成される。

学会では、通産省の情報処理技術者試験が産業内で共通の能力評価の基準になり、職業別労働市場の形成に役立つのではないかとの質問が出されたが、現在のところ、情報処理技術者試験の合否は、技術者の評価として重要視されているとは言えない。その理由は、試験が広く浅い知識をテストし、実務と直結しない問題も多いため、企業内で計画的に育成された専門家や実際に仕事のできる人が必ずしも合格していないからである。中途採用、配置、仕事の割当の決定に情報処理技術者試験の合否を考慮する企業は少なく、また、合規は手当や一時金に反映されることはあるが、基本給とは無関係である場合がほとんどである。

このように、年功の加味された能力主義的昇進・賃金制度、あるいは、能力評価が加味された年功的昇進・賃金制度は、日本企業で多く観察されるものであり、専門職であるからといって、その専門的技能・知識を客観的に評価し、それを処遇に結び付けるシステムが確立されているわけではない。

また、技能についても普遍的もしくは一般的通用性を持つものとして企業外で養成されるのではなく、企業特殊性を含むものとして企業内訓練で養成される。その企業特殊性の内実は以下の通りである。

まず、ソフトウェア開発は、分業、作業の標準化、技法とツールの使用、部品化と再利用等の工場生産のテクニックを導入して行われているが、これらの方針や内容が企業間で異なることが企業特殊熟練の一つである。

第二に、企業はツール、技法、構成部品、人員を複数のプロジェクトで共通に活用することにより範囲の経済性を実現できるため、製品系列や顧客区分を絞り込む。言い換えれば、産業内に製品系列や顧客区分等で分けられた企業間分業が成立している。この特定の製品分野、機種、顧客に関する技能や知識がスキルの企業特殊性になる。

第三に、作業は多くの場合プロジェクトチーム制で行われるが、この企業に固有のメンバーと協力して作業を行う能力も企業の特殊熟練の一つである。

以上の性質を含む技能の大企業における養成方法は一般に以下の通りである。まず、新規学卒者と若年の中途採用者は、入社後三ヶ

通常の所得税の存在を考慮した土地譲渡所得税の効果

前川俊一
(明治大)

の価値の合計を比較する。

$$A_4 = (1+i)^2 P_0 \quad (1)$$

$$A_1 \cdots \text{土地の売却資金を金融資産で運用した場合の一期後の価値の合計} \quad (課税前), i \cdots 利子率, P_0 \cdots \text{現時点の取引予想価格}, e \cdots \text{毎期の土地収益率}, g \cdots \text{土地所有者(または新規需要者)の主観的な期待地価上昇率}, g_0 \cdots \text{土地収益の上昇率}.$$

土地譲渡所得税の効果に関する議論の一一般的な結論は「凍結効果」であるが、それらの議論においては通常の法人税の存在が無視されている。本報告では、従来の議論の中立性命題「 $i=g, P'=0$ (土地取得費がゼロ) とすれば、土地譲渡所得税は中立的となる。」が通常の所得税の存在を考慮した場合どのように修正されるかを議論する。なお、効果の検討は、単純化のため、代替効果のみに焦点をあてる。

II 基本的モデル「1期モデル」

土地所有者(留保需要者)および新規土地需要者の選択は、土地保有を継続または土地を購入して二期後に売却するか、土地を売却して売却資金を運用または土地を購入しないで購入資金を運用する二者とする。そして、選択は、それらの二期後の価値の合計を比較するところより行われることとする。

課税前、土地所有者(新規需要者)が今土地を売却して(購入せよ)やの売却資金(購入資金)を金融資産で運用した場合の二期後の価値の合計と土地保有を継続(購入し)二期後に売却した場合

$$\begin{aligned} A_1 > A_2 \quad \text{もしも} \quad \text{売却(または購入しないほう)} \text{が有利となり,} \\ \text{留保または新規の需要が減少し土地価格が下落する。土地価格の下落は期待地価上昇率}(g)\text{と土地収益率}(e)\text{を上昇させ, } A_1 \text{が低下する。} A_2 \text{が上昇する。均衡では } A_1 = A_2 \text{となる。この均衡状況に} \\ \text{おいて, } g = g_0 \text{ とすれば, } i = g + e \text{ となる。これが所得税・土地譲渡所得税課税前の均衡条件である。} \\ \text{次に, 所得税・土地譲渡所得税課税後のモデルを示す。} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} A_4^* &= (1+(1-i))_2(P_0 - (t+t_1)(P_0 - P')) \\ A_3^* &= (1+g)^2 P_0 - (t+t_1)((1+g)^2 P_0 - P') \\ &\quad + (1+(1-i))_1(1-t)e P_0 + (1-t)(1+g_0)e P_0. \end{aligned} \quad (2)$$

A_1^* …土地の売却資金を金融資産で運用した場合の二期後の価値の合計

合計(課税後)、 A_2^* …土地を1期間保有しその後売却した場合の価値の合計(課税後)、 t …通常の法人税率、 t_1 …土地譲渡益特別重課税率

上記例の A_1^* と A_2^* の比較による結果開拓するに次のよう

$$\begin{aligned} A_1^* &= (1+(1-t)i)^2(P_0 - (t+t_1)(P_0 - P')) \quad (i) \\ &\quad - (1-t)(i - (g+e))(2 + (1-t)(i+g))P_0 \\ &\quad - (1-t)^2(g - g_0)e P_0 \quad (ii) \\ &\quad + (2tg + 2t^2g^2 - t^2g^3)P_0 + tg_0(1-t)e P_0 \quad (iii) \\ &\quad + (t+t_1)(2(1-t)i + (1-t)^2i^2)(P_0 - P') \quad (iv) \\ &\quad - (t+t_1)(2g + g^2)P_0 \quad (v) \\ i &= A_1^* \end{aligned} \quad (3)$$

ii) = 課税前収益率に基づく両者の収益率比較
 $((g+e) - i)$

III 通常の所得税の存在を考慮した土地譲渡所得税の効果

土地譲渡所得税の効果

iii) = 未実現キャピタルゲイン非課税の利益

iv) = 譲渡益税の延納の利益

v) = 譲渡益税の損失

土地の保有の継続(または購入)が有利か、土地の売却(または金融資産での運用)が有利かは、 A_1^* の A_2^* との差(iii), (iv), (v)を比較すれば、(v)を行なった方が有利となる。逆に、 A_2^* の方が大きくなる(それがの値の合計が負)とき、土地の売却が有利となる。

vi) = 税引前の土地と代替資産である金融資産の収益率の格差を考慮する。税引前の土地と代替資産である金融資産の収益率の格差を考慮するかを以下検討する。

(1) 所得税を課した場合の均衡点の変化

従来の命題「 $i=g, P'=0$ なら、譲渡税は中立的となる。」は、法人税を考慮すれば基本式から明らかに成立しないが、法人税の課税後、 $(1-t)i = g$ が成立すれば、新しい命題「 $(1-t)i = g, P' = 0$ とすれば、譲渡税は中立的となる。」が成り立つ。この命題が成り立するかを以下検討する。

i) 未利用地の場合

所得税課税前均衡状況を $i = g$ として、法人税とこれと同率の譲渡所得税(税率 t)を課した場合の均衡条件の変化を検討する。

新規需要者を想定し、未利用地を購入して n 年間保有した場合の収益が、代替資産を購入した場合の収益と同じことを均衡が成立する。

$$A_1^d = (1 + (1-t)i)^n P_0$$

$$A_2^d = (1 + g)^n P_0 - t((1 + g)^n - 1) P_0$$

A_1^d は代替資産を購入した場合の一期後の価値の合計、 A_2^d は土地を購入し未利用のまま n 年間保有し n 年後期後に売却した場合の価値の合計、 n は保有期間であり未利用地として保有するのに合理的な期間と考へる。

$A_1^d = A_2^d$ が均衡状態と定義したいとかい、均衡条件は次のように述べる。

$$(1 + (1 - b)i)^n = (1 + g)^n - t((1 + g)^n - 1)$$

$$(1 - t)i = (1 + g)^n \sqrt{1 - t + t/(1 + g)^n} - 1$$

$$n = 1 \quad \text{なら} \quad i = g$$

$$n = \infty \quad \text{なら} \quad (1 - t)i = g$$

したがって、 $1 \leq n > \infty$ のときは $i \geq g > (1 - t)i$

既存の未利用地の所有者を想定した場合、均衡条件を満たす g' は、土地の取得価格と P' ($P' < P_0$) たゞ新規需要者の場合は $P' = P_0$) である。次のようになら、新規需要者の g より大きくなる。

$$A_1 s = (1 + (1 - t)i)^n (1 - t(1 - a)) P_0$$

$$A_2 s = (1 + g')^n P_0 - t((1 + g')^n - a) P_0$$

$$A_1 s = A_2 s \quad \text{なら}$$

$$(1 - t)i = (1 + g') \cdot \frac{\sqrt{1 - t + (at/(1 + g'))^n}}{1 - t(1 - a)} - 1$$

$$\text{たゞ} \quad a = P'/P_0 < 1.$$

しかし、市場において、 $(1 - t)i = g$ が成立すると、未利用地の需要が減少する可能性がある。なぜなら、新規の未利用地の需要者の場合未利用地のまま永久に保有することではなく、 $(1 - t)i = g$ なるが、永久に土地が未利用とはならないので、 n が有限となり税率が、 $(1 - t)i$ 以上となる。ただし、取得価格がゼロの場合

したがって、 $a > 0$ であつ、 $1 \leq n < \infty$ のとき $i > g' > (1 - t)i$ となる。(1 - t)i = g' となる。

以上より、未利用地を想定し、法人税が課された場合の均衡条件の変化は、一般的の場合、期待地価上昇率(g')は、利率率(i)以下となるが、永久に土地が未利用とはならないので、 n が有限となり税率が、 $(1 - t)i$ 以上となる。ただし、取得価格がゼロの場合

したがって、 $(1 - t)i = g$ が成立すると、未利用地の

需要が減少する可能性がある。なぜなら、新規の未利用地の需要者の場合未利用地で運用することを選択し、新規需要が減少する。 n の場合、土地価格は下落し期待地価上昇率を変化させるので、 $(1 - t)i > g'$ が成立する。

ii 一般の利用されている土地

一般的の土地の収益は、毎期土地から生じる収益と地価の上昇によりキャピタルゲインからなる。法人税を考慮しないと、均衡条件は $i = e + g'$ となる。なお、 e は毎期の土地の収益率、 g' は土地の期待地価上昇率である。

未利用地の均衡条件は、 $i = g$ であつ、 $g' < g$ 。これは、土地が未利用にされる条件が一般的の土地より期待地価上昇率が高くなることを示す。

1 $\leq n \leq \infty$ のとき $(i - e) \geq g'' \geq (1 - t)(i - e)$

$g'' = (1 - t)i$ のときに保有期間に n^* とすれば、保有期間が n^* のとき中立的となる。

$n < n^*$ のとき $g'' > (1 - t)i$ 土地の保有が不利

$n > n^*$ のとき $g'' < (1 - t)i$ 土地の保有が有利

ただし、 $e < i$ のとき $(1 - t)i > i - e$ であるから、 $n = 1 > n^*$ となる。

つまり、 i の場合、すべての保有期間に $i > g$ 、未利用地の保有が有利となる。

以上は、 $P' = 0$ を仮定した議論であるが、 $P' > 0$ の場合、譲渡所得税の延納の利益が小さくなるため、 $P' > 0$ の場合より相対的に土地の保有が不利となる。

以上のように、通常の所得税を考慮することにより、中立性命題が崩れるなど従前の議論を修正しなければならなくなる。厳密な土地譲渡所得税の効果を議論するためには、通常の所得税を無視することはできない。

示す。以下、未利用地の議論を援用し、一般的の土地の通常の所得税が課された場合の均衡条件の変化を議論する。新規土地需要者を想定し、 g を $(g'' + e)$ に置き換え、土地の収益(R)に法人税が課される」とを念頭に置くと次のようになる。

$n = 1 \quad \text{なら} \quad i = g'' + e$

$n = \infty \quad \text{なら} \quad (1 - t)i = g'' + (1 - t)e$

したがって、 $1 \leq n \leq \infty$ のとき $(i - e) \geq g'' \geq (1 - t)(i - e)$

n は保有期間であるが、永久保有の仮定は不自然ではない。

以上より、一般的の土地の場合、期待地価上昇率(g'')は、課税後も未利用地より低くなり、税引後の利子率 $((1 - t)i)$ より小さくなる確率が高い。

(II) 法人税を課した場合の均衡点の変化を考慮した場合の効果

土地譲渡益に対する重課税の効果は、(3)式の a と b 項により明らかとなる。

まづ、未利用地を考えると、(3)式の a と b から、取得価格(P')がゼロの場合 $(1 - t)i = g$ のとき、土地譲渡益重課税は土地所有者に対し中立的となる。

しかし、法人税課税後の均衡条件は、前節の検討から $1 \leq n < \infty$ なら、 $i \leq g > (1 - t)i$ となり、譲渡益税の延納の損失の増加が延納の利益の増加を上回ることになる。すなわち、未利用地の保有が不利となり、狭義のはさだし効果が生じることになる。この場合、修正された中立性命題は崩れる。

一般的の土地を考えると、通常の法人税課税後の均衡条件は、前節

(追記)

本大会で有益なコメントをいただいた討論者の松山大学青野先生に感謝します。

[1] 岩田規久男・山崎福寿・花崎正晴・川上康、『土地税制の理論と実証』東洋経済新報社、1993.

参考文献

[2] 瀬戸大橋課題、『土地の効率化』日本経済新聞社、1989。

[3] Y. Kanemoto, F. Hayasi and H. Wago, "An Econometric Analysis of Capital Gains Tax on Land," *Economic Studies Quarterly*, Vol. 38, 1987.

[4] 金本良嗣、『土地税制の宅地供給阻害効果と地価』西村・川嶋編、『日本の税制・地価』東京大学出版会、1990。

[5] 青野勝広、『土地税制の経済分析』勁草書房、1991。

高速交通体系としての架橋の経済効果

——瀬戸大橋架橋と事前・事後評価の必要性——

はじめに

一九九二年三月、瀬戸内の岡山市で開かれた瀬戸大橋をめぐる国際シンポジウムにおいて、アルマンド・モンタナーリ教授（ナボリ大学・建築学及び都市計画学）は、架橋のような大型プロジェクトについては、その事前評価はもちろん特にそれが地域経済・環境などに与える様々な影響についての事後評価が、公共投資の効率性を高めていく上でも必要なことを提起された。

新全総計画以来目ざされた日本列島における交通通信体系の一環をなす瀬戸大橋（本州四国連絡橋・児島・坂出ルート）は、様々な経過をへて一九七八年十月十日着工、十年の歳月と総工費一兆一九〇〇億円（調査費等を含む）の費用を費やして八八年（昭和六十三）四月十日完成し、以来五年が経過した。

瀬戸大橋は、道路（瀬戸中央自動車道）と鉄道（JR瀬戸大橋線）の併用橋としては世界で最も長い橋であり、その事前・事後評価が必要である。

一 瀬戸大橋の事前評価

高速交通体系としての架橋の経済効果については、まず事前評価をめぐる問題がいくつかあった。それは、

第一に、高度な技術・最先端の技術を有する大型架橋工事の地元企業への波及効果がかなり軽微な問題がある。岡山県側では総工事費七、二三〇億五千万円の約九・五%，香川県側では、発注金額で僅か三・一%にとどまっている。両県合わせても七%前後にとどまつたのは（1）、高度な架橋技術に対し地元企業の技術力が対応できないこと、これらの事業が東京・大阪などに本社のある大手建設事業やその共同企業体などに直接発注され、元請け・下請けの作業員も殆んど中央からの調達であることによる（この点先行の尾道大橋のケースでも同様）。

第二に、事前の環境影響評価と着工後の環境問題がある。一九七七年本州四国連絡橋公団が『環境影響評価書』（本文、資料編）を公表したが、その実施過程において閲覧期間が一週間と短く限られた期間であったこと、国立公園鷲羽山の工事をオープンカットにして自然景観を破壊する恐れがあるなどの問題があつた。この過程を通じ

坂本忠次
（岡山大学）

じて市民運動が起り、鷺羽山の山を削り取るオープンカット方式からトンネル工法に切り替えたことは大きな成果であった。しかし、大気汚染問題としてNO_xの時間値が影響評価書で問題(2)となっていたものが、着工後には、自動車の通行台数が当初の予想をかなり下まわったこともあり、この問題よりもJR瀬戸大橋線の新幹線基準値(八〇ホン)を超える列車騒音問題が浮上したことが注意された。この問題は、JR四国によるディーゼル特急列車の減速、吸音板の設置等防音工事の実施、車輪の技術改善や従来より軽いステンレス製の新型車輪の導入など技術的な改善を通じて八〇ホン以下への改善を見たが、なお根本的な改善には至っていない。

二、架橋五年後の瀬戸大橋の利用状況

と公団の財政問題——料金問題との関連——

架橋五年後の瀬戸大橋の利用状況を、橋の道路部分(瀬戸中央自動車道)の一日平均台数について見ると、瀬戸中央自動車道の開通当初の一九八八年(昭和六十三)度の通行台数は三八五万二八三九台、一日平均一万八二三台であった。二年目の八九年度は一日平均九〇七〇台、三年目の九〇年度九八〇九台、四年目の九一年度一万一二六二台、九二年度一万一九七四台で、二年目から若干落ちこんだが、四年目から再び普通車、大型車などをを中心に当初の平均台数を若干上まわる傾向が見られ出している(表1参照)。

車の通行台数が公団の当初の予想一日平均約二万四五〇〇台をはるかに下回った理由としては、第一に、橋に連動する縦断高速道路(中国地方では山陽高速自動車道、四国側の坂出—松山間の高速自

む生活・業務型の幹線道路へと本格的に転換するかが課題となるのである。

一方、JR瀬戸大橋線の輸送人員は開通後急激に拡大し、一年目で一〇〇〇万人の大台を超え、五年間の乗客輸送人員は五二〇〇万人を超えた岡山・香川の通勤・通学圏の拡大をもたらしている。

上記に見るように当初の予想をはるかに下回る自動車の通行の現状は、橋の利用料金の相対的な高さに大きな原因があったと見られる。瀬戸中央自動車道の通行料金は、早島—坂出インターチェンジ間の片道券で普通車六、四九〇円、軽自動車四、六三〇円と普通車では往復二万円をはるかに超える料金であった。普通車片道券は、早島—坂出北間で六、三九〇円、水島—坂出間六、一八〇円、児島—坂出間五、七七〇円であった。その後の公団による往復割引券の発行により、普通車の往復で早島—坂出間、早島—坂出北間は一円と各々二、〇〇〇円以上の割引となつた。水島—坂出、水島—坂出北、児島—坂出間では二、五〇〇円以上の割引となつていて(ほかに回数券による割引もある)。

瀬戸中央自動車道の料金割引率の拡大と交通量の増大(通行量の価格弹性値の大きさ)との関連をどのように予測するかであるが、岡山大学の中村良平教授は、大型車よりも普通車の需要の価格弹性値が高いこと、全車種を総合すると現行正規料金の五七%位に実効料金を定めることができると予測した(3)。瀬戸大橋の料金が当初からフェリー業務との競争的共存を前提に設定されていたので、このモデルの実現は当面政治的には困難となつていて、通行台数が当初の予想を大幅に下回つたこともあり、本四公団の

財政収支はかなり逼迫した。

公団の一九九〇年(平成三)度の事業収支を例に見ると、収入五、一二四億七、三〇〇万円、うち出資金二五六億四、九〇〇万円(五一〇%)、借入金三、五四二億二、四〇〇万円(六九・一%)、業務収入四〇一億五、〇〇〇万円(七・八%)、業務外収入一一億八三〇〇万円(〇・二%)、日本国有鉄道清算事業団受入九二三億五、二〇〇万円(一七・八%)となつていて。道路部分と鉄道部分とがあるが、鉄道部分は日本国有鉄道清算事業団の支払部分が主な収入である。道路部分では橋の料金収入等業務収入が僅か七・八%に対しても借入金が六九・一%と実に七割近くを占める。うち財投による政府引受債三六・七%、繰故債三六・二%、民間借入金六・二%などとなつていて。

これに対する支出は、五、〇五六億七、一一〇万円で、うち他の二橋等の建設費一、〇九五億八、一〇〇万円(一一・七%)、業務外支出三、七八五億四、六〇〇万円(七四・八%)となつていて。九一年事業年度(平成四)末の繰故債・借入金残高は、二兆八、一九九億円に達し、元利金支払など業務外支出を膨張させており、元利金支払など公団の業務外支出を膨張させ公団財政収支を厳しくさせていている。

したがって、政府分としての道路整備特別会計からの出資金のほかに三橋ルート周辺の各府県からの出資金(事實上の自治体支出

表1 瀬戸中央自動車道交通(経年変化)

	普通車	大型車	特大車	軽自動車等	合計
1988年度	8,045	1,236	689	853	10,823
1989年度	6,398	1,648	394	630	9,070
1990年度	6,872	1,991	282	664	9,809
1991年度	7,961	2,228	311	762	11,262
1992年度	8,580	2,296	308	790	11,974

(注) 本四公団第二管理局資料による。

瀬戸中央自動車道の運行目的別の利用形態を見ると、平日ではレジャーよりも業務の運行目的が七〇%にまで増えている。一方、休日ではレジャーのほかに、業務よりも日常行為が増え三四%に達している(平成四年度)。日常行為とは出勤、登校、家事、買物、帰社、帰宅、業務とは会社、官庁等の業務、レジャーは社交、娛樂、観光、レクリエーションなどをさすが、休日の家事、買物、帰社、帰宅などの利用が増えていることを指摘できる。瀬戸大橋が、当初の観光レジャー型道路からいかにして観光レジャーを含む形態を見ると、平日ではレジャーよりも業務の運行目的が七〇%にまで増えている。一方、休日ではレジャーのほかに、業務よりも日常行為が増え三四%に達している(平成四年度)。日常行為とは出勤、登校、家事、買物、帰社、帰宅、業務とは会社、官庁等の業務、レジャーは社交、娛樂、観光、レクリエーションなどをさすが、休日の家事、買物、帰社、帰宅などの利用が増えていることを指摘できる。瀬戸大橋が、当初の観光レジャー型道路からいかにして観光レジャーを含む形態を見ると、平日ではレジャーよりも業務の運行目的が七〇%にまで増えている。一方、休日ではレジャーのほかに、業務よりも日常行為が増え三四%に達している(平成四年度)。日常行為とは出勤、登校、家事、買物、帰社、帰宅、業務とは会社、官庁等の業務、レジャーは社交、娛樂、観光、レクリエーションなどをさすが、休日の家事、買物、帰社、帰宅などの利用が増えていることを指摘できる。

金)が年々増大する傾向が見られる。瀬戸大橋分の九三年度予算では、岡山・香川各県二〇億八、四六一万六、〇〇〇円、高知県六、〇六七万二、〇〇〇円、九二年度までの三県の出資金累計額は約三八五億円に達している。

三 高速交通体系としての架橋の経済効果と

今後の政策課題——むすびにかえて——

高速交通体系としての経済効果は、短期と長期のものがある。

短期的には、まず第一に観光面への影響であるが、架橋による観光ブームは二年で沈静化した。ただ四国側の高速道路の開通によって高知県側の観光ブームが九二年後半からもたらされた。

第二に、流通業への影響については、瀬戸大橋をはさんだ岡山県側の早島・吉備地区の流通センター及び香川県側の瀬戸大橋流通センターへの流通関連卸売業及び物流会社等の立地が進んだ。しかし、商業販売額では岡山・香川エリアの宅配便の増大は見られたが卸売販売額の増大はそれ程見られず、岡山県児島地区の旧商店街のように架橋により衰退化を見せつた地域も見られる。

中長期的には、第一に、中四国における架橋高速交通体系の整備が周辺地域の工場立地を促進させ、産業構造を基礎資源型から高付加価値型へどのように転換させていくかであるが、現在までのところ経済不況の影響もあり、製造業への影響はかなり小さい。なお、その際、大会報告の会場での質問にもあったが、高速交通体系による工場の規模拡大効果を測定していくべきこと、輸送効果と荷主便益の計測、そのための最適の料金体系などの検討も今後必要であろう

日本経済における中央・地域政府階層的財政構造下での最適安定化政策

伊藤 幸雄

(大阪経済大学)

一 序

本報告では、日本経済における中央政府と仮想的な地域政府(1)との階層的な財政構造に着目し、その具体的な小規模計量モデルを使った政策シミュレーションによって、これらの政策理論の現実的適応性を問うこととする。第二節では、日本全国を八地域に分割した地域・中央政府における階層的財政構造について述べ、第三節では、最適地域交付税(2)政策を階層的制御政策の計量的接近として定式化し、第四節では、それらの地域政府と中央政府(日本政府)との、いわゆる地域交付税を通じた財政的階層構造に関する国民・地域経済の計量モデルを構築し、推定し、第五節では、その政策シミュレーションを行い、ここで展開された階層的制御政策の意義とその政策分析的実証可能性をみる。最後に、ここで展開された問題点と将来的課題を述べる。

二 階層的財政モデルの構造

ここで問題設定は、国民経済における、後に述べる地域政府と中央政府(日本政府)は、それぞれ独自の政策目標を掲げて最大厚生(最小厚生損失)を達成しようとしている。その際、政策当局は、

う。

第二に、瀬戸大橋をはさんだ湾岸の広域都市圏(生活・買物、通勤、通学、業務、レジャー)の形成——各地方都市のゆるやかな連携とネットワーク化——がどのように展開していくかである。

いざれにしても、現行の三橋ブル制による料金体系には問題も多い。政府資金のあり方を含め各橋毎の採算性を考えるか、三〇年償還を延長し(例えば五〇年に)低料金体系のもとで利用効果を最大限にしていく方策が、公團財政の改善と大型公共投資の効率性を高めて行く上でも望ましい改革方向と言えるかも知れない。

(1) 岡山県商工会議所連合会及び坂出市架橋工事促進協力会の調査による。

(2) 一九七八年、NO_xの一時間値の日平均値を〇・〇二 ppm から〇・〇四~〇・〇六 ppm に緩和した。

(3) 坂本忠次・中村良平編著『瀬戸大橋と地域経済・環境問題』山陽新聞社、一九九二年、第五章参照。

(4) 『木州四国連絡橋会議要覧』九二年版による。

それぞれの経済構造に基づいて最適安定化政策を行うと仮定する。しかし、地域経済の構造は必ずしも、国民経済とは独立ではなく、したがって中央政府と地域政府は財政的になんらかの関係があるのは周知の事実である。ただし、中央政府と地域政府の意思決定は完全に分権化されており、中央政府と地域政府、および地域政府同士間の目標にはなんらの従属性はないものとする。

われわれは、分権化された階層制御政策の一つの説明的応用例として、ここで述べられた地域交付税と地域税によって賄われる財政支出と地域税収入の予算制約式を想定して、日本の地域経済と国民経済の最適安定化政策の検討をしてみることにする。

まず、対象地域は、日本全国を構成している八地域、すなわち、北海道、東北、関東、中部、近畿、中国、四国、および九州とする。各地域の変数は、その地域内の都道府県の各経済変数の集計値とする。したがって、地域経済と国民経済の階層相互依存関係を考慮することによって、日本経済における中央・地域政府間の財政構造を見ることができる。

まず、地域モデルのプロトタイプから述べることにしよう。モデルは教科書的なケインズ型モデルと地域と国との財政関係式、および地域税収入の制約式からなりたっている(Gramlich, 1969)。

地域経済プロセスモデル：

$$C_{it} = a_{i0} + a_{it} Y_{it-1} \quad (1)$$

$$I_{it} = b_{i0} + b_{it}(Y_{it-1} - Y_{it-2}) + b_{iz} Y_{it-1} \quad (2)$$

$$V_{it} = C_{it} + I_{it} + G_{it} + B_{it} \quad (3)$$

$$G_{it} = c_{i0} + c_{it} S_{it} + c_{iz} T_{it} \quad (4)$$

$$T_{it} = d_{i0} + d_{it} Y_{it} + d_{iz} (G_{it} - S_{it}) \quad (5)$$

変数：

$$C_i = i \text{ 地域民間消費}, I_i = i \text{ 地域民間投資}, Y_i = i \text{ 地域内総生産}, B_i = i \text{ 地域移出・入(純)}, G_i = i \text{ 地域財政支出}, S_i = i \text{ 地域交付税}, T_i = i \text{ 地域税} (i=1: 北海道, i=2: 東北, i=3: 関東, i=4: 中部, i=5: 近畿, i=6: 中国, i=7: 四国, i=8: 九州)$$

(1), (2), (3)は、それぞれ消費関数、投資関数、および総需給均衡式で簡単なケインズ型・乗数加速度モデルであり、(4), (5)式は、それぞれ、地域政府の財政支出と税収入の制約式であり、前者は国から地域交付税と地域税収入によって地域の財政支出が賄われることを意味し、後者は、地域税収入がその地域の所得と財政需要額と交付税の差額に比例して徴収されることを意味し、ともに、地域財政・収入に関する制度的制約式と考えることができます。この場合、財政支出と財政収入は、内生化されており、中央政府および地域政府が制御できる政策変数は、交付税額 S_i と T_i これを制御変数とする。

一方、財政部門を含んだ国民経済は次のモデルで表される。

$$C_{0t} = a_{00} + a_{01} Y_{0t}$$

(6)

III 地域・中央政府間における階層制御政策

前節で示された財政構造関係は、中央政府からの一方的な、いわばトップダウン伝達方式で、システム制御論的に言えば、階層制御(hierarchical control)の一種と考えられる。ただし、各地域の相互作用はなんのこ没有。

(1), (2)を(4), (5)を考慮しながら(3)に代入して整理するべく、域内総生産 V_{it} ～収支税 S_{it} の状態方程式モデルが得られる。

$$\begin{aligned} V_{it} &= A_{it} y_{it-1} + B_{it} u_{it} + C_{it} z_{it} \\ y_{it} &= Y_{it}, \quad u_{it} = S_{it}, \quad z_{it} = \begin{bmatrix} 1 \\ B_{it} \\ Y_{it-2} \\ R_{0t} \end{bmatrix} \end{aligned} \quad (7)$$

一方、国民経済は、次の状態方程式モデルが成立する。

$$y_{0t} = A_{0t} y_{0t-1} + B_{0t} u_{0t} + C_{0t} z_{0t} \quad (8)$$

$$y_{0t} = Y_{0t}, \quad u_{0t} = S_{0t}, \quad z_{0t} = \begin{bmatrix} 1 \\ B_{0t} \\ Y_{0t-2} \\ R_{0t} \end{bmatrix} \quad (9)$$

最適制御問題の一つの構成要素である地域と国民経済の限定

された意味での厚生損失関数を考える。これらは以下で示されるように二次関数で表される。まず、下位レベルでの地域政策当局(地域政府)の目的は、それそれの産出に関しては、それぞれの地域内総生産と望ましい経済成長経路沿ったその希望水準との乖離を最小にするようだ。またそれを達成するような行政的コスト、すなわち財政収支のバランスをとるような政策をとることが望ましい。したがって、この二つの要請を表現した次の二つの評価関数を表す。

$$I_{0t} = b_{00} + b_{01}(Y_{0t} - Y_{0t-1}) + b_{02} Y_{0t-1} \quad (7)$$

$$Y_{0t} = C_{0t} + I_{0t} + G_{0t} + B_{0t} \quad (8)$$

$$T_{0t} = c_{00} + c_{01} Y_{0t} \quad (9)$$

地域交付税分配式：

$$S_{0t} = d_{00} + d_{01} S_{0t} \quad (10)$$

$$S_{0t} = \sum_{i=1}^8 S_{it} \quad (11)$$

財政收支均衡式：

$$T_{0t} = G_{0t} + S_{0t} + R_{0t} \quad (12)$$

ここで、単純化のため、財政収入を国税 T_0 だけとし、国債償還分、その他の残余の支出は R_0 として、他の財政支出 G_0 と交付税合計 S_0 とともに均衡していると仮定する。しかし、実際は財政支出入にその他の構成要素も多くあり、それらの存在による不完全誤差は免れないと注意しなければならない。(6), (7), (8)は、地域モデルと同様のケインズ型・乗数加速度モデルである。(9), (10), (11)は、国税関数、中央政府による地域交付税分配式、および政府支出の制約式である。(12)式が中央政府と地域政府を結ぶ情報伝達式の役割を果たす。

なお、地域経済と国民経済の投資関数の加速度要因に第一階差分だけ時間的遅れがあるのは、モデルの構造推定の際に、結果的に、それぞれの係数において統計的に有意な結果が採用されたためである。また移出入や輸出入はそれらの差 B によって GDP や地域内総生産の定義式の中で、外生的にバランスされていく。

(6)

われると考えられる。いま一期先までを政策期間とする短期最適安定化政策を想定すれば、

$$J_{it} = \sum_{r=i}^{t+1} q_{ir} (Y_{ir} - \hat{Y}_{ir})^2 + r_i (T_{ir} - G_{ir})^2 \quad (13)$$

ただし、 $q_{ir} r_i$ は、地域政策当局の政策加重係数で、 $q_{ir} \geq 0, r_i > 0$ など、 $q_{ir} = 0$ の場合、政策当局が均衡財政のみを政策目的として安定化政策を考えることを想定する。

一方、国民経済における中央政策当局の評価基準は、地域厚生損失関数と同様にして、GDP に関する現実と希望水準の乖離を最小化する。ただし、中央政府の財政収支を均衡させることもある。それは次の二次関数で表すことができる。

$$J_{0t} = \sum_{r=t}^{t+1} \{q_{0r} (Y_{0r} - \hat{Y}_{0r})^2 + r_0 (T_{0r} - G_{0r})^2\} \quad (14)$$

ここで、 $q_0 \geq 0, r_0 > 0$ は中央政策当局が決定すべきことである政策加重係数である。

これまでの準備により、地域と国民経済の最適安定化政策問題は、次のように定式化できるであろう。

定義1：(地域経済の最適安定化政策問題)

地域政策当局の目的は、地域厚生損失関数 J_{it} を、地域財政構造も含んだ経済構造方程式(13)の制約の下に、最小化する。また、地域交付税をもとめることが可能である。このとき

各地域への地域交付税の配分は交付税配分式(1)によって行われる。
すなはち、定義(1)にしたがって、地域経済の最適問題を解くことにより、まず、評価関数 \hat{J}_{it} は、次のように書き換えるられる。

$$J_{it} = \sum_{\tau=0}^{t+1} \{q_i(Y_{it} - \hat{Y}_{i\tau})^2 + f_{it}\hat{y}_i(S_{it} - \hat{S}_{i\tau})^2\} \quad (17)$$

ただし、

$$\hat{S}_{it} = (-f_{it} - f_{i1}Y_{it})/f_{iv}$$

$$f_{iv} = (d_{i0} + d_{i2}c_{i0} - c_{i0} - c_{i2}d_{i0})/(1 - c_{i2}d_{i2})$$

$$f_{i1} = (d_{i1} - c_{i2}d_{i1})/(1 - c_{i2}d_{i2})$$

$$f_{i2} = (d_{i2}c_{i2} - d_{i2} - c_{i1} + c_{i2}d_{i2})/(1 - c_{i2}d_{i2})$$

$$f_{i3} = f_{i2}^2/(1 - c_{i2}d_{i2})^2$$

同様にして、中央政府の評価関数 \hat{J}_{0t} は、次のように書き換えられる。

$$J_{0t} = \sum_{\tau=0}^{t+1} \{q_0(Y_{0t} - \hat{Y}_{0\tau})^2 + r_0(S_{0t} - \hat{S}_{0\tau})^2\} \quad (18)$$

したがって、変数を再定義すれば、それぞれ次のようないくつかの最適制御政策方程式が得られる。

地域政府最適制御政策：

$$\begin{aligned} u_{it}^* &= -[B_i^2 q_i + (f_{i1}B_i + f_{i2})^2 r_i]^{-1} \\ &\times [(B_i q_i + (f_{i1} + f_{i2})r_i f_{i1}) A_i y_{it-1} \\ &+ \{B_i q_i C_i + (f_{i1}B_i + f_{i2})r_i f_{i1} C_i\} z_{it} \\ &+ (f_{i1}B_i + f_{i2})r_i f_{i0} - B_i q_i \hat{Y}_{it}] \end{aligned} \quad (19)$$

中央政府最適制御政策：

$$\begin{aligned} u_{0t}^* &= -(B_0^2 q_0 + r_0)^{-1} [B_0 q_0 (A_0 y_{0t-1} - \hat{y}_{0t}) \\ &+ B_0 q_0 C_0 z_{0t} + r_0] \end{aligned} \quad (20)$$

図1 最適目標軌道（北海道）

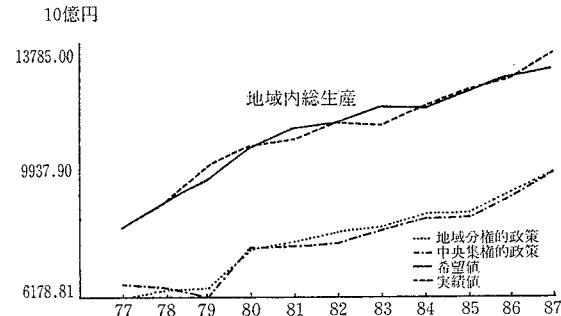


図2 最適目標軌道（東北）

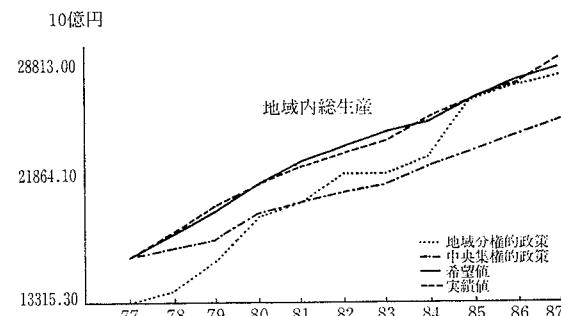
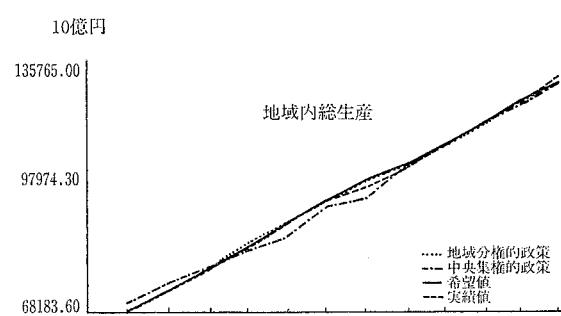


図3 最適目標軌道（関東）



標希望方程式(4)によって係数推定する。それらを基礎として、最適制御方程式の値が、それらの係数や過去のGDPや地域内総生産、与件変数、および目標希望値を導入して(19式、20式から計算される。その際、評価関数における目標変数と制御変数に関する妥当な政策加重係数を、試行錯誤を繰り返し、さまざまな最適交付税の動力学的経路を比較しながら、見つけだし、その妥当な結果と思われる目標軌道の動的経路を描いたものが図1から図9で示されている。）

では、前述した二つの制御政策を考えることにする。それは、(i)中央集権的政策と、(ii)地域分権的政策である。(i)は中央政府がまず、財政収支均衡を保ちながら、国内総生産をその希望成長経路に沿うような最適交付税額を決定する。それを交付税配分式によって各地域の最適交付税を決定する。一方、(ii)は、まず、各地域において、各地域政府の財政収支均衡を保ちながら、それぞれの地域内総生産の希望成長経路をたどるように、自主的に最適交付税を決定する。

さて、次にこれらの解の意味について考えよう。まず、意志決定の順序により、次の二つの政策決定方式が考えられる。それは、(i)地域分権的政策決定方式と、(ii)中央集権的政策決定方式である。前者は、地域経済の厚生損失を最小にするような各地域の最適地域交付税をまず決定し、それらを集計して国民経済における地域交付税額を決定する方式であり、後者は、国民経済の厚生損失を最小するような最適地域交付税額をまず考えて、それを交付税配分方程によつて、各地域の交付税配分額を決定する方式である。しかし、現実には、いずれの方式も採用されているわけではなく、基準の財政需要と財政収入の差額に基づいて決定している。(i)では、仮想的な交付税制度としての(i)、(ii)において最適交付税がどのように算定され、それらは、この二つの制度でどのような相違があり、各地域でどのような特徴があり、また中央政府の最適政策の影響力がどの程度か、また現実値と比べてどれくらいの乖離があるのかを政策シミュレーションを通じて、ここで展開された地域と中央政府の階層的財政構造の意義を考えることにしよう。そのため、次節で、本節のはじめに述べられた日本全国を八地域に分けた地域と国民経済全体の計量モデルを使った政策シミュレーションの結果を示そう。

シミュレーションを通じて、ここで展開された地域と中央政府の階層的財政構造の意義を考えることにしよう。そのため、次節で、本節のはじめに述べられた日本全国を八地域に分けた地域と国民経済全体の計量モデルを使った政策シミュレーションの結果を示そう。

四 政策シミュレーションの結果

第三節で説明した政策理論を適用可能性を探るために、都道府県を統合した地域および国民経済の昭和五十年から六十二年までの年次名額データを使用して、まず各地域の構造方程式、交付税分配方程式、および過去の成長率を考慮した第一階回帰モデルを日

そして、各地域の最適交付税の積み上げによって中央政府の最適交付税総額を決定する方式である。実際は、中央集権的政策に似た制度で、地方交付税は決定されているが、ここでは、比較の対象として、仮想上の制度が仮に存在した場合、各地域経済、および国民経済にどのような影響を及ぼすかを検討する。前者は、最初、中央政府の最適制御軌道（中央集権的政策）が決定された後、各地域の最適制御軌道（中央集権的政策）が決定される。後者は、最適交付税

（地域分権的政策）の積み上げによって、中央政府の最適交付税総額が決定され、地域分権的政策の最適制御軌道が決定される。また、それぞれの政策方式に基づく最適制御軌道を、元の状態空間モデルを通じてもたらされた地域内・国内総生産の最適目標軌道が図1から図9に描かれている。さらに、実績値とこれらの政策がどれだけ乖離しているかの指標として、次に定義される制御誤差と目標誤差を検討してみよう。

図4 最適目標軌道（中部）

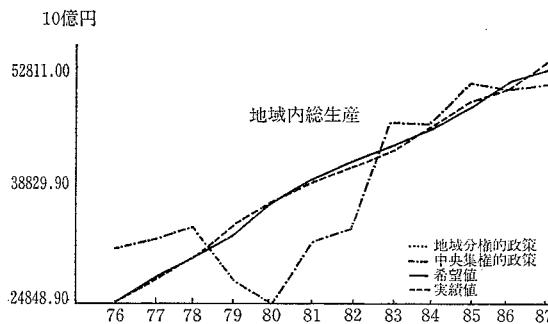


図5 最適目標軌道（近畿）

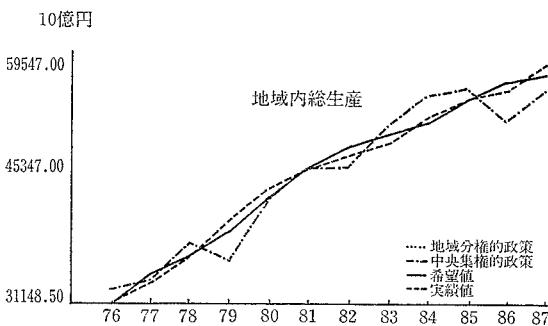


図6 最適目標軌道（中国）

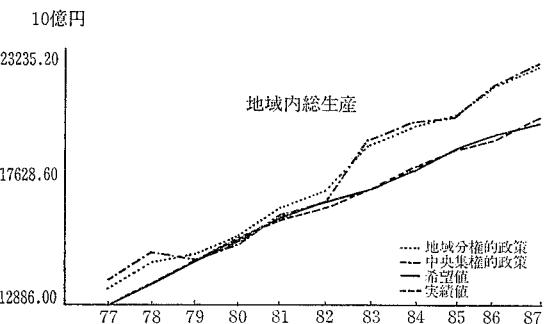


図7 最適目標軌道（四国）

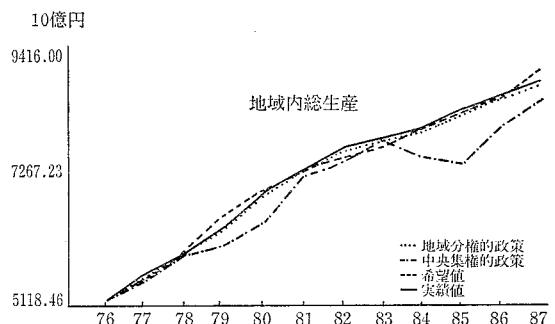


図8 最適目標軌道（九州）

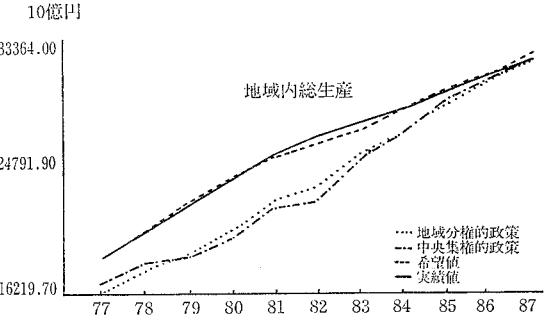
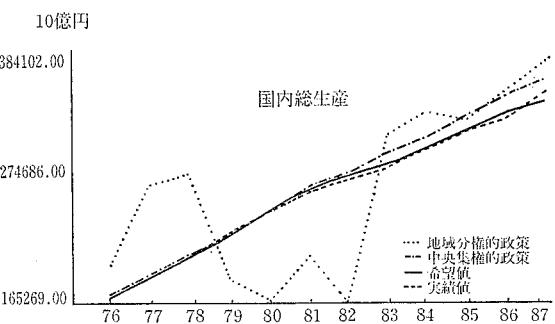


図9 最適目標軌道（全国）



これらの図と表から次のことが言えるであろう。もし、交付税制度として地域分権的政策を採用していたならば、すべての制御誤差が中央集権的政策に比べて大きいので、各地域および中央政府は、前述した二つの政策目的、地域内・国内総生産の希望成長経路と財政収支均衡達成のために、実績値をかなり上回る交付税収入額が必要であったことを意味している。特に、東北、四国、九州はその額が非常に大きい。しかし、それに対する目標誤差は、北海道と東北

を除けば、中央集権的政策の変動に比べて、小さいので、地域内総生産は、実績値および希望値に沿った安定した成長経路をたどったであろう。一方、中央集権的政策は、地域分権的政策に比べ、低く交付税総額を抑えることができ、かつ安定な国内総生産の経路を達成することがわかる。しかし、各地域の交付税額も同様に低く抑えられ、目標誤差が大きくなり、地域内総生産の変動が大きくなる傾向がある。関東、中部、近畿、四国はその傾向が強い。したがって、

表1 制御誤差 = $\sqrt{\sum (u_t^* - u_t)^2 / n}$

(単位: 10億円)

地域名	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国	四国	九州	全国
地域分権的政策	281.7	1595	362.9	491.4	497.4	2807	1222	3565	9248
中央集権的政策	215.1	475.2	311.3	229.1	205.26	257.2	192.3	503.2	2381

ただし、n=政策視界期間、u* = 最適制御値、u = 実績値

表2 目標誤差 = $\sqrt{\sum (y_t^* - y_t)^2 / n}$

(単位: 10億円)

地域名	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国	四国	九州	全国
地域分権的政策	3286	2244	1937	557.9	790.3	1458	134.0	2555	57843
中央集権的政策	3188	2033	2457	4905	2421	1594	395.6	2591	10116

y* = 最適目標値、y = 実績値

中央政府が地域分権的政策を採用した場合、地域に配分される交付税総額は、非常にドラスティックに変化させる必要があり、国内総生産も大きく変動することになるであろう。現実の交付税制度は、中央集権的傾向が強いので、この傾向を支持する結果となっていると思われる。これらの結果は、地域によって最適交付税額が実績値に比べて、乖離が過大であったり、非現実的な負の値が現出したので、それらを回避しながら厚生損失

関数における域内・国内総生産とその希望値との乖離および財政収支にかかる政策加重係数を調整して得た結果である。特に、関東、四国、および全国を除いた他の地域において、財政収支に極端に大きなウエイトを負荷しなければ実績値に近い最適政策を得られなかつた。しかし、上記の関東と四国地域は、それとは逆に、前者の費用に相対的に大きなウエイトが負荷された場合に現実的な最適政策を得ており、これら地域における政策決定の特徴となっている。

五 問題点と将来的課題

この報告では、二段階レベルの簡単な階層制御政策の理論と日本の中央政府と全国八地域に分けた地域経済の地域政府相互間の交付税制度への政策シミュレーションによる実証的応用を示した。その結果は、現実の中央集権的政策決定方式に類似したものであったが、地域分権的政策と中央集権的政策の効果は、地域による差異がかなりあることが判明した。特に、大都市をもつ関東、近畿、中部の地域とそれ以外の地域とでは大きな格差が存在するので、地域分割の仕方に依存すると思われる。また一部の地域の最適交付税が負となり、非現実的な値となっているので、これを改善するために、例えば、地域財政収入のかなり大きな部分を占める地域債、あるいは国庫支出金などを導入したモデルの精緻化が必要であろう。また、この報告では現実的な正の最適交付税を得るために、財政収支費用に大きなウエイトを負荷しなければならず、ウエイトに関して最適制御政策は極めて敏感に反応することがわかった。さらに、政策情報構造においては、ローカル局であるサブシステム同志の相互作用は

ないものとして無視したが、現実には、地域経済間に相互作用は存在するので、これらを考慮した階層制御政策を考慮すべきである。

- (1) 実際には、地域政府といふものは実在しないが、地域経済における仮想的な分権化された意志決定機関が存在するという仮定のもとに以下の議論を開闢する。
- (2) なお、(1)では現実の県単位の地方交付税と区別するため、地域交付税という用語を使用する。
- (3) この場合、中央政府が地域政府に影響を与える政策変数ならば、S₀以外の変数である。ただし、国・地域のどちらのモデルも GDP や地域内総生産に影響を与える税が消費開数の中に含まれていないので、将来の課題として、可処分所得に依存する消費開数をモチルに導入すべきであろう。
- (4) このモデルを採用する理由は、中央・地域の政策当局において現実的とは現実的な政策と思われ。

参考文献

- [1] Gramlich, E. M. (1969) "State and Local Governments and Their Budget Constraint," *International Economic Review*, Vol.10, pp.163-182.
- [2] 恒藤泰雄 (1983) 「地域内総生産モデルの安定化政策——分権的地域経済モデルの適用——」『日本経済政策学会年報 XXXVII』勧業出版社。

村上泰亮著

『反古典の政治経済学

一上・下

新野幸次郎

<神戸大学>

中央公論社、1992年、上360ページ、下556
ページ、定価上2,400円、下2,350円

私が住んでいる神戸市の中央図書館の会誌の最近号に、驚嘆すべきことが書かれていた。同館で比較的頻繁に貸出されるノン・フィクションの本の中に私がいま書評の対象として取り上げた村上教授の本書が挙げられていたからである。そう言えども卒業して二十年近くなる私のゼミ生が、最近のハウ・ツーものや時論風の経済図書の横行を嘆き、本書を熟読していくも考えさせられていると言つてたのを想い起す。

本書は「進歩史観の黄昏」と副題のついた上巻と「二十一世紀への序説」という副題のある下巻からの二巻から成り、全体で十二章から成る大著である。村上教授はかつて『産業社会の病理』（一九七五年、中央公論社）において、産業社会が次の三つの点で危機に瀕しているとした。（一）大量消費の時代となって価値感が変化したこと、（二）地球的資源の限界が自覚されるようになったこと、および、（三）先進国と開発途上国との摩擦が激化したこと、などがそれである。われわれが書評の対象としている本書も、必ずしもこうした問題意識から独立している訳ではない。ただ、表題の『反古典の政治経済学』が象徴しているように、著者がこの三十年間痛感してきた伝統的な政治経済学、すなわち、マルクス経済学や近代経済学などが、いずれも進歩主義的な、単線的歴史観に立脚していることへの疑問、ないし、不満から、從来の政治経済学を批判してみようという意図があつたために、文字通り『反古典的政治経済学序説』と著書自身が述べているような理論的構成になっている。

著者は本書の序で、しかし、「反古典の政治経済学のポジティブな内容について、私がまったく見透しを持っていないわけではなく、ある程度作業も試みている。その内容は、幾つかは生物学風な枠組、基本的に情報を基幹概念とする論議枠組になることであろう。」とのべているように、こうした古典的政治経済学の批判を通じて新しい体系をつくりあげようとしている。その方向を示唆するのは、つい最近出版された『マニフェスト・新しい経済学』（西山登一・田中辰雄両氏と村上氏との共著、一九九四年、中央公論社）に載っている村上教授の論文「反古典的方法序説」であろう。ここでは、産業化の経済学のために、（一）その全体的ダイナミックスを取り扱うマクロ理論と、（二）経済主体間の調整メカニズムを取り扱うミクロ理論とか建設されることが必要であること、しかも、経済発展が、均衡よりも「創造的破壊」、結果よりも経過ということから、物体の運動よりも生物学の扱う進化の学として経済学を描こうと述べている。

界像を作り変えようとする人間の本性を生かしつつ、思想の自由を基本にして新たな選択をしてゆくべきではないか」と呼びかけている。教授かもし、健康であられたら、ここでとりあげた独特な方法論を完成し、本書で課題とされた産業化、ナショナリズムおよび經濟的自由と平等という、現代社会が直面している三つの問題についてより具体的な体制づくりの道を示されたかもしれない。われわれは惜しい人を失なった。しかし、いまそのことを嘆いている訳にゆかない。われわれは、ともすれば技術的な問題にのみ眼を奪われがちであったり、單線的歴史観に陥り易いことへの教授の警鐘を真剣に受けとめて、それそれが新しい政治経済学の開拓に努めなければならない。

また、経済学の分析対象の基本単位である個体としての人間は、物理学の対象とする物体とは違つて、それ以上分割不可能な個体であるところからも生物学の場合の有機的個体に似ており、しかも、その個々の人間は自分と、他人と、それ以外のものに働きかけることによって生存できる、いわば、相互作用の中で存在できるものであるから、経済学は従つてネットワーク論として展開しようといふ全くユニークな主張を導出している。

村上教授はすでに引用した序文で、新しい経済学が「情報を基幹概念とする論議枠組になるであろう」とのべているが、それはこうした人間の相互作用を、物的なファジカルな相互作用と情報的なインフォーマル相互作用とに分け、後者をさらに、手段的・部分的なそれと、本質的・総括的なそれとに分け乍らそれらのネットワークとして経済学の新しい体系をつくることを呼びかけている。実は、私自身、若干の小論を発表したように、システム・ダイナミックス的に変化してゆく経済現象を、伝統的なシステム・スタディックス的な分析方法である機械論的または要素還元主義的な方法で解明することの問題点をいかにして克服するかで苦しんできた。私はそれを生理学の発想をとりこむことによつて見出そうとしていたが村上教授は、生物学の手法を通して開発しようとしておられる。

教授は、下巻の「跋—著者による簡約」でも、本書を貫く主題は、「これまでの意味の正義や進歩の觀念を清算すること」であったと述べているが、それを展開するためにいかに方法論的な工夫をし、広い視野から文献を涉獵しておられることが、第三回読売論壇賞の受賞記念講演会で教授は、「現システムに安住するのではなく、世

水野朝夫著

『日本の失業行動』

之
弘清
<明治大学>

中央大学出版部、1991年、vii+374ページ、
定価 6,180 円

てこられた水野教授が、研究成果をまとめて公刊された本書は、経済学的に価値の大きい著作である。

研究の目的と概要が、序章で説明されている。書名とされた「失業行動」という用語はユニークであるが、それは失業率の水準との変動、失業の構造とその変動を総称する概念であるという。なぜ「行動」かといふと、「失業の水準および構造は決して偶然の所産ではなく、それが集計的なデータによって明示的に測定されているかどうかは別にして、労働者と雇主による意思決定を反映したものであると解釈されねばならない」から、この研究は失業行動の研究であると著者は説明している。

失業が労働者と雇主の行動の結果として現れる現象であるという視点が、本書の特徴のひとつである。とすれば、労働者および雇主の失業に関連する行動の整理がまず必要であろう。たとえば、失業者が失業状態から逃れようとする行動すなわち求職行動、就業者の失業状態へ向かう行動すなわち離職行動、そして雇主が労働者を採用したり解雇したりする行動がある。

このような行動のカテゴリを、序章でもう少し詳しく解説していただけたら、専門を異にする者にも読みやすくなつたかと思われる。たとえば、第七章では、労働者の男女年齢別の求職行動が分析され、第九章では、失業保険受給者の行動が分析されている。これららの行動が、著者のいう失業行動一般の枠組みのなかでどう位置付けられるのか。そういう理論的な枠組を、もう少し明確にしておいてほしかったと思う。もっとも、これは「失業行動」という考え方になじみのなかつた評者の理解不足であつて、著者は十分に説明

しておられることかもしれない。

序章から第三章までが理論編である。これまでに提出された失業の理論の検討がなされているが、単なる外国の理論の紹介におわつてはいない。独創的な分析方法が使用されている。水野教授が着想された「雇用失業率」の概念は、西川俊作教授によつて「コロンブスの卵」と評されたユニークな概念であり、失業分析の有力な武器となつて学界に普及している。たとえば、最近の日本の六〇・六四歳男子の雇用失業率は一四ペーセントといつても、いわゆる完全失業率だけをみて、単純に日本の失業率は低いといつてはいる。完全失業率だけを見ると、雇用失業率の概念が重要な分析用具であることは明らかである。

第四章以降、かなりのページが日本の失業行動の実証分析にあつてられている。一九七〇年代のオイル・ショック後に、多くの先進諸国は「失業の時代」にはいったが、日本の失業率は、不況の時期でも三ペーセントをこえることはなく、日本の労働市場は例外的に良好な状態にあると評価されてきた。しかし、労働需給のバランスを示す失業率の水準だけで、労働市場のパーソーマンスないし効率性を評価することには問題がある。日本では、いたん失業するとその状態が長びいたり、失業が潜在化する傾向がある。

UV曲線を利用した日本の失業行動の分析がなされている。その結果、失業率の変動を負債率の変化だけで説明することが困難になった事実が明らかにされている。すなわち、一九七五年ごろまで成立していた安定的なU-V関係が崩壊してきたことが確認される。労働力需給におけるミスマッチ増大の現象である。

ついで、失業のフロー分析がなされる。日本の失業研究の多くは、いわゆるストック・側面からの分析であった。水野教授は、はやくから失業のフローの側面に着目して分析を重ねてこられた。この分析によってストック・データでは解明できない日本の失業の特徴が明らかにされる。とくに、労働力と非労働力の間のフローを検討することによつて、求職意欲喪失効果の大きさを確認できる。さらに、アメリカと日本の失業率の相違にかんする解析、失業の深刻度について論じられている。

失業のストックとフローの関係を重視する著者は、次の点が本書の特徴であると語っている(『日本労働研究雑誌』一九九二年一〇月、六〇頁)。第一、ストック分析とフロー分析を併用し、それぞれの分析手法を活用する。第二、日本の失業統計調査上の問題点を配慮して、完全失業率と雇用失業率の双方を分析対象とする。第三、男女別に分割したデータにもとづいて、失業行動を分析する。

評者の個人的な関心もあるが、失業の周辺部分にある労働力の測定についての理論的な検討と実証分析、および失業政策ないし雇用政策について、水野教授のユニークな研究成果が発表される日が期待される。これは、日本の失業研究の重要な課題であろう。そのような発展のための強固な土台を構築したという点でも、本書の意義は大きい。

平成四年度・労働関係図書優秀賞(日本労働研究機構・就労新聞社後援)に輝いた労作である。

博 嘉山 遠
〈追手門学院大学〉

『経済政策と公企業』

赤澤昭三 著

税務経理協会, 1992年, 191ページ, 定価
2,500円

決算ともいうべきまことに重要な貢献を成すものとして、高く評価されなければならない。それとともに、本書のもう一つの貢献は、「過去の経験に照らして、現代あるいは将来の国民の期待に応えることのできるよう公企業の在り方を再検討しておくこと」(まえがき)にある。これは、民営化万能主義ともいって近年の世界的潮流のなかにあって、これに対する重要な反省と再検討の素材を提供し、政策的指針を明示するものとなると思われるからである。

評者も及ばずながら、経済政策手段としての公企業のあり方について、公企業の成立と経営形態、政策的有効性、民営化の動向などについて長年研究を続け、公刊してきた(拙著『現代公企業総論』東洋経済新報社、一九八七年二月刊)が、同じ研究に携わる者として、本書のもう問題意識と学界への貢献を改めて高評価するものである。

本書は全一章から成っている。その内容は分析視角から、つぎの三つに大別しえよう。第一は、公企業への産業組織論的アプローチである。第一章では、公企業の有効競争促進政策が論じられ、その際の公企業の効率性発揮の重要性の指摘と、公共性の負担を勘案した公企業の経営効率評価における著者の好意的姿勢が印象的である。第二章では、先進資本主義諸国における公企業の成立、所有形態と経営形態などの比較検討がなされており、各国の公企業とその特徴を簡明に学ぶことができる仕組みとなっている。第三章は、アメリカのTVAを産業組織論的観点から分析しており、地域開発論や不況対策論などの通俗的分析視角とは異なる検討を展開している。その際、TVAの対抗力機能と競争入札制度に基づく反独占機能の発揮が注目されている。

第二の視点は、公企業の公共性と企業性の調和的融合、発展の結合という問題意識である。第四章は、公企業に期待される公共目的と、それによる企業性発揮への制約を論じており、「公企業に固有の公共的目的の限定とその内容の明確化」(六六ページ)による企業性発揮の強調が注目される。第五章では、公企業の公共性の負担の軽減による公企業の能率向上を力説し、そのための政府介入のあり方や市場における競争力強化を提言している。その結果公企業は、市場志向型のものと純公共的なものとに分類して、経営形態改善や成果評価を行う必要性があるとして、公企業政策の多様化・差別化を説いている。第六章では、公共性と企業性の調和という公企業の宿命的課題における企業性の強調がなされており、そのための政策介入の間接化を志向する管理形態の採用、公企業の競争市場への誘導のための経営組織の再編・分権化、産業や事業複合化の自由の付与、労使関係の改善などの対策が提起されている。第七、八章は、公企業の規制緩和について論じている。公益事業の自然独占という伝統的仮説への技術革新を論拠とする疑念から、規制緩和による公企業への競争導入の諸方策や民営化が提示されている。第九章は、前章における民営化政策の具体化の一例として、わが国における特殊会社と三公社の民営化について述べている。

第三の視点は、公企業政策の実態分析である。第一〇章ではイギリスを、第一章ではブラジルをケース・スタディーとしてとり上げ、前者ではD・クームズの国有化産業のナショナル・ビジネス化の必要性が、後者では発展途上国における公企業の重要性が、それ強調されている。

以上にみるごとく、本書は経済政策手段としての公企業を理論、歴史、実際の各視点から総合的、有機的に分析した、数少ない貴重な文献の一つである。最後に、若干の問題点を指摘して書評の責を果たしたい。第一に、著書の論旨は全般的に納得的であるものの、総体的に抽象論にすぎ、具体的の方策へのもう一步の踏み込みがあればと思う。第二に、現実の動向を追究する政策研究の論文集の宿命でもあるが、内容的にやや古い印象の個所も多く、その後の実態変化と政策的対応の加味があればと思う。第三に、各章の導入部では概念論の重複があり、これらは一つの章に独立させて集中的に論ずることも可能であろうと思われる。第四に、些細なことではあるが、ENIの設立は戦前(三六ページ)ではなく一九五三年であり、イギリス地方公企業体(一三一ページ)は地方公営企業体とすべきであり、公社性(四五ページ)は公社制であろう。また、自由私企業(八二ページ)や民間私企業(九四ページ)といった用語は、特質の強調とはいえ、過度の重複の観を免れ難い。第五に、訳本のあるもの(拙訳も含む)は、その明示が望まれる。とはいって、これらは評者の身勝手な注文であり、右の指摘が本書の価値をいささかも減ずるものでないことはいうまでもない。

雄
昭
<福岡大学>

施

西村嵩夫著
『中国経済研究』

晃洋書房、1992年、vi+195ページ、定価
2,300円

現在、中国経済は新中国成立以後四〇年余りの間に、経験したことのない経済発展の様相を呈している。これは鄧小平の経済改革・開放政策が功を奏したことによるものと高く評価できよう。その反面、激しい経済発展による経済的・社会的歪みや矛盾が、表面化して深刻な経済・社会問題になつていていることも否めない事実である。これは、「ドレード・オフの理論が示すように、中国の経済改革についても成果と問題点は並存している」ようだに、多くの問題点が経済改革による成果と同時に顕在化している。それだからといって、鄧小平の経済改革・開放政策を完全に否定するものではない。中国の経済発展過程において見られるように、一九五〇年代後半、毛沢東が行つた「大躍進」政策と、文化大革命後、華国鋒が実施した「洋躍進」政策が、ことごとく失敗に終わり、残された唯一の道は、

る政策内容と問題点を細かく論じている。さらに、このような政策路線の変化が体制運営に影響を与え、経済体制のあり方の決定に大きく作用することから、著者は中国の経済体制の性格を理解するために、第三章において、一九七九年を境に、経済改革・開放政策の実施以前と以後に分けて、それぞれの時代における経済体制の特徴と問題点を分析し、特に、改革・開放政策実施後の経済体制改革の方向、それに、体制改革による成果と問題点について力点を置き、経済体制改革全般にわたつて詳細に論述している。そして、その政策路線（紅路線）が体制運営、すなわち経済建設に対してどのように影響を及ぼし、山東省沂水県を事例にして「労働蓄積」問題を第四章で取り上げ、現実の政策展開の中でどのように生かされているかを紹介している。豊かで強力な社会主義国家を建設するには、労働蓄積が主要なものであり、基本的なものである。労働蓄積は農業生産に必要な労働需要を満たすばかりか、大規模な農田基本建設等の関連事業も可能にすることができる。このような労働蓄積の概念は人民公社の実践過程でよく現れ、中国農村の実状に最も適合したものである。その最たるものとしては農村における水利建設にはならない。中国においては、すべてが農業生産力の発展にかかる。それでも水利建設の進展を阻む問題も少なからず存在していた（第五章）。その水利建設事業は、各地（人民公社）で成果を上げ、大躍進期を除けば、概ね農業の自給率は高められた。毛沢東

はソ連と違った中国独自の経済発展モデルを開拓するために、地方的自給圈形成の構造を発動し、それが完成されれば、国防上の利益（戦略物資の地域間相互支援）ばかりか、経済上の利益（資源の部門間有効利用）をもたらすことができる。しかし、幾つか解決すべき課題はあるにしても、解決できない問題ではない（第六章）。また、労働力の質を上げることも、労働蓄積の概念からして同様に重要な問題である。改革・開放期の教育政策の基本路線は、あくまでも経済建設路線とマッチすべく教育の量的拡大と質的充実にあり、中国政府はどのようにして改革・開放路線に沿つて教育問題に取り組み成果を上げているかを、実態にそくして調べたのが第七章である。終章については、中国経済研究の流れの一環として台湾の経済問題を取り上げ、中国の社会主义経済建設路線が進むにつれて、いやおうなしに中国も台湾が現在抱えている問題点と同様な問題に直面するであろう。著者がこの章を特に加えたのは、中国経済研究の貫通性を保つ意味だけでなく、将来において、同様な問題に対しても中国政策はどのように対応するかを予測するための事例として、実際に参考できるのではないかといつた意味も含んでのことであろう。

本書は中国経済政策論ともいえる内容のものである。前半はマクロ的見地から経済政策の決定過程を論じ、後半はミクロ的視点から各テーマごとの政策決定を、その時代の体制路線にそくしながらどのように推移していくのかを論述している。膨大な文献・資料に基づいて著者独自の方法論で中国経済政策論を開拓しているので、読者は中国経済発展論に対して、よほどの素養がなければ、奥深い真理を理解することはできないであろう。

鄧小平が現在進めている経済改革・開放政策しかないといわざるをえない。まして社会主義計画経済体制（紅路線）から社会主義市場経済体制（専路線）へ移行する過程で、どうしてもさまざまな混乱が起ころし、問題も発生するからである。本書は根本的に異なる基本理念を持つ「紅路線」と「専路線」に対する比較分析に焦点を当て、両政策路線の成果と課題、経済体制の変革、そして、伝統的（紅路線）経済体制と革新的（専路線）経済体制それぞれに内在する問題点を明らかにし、あわせてこれらに関連する労働蓄積、水利建設、地方自給圈形成、教育、台灣経済などの諸問題についても言及し、著者の中国経済政策論を開拓したものである。

本書は八章から構成され、各章はそれぞれ異なる時期、異なる学術文献・雑誌において発表された論文を集成したものである。それでも難然とした論文構成ではなく、一貫して中国が成立以来、経済建設に際する政策路線の選択を各時代区分ごとに提起されてきた重大な問題に照らし合わせ、著者は詳細に論述している。第一章では、中国の政策路線を「紅路線」と「専路線」に分け、それぞれが中国の悲劇であり、この点についてもよく記述されている。それゆえに、鄧小平が経済改革・開放政策を始める以前の中国の国家建設は、大きな影響を受ける、どのような要因によって影響が及んだのかを分析し、さらに、「紅路線」と「専路線」が交互に出現したことが中国の悲劇であり、この点についてもよく記述されている。それゆえに、鄧小平が経済改革・開放政策を始める以前の中国の国家建設は、いわば糰余曲折にして長いいばらの道程であったに違いない。それを第二章の中で時代区分ごとに「紅路線」か、あるいは「専路線」かを、著者は各政策路線ごとに詳しく分析し、各時代区分期における影響を、著者は各政策路線ごとに詳しく分析し、各時代区分期における影響を、

学 会 記 事

第五十回大会について

日本経済政策学会第五十回大会は、慶應義塾大学が主催校（準備委員長、藤井隆）となつて、同大学湘南藤沢キャンパスにおいて、五月二十九日（土）、三十日（日）の両日開催された。

第一日 I 共通論題報告

「日本の社会経済システム——二一世紀に向けての展望」

座長 野尻武敏（大阪学院大学）

加藤 寛（慶應義塾大学）

（I）問題提起

報告者 植草 益（東京大学）

（2）マクロ経済システムの展望

報告者 島田晴雄（慶應義塾大学）

（3）ミクロ経済システムの展望

報告者 新庄浩二（神戸大学）

（4）新しい社会経済システムの構築

報告者 正村公宏（専修大学）

II 共通論題討論

討論者 尾上久雄（滋賀大学）
討論者 鶴田俊正（専修大学）
討論者 新野幸次郎（神戸大学）
討論者 柳川隆（名古屋学院大学）

討論者 大岩雄次郎（東京国際大学）
討論者 佐藤芳雄（慶應義塾大学）
吉田徳三郎（日本大学）
討論者 首藤信彦（東海大学）
討論者 大森達也（聖学院大学）
討論者 原田泰・松浦秀樹（郵政研究所）

討論者 尾上久雄（滋賀大学）
討論者 鶴田俊正（専修大学）
討論者 新野幸次郎（神戸大学）
討論者 柳川隆（名古屋学院大学）

討論者 大岩雄次郎（東京国際大学）
討論者 佐藤芳雄（慶應義塾大学）
吉田徳三郎（日本大学）
討論者 首藤信彦（東海大学）
討論者 大森達也（聖学院大学）
討論者 原田泰・松浦秀樹（郵政研究所）

（1）新しい企業システム
（2）日本企業の利益率は本当に低いのか
（3）日本型フレキシビリティの構造——日本型フレキシビリズムの未来に向けて——

討論者 新庄浩二（神戸大学）
討論者 佐藤芳雄（慶應義塾大学）
吉田徳三郎（日本大学）
討論者 首藤信彦（東海大学）
吉田徳三郎（日本大学）
討論者 大森達也（聖学院大学）
吉田徳三郎（日本大学）

（1）社会変革と人間主体の経済政策
（2）非官能部門の形成と利他主義

討論者 小柴徹修（東北学院大学）
討論者 植村利男（亜細亜大学）
討論者 原田泰・松浦秀樹（郵政研究所）

（1）年金政策と年金意識——ヴィネット調査による年金給付閑数の推計——
（2）高齢者家計における遺産行動の実証分析
（3）高齢化社会と年金財政——年金ジャンル別の計画予測・再吟味的シミュレーション

討論者 丸尾直美（慶應義塾大学）
討論者 駒村康平（社会保障研究所）
討論者 小藪一郎（ライフデザイン研究所）

（1）短期金融市場の国際化と残存規制問題
（2）日本の医療供給政策と看護労働力
（3）教育と医療

討論者 深谷昌弘（慶應義塾大学）
討論者 丹羽春喜・松本安司（京都産業大学）

（1）日本の医療供給政策と看護労働力
（2）地域主権的中央制御の経済政策システム

討論者 権丈善一（慶應義塾大学）
討論者 西村周三（京都大学）

（1）システム評価の基準としての「調整」—

新オーストリア学派の「市場プロセス」

座長 五井一雄（中央大学）
原 豊（青山学院大学）

（1）新しい環境破壊とその対策
報告者 鈴木 守（東海大学）
討論者 植田和弘（京都大学）

（2）アメリカの環境政策における取引の利用
報告者 新澤秀則（神戸商科大学）
討論者 神里 公（東洋大学）

（3）最適環境制御における環境保全投資問題
報告者 岩谷頼久（佐野女子短期大学）
討論者 郡嶺 孝（同志社大学）

（4）環境政策と産業競争力——低硫黄化技術による環境の内部経済化——
報告者 西嶋洋一（千代田化工建設）
討論者 安田八十五（筑波大学）

（5）環境税のパブリック・アクセプタンス
報告者 仲上健一（立命館大学）
討論者 横山 彰（中央大学）
討論者 寺西俊一（一橋大学）

（6）水資源開発計画と環境・社会的評価
報告者 遠山嘉博（追手門学院大学）
討論者 原 司郎（高千穂商科大学）

（7）旧東ドイツ国営企業の民営化政策
報告者 大西健夫（早稲田大学）
討論者 碓冰 尊（慶應義塾大学）
討論者 遠山嘉博（追手門学院大学）
討論者 西村周三（京都大学）

セッション4 「市場・規制・民営化政策」
座長 赤沢昭三（東北学院大学）
越後和典（宮崎産業経営大学）

一日本型地域包括医療システムをモデルとして

として

報告者 田村貞雄（早稲田大学）

討論者 西村周三（京都大学）

私立大学に係る産業政策について

報告者 中西克彦（愛知女子短期大学）

討論者 梅下隆芳（愛知教育大学）

セッション7 「国際化時代の経済政策」

座長 藤井 隆（慶應義塾大学）

(1) 内なる国際化時代の経済と南北問題の政

策原理―創造的不安定期の二一世紀朝鮮の自立経済―

報告者 高良有政（沖縄大学）

討論者 高屋定美（近畿大学）

(2) 国際化と技術移転

報告者 木下武人（中村学園大学）

討論者 斎藤 優（中央大学）

セッション8 「技術開発と人的資源」

座長 藤井弥太郎（慶應義塾大学）

(1) 公的研究投資と技術革新に関する考察

報告者 馬場正弘（富士短期大学）

討論者 西田 稔（関西学院大学）

(2) イノベーションと特許ライセンス制度の経済厚生分析

録申請にむけて準備することを了承した。

関東部会

(2) 平成六年度全国大会について、大会校を中部部会にお願いすることとした。

本部常務理事会・幹事会 平成五年五月十二日

(水) 神戸大学経済学部応接室

平成五年度全国大会での式次第と報告事項

並びに協議事項についての確認があり、これを承認した。

本部常務理事会・幹事会 平成五年九月二日

(木) 神戸大学経済学部貴賓室

平成五年度全国大会

の共通論題、サブテーマについて審議し、意見を大会準備校に申し出ることとした。

会費について、海外出張や留学期間中の扱いについて、これらの期間についても原則として会費を徴収することを確認した。

常務理事の選舉について、選舉前年の十一月一日における会員数に従って、各部会における常務理事の定員を配分する案について審議し、これを承認した。

(藤岡秀英記)

二 年報の編集状況について 近江谷委員

（近江谷幸一記）

報告者 柳川 隆（名古屋学院大学）

討論者 神 隆行（大阪学院大学）

(3) 職業別労働市場と内部労働市場―情報処理技術者のケース

報告者 村上由紀子（早稲田大学）

討論者 永野 仁（明治大学）

セッション9 「社会資本・地域経済」

座長 河野博忠（筑波大学）

(1) 社会資本形成の現状と課題

報告者 平川本雄（郵政研究所）

討論者 奥野信宏（名古屋大学）

(2) 通常の所得税の存在を考慮した土地譲渡所得税の効果

報告者 前川俊一（明海大学）

討論者 青野勝広（松山大学）

(3) 高速交通体系と架橋政策―瀬戸大橋架橋後の地域経済問題を中心に―

報告者 坂本忠次（岡山大学）

討論者 太田和博（東京電機大学）

(4) 日本経済における中央・地域政府階層的財政構造の最適安定化政策

報告者 伊藤幸雄（大阪経済大学）

討論者 長峰純一（追手門学院大学）

以上、今大会は二日間にわたり延べ約五百

四十名もの出席をえて、成功裡に終了することができた。会員各位に対しても催校として謝意を表したい。

最後に、今大会は自由論題での報告希望の方に報告希望をお取り下げ戴く結果となつたことを深くお詫びしたい。

（駒井正晶記）

全国常務理事・幹事会 平成五年十二月二十日

七日（月）東京駅ルビーホール

審議事項「日本学術会議第十六期会員候補者および推薦人の選出について」

（1）推薦手続についての先例の確認

（2）学術会議会員候補者および推薦人（予備者を含む）の人数等についての説明

（3）学術会議会員候補者および推薦人（予備者を含む）について審議し、これを決定した。

（藤岡秀英記）

本部常務理事会・幹事会 平成五年三月十一日

（木）神戸大学経済学部応接室

（1）第十六期日本学術会議会員選出について報告があり、今後、学術研究団体の登

長より、順調に進行しているとの報告があった。

（2）その他の大会受け付けにデイスカッショーン・ペーパー置き場を設けてもらうよう、大会校に依頼することとした。（コピー費用は本人負担）

（近江谷幸一記）

通論題、サブ・テーマ、報告者等について協議した。

本年度の関東部会研究報告会は、平成六年一月二十九日（土）午後一時半より日本大学経済学部本館会議室で開催された。報告会は

次の通りに行われた。

座長 柏崎利之輔（早大）

第一報告 報告者 植村利男（亞細亞大）

「日本の社会経済システムとX効率性」

討論者 加藤壽延（亞細亞大）

第二報告 報告者 東条隆進（早大）

「日本の社会経済システムと展望」

討論者 高柳 晓（筑波大）

（近江谷幸一記）

中部部会報告

常務理事・理事・幹事会

- (1) 平成五年六月十九日（土）キタンクラ
「会議室」

本年度地方大会（研究発表会、工場見学会）及び第五回全国大会（共通論題、準備委員会の設置）について協議した。

- (2) 平成五年八月三十日（月）キタンクラ
「会議室」

本年度の中部地方大会の主催校、及び次年度全国大会の件について協議した。

(3) 平成五年十一月十九日（土）名古屋商科大学
本年度の中部地方大会（第二回）は、大會委員長太田辰幸理事のもと、平成五年十一月十九日（土）、名古屋商科大学で開催され

た。四〇人ほどの会員が参加し、熱心な討議がなされた。各報告題目及び報告者は次の通りである。

- (1) Harnessing a Chaos in a Market Economy
山口 薫（名古屋商科大学）
（2）マインバンク論の一考察
一村和之（名古屋学院大学）
（3）外国人労働力導入の経済効果と政策的含意
吉田良夫（朝日大学）
（4）日本における住宅事情の地域的特性と類型
角本伸晃（高岡商科大学）
（5）新古典派成長モデルにおける付加価値税
石橋一雄（名古屋商科大学）

- (1) 平成五年三月十一日（木）神戸大学
関西部会春の例会についての日程と神戸大学を当番校として準備を進めることが決定された。

- (2) 平成五年五月十一日（水）神戸大学
全国大会に向けての関西部会の収支・決算書について確認がなされた。

- (3) 平成五年九月二日（木）神戸大学
関西部会例会のテーマに関して、平成六年度大会の共通論題に準じる」ととした。また、工場見学会について、平成六年春に実施することとした。

関西部会報告

常務理事・幹事会

- (1) 平成五年三月十一日（木）神戸大学
関西部会春の例会についての日程と神戸大学を当番校として準備を進めることが決定された。

戸大学を当番校として準備を進めることが決定された。

- (2) 平成五年五月十一日（水）神戸大学
全国大会に向けての関西部会の収支・決算書について確認がなされた。

- (3) 平成五年九月二日（木）神戸大学
関西部会例会のテーマに関して、平成六年度大会の共通論題に準じる」ととした。また、工場見学会について、平成六年春に実施することとした。

部会研究会

理事・幹事会

- 春の研究会は平成五年五月八日（土）に関西文化サロンにおいて開催され、また、秋の研究会は平成五年十二月十八日（土）に大阪市立大学文化交流センターにおいて開催された。

研究会は平成五年十二月十八日（土）に大阪市立大学文化交流センターにおいて開催された。春・秋いずれの研究会も二つの報告が行われ、それぞれ三十数名の出席者をえて活発な討論がなされた。春・秋の研究会の報告論題および報告者は次の通りである。

（梅下隆芳記）

春の研究会

（米市場開放の長期計画）

- 安場保吉氏（大阪大学）

（日本型政治経済システム再考）

- 植松忠博氏（神戸大学）

（均衡と貨幣の非中立性）

- 杉山富士夫氏（日本文理大学）

（台湾のGATT加盟について）

- 施 昭雄氏（福岡大学）

編集後記

理事会に先立つて行われた理事・幹事会では、平成六年度全国大会と次期開催校、および書評対象図書選定について協議された他、会計報告が行われ、後刻の部会総会にはかり、すべて了承された。

（薮田雅弘記）

秋の研究会

（躍進する東南アジア経済と日本の対応）

- 松永宣明氏（神戸大学）

（市場経済化する中国と日本の対応）

- 加藤弘之氏（神戸大学）

（藤岡秀英記）

西日本部会報告

（平成五年度の西日本部会は、春・秋の二回の研究報告会と理事・幹事会を開催した。）

春季（第五十三回）例会

暖かな心地よい春の日差しを受けて、活発かつ熱心な研究報告会が催された。

- （1）期日 平成五年五月八日（土）

- （2）場所 福岡大学文系センター

- （3）研究報告会（十三時～十六時）

- （4）国際化と技術移転

- （5）木下武人氏（中村学園大学）

秋季（第五十四回）例会

（鈴木学長、古河幹夫会員の配慮のものと極めて有意義な研究報告会が催された。）

- （1）期日 平成五年十月三十日（土）

- （2）場所 長崎県立大学

- （3）研究報告会（十三時～十六時）

（経済システムとの関連における正義概念の検討）

- 古河幹夫氏（長崎県立大学）

- （2）組合行動をもつ一般均衡模型と貨幣の中立性

- （3）南北問題の中の台灣経済

- （4）朝元照雄氏（九州産業大学）

本年度の年報は、主に、昨年五月慶應義塾大学で行われた第五〇回大会における報告に基づき、準共通論題報告六篇、自由論題報告二五篇、書評四篇を収録した。共通論題報告は、五〇回大会記念として別の書物で掲載される予定であり、それゆえ、年報には、植草益五〇周年記念事業委員長による報告の要約及び座長による総括を掲載した。また、今回は、紙数の関係から、展望論文（英文）は掲載しなかった。

最後に、年報編集に御配慮戴いた全国大会当番校慶應義塾大学加藤寛教授はじめとする諸先生、本部事務局及び各部会幹事と勤勉出版サービスの方々に厚く御礼申し上げる。

（近江谷幸一記）

一部として文部省科学研究費（研究成果公開促進費）の交付を受けた。

<Summary>

Prospects of Japan's Socio-Economic Systems

—Their Trends toward the 21 Century—

Masu Uekusa, University of Tokyo

This year's convention of the Japan Economic Policy Association was the 50 years anniversary one, which was held in Keio University during the period of 29-30 in May, 1993. The program committee of the convention chose "Prospects of Japan's Socio-Economic Systems—Their Trends toward the 21 Century—" as the common subject of discussion in the anniversary convention, and selected the following three sub-themes and guest speakers:

- ① 'Prospects of Macro-Economic Systems,' Professor Haruo Simada of Keio University;
- ② 'Prospects of Micro-Economic Systems,' Professor Koji Sino of Kobe University;
- ③ 'Construction of New Socio-Economic Systems in Japan,' Professor Kimihiro Masamura of Senshu University.

After Professor Masu Uekusa of Tokyo University did an opening address, the speakers reported their papers and then the three guest commentators (Professors Hisao Onoe of Siga University, Tosimasa Tsuruta of Senshu University and Kojiro Niino of Kobe University) commented the three reports.

Each reporter analysed some social, economic and political systems which have sustained the postwar Japan's economic developments, and then proposed the necessity of construction of some new systems corresponded to the recent trends in domestic economy and society in Japan and its international relations.

"Prospects of Japan's Socio-Economic Systems—Their Trends toward the 21 century—" is to be also discussed as the common subject matter in the next year's convention. The papers reported by guest speakers in this year and the next year will be published after the next year's convention as one of the 50 years anniversary tasks of the Japan Economic Policy Association.

(1988).

The Association's themes printed in the annual reports are as follows:

- “Conditions of Economic Independence for Japan” (1951)
- “Patterns of Economic Control” (1952)
- “Planning in Economic Policy” (1953)
- “Industrial Structure and Economic Policy” (1954)
- “Policy for Self-supporting Economy of Japan” (1955)
- “Japanese Post-War Economic Policy” (1956)
- “Post-War Economic Policy in the World” (1957)
- “Objects and Methods of Economic Policy” (1958)
- “Types of Economic Planning” (1959)
- “Structural Analysis and Economy Policy” (1960)
- “Government’s Role in the Present Economy in Japan” (1961)
- “Economic Planning in Japan” (1962)
- “Big Business and Economic Policy” (1963)
- “Economic Policy of Regional Development” (1964)
- “Change of Economic Structure in Japan” (1965)
- “Economic Regimes in the World and Economic Policy” (1966)
- “Economic Policy in Transformation Period” (1967)
- “Economic Policy during Post-War Twenty Years” (1968)
- “Capital Liberalization and Economic Policy” (1969)
- “Oligopoly and Economic Policy” (1970)
- “A Reappraisal of Recent Japan’s Economic Growth” (1971)
- “Pollution and Economic Policy” (1972)
- “International Comparison of Present Economic Policy” (1973)
- “Internationalization and Industrial Organization” (1974)
- “Contemporary Inflation and Distribution Policy” (1975)
- “Resource Problems and Economic Policy” (1976)
- “Welfare Policies under the Slower Rate of Economic Growth” (1977)
- “Transformation Policy of Industrial Structure in Japan” (1978)
- “Economic Policy during Thirty Years after World War II in Japan
—Prospect and Retrospect—” (1979)
- “Efficiency and Justice in Economic Policy” (1980)
- “International Cooperation and Economic Policy in Japanese Economy”
(1981)
- “Pacific Ocean Community and Japanese Economy” (1982)
- “Demand Side and Supply Side in Economic Policy” (1983)
- “Science and Technology in Economic Policy” (1984)

- “Regional Development and Economic Policy” (1985)
- “Role of Government in Japanese Economy” (1986)
- “Privatization and Government Regulation” (1987)
- “The Dynamism of Economic Development and Welfare Criteria” (1988)
- “Debates at the Great Turns in the Economic Policy Making” (1989)
- “Industrial Policy and the World—Response to Borderless Economy—”
(1990)
- “Transformation of Economic Systems and Policy” (1991)
- “Global Environmental Problems and Economic Policy” (1992)
- “Movement of Population and Economic Policy” (1993)

The Association is administered by a board of 25 members elected every three years. Present members are: M. Uekusa (Prof., Tokyo Univ.), K. Echigo (Prof., Miyazaki Sangyo-Keiei Univ.), H. Onoe (Pres., Shiga Univ.), K. Omiya (Prof., Nihon Univ.), T. Kashiwazaki (Prof., Waseda Univ.), H. Kato (Prof., Keio Univ.), T. Kato (Prof., Asia Univ.), T. Konishi (Prof., Kwansei Gakuin Univ.), K. Goi (Prof., Chuo Univ.), Y. Sato (Prof., Keio Univ.), Y. Shimizu (Prof., Kanagawa Univ.), T. Suzuki (Prof., Kinki Univ.), A. Sei (Prof., Fukuoka Univ.), K. Niino (Emeritus Prof., Kobe Univ.), M. Nishino (Prof., Meiji Univ.), T. Nojiri (Prof., Osaka Gakuin Univ.), T. Noma (Prof., Doshisha Univ.), Y. Hara (Prof., Aoyama Gakuin Univ.), K. Masamura (Prof., Senshu Univ.), T. Matsugu (Prof., Nagoya Univ.), N. Maruo (Prof., Keio Univ.), R. Maruya (Prof., Kobe Univ.), T. Mizuno (Prof., Chuo Univ.), H. Yokoi (Prof., Nagoya Gakuin Univ.), T. Yoshida (Prof., Nihon Univ.).

Prof. T. Nojiri was elected the president of the Association in 1992 and appointed as the administration of the head office, while Prof. K. Omiya was appointed as a chief editor of annual reports.

The Association adopts as one of its objectives co-operation with similar foreign associations, though the society has not yet to realized effectual steps towards this aim. However, the Association welcomes from time to time some foreign scholars who show their interest and attend the annual meeting. The Association is now intending to broaden international liaisons in various forms as extensively as the budget permits.

- Pension Policy and Pension Consciousness : Estimation of Pension Benefit Function Using Vignette Survey *Yasuhiro Tsukahara*
The Empirical Analysis of Bequest Behavior in Aged Family *Kohei Komamura*
Old Age Society and Pension Budget : A Re-examinative Projection by Econometric Simulation for Each Pension Category *Haruki Niwa, Yasushi Matsumoto*
- The Health Policy and the Nurse Shortage in Japan *Yoshikazu Kenjoh*
On the Community Oriented Economic Policy Model Based upon Practices of Community Comprehensive Medical Care in Japan *Sadao Tamura*
National Policy on Private Universities in Light of Industrial Policy *Katsuhiko Nakanishi*
Internationalization and Transfer of Technology *Taketo Kinoshita*
A Study on Public Research Investment and Technological Innovation *Masahiro Baba*
- Welfare Analysis of Innovation and Patent Licensing System *Takashi Yanagawa*
Occupational Labor Market and Internal Labor Market *Yukiko Murakami*
Effects of Capital Gains Tax after Taking Income Tax into Consideration *Shun-ichi Maekawa*
On the Economic Effects of the Seto Ohashi Bridge as an Expressway System *Chuji Sakamoto*
Optimal Stabilization Policies under Hierarchical Fiscal Structures between Central and Regional Governments in Japanese Economy *Yukio Ito*
- BOOK REVIEWS**
- Yasusuke Murakami, *Anti-Classical Political Economy*, 1992 *Kojiro Niino*
Asao Mizuno, *Unemployment Behavior in Japan*, 1991 *Hiroyuki Kanekiyo*
Shozo Akazawa, *Economic Policy and Public Enterprise*, 1992 *Yoshihiro Toyama*
Akio Nishimura, *Study of Chinese Economy*, 1992 *Akio Se*

JAPAN ECONOMIC POLICY ASSOCIATION
KOBE UNIVERSITY, NADA-KU KOBE JAPAN

KANTO BRANCH: KEIO UNIVERSITY, TOKYO
CHUBU BRANCH: NAGOYA UNIVERSITY, NAGOYA
KANSAI BRANCH: KOBE UNIVERSITY, KOBE
NISHINIHON BRANCH: FUKUOKA UNIVERSITY, FUKUOKA

NIHON KEIZAISEISAKU GAKKAI-Japan Economic Policy Association was founded 1940 in Tokyo by about 300 professors and researchers interested in the scientific study of economic policy. At present there are more than twenty associations for the study of various fields of economics, most of which were established after World War II. Thus the Japan Economic Policy Association is one of the few academic associations for economic study established before the War in Japan.

The Association publishes annual reports in Japanese, each containing reports done at each annual meeting and resumes of the discussion about each report, including other articles written by members. Forty volumes of annual reports have been published until 1992, except for the years interrupted by the War. Besides annual reports, the Association published the following four books in Japanese which were the results of special group studies organized by the Association in its commemoration of the 15th anniversary of the Japan Economic Policy Association.

T. Ito (ed.), *Post-War Industrial Policy in Japan*, (1957). T. Yamanaka and M. Cho (ed.), *Analysis of Post-War Japanese Economic Policy*, (1958). K. Miyata and K. Fujita (ed.), *Development of Japanese Economic Policy* (1958). H. Matsuo and K. Yamaoka, *A Chronological Table of Japanese Post-War Economic Policy*, (1962, enlarged ed. 1969).

The Association also published the following book which was the proceedings of the conference held by the Association in the commemoration of the 30th anniversary of founding the Japan Economic Policy Association.

H. Kato, T. Fujii, K. Niino and M. Ito (ed.), *Studies in Contemporary Economic Policy*, (1978).

The Association also published the following two books in commemoration of the 40th anniversary of founding the Japan Economic Policy Association.

Japan Economic Policy Association (ed.), *The Making of the Science of Economic Policy, The Development of the Science of Economic Policy*,

日本の社会経済システム

21世紀に向けての展望

—日本経済政策学会年報XLII—

1994年3月30日 第1刷発行 定価3,090円
(本体3,000円)

編 者 日本経済政策学会
発 行 者 野尻 武 敏

発 行 所 神戸市灘区
神戸大学内

発 行 所 東京都文京区
後楽2-23-15
振替東京5-175253・電話(03) 3814-6861

落丁本・亂丁本はお取扱いします
無断で本書の全部又は一部の複写・複製を禁じます Printed in Japan

ISBN4-326-54885-1

THE ANNUAL
OF
JAPAN ECONOMIC POLICY ASSOCIAITON

1994 No.42

CONTENTS

Introduction

The Program Committee

ARTICLES

PROSPECTS OF JAPAN'S SOCIO-ECONOMIC SYSTEMS-THEIR TRENDS TOWARD THE 21ST CENTURY-

Prospects of Japan's Socio-economic Systems-Their Trends toward the 21st Century : Summing-up

Masu Uekusa

Summary

Hiroshi Kato, Taketoshi Nojiri

Social Change and Human-Centred Economic Policies

Hiroshi Suzuki

The Quasi Public Goods Supply by Giving-Development of

Tamon Yamada

Non-Profit Sector and Altruism-

Shigeyuki Hamori

Policy Regime Shift and Consumer Behavior

Nobuhiko Suto

In Search of New Enterprise System

Naoki Toma

The Structure of Japanese Model Flexibility

Tadahiro Uematsu

The Religious Foundation of Japanese Polity and Economy

REPORTS

Marketable Permits in US Environmental Programs

Hidenori Niizawa

The Environmental Preservation Investment Problem in an Optimal Environmental Control

Sadahisu Iwaya

Internalization of Environmental Costs and Directoin of Environmental Management in Japan-Learning from the History of Fighting Sulfur Removal-

Yoichi Nishijima

Public Acceptance of Environmental Taxes

Akira Yokoyama

Environmental Sustainability Condition of Water Resources Development Projects

Kenichi Nakagami

"The New Industrial Policy" in the 21st Century that MITI is Groping About

Takao Kawakita

Empirical Tests for Spatial Competition and "Daiten-HO"

Sukehiro Hosono

On the Regulation of the Predatory Pricing in the United States

Toshiaki Ogawa

Deregulation and the Cost Structure of Airline Services in Japan Some Influences of the Financial Regulations Remained on the Short-term Money Market

Tatsuji Kinugasa

Privatization Policy of the Former East German Companies "Catalectic Efficiency" as an Alternative Concept of "Social Welfare" : A Modern Austrian Market Process Prespective

Masanobu Konno

Takeo Ohnishi

Shuichi Nakamura

EDITED AND PUBLISHED BY

JAPAN ECONOMIC POLICY ASSOCIATION

(BUREAU OF JAPAN ECONOMIC POLICY ASSOCIATION)

KOBE UNIVERSITY, KOBE, JAPAN)